

事務事業現況調書

相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町

第4回 相模原市・藤野町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その2

財務部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
保健福祉部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
市民部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	258
経済部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	318

各種事務事業の取扱いについて
(Cランク) その2

財 務 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	固定資産評価審査委員会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例
歳出予算額（平成17年度）	232千円	81千円	24千円	13千円	25千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日15,000円 開催回数 1回（H16実績） 審査申出件数 0件（H16実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日8,500円 開催回数 1回（H16実績） 審査申出件数 0回（H16実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日7,700円 開催回数 1回（H16実績） 審査申出件数 0件（H16実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日8,100円 開催回数 1回（H16実績） 審査申出件数 0件（H16実績）</p>	<p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日8,100円 開催回数 1回（H16実績） 審査申出件数 0件（H16実績）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	財政状況の公表		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第243条の3第1項 相模原市財政状況公表条例	地方自治法第243条の3第1項 城山町財政状況の公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 津久井町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 相模湖町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 藤野町財政状況の作成及び公表に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	105千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】 ・当初予算の概要（ポスター） ・歳入歳出決算の状況（ポスター） ・相模原市の財政状況（上半期・下半期）</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】 ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・城山町の財政状況（上半期・下半期）</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 収入及び支出の概況 住民負担の概況 公営事業の経理の概況 財産、公債及び一時借入金の現在高</p> <p>【公表方法】 津久井町広報に掲載</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日）</p> <p>【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項</p> <p>【公表方法】 ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・相模湖町の財政状況（上半期・下半期）</p>	<p>【公表時期】 条例に基づき年2回（6月1日及び12月1日）</p> <p>【公表内容】 収入及び歳出の概要 住民の負担の概要 公営事業の経理の概要 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他町長において必要と認める事項</p> <p>【公表方法】 当初予算の概要（広報紙） 歳入歳出決算の状況（広報紙） 掲示板に告示</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	財政調整基金及び減債基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第241条第1項 相模原市財政調整基金条例 相模原市減債基金条例	地方自治法第241条第1項 城山町財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例 城山町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 津久井町財政調整基金条例 津久井町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 相模湖町財政調整基金条例 相模湖町減債基金条例	地方自治法第241条第1項 藤野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例 藤野町町債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	155,970千円	251,053千円	355,000千円	0千円	143千円
歳入予算額（平成17年度）	5,970千円	1,524千円	662千円	0千円	143千円
【事務事業の内容】	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。 なお、平成15年度から、人件費の節減分を退職手当への財源として積み立てている。</p> <p>【平成15年度末残高】 約64億円（うち、退職手当財源分は5億円）</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 20億円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 477万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 市債の返還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため（平成15年度からのミニ市場公募債発行に伴い設置し、償還金に充てる経費を積み立てるもの）</p> <p>【平成15年度末残高】 0万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 1億5,120万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 投資的事業等に充当するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 9億3,000万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 2億4,100万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 140万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 1億7,000万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 10,053千円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 11万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 町財政の健全な運営を図るため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 5億2,172万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 2億2,500万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 56万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 8,940万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 6,000千円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 9万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。</p> <p>【平成15年度末残高】 417万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 0.1万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 9,907万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の返還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成15年度末残高】 28万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 0万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p>	<p>< 財政調整基金 > 【目的】 町の発展となるべき投資的事業等に充当するため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 5億6,205万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 2億8,500万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 10万円</p> <p>【特定財源の内訳】 預金利息収入</p> <p>< 減債基金 > 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置。</p> <p>【平成15年度末残高】 6,573万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 2,100万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 4.3万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利息収入</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	指定金融機関等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第235条第2項 相模原市収納代理機関の指定（昭和46年相模原告示第70号）	地方自治法第235条第2項 地方自治法施行令第168条第2項 指定金融機関の指定（昭和41年城山町告示第17号）	地方自治法第235条第2項 津久井町指定金融機関の指定（昭和41年告示第9号）	地方自治法第235条第2項 相模湖町指定金融機関の指定（昭和41年告示第12号）	地方自治法第235条第2項 藤野町指定金融機関の肯定（昭和47年藤野町告示第26号）
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 横浜銀行</p> <p>【収納代理金融機関】 三井住友銀行、駿河銀行、みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、UFJ銀行、八千代銀行、神奈川銀行、静岡銀行、東日本銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、市農協、八王子信用金庫、平塚信用金庫、城南信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、八ヶ岳信用組合、県歯科医師信用組合、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p> <p>【派出所】 南合同庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農協川尻支所</p> <p>【指定代理金融機関】 横浜銀行中野支店</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行橋本支店、東京三菱銀行相模原支店、三井住友銀行八王子支店、りそな銀行橋本支店、八千代銀行城山支店、山梨信用金庫城山支店、中央労働金庫相模原支店、住友信託銀行八王子支店、横浜地方貯金局</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行、りそな銀行、横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の義務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p>	<p>【内容】 公金の収納事務及び支払の義務</p> <p>【指定金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	電源立地地域対策交付金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法
歳出予算額（平成17年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）		5,929千円	4,500千円	8,315千円	4,500千円
【事務事業の内容】	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 横山スポーツ広場防球ネット改修工事 12,810千円 平成15年度 テニスコート改修工事 6,475千円 平成14年度 町道維持工事 6,149千円 平成13年度 町道維持工事 5,501千円 平成12年度 プール塗装工事 10,500千円 平成11年度 プール管理棟塗装工事 10,981千円 ・実績 各年度交付額は 5,929千円 (13年度は5,501千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 防火水槽設置工事 6,615千円 平成15年度 生涯学習センター維持補修事業 6,848千円 平成14年度 消防ポンプ積載車等整備事業 5,762千円 平成13年度 防火水槽整備事業 5,135千円 平成12年度 防火水槽整備事業 5,565千円 平成11年度 防火水槽整備事業 8,574千円 ・実績 各年度交付額は、4,500千円（定額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 町道改良工事 19,950千円 平成15年度 消防車両購入 17,030千円 平成14年度 地域集会所建設 26,411千円 平成13年度 町道維持工事 8,793千円 平成12年度 町道改良工事 8,651千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 町道維持工事 5,250千円 ・実績 各年度交付額は 8,315千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 水道配水管敷設替工事 19,992千円 平成15年度 水道配水管敷設替工事 6,636千円 平成14年度 消防水利整備事業 6,836千円 消防指令車購入 3,576千円 平成13年度 町道維持修繕工事 4,536千円 平成12年度 消防水利整備事業 5,397千円 平成11年度 消防水利整備事業 6,835千円 ・実績 各年度交付額は、4,500千円（定額）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会																																																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																		
12	相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課																																																
根拠法令等		財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議																																																
歳出予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円																																																
歳入予算額(平成17年度)		2,000千円	3,000千円	2,500千円	2,500千円																																																
【事務事業の内容】	該当なし	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成16年度</td><td style="text-align: right;">2,000千円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成16年度	2,000千円	平成15年度	"	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成16年度</td><td style="text-align: right;">3,000千円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成16年度	3,000千円	平成15年度	"	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成16年度</td><td style="text-align: right;">2,500千円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成16年度	2,500千円	平成15年度	"	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"	<p>相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 <p>【補助金の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成16年度</td><td style="text-align: right;">2,500千円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td style="text-align: center;">"</td></tr> </table>	平成16年度	2,500千円	平成15年度	"	平成14年度	"	平成13年度	"	平成12年度	"	平成11年度	"
平成16年度	2,000千円																																																				
平成15年度	"																																																				
平成14年度	"																																																				
平成13年度	"																																																				
平成12年度	"																																																				
平成11年度	"																																																				
平成16年度	3,000千円																																																				
平成15年度	"																																																				
平成14年度	"																																																				
平成13年度	"																																																				
平成12年度	"																																																				
平成11年度	"																																																				
平成16年度	2,500千円																																																				
平成15年度	"																																																				
平成14年度	"																																																				
平成13年度	"																																																				
平成12年度	"																																																				
平成11年度	"																																																				
平成16年度	2,500千円																																																				
平成15年度	"																																																				
平成14年度	"																																																				
平成13年度	"																																																				
平成12年度	"																																																				
平成11年度	"																																																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	土地開発基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第241条第1項 相模原市土地開発基金条例及び施行規則	地方自治法第241条第1項 城山町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項 津久井町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項 相模湖町土地開発基金条例	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	65千円	108千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 35億8,000万円</p> <p>(内訳) 現金 約6億3,700万円 土地 約4億2,800万円 (9件 約9,800㎡ 及びその他隅切用地) 債権 約25億1,500万円</p> <p>【特定財源】 なし</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 約2億8,473万円</p> <p>(内訳) 現金 約1億37万円 土地 約1億8,436万円 (3件 約1,969㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利子</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 6億1,562万円</p> <p>(内訳) 現金 約9,006万円 土地 約5億2,557万円 (24件 約6,271㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利子</p>	<p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成15年度末残高】 1億4,151万円</p> <p>(内訳) 現金 約696万円 土地 約1億3,455万円 (4件 約1,379㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 なし</p>	平成16年3月29日解散

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	契約業者の登録及び指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	契約課	財務課	契約検査課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法施行令 第167条の11第2項 相模原市契約規則 第23条 相模原市指名競争入札参加者選定規程	地方自治法施行令 第167条の11第2項 城山町契約規則 第30条 指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項 津久井町契約規則 第32条 指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項 相模湖町契約規則 相模湖町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項 藤野町契約規則 藤野町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	42,083千円	2,812千円	3,318千円	5,217千円	2,347千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>(内容)</p> <p>本市指名競争入札に係る業者登録については、「相模原市指名競争入札参加者選定規程」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「相模原市指名競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者選定基準」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模修繕に分け、さらにそれぞれを市内・準市内・市外を区別している。</p> <p>H17年度登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：1,615社 (市内399・準市内136・市外1,080) ・委託：1,644社 (市内256・準市内158・市外1,230) ・物品：1,266社 (市内356・準市内127・市外783) ・小規模修繕：77社 (小規模修繕は市内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、相模原市財務会計オンラインシステムに登録され、システム内で業者選定から支払いまでを行う。</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体で窓口は県に一元化され、各市町はその登録情報を利用する形になる。</p> <p>システム開発に伴う負担金はH17年度に支払いを完了し、H18年度以降は、システム運営費を県と各市町が財政規模割で負担することとなる見込みであるが、合併に伴う運営負担額の取扱いは、現時点で未確定である。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「城山町指名競争入札参加者指名要綱」及び「城山町指名競争入札参加者指名要綱運用基準」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。</p> <p>H17年度登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：660社 (町内本店34・町内支店3・その他623) ・委託：778社 (町内本店29・町内支店3・その他746) ・物品：425社 (町内本店23・町内支店1・その他401) ・小規模工事：8社 (小規模工事は町内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、汎用データベースにより管理しているが、城山町財務会計オンラインシステムにより、予算執行回しから支払いまでを行っている。</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体で窓口は県に一元化され、各市町はその登録情報を利用する形になる。</p> <p>システム開発に伴う負担金はH17年度に支払いを完了し、H18年度以降は、システム運営費を県と各市町が財政規模割で負担することとなる見込みであるが、合併に伴う運営負担額の取扱いは、現時点で未確定である。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「津久井町指名競争入札参加者指名要綱」「津久井町建設工事請負契約等に係る指名停止措置要綱」及び「津久井町一般競争入札実施要綱」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。</p> <p>H17年度登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：615社 (町内本店55・町内支店4・その他556) ・委託：652社 (町内本店26・町内支店3・その他623) ・物品：350社 (町内本店33・町内支店0・その他317) ・小規模工事：15社 (小規模工事は町内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、汎用データベースにより管理しているが、予算執行回しから支払いまでは津久井町財務会計システムにより行っている。</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体で窓口は県に一元化され、各市町はその登録情報を利用する形になる。</p> <p>システム開発に伴う負担金はH17年度に支払いを完了し、H18年度以降は、システム運営費を県と各市町が財政規模割で負担することとなる見込みであるが、合併に伴う運営負担額の取扱いは、現時点で未確定である。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「相模湖町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「相模湖町工事等指名審査会の設置・運営及び指名業者選定要項」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品に区別している。</p> <p>H17年度登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：571社 ・委託：643社 ・物品：365社 <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>電算システムは、導入していない。(汎用データベースによる管理)</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体で窓口は県に一元化され、各市町はその登録情報を利用する形になる。</p> <p>システム開発に伴う負担金はH17年度に支払いを完了し、H18年度以降は、システム運営費を県と各市町が財政規模割で負担することとなる見込みであるが、合併に伴う運営負担額の取扱いは、現時点で未確定である。</p>	<p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「藤野町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「藤野町工事等指名審査会の設置及び運営に関する要綱」「指名競争入札参加者指名要綱」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品に区別している。</p> <p>H17年度登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：532社 ・委託：563社 ・物品：331社 <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間(登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>電算システムは、導入していない。(汎用データベースによる管理)</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ協同参画しており、これに伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体で窓口は県に一元化され、各市町はその登録情報を利用する形になる。</p> <p>システム開発に伴う負担金はH17年度に支払いを完了し、H18年度以降は、システム運営費を県と各市町が財政規模割で負担することとなる見込みであるが、合併に伴う運営負担額の取扱いは、現時点で未確定である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	用品調達基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	契約課	財務課	財務課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市用品調達基金条例 相模原市用品調達基金施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	11,562千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>（基金の目的） 各課・機関が共通に使用する物品等について集中購買を実施することにより、取得価格の安定化及び購入・支払い等事務の効率化を図ることを目的とする。各課への払出し価格と実購入額との差異により、基金に収益を生じた場合は、全額一般会計に繰り入れている。</p> <p>（運用基金額） 50,000千円</p> <p>（対象品目） 307品目（文具・雑貨・燃料等）</p> <p>（一般会計繰入額） H16年度決算額：34,802千円（H15基金収益） H17年度予算額：11,562千円（H16基金収益）</p> <p>（電算システム） 基金の運用（共通物品の購入・管理・払出等における予算執行等）の事務は全て相模原市財務会計オンラインシステム上でやっている。</p> <p>（参考） 合併後も現行の基金額で対応可能と思われるため、基金の増額は不要。 ただし、用品調達事務については、事務増が見込まれるため、人的な影響はある。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	納税貯蓄組合		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 平成14年度に納税貯蓄組合連合会解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 平成11年度に納税貯蓄組合相模湖支部解散	【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 平成11年度に納税貯蓄組合藤野支部解散

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成17年度）	57千円	65千円	38千円	427千円	155千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 26,677台 名義変更 4,943台 廃止 22,073台 車台変更 134台 標識再交付 43台 標識の既交付件数 原付 36,171件 小型特殊 1,626件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 357台 名義変更 27台 廃止 361台 車台変更 17台 標識再交付 2台 標識の既交付件数 原付 2,018件 小型特殊 53件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 634台 名義変更 30台 廃止 528台 車台変更 3台 標識再交付 0台 標識の既交付件数 原付 2,711件 小型特殊 261件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 328台 名義変更 73台 廃止 248台 車台変更 0台 標識再交付 0台 標識の既交付件数 原付 795件 小型特殊 91件</p>	<p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付（弁償金200円）</p> <p>【参考】 平成15年度実績 新規 658台 名義変更 85台 廃止 565台 車台変更 12台 標識再交付 5台 標識の既交付件数 原付 1,340件 小型特殊 70件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例
歳出予算額（平成17年度）	50千円	5千円	7千円	315千円	50千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成17年度当初予算） 土地 119,622人 家屋 156,578人 土地筆数(免税点以上) 251,518筆（平成16年度概要調書） 家屋棟数(免税点以上) 142,286棟（平成16年度概要調書） 平成16年度縦覧者数 63人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成17年度当初予算） 土地 6,894人 家屋 6,449人 土地筆数(免税点以上) 22,009筆（平成16年度概要調書） 家屋棟数(免税点以上) 8,302棟（平成16年度概要調書） 平成16年度縦覧者数 0人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成17年度当初予算） 土地 9,828人 家屋 9,538人 土地筆数(免税点以上) 48,190筆（平成16年度概要調書） 家屋棟数(免税点以上) 12,893棟（平成16年度概要調書） 平成16年度縦覧者数 0人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成17年度当初予算） 土地 2,894人 家屋 3,106人 土地筆数(免税点以上) 15,939筆（平成16年度概要調書） 家屋棟数(免税点以上) 4,592棟（平成16年度概要調書） 平成16年度縦覧者数 1人</p>	<p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し（3月31日まで）、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 納税義務者数（平成17年度当初予算） 土地 3,673人 家屋 3,335人 土地筆数(免税点以上) 34,704筆（平成16年度概要調書） 家屋棟数(免税点以上) 5,076棟（平成16年度概要調書） 平成16年度縦覧者数 3人</p>

保 健 福 祉 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	社会福祉審議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法 相模原市社会福祉審議会条例 相模原市社会福祉審議会条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	1,496千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【社会福祉審議会】 概要 社会福祉に関する基本的事項について、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者福祉等専門分科会を設置し、調査審議を行う。 委員数：38名 任期：2年 事務内容 社会福祉審議会委員の委嘱、各専門分科会委員の選出、社会福祉審議会（全体会）の開催、委員報酬の支払 予算：847千円（委員報酬等）</p> <p>【高齢者福祉等専門分科会】 審議事項 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見 市長が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見 他の分科会の所掌事項以外の調査審議など 委員数：12名 事務内容 高齢者福祉等専門分科会の開催、委員報酬の支払 予算：649千円（委員報酬等）</p> <p>【付属機関】 名称 相模原市社会福祉審議会 目的 社会福祉に関する事項を調査審議するため。 委員構成 50名以内で組織 市議会議員 1名 社会福祉事業従事者 11名 学識経験者 26名 委員報酬 1回 12,600円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	社会福祉統計調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	統計法 統計法施行令 国民生活基礎調査規則				
歳出予算額（平成17年度）	1,100千円				
歳入予算額（平成17年度）	1,100千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉施策推進のための基礎資料を得る。</p> <p>【委託内容】 社会福祉統計調査 国民生活基礎調査 社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査 地域児童福祉事業所等調査 社会保障に関する意識調査</p> <p>【事務内容】 事務 統計調査員の委嘱、調査員説明会の開催、調査書類の内容確認、調査員報酬の支払</p> <p>予算 1,100千円（調査員報酬、調査関連消耗品等）</p> <p>【特定財源】 名 称 福祉統計調査委託金 内 容 社会福祉統計の事務に対する国からの委託金 金 額 1,100千円 補助率 100%</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民間社会福祉施設賠償責任保険負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 民間社会福祉施設賠償責任保険制度は、施設の不備、欠陥又は職員の業務上の管理、指導ミス及び提供した飲食物等により施設入所者、その他第三者の身体に障害を与え、また、財物損害を与えた場合、施設管理者が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として民間社会福祉施設等に代わって補うことにより、円滑な施設等の運営ができるようにするための制度である。従来、県の補助金により県社会福祉協議会が実施していたが、平成15年4月の中核市移行後は、市内社会福祉施設は対象外となったが、現行水準を確保するため、本市が保険料を支払い、これまでどおり県社協に継続して実施をお願いしている。</p> <p>【事業開始時期】 平成15年4月～（中核市移行による）</p> <p>【平成16年度実績】 ・対象施設 198施設 ・対象人数 6,166人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	防災資機材の整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	7,612千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市地域防災計画に位置付けられた災害弱者計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の計画的備蓄」に基づき、避難所で生活する災害弱者が必要とする物資を計画的に備蓄する。</p> <p>【平成16年度の事業内容】 災害弱者用備品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マットレス 6個 ・担架 30個 ・車椅子 20台 ・車椅子（リクライニング型） 4台 ・歩行補助杖 20本 ・おふいひも 20本 <p>【平成17年3月末現在の備蓄状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアマット 10個 ・マットレス 12個 ・担架 80個 ・車椅子 70台 ・車椅子（リクライニング型） 14台 ・歩行補助杖 60本 ・おふいひも 60本 <p>【備蓄場所】 南合同庁舎倉庫 緑が丘分署倉庫 大沢分署倉庫 南台倉庫 相模原球場倉庫</p>	<p>該当なし</p> <p>* 災害弱者計画、事業等は実施していない。災害物資の整備は環境防災課が実施している。但し、災害弱者用機材の整備計画はなし。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 災害弱者としての整備はないが、防災資機材は防災課で一元整備している。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 災害弱者としての整備はないが、防災資機材は総務課で一元整備している。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	さがみはら健康都市宣言普及事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【概要】 平成12年に策定した「さがみはら健康都市宣言」について、市民への普及啓発を行うとともにこの宣言を基本理念として策定した相模原市保健医療計画に定めた「市民の健康目標」について普及啓発を図る。</p> <p>【事務内容】 地域保健事業の一環として保健所の市民健康づくり運動推進事業の中で普及啓発活動を行う。</p> <p>【さがみはら健康都市宣言】 さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと、市民一人ひとりが尊重され、心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ、個人、家庭、地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ー 健康について学びあい、健康づくりを実践し、かけがえのない健康を守り、はぐくみます ー 心と心のふれあいを大切に、だれもが生きがいをもち、安心して暮らせる環境づくりを進めます ー スポーツや体力づくりに親しみ、人と人との交流をとおして健康づくりの輪を広げます <p>わたくしたちは、21世紀へ向けて、すべての市民の健康で幸せな生活を願い、わたくしたちのまち、さがみはらを「健康都市」とすることを宣言します 平成12年10月28日 相模原市</p>	<p>【健康都市しろやま】 すべての人々が豊かな生活を営むうえで、健康な心と体はかけがえのない財産であり、健康な生活を楽しむことは人間の基本的な権利である。 健康で、明るく、活力のある地域社会は、町民一人ひとりの自主的な努力と実践を基盤とし、住みよい環境と健康づくりの積極的な施策の展開によってもたらされるものである。 高齢化の進展など社会環境の著しい変化のなか、健やかさがこだまする生活創造都市に向かって、全町民が一体となって取り組み、生涯にわたって健康な生活が送られることをねがい、ここに「健康都市しろやま」を宣言する。 (平成3年9月7日制定)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	保健福祉センター		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	900千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. (仮称)北地区保健福祉センター整備事業 相模原市保健福祉圏域中圏域の北地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)北地区保健福祉センターを整備する。 17度は、(仮称)北地区保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。</p>	<p>該当なし</p> <p>既設施設 【名称】城山町保健福祉センター 【設置場所】 城山町久保沢2丁目26番1号 【敷地面積】 6,940㎡ 【施設内容】 1階 保健推進課、福祉推進課、高齢者福祉課、城山町社会福祉協議会、研修室 2階 健康運動室、和室、ヘルシーサロン 3階 会議室(A・B)</p>	<p>該当なし</p> <p>既設施設 【名称】津久井町保健センター 【設置場所】 津久井町中野633番地 【敷地面積】 862.78㎡ 【施設内容】 1階 機能訓練室、作業指導室、健康相談室、会議室、事務室 2階 集団指導室(A・B・C)、診察室(1・2)、検査室、指導室(A・B)、準備室 PH エレベーター機械室、キュービクル、空調機・自家発電機</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	町立児童館及び青少年広場並びに町立佐野川デイサービスセンターの管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課				社会教育課 健康福祉課
根拠法令等					藤野町立児童館並びに青少年広場の設置及び管理に関する条例、藤野町立児童館並びに青少年広場の設置及び管理に関する規則、藤野町立佐野川デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、藤野町立佐野川デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）					1,755千円
歳入予算額（平成17年度）					84千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>1 町立児童館及び青少年広場 【所在地】 藤野町佐野川2,903番地 【施設内容】 集会室、青少年広場 【運営形態】 青少年代表、婦人団体代表、行政委員代表、スポーツ振興会代表、老人クラブ代表等からなる児童館運営審議会を設置している。 【予算】 [歳出：1,075千円] 運営費 児童館長報酬、児童館運営審議会委員報酬、講師等謝礼、各種教室等経費など 維持管理費 浄化槽管理清掃委託、消防用設備保守委託、施設警備委託、広場清掃作業委託 [歳入：72千円] 使用料 児童館使用料、青少年広場夜間照明使用料</p> <p>2 佐野川デイサービスセンター 【所在地】 藤野町佐野川2,903番地 【施設内容】 1階 調理室・食堂、機能訓練室、相談室 2階 会議室・介護教室 【予算】 [歳出：680千円] 維持管理費 施設燃料費、光熱水費、施設修繕料 [歳入：12千円] 使用料 佐野川デイサービスセンター使用料</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導監査課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法 § 56, 70 児福 § 46, 59 老福 § 18				
歳出予算額（平成17年度）	162千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中核市の事務として、社会福祉法人・社会福祉施設・指定居宅支援事業者等の運営状況、利用者へのサービス提供内容及び会計処理等について調査を行い、法令等に基づき適正に運営されているか指導監査を行うもの。</p> <p>【内容】 一般指導監査 定期指導監査 ・ 実地監査 全ての法人等を対象に、原則として2年に1回（児童福祉施設については毎年）、個別に実地で行う指導監査 ・ 集合監査 実地監査を実施しなかった法人等を対象に、集合形式で毎年行う指導監査 ・ 書面監査 実地監査又は集合監査を実施しなかった法人等を対象に、書面により毎年行う指導監査 臨時指導監査 福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 特別指導監査 一般指導監査の分析結果及びその他の状況から、特に重点的かつ継続的な指導が必要と認められた場合に行う指導監査</p> <p>【参考】 監査対象件数(H17.4.1)：315件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
69	支援費制度における指定事業者・施設等指導監査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導監査課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の21、28 知的障害者福祉法第15条の21、28 児童福祉法第21条の21				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>支援費制度における指定居宅支援事業者、指定施設及び基準該当居宅支援事業者に対し、支援内容、支援費の請求等に関して指導監査を実施することにより、支援内容の質の確保及び支援費請求の適正化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>指導監査の対象</p> <p><居宅支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス、短期入所、地域生活援助（グループホーム）） ・基準該当居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス） <p><施設支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定施設（療護施設、更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園） <p>指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の適法性、適正運営等に関する指導・助言を行い、支援内容や支援費請求等について周知徹底を図る。 <p>監査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正指導によっても改善がみられない場合、支援内容、支援費請求等について不正等が疑われる場合等に監査を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることとする。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 7	事務事業名 民生委員審査専門分科会事務	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 社会福祉法	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	357千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。</p> <p>【事業費の内容及び積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬（353千円） 非常勤特別職員報酬 353千円 民生委員審査専門分科会委員報酬 352,800円 （7人×4回×@12,600） ・使用料及び賃借料（4千円） 公共施設使用料 4千円 公共施設使用料 4,000円 （1,000×4回） 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
8	民生（児童）委員活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 民生委員法	福祉推進課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法	健康福祉課 民生委員法
根拠法令等						
歳出予算額（平成17年度）	84,061千円	5,370千円	3,046千円	839千円	3,201千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	3,074千円	57千円	0千円	2,089千円	
【事務事業の内容】	<p>1. 民生(児童)嘱託員経費 (77,746)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 74,281 非常勤特別職員報酬(74,281千円) 市会長 @125,900円×1人 地区会長 @110,300円×17人 一般 @104,000円×695人 *支払いは年2回(9月、3月) 口座振替 旅費 337千円 費用弁償 300,000円 県民児協等主催民生(児童)委員研修会参加費 300,000円 普通旅費 37千円 地区民児協会会長県外視察随行旅費 37,000円 需用費 583千円 消耗品費 583千円 民生委員手帳・民生委員必携等消耗品 583,000円 委託料 1,279千円 事務作業等委託料 1,279千円 民生委員研修委託料(委託先:社会福祉協議会176,000円)(委託先:市民児協 1,103,000円) 使用料及び賃借料(30千円) 公共施設使用料 30千円 公共施設使用料 30,000円 負担金、補助金及び交付金(1,236千円) 運営費等補助金 1,200,000円 全国民生委員児童委員互助共励事業補助金(交付先 県民生委員児童委員協議会) 民生児童委員状況 男 255人 女 455人 計 710人 平均年齢 男 64.1歳 女 59.9歳 主任児童委員状況 男 2人 女 41人 計 43人 平均年齢 男 51.5歳 女 52.7歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 359世帯 活動日数 延べ 82,495日 10日/月 訪問回数 延べ 71,011日 9回/月</p>	<p>1. 民生委員関係経費(社会福祉委員) 1,072千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 社会福祉委員協議会報酬 会長 @42,500円×1人 副会長 @40,500円×2人 委員 @38,500円×41人 支払いは年1回 3月 口座振替 民生委員児童委員状況 男 22人 女 22人 計 44人 平均年齢 男 63歳 女 56歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計 3人 平均年齢 女 55歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯数 202件 活動日数 延べ 4,843日 9日/月 訪問回数 3,864日 7日/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 46千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 44千円 6人×1回×@7,300円 (行政1名は支出なし) 需要費 2 消耗品費 2,000円 民生委員推薦会委員 定数7名 任期3年 (平成16年10月1日から平成19年9月30日) 選出区分(各1名) 市議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p>	<p>1. 民生(児童)嘱託員経費 (2,463)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 1,784 会長 @38,400円×1人 一般 @32,300円×54人 *支払いは年2回(10月、3月) 口座振替 旅費 679 費用弁償 678,550円 各種研修・訪問費用 民生児童委員状況 男 28人 女 24人 計 52人 平均年齢 男 64歳 女 60歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計 3人 平均年齢 女 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 372世帯 活動日数 延べ5,993日 /年 訪問回数 延べ5,564回 /年</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 (88)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 88 委員長 1人×1回×@7,700円 委員 11人×1回×@7,200円 (行政2名は支出なし) 民生委員推薦会委員 定数14名以内 任期 3年 選出区分(各2名) 町議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p>	<p>1. 民生児童委員(社会福祉委員兼務)経費 (821千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 821千円 会長 @34,000円×1人 副会長 @31,000円×1人 一般 @28,000円×27人 *支払いは年2回(9月、3月) 口座振替 旅費 18千円 費用弁償 18,000円 各種研修会参加費用 特定財源 県費補助金 民生児童委員状況 男 12人 女 15人 計27人 平均年齢 男 61歳 女 57歳 主任児童委員状況 男 0人 女 2人 計 2人 平均年齢 男 -歳 女 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 114世帯 活動日数 延べ2,108日 /年 訪問回数 2,125回 /年</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 (0千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p>	<p>1. 民生児童委員(社会福祉委員兼務)経費 (1,074千円)</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 774千円 会長 @31,600円×1人 副会長 @27,500円×1人 一般 @25,500円×28人 *支払いは年2回(9月、3月) 口座振替 旅費 100千円 費用弁償 100,000円 各種研修会参加費用 社会福祉委員協議会活動費補助金 200千円 民生児童委員状況 男 15人 女13人 計28人 平均年齢 男64歳 女59歳 主任児童委員状況 男 0人 女 2人 計 2人 平均年齢 男 -歳 女54歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 118世帯 活動日数 延べ3,032日 /年 訪問回数 2,935回 /年 民生委員等活動費補助金 2,090千円 特定財源 2,089千円 (県費補助金)</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	民生（児童）委員活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>2. 民生委員推薦会経費</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【事業の内容及び積算】 報酬（605千円） 非常勤特別職員報酬 605千円 民生委員推薦会委員報酬 604,800 （12人×4回×@12,600） 使用料及び賃借料（6千円） 公共施設使用料 6千円 公共施設使用料 6,000円 民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 （平成16年10月1日から平成19年9月30日） 選出区分（各2名） 市議会議員 民生委員 社会福祉 事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者 *地区民生委員推薦会協力会 （18地区に設置 委員概ね10名 任期3年） 選出区分 社会福祉事業関係者 社会福祉団 体等関係者 教育関係者 学識経 験者</p> <p>3. 民生委員協議会運営補助金（5,704）</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 5,704 運営費補助金 5,704,000円 713人×@8,000円 （交付先 市民生委員児童委員協議会） *地区民生委員児童委員協議会 18地区 本庁6地区 出張所管内12地区</p>	<p>3. 民生委員協議会補助金（3,616）</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 3,616千円 運営費補助金 3,615,040円</p>	<p>3. 民生委員協議会運営補助金（495）</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 495 運営費補助金 495,000円 55人×@9,000円 （交付先 町民生委員児童委員協議会）</p>	<p>H17年度予算計上なし</p>	<p>2. 民生委員推薦会経費</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【事業の内容及び積算】 民生委員推薦会経費 - 千円</p> <p>報償費 - 円 委員長 委員</p> <p>費用弁償 0千円 役員費 0千円</p> <p>特定財産 0千円</p> <p>定数 - 名以内 任期 - 年</p> <p>選出区分 町議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	人権啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域福祉課	町民課	総務課	企画財政課	企画課
歳出予算額（平成17年度）	4,844千円	491千円	719千円	400千円	625千円
歳入予算額（平成17年度）	400千円	400千円	400千円	200千円	400千円
【事務事業の内容】	<p>人権啓発推進費(4,138千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 エ負担金・補助金</p> <p>人権啓発活動実施経費(442千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 相模原地域人権啓発フェスティバルの実施委託</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <p>人権施策推進協議会経費(264千円)</p> <p>【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に策定された「相模原市人権施策推進指針」に基づく施策の実施に関して検討を行う「さがみはら人権施策推進協議会」を設置する。</p> <p>【内容】（さがみはら人権施策推進協議会） 設置目的 市民参加による人権指針の進行管理 構成 市民・企業・NGOの代表者等13名 事業内訳 人権施策推進協議会の運営 会議 年3回開催</p>	<p>人権啓発推進費(91千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 エ負担金・補助金</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>人権啓発推進費(319千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料などの購入 エ負担金・補助金</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>該当なし</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p>	<p>該当なし</p> <p>人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品等購入 122千円 ・研修会講師謝礼 140千円 ・ビデオ等借上料 200千円 ・旅費 13千円 ・団体補助 50千円 ・同和対策事業推進県市町村連絡会 20千円 ・町人権、行政委員連絡会 80千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	市民福祉の集い開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	281千円	55千円	241千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。</p> <p>【内容】 第1部：表彰式 社会福祉功労者、福祉ポスター、作文入賞者 第2部：福祉のまちづくり講演会（主催：相模原市福祉のまちづくり推進協議会）</p> <p>*事務事業評価において見直しが求められているため、今後、相模原市社会福祉協議会が主催で開催している社会福祉大会との統合を検討していく予定。</p>	<p>【目的】 町民及び町内福祉関係者の研修として実施する。福祉教育の視点から住民一人ひとりがそれぞれの役割や持ち味を発揮し、協力し合いながら福祉の心や人を育てていくための活動や方法について学ぶことを目的として実施する。</p> <p>【主催】 城山町・城山町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰式 第2部 研修会（パネルディスカッション）</p>	<p>【目的】 永年にわたり社会福祉活動に尽力された方々を顕彰し、感謝の意を表すとともに、誰もが安心していきいきと暮らせる町づくりのための社会福祉事業への理解と増進を図ることを目的として「津久井町社会福祉大会」を開催する。</p> <p>【主催】 津久井町・津久井町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 講演会</p>	<p>【目的】 一般町民への福祉の意識啓発及び社会福祉功労者への表彰等を目的として、毎年テーマを定め福祉大会を開催する。</p> <p>【主催】 相模湖町・相模湖町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 敬老のつどい （敬老のつどいについては、高齢者調査No17に掲載） 社会福祉大会予算 180千円 社協予算</p> <p>「敬老のつどい」と「社会福祉大会」を併せて開催。 なお、平成17年度は敬老のつどいのみ開催し、社会福祉協議会との合同開催はなし</p> <p>平成17年度のみ社会福祉協議会20周年記念行事を計画（日時未定）</p>	<p>【目的】 だれでもが安心して暮らしができるまちづくりをすすめるために、多くの住民が参加し、福祉団体等の日頃の活動発表や今日の福祉問題を学ぶ事を通して、より一層の福祉理解と住民相互の連携を深めることを目的に開催する。</p> <p>【主催】 藤野町・藤野町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰 第2部 コンサート</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,131千円	95千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉の増進に功労があった者に対し、表彰の意を表して、その功をたたえ、労をねぎらうとともに、福祉作文等の入賞者に対しても賞状を贈り、もって心のかよいあう明るいまちづくりを進める。</p> <p>【内容】 社会福祉功労者選考会の開催 選考 相模原市社会福祉功労者表彰審査委員会 5名 （相模原市社会福祉協議会、相模原市民生委員児童委員協議会、相模原市自治会連合会、相模原公共職業安定所、相模原市） 角筒、記念品（市内地域作業所の製品の詰合せ）等の購入 ポスター、作文作品集の作成 みんなの福祉ポスター展の開催（市役所ロビー）</p> <p>【平成16年度表彰実績】 社会福祉功労者 1事業所 2団体 60名</p> <p>福祉作文入賞者 12名 福祉ポスター入賞者 12名</p>	<p>功労者表彰は城山町表彰条例により実施のため該当なし。</p> <p>【目的】 児童福祉週間（5月5日～5月11日）に際し、児童が幸福な生活を送り、明るい家庭で心身ともに健やかに育つことを目的に児童福祉週間ポスターコンクールを実施する。</p> <p>【内容】 町内中学校第2学年より各中学校20点以内で出品の募集を行い、審査委員会において入選作品を審査し、表彰を行う。 （特殊学級分は上記20点の枠とは別枠で出品可）</p> <p>【平成16年度表彰実績】 福祉ポスター入賞者 16名</p>	<p>該当なし</p> <p>*津久井町表彰条例による。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	社会福祉協議会運営助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	社会福祉法人の助成に関する条例
歳出予算額（平成17年度）	299,609千円	21,489千円	48,919千円	23,700千円	6,000千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	5,800千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉協議会に運営費を助成することにより、市社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。（昭和43年度補助開始）</p> <p>【内容】 運営費助成 ・ 補助対象経費 専任職員人件費及び会議関連経費を除いた経常的事務経費 ・ 補助金 22,587千円（17年度予算） * あじさい会館事務局運営費 旅費・消耗品・リース料・各種負担金など * 南分室事務局運営費 旅費・消耗品・光熱水費・リース料など 17,453千円 * ボランティアセンター運営費 非常勤賃金・消耗品・リース料など 4,504千円 * 地区社会福祉協議会活動助成 ・ 補助率 10/10 職員給与費助成 ・ 補助対象経費 市派遣職員（3人）、専任職員（27人）、嘱託職員（1人）及び非常勤職員（3人）人件費 * 派遣法に伴う市派遣職員の人件費等への上乗せ（38,274千円） ・ 補助金 277,021千円（17年度予算） ・ 補助率 10/10 ・ 過去の実績等 平成12年度 170,076千円 平成13年度 171,983千円 平成14年度 236,433千円 平成15年度 237,263千円 平成16年度 253,941千円</p> <p>名称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 目的 相模原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 社会福祉協議会運営費補助金（人件費及び福祉厚生費） 人件費 21,155千円 過去の実績 平成14年度 18,984千円 平成15年度 20,732千円 平成16年度 26,067千円</p> <p>【目的】 高齢者の介護保険制度、障害者の支援費制度に該当しない要支援者に対して、町民のたすけあい基本としてヘルパーの利用が進むよう、町から補助金を行う。</p> <p>【内容】 町民たすけあいサービス事業補助金（ホームヘルパー事業） 人件費 334千円 過去の実績 平成14年度 7,409千円 平成15年度 1,152千円 平成16年度 208千円</p>	<p>【目的】 社会福祉協議会に人件費等運営にかかる経費を助成することにより、町社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>職員給与費補助金 ・ 補助対象経費 専任職員（8人）、兼任職員（3人）人件費 ・ 補助金 46,000千円（17年度予算） ・ 補助率 10/10 事務所維持管理に関する経費 ・ （建物賃借料、光熱水費、消耗品費など）</p> <p>平成17年度予算 48,919千円 平成12年度 43,753千円 平成13年度 44,493千円 平成14年度 48,277千円 平成15年度 50,989千円 （平成15年度までは公用車駐車場用地賃借料についても補助、平成16年度廃止） 平成16年度 51,362千円</p> <p>名称 社会福祉法人津久井町社会福祉協議会 目的 津久井町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など 事務局組織 総務係 福祉福祉係 在宅福祉係 （在宅支援センター） （介護保険居宅事業所） （介護保険・支援費指定事業所）</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 社会福祉協議会運営費補助金（人件費及び福利厚生費） 人件費 15,000千円 * 過去の実績 平成14年度 22,059千円 平成15年度 15,978千円 平成16年度 16,025千円</p> <p>・ 役員構成 理事 15人 監事 3人 評議委員 34人 ・ 事務局職員 正規 4人 正規外 3人</p> <p>ふれあいのまちづくり事業運営費補助金 ふれあいのまちづくり事業は、国庫補助金として、各都道府県の中で数力所の市町村社協を指定している。神奈川県では平成15年度から19年度までの5年間で相模湖町社協が指定を受け本年が3年度目になる。</p> <p>委託料 参考 国 2,900,000円 県 2,900,000円 町 2,900,000円 社協 278,688円 社協予算 人件費 6,512,888円 事業費 2,465,800円 計 8,978,688円</p> <p>H17年度より実施主体 市町村社協 市町村へ 町 社協 委託料となる。</p>	<p>【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の効率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 藤野町社会福祉協議会育成費補助金 6,000千円 運営費 4,000千円 地域生活支援センター運営費補助金 2,000千円</p> <p>過去の実績 平成14年度 9,706千円 平成15年度 9,700千円 平成16年度 9,000千円</p> <p>役員構成 理事 10名 監事 3名 評議委員 21名 事務局職員 正規職員 4名 正規外職員 1名</p> <p>「名称」 社会福祉法人 藤野町社会福祉協議会 「目的」 社会福祉協議会は、地域における福祉の推進を目的として、ひとりひとりの生活上の問題を考え、社会福祉に関する調査、企画、連絡、調整、助成、啓発、事業等を行う民間の団体です。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	29	合併協議事項	各種事務事業の取扱い			専門部会名	保健福祉部会		
事務事業番号	12	事務事業名	社会福祉協議会運営助成事業			協議ランク	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
【事務事業の内容】	<p>施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など <p>事務局組織</p> <p>総務課 (総務グループ、あじさい会館グループ) 福祉推進課 (地域福祉グループ、ボランティアセンターグループ、在宅福祉グループ、南分室グループ)</p> <p>役員構成</p> <p>理事 10人 監事 3人 評議委員 21人</p> <p>事務局職員</p> <p>法人採用職員 131人 正規 37人 正規外 94人 市派遣職員 3人 (合計) 134人</p>		<p>役員構成</p> <p>理事 10人 監事 3人 評議委員 21人</p> <p>事務局職員</p> <p>法人採用職員 17人 正規 17人</p>						

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 13	事務事業名 あじさい会館等売店運営助成事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	18,507千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 あじさい会館売店については、売店販売員の人件費を助成することにより、障害者の職場確保や障害者に対する理解を深め、福祉の向上を図るため、運営費を社会福祉協議会に助成することとしている。</p> <p>【内容】 補助対象経費 売店販売員の人件費から売店収入を控除した額 あじさい会館（社協専任職員2人、臨時職員1人） 補助率 10/10 過去の実績等 平成12年度 17,309千円 平成13年度 16,764千円 平成14年度 18,852千円 平成15年度 18,596千円 平成16年度 19,756千円 補助金 18,507千円 事業費 18,907千円 人件費 17,782千円 諸経費 1,125千円 補助金と事業費の差額は収益で補完</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	社会福祉事業振興資金補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,314千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市社会福祉協議会が民間社会福祉事業の振興の一環として、社会福祉法人が行う社会福祉施設の建設等に必要な社会福祉事業振興資金を融資するために必要な経費を補助する。</p> <p>【内容】 利子補填 本事業に係る市社協の事務経費及び市社協が金融機関へ支払う金利と市社協が法人から受取る金利との差額（利子補填）を補助金として予算措置する。 損失補償 市社協が金融機関から借入する資金に対して損失補償を行う。 融資件数等 平成15年度 2件 貸付額58,300千円 平成16年度 1件 貸付額65,615千円 （予定） 貸付対象 ・市社協の会員、または会員になることが確実なもの ・市内に社会福祉施設の建設等をしようとする社会福祉法人 ・「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」に基づく国庫補助金の交付及び福祉医療機構の借入れが確実なもの</p> <p>平成16年度補助金 117,250円 主な内容 銀行約定書及び契約書印紙代 105,500千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	社会福祉事業団本部運営補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	99,562千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経費</p> <p>【内容】 運営助成金 <内訳> 事業団総務課職員（プロパー2名） 市からの派遣職員（4名）の給料 嘱託、非常勤職員の退職積立金 事業団総務課所管の事務費、理事会、総会等の経費</p> <p>相模原市社会福祉事業団の概要 【設立目的】 相模原市の福祉需要に対応するため、相模原市と連携して適切な福祉サービスの提供を行い、もって広く市民福祉の増進に寄与する。 【事業内容】 第一種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 公益事業 【法人の特徴】 市が設置した障害者福祉施設及び高齢者福祉施設における事業運営を受託している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	地区社会福祉協議会育成推進事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	9,749千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区社会福祉協議会の福祉活動や関係行政機関・団体等の調整を効果的に推進するため、地区活動推進員（非常勤）を配置し地域における福祉活動の展開を図る事業に対し、相模原市社会福祉協議会に助成する。（昭和61年度開始） 補助率 1/2</p> <p>【内容】 地区活動推進員の設置状況 ア 配置地区（18地区） 上溝、相模台、大野北、橋本、田名、相武台、大野中、大沢、東林、大野南、麻溝、新磯、小山、中央、光が丘、横山、清新、星が丘 イ 人数 各地区1名 ウ 配置日 週3日 本庁6地区 水・金曜日と他1日 本庁以外12地区 月・水・金曜日 エ 勤務時間 午前9時～午後4時 オ 時給 960円 事業費の内訳 人件費 18,885千円 事業費 614千円（旅費、被服費、福利厚生費）</p> <p>【財源内訳】 市補助金 9,749千円 市社協自主財源 9,750千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	地域福祉計画策定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法				社会福祉法 藤野町保健福祉推進委員会設置要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円				519千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成12年度の社会福祉法の改正等を踏まえ、一層の地域福祉の推進を図るため住民参加による地域福祉計画の策定を図る。</p> <p>【内容】 計画策定体制等 ア 相模原市地域福祉計画策定委員会（平成15年7月22日～平成17年3月31日） ・ 市民による計画づくりを進めるため、策定委員会を設置し計画案を検討する。 [構成員]31名 学識経験者3名、福祉団体代表11名、NPO団体等代表4名、公募市民6名ほか ・ 効率的、具体的な検討を図るため、策定委員会に福祉サービス利用促進検討部会などの3部会を設置し検討する。 イ 地域福祉計画連絡会議 [構成員] 庁内関係課長等 ・ 庁内の検討及び連絡調整等を図るため設置する。 ・ 地域福祉計画策定委員会の部会に連携した3つの作業部会を設置する。 市民参加の機会 地域別説明会（市内18箇所）、市政モニター会議、ワークショップの開催、シンポジウムの開催、地域別懇談会の開催 現況調査（地域福祉に関する課題の把握、地域の社会資源調査）地域福祉ニーズ調査、地域資源調査の実施 事業費の概要 地域福祉計画の策定にあたり策定委員会やシンポジウムなどを開催する経費。 事業費の内容 報償費 委員謝礼 2,413千円 *委員会開催5回等 消耗品費 1,649千円 *再生紙等 委託料 会議録等作成 1,688千円 その他 旅費、公共施設使用料等 368千円 平成17年3月計画策定完了</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【計画の名称】 「藤野町保健福祉総合計画」 H15年3月に完成</p> <p>【計画の内容】 「藤野町保健福祉総合計画」は、平成12年度～21年度の乳幼児から高齢者の保健と福祉を一体化した計画です。計画は次の3つの部門で構成され、障害者と高齢者の部門については平成13～14年度に「地域福祉計画」も視野に入れて改定し、乳幼児期から青年期の計画を含めて「地域福祉計画」として位置づけた。</p> <p>【計画の構成】 乳幼児期から青年期の保健福祉計画 障害者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>【計画策定体制】 ア 藤野町保健福祉推進推進委員会 イ 保健福祉計画策定部会 上記 - の3部会</p> <p>【事業内容】 計画の策定及び、進行管理。 ア 推進委員会 年1～2回 イ 策定部会 年3～4回 x 3部会</p> <p>【事業内訳】 報償費（委員謝礼） 494千円 ア 保健福祉推進委員（19名） 年1回 イ 乳幼児期から青年期計画部会（15名） 年4回 障害者計画部会（15名） 年3回 高齢者計画部会（14名） 年3回 需要費 10千円 役務費 15千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	社会福祉基金運用事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	健康福祉課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	11,535千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源からなる社会福祉基金の運用収益金を社会福祉推進のために助成する。</p> <p>【内容】 交付・委託先 相模原市社会福祉協議会 助成対象事業 社会福祉研究普及校事業 給食サービス活動助成事業 地区福祉活動拠点整備助成事業 地区ボランティアグループ活動助成事業 在宅福祉グループ活動助成事業 ボランティア活動助成事業 委託事業 福祉活動支援システムの構築推進事業 福祉コミュニティ形成モデル推進事業</p> <p>【特定財源】 社会福祉基金</p> <p>平成17年度から、社会福祉基金運用事業の見直しにより、従前の社会福祉基金運用事業補助金の内容を、社会福祉運用事業補助金と地域福祉推進補助金に分けて助成することとした。</p> <p>〔地域福祉推進経費〕 歳出予算額（平成17年度） 3,682千円</p> <p>【目的】 平成16年度に地域福祉計画が策定されたことに伴い、市民と一体になった計画の進行管理を図るとともに、地域での福祉活動の支援を行うもの。</p> <p>【内容】 地域福祉計画推進会議委員謝礼等 986千円 地域福祉推進補助金 2,696千円 ・交付先 相模原市社会福祉協議会 ・助成対象事業 ヤングボランティアスクール事業 障害者作品販売促進事業 ほかほかふれあいフェスタ 障害者作品展 特殊ベッド・車椅子等賃貸料助成事業 あじさい青年学級活動助成</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	社会福祉基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	相模原市社会福祉基金条例	城山町地域福祉基金条例	津久井町地域福祉基金条例	相模湖町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例	藤野町地域福祉基金条例
歳出予算額（平成17年度）	13,000千円	0千円	0千円	0千円	71千円
歳入予算額（平成17年度）	13,000千円	0千円	1千円	0千円	50,071千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源を基金に積立て、市民と行政により基金を充実し、地域での福祉活動の活発化を図る。</p> <p>【実績】 平成16年度寄附金 9,056,940円 基金総額 1,054,652,687円 （平成17年3月末現在）</p> <p>運用内訳 公共債 1,008,907,594円（0.8%） 定期預金等 45,745,093円</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため城山町地域福祉基金を設置し寄附金及び予算で定める額を積み立て、事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 平成16年度寄附金 61,469円 基金総額 178,121,627円 （平成17年3月31日現在額）</p> <p>定期預金 平成17年度30,000千円を事業費に充当 利息は団体補助金事業に運用。但し申請が無い場合は、地域福祉基金に充当する。</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするために設置</p> <p>【実績】 平成13年度 70,000千円 平成14年度 42,000千円 平成15年度 0千円 平成16年度 0千円</p> <p>財政状況の厳しさから、2年間で112,000千円の事業費充当を行なっている。</p> <p>基金総額 784千円</p> <p>果実運用型基金のための利子収入は、地域福祉事業費に充当。</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため相模湖町地域福祉基金を設置し事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 平成16年度寄附金 0円 基金総額 8,895,000円 （平成17年3月31日現在額）</p> <p>運用内訳 定期預金 平成14年度に果実運用型から取崩し型とした。 取崩額 平成15年度 52,000千円 平成16年度 60,000千円</p> <p>平成17年6月基金廃止</p>	<p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため、藤野町地域福祉基金を設置</p> <p>【実績】 平成16年度寄附金 0円 基金総額 170,903,068円 （平成17年3月31日現在額）</p> <p>運用内訳 定期預金、普通預金 平成17年度中5千万円取崩し予定。 7万1千円は利息収入。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	福祉機器展示室運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	12,528千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、できるだけ自立して社会参加していくとともに、介護を行う者の負担軽減を図るために、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、相談等を実施する。</p> <p>【内容】 実施主体 相模原市（運営は市社会福祉協議会に委託） 施設概要 総合保健医療センター A館 2F 167.77㎡ ・福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コーナー 63.07㎡ 展示内容 ・福祉機器展示室 モデルルーム内に、電動昇 降式洗面化粧台、トイレ、キッチンなど実際に 使用体験できる福祉機器を配置する。 ・福祉機器展示コーナー モデルルーム機能とは別に、身体障害者・高齢者用の給付対象となる日常生活用具を中心とした展示紹介を行う。（食事、調理用品、衣類、靴、便利用品等） 展示品 展示は、市の購入物品と民間企業（市内2社、市外3社）からの無償提供貸与物品で行う。（展示数 350点） 会館日 年末年始を除く毎日 午前9時から午後5時まで 勤務体制 各部屋に1名ずつ、計2名が常駐し、機器の案内、相談業務に応じられる体制とする。（社協固有職員1名、社協非常勤職員1名） 年間来場者数 7,202人 600人/月 相談件数 2,922件 機器無料貸出 1,454件、用具レンタル 409件、用具購入 703件、住宅改造 43件、見学その他 313件</p> <p>事業運営費・市社協委託料 12,028千円 [人件費 10,582千円、消耗品費・役務費他 1,446千円] 備品購入費 500千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	人命救助者等見舞金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	500千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人命救助者等が災害を受けたとき、その者または遺族に対し見舞金を贈呈する。</p> <p>【内容】 人命救助者等見舞金 見舞金の額 死亡 3,000千円 傷害 1,500千円 以内 実績 14・15・16年度該当する事業なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	在宅福祉サービス供給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,880千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相互に助け合うことを基本とした相模原市社会福祉協議会が実施する家事援助・介助サービス事業に対して助成する。（平成元年度開始）</p> <p>【内容】 サービスの種類 ア 基本サービス 相談員の定期訪問による相談・指導等（無料） イ 個別サービス 協会員による家事・介助等のサービス（有料） 個別サービスの概要 ア 利用時間 基本時間 午前9時～午後5時 超過時間 午前7時～午前9時、午後5時～午後7時、日曜日・祝日・年末年始は全日 イ 利用料金（協会員への謝礼も同額） 年会費 1,000円 基本時間 1時間700円、30分350円 超過時間 1時間850円、30分425円 ウ 年間延べ利用者数 14年度1,863人、15年度2,815人 16年度1,874人 エ 年間延べ利用時間 14年度21,215時間 15年度17,633時間 16年度18,265時間 オ 会員の状況 14年度（協力者219人、利用者291人） 15年度（協力者194人、利用者290人） 16年度（協力者193人、利用者317人） *他に団体利用会員として、平成14年度は6団体、15年度は10団体、16年度は11団体 市社会福祉協議会へ定額補助 2,880千円</p> <p>在宅福祉サービス供給事業 22,937千円 〔事業費内訳〕 <歳出> 人件費 5,494千円 活動謝礼 14,892千円（協会員へ） 旅費 660千円 その他経費 1,891千円 <歳入> 市補助金 2,880千円 会費収入 515千円（利用者、協力者 515人×@1,000）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	在宅福祉サービス供給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	ふれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 14,613千円（会計単位間繰入金収入 4,839千円）				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	ねたきり高齢者等おむつ支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱	城山町ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱		健康福祉課 ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模湖町在宅ねたきり老人等介護用品給付事業運営要綱	健康福祉課 藤野町要介護高齢者等介護用品購入費支給事業実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	19,070千円	540千円	4,113千円	594千円	800千円
歳入予算額(平成17年度)	2,200千円	0千円	303千円	407千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 低所得世帯の在宅ねたきり高齢者、心身障害者(児)等の病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (19,070千円) 対象者条件 低所得世帯(その者の属する世帯の生計の中心者の市民税課税が非課税又は均等割のみ課税の世帯)で、在宅の60歳以上のねたきり高齢者、在宅の心身障害者(児)等利用者負担なし 申込方法 保健福祉総合相談課 在宅介護支援センターで受付 支給方法 業者による宅配 年6回(奇数月)又は年2回(5月11月) 種類及び枚数 ・紙おむつ フラット型 3種類 4サイズ パンツ型 2種類 8サイズ テープ型 3種類 5サイズ 子供用テープ型 3種類 4サイズ ・尿取りパット 6種類</p> <p>国庫補助 介護予防・地域支え合い事業費補助金 補助金対象額(4,400千円) × 1/2 14年度実績 紙おむつ 192,540枚 17,264,016円 尿取りパット 73,600枚 1,932,000円 15年度実績 紙おむつ 189,690枚 16,724,250円 尿取りパット 74,150枚 1,853,750円 16年度実績 紙おむつ 191,112枚 14,552,336円 尿取りパット 70,950枚 1,489,950円</p>	<p>【目的】 在宅のねたきり老人等で常時紙おむつを使用している者に対し、紙おむつの購入費の全部又は一部を助成することにより、その者が属する世帯の日常生活における経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者ただし、他の制度において助成を受けている者は除く (1) 概ね65歳以上のねたきり老人又は、痴呆性老人で、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (3) その他町長が認める者</p> <p>【対象となる世帯】 対象者の属する世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額140,000以下の世帯とする。</p> <p>【助成金の額】 ・生計中心者が前年所得税非課税世帯 紙おむつ購入費の全額。ただし、月額10,000円を限度とする。 ・生計中心者の前年所得税課税年額14,000円以下の世帯 紙おむつ購入品の2分の1の額(1月末満の端数があるときはその端数を切り捨て)ただし、月額5,000円を限度とする。</p> <p>【請求方法】 補助金の交付を受けようとする者は、ねたきり老人等紙おむつ購入費助成金請求書に紙おむつを購入した領収書を添えて請求する。</p> <p>請求の期限 4月から9月まで 9月30日 10月から3月まで 3月31日</p> <p>14年度実績上半期 7件 下半期 7件 15年度実績上半期 8件 下半期 10件 16年度実績上半期 8件 下半期 9件</p>	<p>【目的】 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者に対し、病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (4,113千円) ・対象者条件 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者で紙おむつの必要が認められる者 ・利用者負担なし ・申込方法 在宅介護支援センターで受付 ・支給方法 業者により毎月(年12回)宅配 ・種類及び枚数 パンツ型(パンツタイプ) パンツ型(テープタイプ) フラット型 尿パット *上記の種類から希望する製品を、各製品の梱包枚数を単位とし、月90枚を限度として支給 ・県補助金 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(404千円) × 3/4 ・14年度実績 紙おむつ 78,881枚 4,100,655円 ・16年度実績 紙おむつ 74,232枚 3,790,202円</p>	<p>【目的】 長期に亘って臥床している老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人に対し、介護用品を給付又は貸すことにより、ねたきり老人等の健康増進、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 紙おむつ(給付) 町内に居住している者でおおむね65歳以上のねたきり老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人で要介護4・5の者。ただし、施設(特別養護老人ホーム、養護老人保健施設等)に入所されている方、病院等に入院されている方は、対象外となります。</p> <p>【助成金の額】 支給限度額 1回9,000円以内 年3回 ・世帯の所得税が非課税の場合は、利用者負担額は無し。 ・世帯の所得税が課税の場合は、利用者負担額は10%。</p> <p>【給付方法】 ・町が委託した業者へ希望する商品を対象者が直接注文する。 ・町から委託された業者が対象者の自宅へ配達</p> <p>【平成16年度予算】 需用費 594千円 特定財源 県補助金 394千円 自己負担金 13千円</p>	<p>【目的】 在宅で要介護状態にある高齢者で紙おむつ等介護用品が必要と認められる者に対し、介護用品の購入費の支給を行い、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 次に掲げる条件を満たしている者とする。 (1) 65歳以上の者及び40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する者 (2) 町内に住民票があり、1年以上居住している者 (3) 介護保険法の認定結果「介護度1～5」の者</p> <p>【内容】 購入費の支給対象となる物品は、次に掲げる物品とする。 (1) 紙おむつ (2) 尿とりパット (3) 使い捨て手袋 (4) 清拭剤 (5) ドライシャンプー</p> <p>【支給額】 要介護状態の高齢者1人につき購入費の2分の1に相当する額。ただし、年間50,000円を限度とする。</p> <p>【支給申請】 要介護高齢者等介護用品購入費支給申請書を提出しなければならない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会																									
事務事業番号 24	事務事業名 低所得者等援護事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																							
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																							
根拠法令等	相模原市被爆者等慰問金支給要綱																											
歳出予算額(平成17年度)	102,008千円																											
歳入予算額(平成17年度)	0千円																											
【事務事業の内容】	<p>1. 低所得者等緊急援護資金貸付資金交付金</p> <p>【目的】 一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯等に対して資金の貸付を行い、もって対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、相模原市社会福祉協議会の緊急援護資金貸付へ交付するもの。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (1,800千円)</p> <p>貸付の条件</p> <p>貸付限度額 10万円(特に認めた場合は15万円) 高校等修学資金は1人月額2万円以内</p> <p>据置期間 2ヶ月以内 高校修学資金は卒業後6ヶ月以内</p> <p>償還機関 据置期間経過後20ヶ月以内 特認は経過後30ヶ月以内 高校等修学資金は据置期間後10年以内</p> <p>償還方法 月払い又は一時払い 利子 無利子</p> <p>貸付の種類 生活・療養・出産・修学・支度・進学支度・高校等通学・その他</p> <p>貸付実績</p> <table border="1"> <tr><td>12年度</td><td>14件</td><td>852,000円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>36件</td><td>2,788,000円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>32件</td><td>1,803,000円</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>41件</td><td>2,360,000円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>45件</td><td>2,409,000円</td></tr> </table> <p>*件数増加等による資金の運用状況の悪化に伴い交付金は増加していない</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ定額補助 (1,800千円)</p> <p>事業費内訳 <歳出></p> <table border="1"> <tr><td>消耗品(督促状宛名シール)</td><td>3千円</td></tr> <tr><td>通信運搬費(郵送料)</td><td>32千円</td></tr> <tr><td>貸付金支出</td><td>3,160千円</td></tr> </table> <p><収入></p> <table border="1"> <tr><td>市補助金</td><td>1,800千円</td></tr> </table>	12年度	14件	852,000円	13年度	36件	2,788,000円	14年度	32件	1,803,000円	15年度	41件	2,360,000円	16年度	45件	2,409,000円	消耗品(督促状宛名シール)	3千円	通信運搬費(郵送料)	32千円	貸付金支出	3,160千円	市補助金	1,800千円	該当なし	該当なし	該当なし(相模湖町社会福祉協議会で対応。)	該当なし
12年度	14件	852,000円																										
13年度	36件	2,788,000円																										
14年度	32件	1,803,000円																										
15年度	41件	2,360,000円																										
16年度	45件	2,409,000円																										
消耗品(督促状宛名シール)	3千円																											
通信運搬費(郵送料)	32千円																											
貸付金支出	3,160千円																											
市補助金	1,800千円																											
				参考 ・原爆被爆者数 4名 ・在宅の重度心身障害者福祉手当受給者 3名																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 24	事務事業名 低所得者等援護事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>償還金収入 920千円 前期未納支払資金残高 500千円 利息 1千円</p> <p>2.生活福祉資金利子補給交付金</p> <p>【目的】 生活福祉資金(県社協受託事業)を借り受けたものが県社協の定めた償還計画に基づき滞りなく償還期限内に元金利子を償還した場合に利子の補給を行い、もって低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長を促進し、生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (213千円) 生活福祉資金(県社会福祉協議会受託事業) 利子 3% 償還期間 3年～8年 利子補給者数 13年度 24人 268件 346,691円 14年度 23人 100件 94,237円 15年度 14人 72件 112,382円 16年度 12人 105件 172,428円 年度末の利子額確定による交付(1月1日～12月31日までの期間に償還した利子の合計額)</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ交付 (213千円) *年度末の利子額確定後に交付</p> <p>3.被爆者等援護費</p> <p>【目的】 夏期及び年末慰問金を支給し、被爆者等を慰問する。</p> <p>【内容】 対象者 原子爆弾被爆者に対する援護の関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者 相模原市重度心身障害者福祉手当条例第4条第1号から第3号までに該当する者で、現在在宅している者</p> <p>基準日 夏期(6月1日 7月支給) 年末(11月1日 12月支給)</p> <p>事業費 (99,995) 需用費 99 消耗品費等 99,000円 扶助費 99,896 夏期 5,000円 年末 8,000円</p> <p>原子爆弾被爆者 夏期 347人×@5,000円 年末 347人×@8,000円</p> <p>在宅重度心身障害者 夏期 7,245人×@5,000円 年末 7,395人×@8,000円</p> <p>【参考】 平成15年度事務事業の見直しにより以下のものについて15年度をもって廃止とした。 被保護世帯 施設入所者 養護老人ホーム 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設 重症心身障害児施設 未帰還者留守家庭世帯</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	災害援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市災害弔慰金の支給に関する条例 相模原市小災害見舞金支給要綱 相模原市災害緊急特別融資要綱 相模原市大規模災害見舞金要綱	城山町災害弔慰金の支給等に関する条例 城山町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例 城山町災害見舞金支給条例 城山町災害見舞金支給条例施行規則	津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 津久井町災害見舞金支給条例	相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例 相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 相模湖町災害見舞金支給要綱 災害弔慰金支給等に関する法律・施行令	藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例 藤野町災害見舞金支給条例 藤野町災害見舞金支給条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）	22,500千円	11,200千円	8,900千円	3,502千円	1,061千円
歳入予算額（平成17年度）	5,625千円	9,125千円	7,250千円	0千円	1,061千円
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000)</p> <p style="text-align: right;">(特財3,750)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500)</p> <p style="text-align: right;">(特財1,875)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 城山町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000千円)</p> <p style="text-align: right;">(特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。 *対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500千円)</p> <p style="text-align: right;">(特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等 町民が令第1条に規定する災害で負傷又は疾病にかかった場合。</p>	<p>1. 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000)</p> <p style="text-align: right;">(特財3,750)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族及び障害を受けた者に対して、弔慰金・見舞金を支給し、また被害を受けた世帯主に資金貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。(死亡者の故意・重大な過失、法令に規定する場合等除く)</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (0円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に障害がある者。(災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する障害)但し、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものは除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p>	<p>1. 相模湖町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (1千円 節設定のみ)</p> <p style="text-align: right;">(特財3,750千円)</p> <p>【目的】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した町民の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。 *対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (1千円 節設定のみ)</p> <p style="text-align: right;">(特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるもの。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、咀嚼・言語機能喪失・精神・胸腹部臓器の機能に障害を残し常に介護を要するもの 両上肢をひざ関節以上で失った者等</p>	<p>1. 藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (1千円 節設定のみ)</p> <p style="text-align: right;">(特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族及び障害を受けた者に対して、弔慰金・見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族(死亡者の故意、重大な過失、法令に規定する場合を除く。) 対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者500万円 その他の者250万円</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (0千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給し援護を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	災害援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>【事務事業の内容】</p>	<p>*対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。 *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 150万円 半壊 250万円 全壊 270万円 完全に滅失 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 滅失・流失 350万円</p> <p>2. 城山町災害見舞金支給 被害者及び被災者見舞金 (200千円)</p> <p>【目的】 町民の災害による死亡又は障害に関し災害見舞金制度を設け、被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、もって町民の生活安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 対象 町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡又は障害を受け治療のため入院したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失又は違法行為により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全壊・流失の場合 70,000円 住宅の半壊・半壊の場合 35,000円 死亡 100,000円 負傷(10日以上入院) 30,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯(主) *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等)貸付を受ける世帯は、所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 家財の1/3以上損害 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 完全に滅失 350万円 * ()内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 世帯主が1ヶ月以上負傷があり、かつ下記の被害と重複した場合 家財等損害なし 150万円 家財の1/3以上損害 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 * ()内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <p>2. 津久井町災害見舞金支給条例 被災者見舞金 (400)</p> <p>【目的】 交通事故その他の災害に関して応急的援護を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象 災害により死亡・治療による入院、災害に損壊等 見舞金額 死亡 90,000円(18歳以上) 70,000円(18歳未満) 負傷 2,000円/日 (10日以上入院・50,000円限度) 住宅の全壊・全壊流失 70,000円 住宅の半壊・半壊・床上浸水 35,000円 16年実績 1件</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会からの見舞金支給あり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。 *所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 滅失・流失 350万円</p> <p>2. 相模湖町災害見舞金支給要綱 (予備費対応)</p> <p>【目的】 町民の火災、風水害、地震等の災害による被災者に対し災害見舞金を支給し町民の生活安定と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象 町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全壊・全壊の場合 70,000円 住宅の半壊・半壊の場合 35,000円 死亡 35,000円</p> <p>平成16年度実績 全焼1件 70,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p>	<p>支給額 生計維持者 250万円 その他の者 125万円</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 対象となる災害の程度 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯。 所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等) 貸付を受ける世帯は、所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。 貸付額 世帯主が1ヶ月以上の負傷 150万円 住居・家財に被害があった場合 家財1/3以上 250万円 半壊 270万円 全壊 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合 家財1/3以上 150万円 半壊 170万円 全壊 250万円 滅失・流失 350万円</p> <p>2. 藤野町災害見舞金支給条例 被害者及び被災者見舞金 (1,060千円)</p> <p>【目的】 町民の一般災害、交通災害に関し被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、生活安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>見舞金額 住宅の全焼・全壊の場合 100,000円 住宅の半焼・半壊の場合 50,000円 死亡 100,000円</p> <p>日本赤十字、共同募金からの見舞金支給もあり。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 25	事務事業名 災害援護事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>して見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 市内で火災、風水害、地震等の災害により被災した市民。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災したものは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全焼・全壊流失 1人世帯 20,000円 16年実績 1件 2人世帯 50,000円 16年実績 5件 住宅の半焼・半壊 1人世帯 10,000円 16年実績 件 2人世帯 20,000円 16年実績 5件 住宅の床上浸水 1人世帯 5,000円 16年実績 件 2人世帯 20,000円 16年実績 件</p> <p>死亡 100,000円 重傷 30,000円 軽傷 10,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、市社協から見舞金が支払われている。</p> <p>3. 相模原市災害緊急特別融資要綱 災害緊急特別融資預託金 (10,000)</p> <p>【目的】 被災者が緊急に必要な資金の借入れができない場合等低利で簡便に利用できる融資制度で被災者之生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 対象者 「災害救助法」の適用を受けない風水害により、家屋の全壊・半壊・床上浸水以上の被害を受けた世帯で、被害を受けた世帯の構成員のうち、融資額を返済する能力を有する者。</p> <p>融資限度額 一世帯について100万円以内。ただし、住宅の改修工事等を伴うものについては、300万円以内。</p> <p>利率 年利 3%</p> <p>償還方法・期間 元金等月賦償還 100万円まで 5年以内(据置期間6ヶ月) 100万円超える 7年以内(据置期間6ヶ月)</p> <p>担保・保証人 100万円まで 不要 100万円超える 必要に応じて保証人を徴する。</p> <p>融資方法等 約定により融資取扱金融機関(浜銀相模原駅前支店)へ融資の原資を預託(協調倍率1.4倍)し、融資申込み者から提出された書類により融資取扱金融機関が融資決定を行う。</p> <p>4. 相模原市大規模災害見舞金要綱 大規模災害見舞金 (予算なし 予備費対応)</p> <p>【目的】 大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励する。</p> <p>【内容】 対象 災害救助法の適用を受ける程度の災害のう</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																										
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																										
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																										
25	災害援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																							
【事務事業の内容】	<p>ち、特に市長が認めた災害。</p> <p>見舞金の基準</p> <p>基準点数</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>死者</td><td>1人</td><td>10点</td></tr> <tr><td>行方不明者</td><td>1人</td><td>10点</td></tr> <tr><td>全壊・流失</td><td>1世帯</td><td>10点</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>1世帯</td><td>5点</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>1世帯</td><td>0.1点</td></tr> </table> <p>見舞金贈呈区分</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>上記点数を加えた結果</td><td></td></tr> <tr><td>200点以上1,500点未満</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>1,500点以上3,000点未満</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>3,000点以上</td><td>50万円</td></tr> </table>	死者	1人	10点	行方不明者	1人	10点	全壊・流失	1世帯	10点	半壊	1世帯	5点	床上浸水	1世帯	0.1点	上記点数を加えた結果		200点以上1,500点未満	20万円	1,500点以上3,000点未満	30万円	3,000点以上	50万円				
死者	1人	10点																										
行方不明者	1人	10点																										
全壊・流失	1世帯	10点																										
半壊	1世帯	5点																										
床上浸水	1世帯	0.1点																										
上記点数を加えた結果																												
200点以上1,500点未満	20万円																											
1,500点以上3,000点未満	30万円																											
3,000点以上	50万円																											

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	行事等災害見舞金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	財務課	財務課	総務課	総務課
根拠法令等		城山町総合災害補償規程	津久井町総合災害補償規程	相模湖町総合災害補償規程	藤野町総合災害補償規程
歳出予算額（平成17年度）	900千円	2,052千円	2,319千円	732千円	832千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市が主催（共催）する行事等及び市が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【贈呈対象事故】 市主催事業における事故 懇談会の構成員等の往復途上の事故 市が管理する施設での事故 他</p> <p>【贈呈の制限】 原因が本人の故意または重大な過失による場合 原因が風水害、震災その他非常災害による場合 他の保険制度に基づき、市から給付金を受けられる場合</p> <p>【見舞金の額】 死亡 50万円以内 第1級 10万円（全治180日以上の傷害） 第2級 7万円（135日～179日の傷害） 第3級 5万円（90日～134日の傷害） 第4級 3万円（45日～89日の傷害） 第5級 1万円（15日～44日の傷害） 第6級 5千円（7日～14日の傷害）</p> <p>【支給実績】 14年度 50件 365,000円 15年度 69件 510,000円 16年度 58件 405,000円</p>	<p>【目的】 城山町が主催（共催）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校教育業務（活動） 社会体育活動（行事） 社会文化活動（行事） 社会福祉活動（行事） 社会奉仕活動（ボランティア活動） 町が主催し、住民が参加する行事</p> <p>【制限】 被災者の故意 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p> <p>【支給実績】 14年度 1件 10,000円 15年度 1件 30,000円 16年度 1件 3,300円（損害賠償分）</p>	<p>【目的】 町が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校の管理下にある者の活動 社会文化活動 社会体育活動 社会福祉活動 社会奉仕活動 その他町が主催する活動、行事等 以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 被災者の故意 被災者の自殺行為又は犯罪行為 被災者の脳疾患、疾病又は心身喪失 被災者の妊娠、出産又は流産 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 地震、噴火、もしくは津波又はこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p>	<p>【目的】 相模湖町が主催（共催）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校の管理下にある者の活動 社会文化活動 社会体育活動 社会福祉活動 社会奉仕活動 その他町が主催する活動、行事等 以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 被災者の故意 被災者の脳疾患、疾病等 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 1万円 "（6～15日） 3万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61～90日） 12万円 "（91日以上） 15万円 通院（6～15日） 1万円 "（16～30日） 3万円 "（31～60日） 4.5万円 "（61日以上） 6万円</p>	<p>【目的】 藤野町が主催（共済）する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 学校の管理下にある者の活動 社会文化活動 社会体育活動 社会福祉活動 社会奉仕活動 投票活動 その他町が主催する活動、行事等 以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 被災者の故意 被災者の自殺行為又は犯罪行為 被災者の脳疾患、疾病又は心身喪失 被災者の妊娠、出産又は流産 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに随伴して生じた事故 地震、噴火、もしくは津波又はこれらに随伴して生じた事故 核燃料物質もしくは核燃料によって汚染された物の放射性、爆発性その他有毒な特性もしくはこれらに随伴して生じた事故 上記以外の放射線照射又は放射線汚染 スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上を行なうスポーツ活動中に被った事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15～500万円 入院（1～5日） 2万円 "（6～15日） 6万円 "（16～30日） 12万円 "（31～60日） 18万円 "（61～90日） 24万円 "（91日以上） 30万円 通院（6～15日） 2万円 "（16～30日） 6万円 "（31～60日） 9万円 "（61日以上） 12万円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				保健福祉部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
27	ボランティア活動指導者等災害保障保険料				A協議会 B幹事会 C専門部会					
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	地域福祉課		福祉推進課		町民課		健康福祉課		健康福祉課	
歳出予算額（平成17年度）	3,800千円				2,770千円					
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円					
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>ボランティア活動を行う者が災害を負った場合に救済する制度で、市民が安心して活動できるようボランティア活動の推進を側面から支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>ボランティア活動指導者等災害保障保険料</p> <p>対象者</p> <p>ボランティア活動を行う者</p> <p>市が主催する行事における直接参加者等</p> <p>人命救助をした者</p> <p>市内で発生した地震等の天災の際に、市民を援助するボランティア活動者</p> <p>～ は特約</p> <p>保障内容</p> <p>損害賠償責任保険</p> <p>(最高額)対人 1人1億、1事故5億円</p> <p>対物 1事故 1,000万円(財物)</p> <p>1事故 300万円(保管物)</p> <p>傷害保険 死亡 1人1,300万円</p> <p>入院 1人5,000円(180日限度)</p> <p>通院 1日3,000円(90日限度)</p> <p>後遺障害 1人 39～1,300万円</p> <p>【実績】</p> <p>対象件数 13年度(損害2件、傷害16件)</p> <p>14年度(傷害22件)</p> <p>15年度(損害1件、傷害26件)</p> <p>16年度(損害1件、傷害20件)</p>		<p>該当なし</p>		<p>【目的】</p> <p>住民団体等(団体及び個人)が行う活動中に発生した事故を救済することにより、地域のコミュニティづくりに寄与し、社会の健全な発展に側面から支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>津久井町町民活動(ふれあい)保険</p> <p>対象者(賠償責任保険)</p> <p>津久井町</p> <p>住民団体(住民により自主的に構成された団体)</p> <p>指導者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者(計画立案及び運営の指導的地位にある者又は準ずる者) ・個人(住民活動を実践している者) <p>対象者(傷害保険)</p> <p>指導者等、住民団体の構成員</p> <p>住民団体及び個人が行う住民活動に参加した町民(町外者も含む)</p> <p>人命救助にあたった者</p> <p>町内で発生した地震災害の復旧・救護活動のために町に来たボランティア、他自治体で発生した地震災害の復旧・救護活動を行う町民と</p> <p>～ は特約</p> <p>補償内容</p> <p>賠償責任保険</p> <p>(最高額)対人 1人1億、1事故5億円</p> <p>対物 1事故500万(財物)</p> <p>1事故500万(保管物)</p> <p>自己負担額 1事故5,000円(以下)</p> <p>傷害補償</p> <p>死亡 1人1,300万</p> <p>後遺障害 1人39万～1,300万</p> <p>入院 1日5,000円(180日限度)</p> <p>通院 1日3,000円(90日限度)</p> <p>傷害補償(熱中、日射、O-157)</p> <p>死亡 1人300万</p> <p>後遺障害 1人9万～300万</p> <p>入院 1日3,000円(180日限度)</p> <p>通院 1日2,000円(90日限度)</p> <p>傷害補償(手術補償金)</p> <p>入院補償金が支払われる場合、治療のために手術を受けるとき、入院補償日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10、20、40倍)を乗じた額を支払う。</p> <p>【実績】</p> <p>対象件数 13年度(傷害10件)</p> <p>14年度(賠償2件、傷害18件)</p> <p>15年度(傷害23件)</p> <p>16年度(傷害12件)</p> <p>13年度は自治会活動保険、14年度以降は町民活動(ふれあい)保険</p> <p>保険期間</p> <p>17年5月1日～18年3月19日</p>		<p>該当なし</p>		<p>該当なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	慰霊塔の維持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成17年度）	4,953千円	765千円	62千円	85千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戦没者を合祀し、その霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（4,953） 需用費 809 消耗品費 88,000円 光熱水費 721,000円 役務費 50 手数料 5,000円 その他保険料 45,000円 委託料 4,094 施設等管理運営委託料 4,094,000円 構内清掃委託 松くい虫防除委託 慰霊塔管理委託 管理事務所警備委託 樹木剪定委託</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 東大沼1丁目3,334番地外 合祀者数 2,155柱</p>	<p>【目的】 戦没者に対し弔慰を表し、慰霊碑周辺の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費765千円 委託料 765 殉国碑前除草清掃委託料 137,000円 殉国碑植木剪定等業務委託 460,000円 殉国碑合祀刻名業務委託料 168,000円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 城山町久保沢二丁目2435-1</p>	<p>【目的】 先の大戦において、戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。 町戦没者慰霊塔の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（62） 役務費 40 草刈手数料 40,000円 使用料及び賃借料 22 慰霊塔敷地借上 21,750円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 青山2978番地外 合祀者数 475柱</p>	<p>【目的】 戦没者の英霊に対し敬意を表すとともに、英霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費（85千円） 補助金 84,700円</p> <p>町遺族会へ慰霊塔の管理費として町から補助金を交付している。</p> <p>慰霊塔の概要 町内4地区に各1カ所。 与瀬地区 57柱 千木良地区 51柱 内郷地区 111柱 小原地区 10柱</p>	<p>該当なし 各地区遺族会で清掃を実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	慰霊祭開催事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	1,109千円	136千円	179千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市慰霊塔に合祀されている軍人・軍属等の御霊を弔慰する。</p> <p>【内容】 事業費（1,109） 報償費 4 謝礼 4,000円 需用費 200 消耗品費 200,000円 委託料 788 納骨の儀会場設置委託料 315,000円 合同慰霊祭祭壇設置委託料 473,000円 使用料及び賃借料 117 公共施設使用料 80,000円 納骨の儀放送機械賃借料 37,000円</p> <p>平成16年度実績 納骨の儀 10月10日 参列者 139名 （慰霊塔） 合同慰霊祭 10月15日 参列者 320名 （市民会館） 慰霊塔合祀者数 2,155柱</p>	<p>【目的】 戦没者に対し追悼の意を表することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業費 136千円 需要費 136 消耗品費 73,000円 食料費 63,000円</p> <p>平成16年度実績 城山町追悼式 10月19日 参列者78名</p>	<p>【目的】 先の大戦において戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。</p> <p>【内容】 事業費（179） 需用費 179 消耗品費（生花・供物等） 172,460円 役務費 5 手数料 4,200円</p> <p>平成16年度実績 慰霊祭 10月22日 参列者 130名 （町福祉会館） 慰霊塔合祀者数 475柱</p>	<p>【目的】 戦没者の英霊を弔慰するため開催。</p> <p>【内容】 相模湖町においては、4地区においてそれぞれ遺族会・自治会等が中心となり実施している。（慰霊祭に係る費用については各地区遺族会等で負担しているため、町からの支出は無し）</p> <p>平成17年度慰霊祭実施状況 与瀬地区 4月14日 参列者 60名 千木良地区 4月14日 参列者 45名 内郷地区 4月14日 参列者 70名 小原地区（H16年度） 8月15日 参列者 30名</p>	<p>【目的】 町内戦没者292柱の御霊を慰霊するとともにその冥福を祈るために巡拝供養を実施する。</p> <p>【内容】 町内5ヶ所において、遺族会、藤野町が主催し実施。 （経費、遺族会で負担）</p> <p>平成16年度慰霊祭実施状況 実施日「平成17年3月17日」全地区 藤野地区 30名 佐野川地区 25名 名倉地区 10名 日連地区 20名 牧野地区 30名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	戦争犠牲者援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等				相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成17年度）	1,241千円	135千円	301千円	45千円	
歳入予算額（平成17年度）	150千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費（1,241） 報償費 80 謝礼 42 中国残留孤児等通訳 1人×@3,800円 南方戦跡慰霊参加者 1人×@38,000円 報奨金 38 中国残留孤児等帰国 1人×@38,000円 旅費 71 普通旅費 71 遺族会随行情（春） 1人×@34,000円 遺族会随行情（秋） 1人×@18,300円 遺族会評議委員会 1人×@18,300円 需用費 14 消耗品費 10 食糧費 4 負担金、補助金及び交付金 1,076 運営費等補助金 1,076 相模原市戦没者遺族会（会員数 998名） 550,000円 相模原原爆被災者之会（会員数 109名） 276,000円 相模原原爆被災者之会30年 250,000円</p>	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費（135千円） 旅費 11 普通旅費 11,000円 需要費 41 消耗品費 41,000円 負担金、補助金及び交付金 83 沖縄慰霊団参加者負担金 83,000円 1名×83,000円</p> <p>参考 城山町遺族会 会員数90名 補助金100千円</p>	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費（320） 使用料及び賃借料 45 南方戦跡慰霊参加者自動車借上 45,000円 負担金、補助金及び交付金 256 運営費補助金 256 津久井町遺族会 256,000円 （会員数 301名）</p>	<p>【目的】 戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】 事業費（45千円） 補助金 100千円 町遺族会運営費補助金 10,000円 （会員数 175名） 南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 35,000円×1名=35,000円</p>	<p>該当なし 「各種社会福祉団体補助金(No.148)へ記入」</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	行旅病人・死亡人の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法
歳出予算額（平成17年度）	4,810千円	752千円	1,202千円	531千円	495千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	200千円	843千円	200千円	465千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（4,810） 需用費 12 消耗品費 12 葬儀用生花 9束 x @1,000円 白手袋 5組 x @ 300円 線香 2箱 x @ 500円 役務費 136 公告料 115 官報掲載料 9件 x @12,743円 手数料 48 死体検案料 1件 x @47,250円 委託料 1,737 事務作業等委託料 1,737 死亡人葬祭委託 9件 x 193,000円 扶助費 2,898 行旅病人医療費 5件 x @570,000円 行旅病人被服等 5件 x @ 95,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 4件 取扱件数累計 219件 行旅病人 取扱件数累計 2件 昭和60年度、平成10年度各1件 納骨場所 相模原市無縁没者供養塔 (柴胡ヶ原墓地内 納骨可能数 220)</p>	<p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（752千円） 役務費 13 行旅死亡人官報掲載手数料 13,000円 委託料 689 行旅死亡人処置費 189,000円 行旅病人救護費 500,000円 使用料及び賃貸料 50 行旅死亡人遺骨保管場所使用料 50,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 行旅病人 16年度取扱件数 0件 納骨場所 宝泉寺内</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（1,202） 報償費 412 謝礼 412 預骨謝礼（1体分） 40,000円 預骨料 15体 x 12月 x @2,000円 供養料 年4回 x @3,000円 需用費 111 消耗品費 111 本棺及び付属一式 @107,100円 供花 @ 3,150円 役務費 19 公告料 19 官報掲載料 1件 x @18,360円 使用料及び賃借料 60 自動車借上料 59,350円 扶助費 600 行旅病人医療費 1件 x @600,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 取扱件数累計 15件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 町内寺院 1箇所依頼</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（531千円） 報償費 12 無縁墓地供養料 4回 x @3,000円 委託料 319 行旅死亡人火葬一式 2件 x @145,000円 官報掲載料 2件 x @14,500円 扶助費 200 行旅病人医療費等 200,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 1件 取扱件数累計 61件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 慈眼寺内無縁墓地</p>	<p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>「事業費」（496千円） 賃金 12千円 無縁墓地草刈賃金 12,000円 管理費 20千円 無縁墓地管理 20,000円 報償費 30千円 行旅死亡人取扱謝礼 30,000円 役務費 13千円 行旅死亡人官報掲載料 1件 x @13,000円 委託料 120千円 行旅死亡人火葬一式 1件 x @120,000円 扶助費 300千円 行旅病人医療費等 300,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 取扱件数累計 20件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 青蓮寺内無縁墓地</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	各種社会福祉団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,902千円	293千円	60千円	291千円	507千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>相模原市福祉のまちづくり推進協議会 【目的】 全ての市民が地域社会において生きがいに満ちた生活を営んでいけるような福祉のまちづくりを進める。 【構成】 78団体 社会福祉関係団体、保健医療関係団体、自治会、教育関係団体、民間奉仕関係団体、労働関係団体、関係行政機関 【補助金額】 1,980,000円</p> <p>相模原市保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：124名 【補助金額】 344,500円</p> <p>相模原市社会を明るくする運動 【目的】 全ての国民が非行・犯罪を防止し、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。 【構成】 8機関、71団体 関係官公庁、更生保護団体、福祉関係団体、教育関係機関・団体、防犯関係団体、民間協力団体 【補助金額】 500,000円</p> <p>相模原地区更生保護女性会 【目的】 明るい社会を築くため、女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 会員数 530名 女性保護司、保護司夫人、女性民生委員児童委員、篤志女性 【補助金額】 77,000円</p> <p>* 上記4団体の事務局は地域福祉課に設置している。</p>	<p>城山町遺族会 【目的】 遺族の福祉増進と知徳の向上と、会員相互の親睦を図る。 【構成】 遺族会会員数 95名 【補助金額】 100,000円 城山町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 106名 【補助金額】 35,000円 城山町保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動の協力を目的とする。 【構成】 保護司数 9名 【補助金額】 30,000円 津久井地区保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動を目的とする。 【構成】 保護司数 27名 【補助金額】 127,500円</p> <p>* 、 は福祉推進課に事務局設置。</p>	<p>津久井町保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：暫定定数 8名 【補助金額】 60,000円</p>	<p>相模湖町分区保護司会 【目的】 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を職務とする保護司からなる保護司会への支援により、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする。 【構成】 保護司数 6名 【補助金額】 相模湖町分区保護司会 3,000円 津久井地区保護司会 88,000円</p> <p>相模湖町更生保護女性会 【目的】 女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、犯罪のない明るい社会を築くために啓発運動等を実施する。 【構成】 会員数 17名 【補助金額】 なし</p> <p>相模湖町遺族会 【目的】 戦没者等の遺族からなる町遺族会への支援を通して英霊に対する敬意を表すとともに戦没者遺族支援を図ることを目的とする。 【構成】 遺族会会員数 175名 【補助金額】 200,000円</p> <p>相模湖町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 29名 【補助金額】 なし</p>	<p>藤野分区保護司会 【目的】 藤野分区保護司会は、保護司法に定める保護司の使命の実現を目的に、会員相互の連携をとりつつ課題解決に積極的に取り組み、もって地域社会の浄化と、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。 【構成】 保護司数 6名 【補助金額】 藤野分区保護司会 48,000円 津久井地区保護司会 89,600円</p> <p>藤野町遺族会 【目的】 会員相互の親睦を図り戦没者の霊を慰め遺族の生活の安定を図ることを目的とする。 【構成】 会員数 193名 【補助金額】 遺族会へ369,000円 藤野町遺族会 219,000円 南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 150,000円 (75,000円×2名)</p> <p>藤野町日赤奉仕団 【目的】 赤十字奉仕団の基本方針に基づき、すべての人々のしあわせを願い明るく住みよい社会を築きあげていくため陰の力となり、身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 会員数 69名 【補助金額】 0円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	防災ボランティア推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	454千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>災害に備えたボランティア団体等の活動体制を整備するため、相模原市社会福祉協議会が実施する防災ボランティアリーダー育成事業、防災ボランティアネットワーク活動に対し助成するもの。 （平成9年度新規） 補助率 10/10</p> <p>【内容】</p> <p>防災ボランティアフォローアップ研修（年2回）及び防災講座（年1回）の開催（90千円） 防災ボランティアマニュアル改訂版の発行（57千円） 通信運搬費（212千円） 会議費（2千円） 相模原防災ボランティアネットワーク助成金（90千円） 相模原防災ボランティアネットワーク負担金（3千円）</p> <p>*市内の民間ボランティアネットワーク組織については、市社協が中心となり、平成11年9月に「防災ボランティアネットワーク」を設立し、「かながわ災害ボランティアネットワーク」（平成9年4月に設立）へ加入した。</p> <p>市社協へ交付 454千円 ・ボランティアリーダーの育成 90千円 ・消耗品購入費 57千円 ・通信運搬費 212千円 ・その他 95千円 （会議費、相模原ボランティアネットワーク助成金、相模原ボランティアネットワーク負担金）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	生活保護施設運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	4,863千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保護者が入所している県内の保護施設(生活保護法に規定する救護施設及び更生施設)に対し、施設の自主的で柔軟施設経営を促進し、福祉施設のサービス水準の維持・向上、地域間の均衡を図ることを目的に運営費補助金を交付する。</p> <p>【内容】 交付先 平塚ふじみ園</p> <p>補助金額 (4,863) @16,291円×17人×12ヶ月 =3,323,364円 処遇困難者分 @21,378円×6人×12ヶ月 =1,539,216円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 生活保護課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	5,669千円				
歳入予算額（平成17年度）	4,431千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録を行う。</p> <p>【内容】 事業費（1,194） 報酬 1,194 内科嘱託医 1人×15日×@31,300円 精神嘱託医 1人×13日×@31,300円 診療報酬点検員 @316,800円</p> <p>生活保護法第50条に基づく病院指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護法による医療扶助の適正な処理等の確認を目的に実施</p> <p>平成17年度実施予定病院 相模野病院、北里大学東病院 相模が丘病院</p> <p>生活保護法第54条の2第4項に基づく介護機関指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護制度による介護給付の適正な処置等の確認を目的に実施</p> <p>平成17年度実施予定機関 居宅介護支援センター中の郷 新戸居宅介護支援センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	生活保護法に規定する保護施設等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 生活保護課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>生活保護法による保護施設の認可、指導等を行う。</p> <p>市内に対応(指導等)施設は現在なし。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 37	事務事業名 市民福祉会館の管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	111,038千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>あじさい会館維持管理費 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本課分 (42,220千円) 施設賠償責任保険 清掃、警備等委託 社会福祉協議会委託分 (68,818千円) 人件費 管理業務等委託費 小破修繕費 その他 <p>相模原市立市民福祉会館の概要 【構造】 鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階 【規模】 建築面積 1,418.308㎡ 延床面積 7,071.531㎡</p>	<p>該当なし 【参考】 保健福祉センター維持管理事業費 【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。 平成16年度予算額 (歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需用費（消耗品・燃料費・食糧費・光熱水費・備品修繕費・施設修繕費等） (9,287千円) ○役務費（通信運搬費・手数料・災害保険料） (428千円) ○委託料（総合管理業務・その他設備保守等） (25,438千円) ○使用料及び賃借料 (869千円) ○備品購入費 (40千円) <p>保健福祉センターの概要 【構造】 鉄筋コンクリート造 地上3階 【規模】 敷地面積 6,940㎡ 延床面積 2,808㎡</p>	<p>該当なし 【参考】 津久井町文化福祉会館は、津久井町立中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設で、管理運営は教育委員会生涯学習課にて担当しています。 【平成17年度予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理費 36,639千円 自主事業費 115千円 整備事業費 2,426千円 	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
38	法外援護事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課 相模原市法外援護支給要綱	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	4,615千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>被保護世帯等特別援護費 (4,615,000)</p> <p>【目的】 生活保護法による被保護者等に法外援護費を支給し、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>(相模原市法外援護費支給要綱)</p> <p>(1) 被保護者等臨時的経費 対象 ・被保護者が死亡等により住居を明渡すこととなった時の住居整備費 ただし、扶養義務者又は相続人がいるとき、遺留金等で負担ができる とき、生活保護法による扶助が受けられるとき、他からの援助が受けられるときは支給しない。 ・被保護者が、転居等に必要となる保証人の確保に要する保証料 ・保護の適用にならない行路人等が目的地に赴くときの旅費等</p> <p>(2) ホームレス医療費等援護 対象 ・ホームレスが、医療機関を受診する場合の医療費及び受診する際に必要となる場合の被服費</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>参考 《就学援助費の概要》</p> <p>【目的】 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費の補助及び学校給食法に基づく学校給食費の補助並びに学校保健法に基づく医療費の補助等である。 (津久井町修学援助事務要領による)</p> <p>【援助対象額等】 生活保護法において教育扶助されない「修学旅行費」「医療費」について、就学援助費の対象とする。 修学旅行費：修学旅行に要する経費（交通費、宿泊費、見学料並びに保護者が均一に負担すべき記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料）</p> <p>【平成15年度実績】 小学校：1件 17,384円 中学校：2件 117,171円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	保健福祉総合相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	福祉推進課・保健推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	25,437千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市高齢者保健福祉計画等により、高齢者等を対象とした保健・福祉サービスの総合的な提供と介護者の支援を図ることなどを目的として保健福祉総合相談課が設置された。次にあげる目的の達成のために、保健福祉総合相談システムの開発を行った。また、保健分野と福祉分野の横断的な相談に対応できるよう、一般職員のほか専門職（保健師、福祉職、相模原市社会福祉協議会職員）を配置している。</p> <p>初回相談対応窓口機能 保健福祉総合相談機能 保健福祉サービス調整機能</p> <p>【内容】 保健福祉総合相談システム ネットワーク概念 内部用端末設置箇所 31台（保健福祉総合相談課、福祉事務所、保健センター等の庁内措置・援護担当課）外部用端末設置箇所 21台（在宅介護支援センター18ヶ所、社会福祉協議会3ヶ所） 開発経費 平成9年度から11年度にかけて計 104,835,000円 相談受付等件数 36,614件 相模原市保健福祉総合相談業務委託契約 ・保健福祉総合相談課が所掌する事務の一部について社会福祉協議会に委託するもの。</p> <p>【参考】 端末等賃借料 7,286千円 専用回線使用料 20回線×12ヶ月×単価=8,774千円 運用支援委託料 40人日×単価=2,100千円 社会福祉協議会窓口業務委託料 2ヶ所分 6,733千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	基幹型在宅介護支援センター運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法第5条の4第2項第2号、第6条の2、第20条の7の2 在宅介護支援センター運営事業実施要綱 相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱 相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 津久井町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 藤野町在宅介護支援センター実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	17,274千円	14,626千円	11,380千円	9,130千円	11,997千円
歳入予算額(平成17年度)	8,266千円	10,688千円	8,389千円	6,847千円	6,847千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域型在宅介護支援センター(18ヶ所)を統括支援し、その質向上のために在宅介護支援センター職員を対象にした研修・地域ケア会議等を開催するために基幹型在宅介護支援センターをおく。また、在宅介護支援センター事業の円滑な運営を図るため在宅介護支援センター運営協議会を設置し、支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について検討を行う。</p> <p>【内容】 平成12年4月に設置。 平成16年度までは基幹型在宅介護支援センターは1ヶ所からの設置で市の直営であったが、平成17年度から中央地区と南地区にそれぞれ基幹型を設置すると同時に、社会福祉協議会に一部委託を行っている。 保健福祉総合相談課に専任職員2名(福祉職・保健師)と社会福祉協議会職員1名(福祉職)を置き、南総合相談班に専任職員1名(保健師)と社会福祉協議会職員1名(福祉職)を配置している。</p> <p>在宅介護支援センター運営協議会の構成員は医師会、歯科医師会、訪問看護ステーション、福祉施設、福祉団体等11団体16名。開催頻度は年2回の予定。</p> <p>【特財】 補助金名称：在宅介護支援センター運営事業費補助金(国庫補助金)8,266千円</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 2ヶ所(市職員3名、社協委託職員2名) 研修講師謝礼 90千円 在宅介護支援センター運営協議会委員謝礼 131千円 他、旅費・消耗品費・参考図書・備品購入代 220千円</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対し各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 地域ケア会議を開催するとともに、地域型支援センターを支援するものであり、以下の定める事業を地域型支援センターと密接な連携を図りつつ、地域に積極的に出向き又は支援センターにおいて行うものとする。 (1)地域ケア会議の開催 介護予防・生活支援の観点から要介護となる恐れのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。 (2)地域型支援センターにより把握され、及び基幹型支援センターが自ら把握した要援護高齢者等の心身の状況等の情報を集約する。 (3)必要に応じて在宅福祉サービス利用状況等を他の支援センターに提供すること。 (4)各種保健福祉サービスの情報提供及び積極的利用についての啓発を行う。 (5)在宅介護等に関する各種の相談(面接・電話)を総合的に行う。 (6)要援護高齢者等の家族からの相談や介護談話協力員からの連絡を受けた場合に、地域型支援センターと連携を取るとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護方法等に付いて指導助言を行う。 (7)当該所管地域において有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し又、これに必要な住民組織化活動を行う。 (8)要援護高齢者等の家族からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、地域型支援センターと連携を取るとともに、必要に応じ訪問等により在宅介護の方法等について指導、助言を行う。 (9)地域の要援護高齢者等またはその家族の保健福祉サービスの利用調整を行う。 (10)福祉用具の展示、対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、福祉用具の選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行う。</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対し各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成13年10月設置 津久井町社会福祉協議会に委託。 管理者1名、専任職員2名を配置。 平成16年の計画 相談事業 介護予防事業 地域ケア会議の開催 介護予防計画の作成 介護支援専門員支援 住宅改造相談 福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 (兼任1名：専任2名) 委託料 11,380千円 特定財源 8,389千円</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対し各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成15年4月設置より相模湖町社会福祉協議会に委託(地域型と併せて委託) 専任職員2名を配置。 平成16年の計画 相談事業 介護予防事業 地域ケア会議の開催 介護予防計画の作成 介護支援専門員支援 住宅改造相談 福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 (専任2名) 委託料 9,130千円 特定財源 6,847千円</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者又は要介護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対し各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関行政機関、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成12年4月設置。 藤野町社会福祉協議会に委託。 専任職員2名を配置。 平成16年度の計画 相談事業 介護予防事業 地域ケア会議の開催 介護予防計画の作成 介護支援専門員支援 住宅改造相談 福祉用具展示会の開催</p> <p>【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 (2名) 委託料 11,997千円 特定財源 6,847千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決定（福祉事務所の主管に属するものを除く）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 初回相談対応窓口機能と保健福祉総合相談機能を実現することにより、複数の課が関係する横断的な相談への対応や保健と福祉など多方面に渡る適切な情報の提供を行い、また、各種申請書などの受付を行い、事業によってはサービスの決定まで行うなど市民の多様なニーズを一か所で受け止め、用件がなるべく相談窓口のみで完結することを目的とする。</p> <p>【内容】 申請受付 地域医療課、地域福祉課、子育て支援課、介護保険課等保健福祉部各課及び保健所 保健予防課等への申請。計75種類 平成16年度申請受付件数 25,421件 サービスの決定 高齢者福祉サービスのうちの寝たきり高齢者等移送サービス助成、生きがい デイサービス等16種類</p> <p>専門相談 (1)母子相談（母子自立支援員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算はこども育成課、所属は福祉事務所） (2)女性相談（婦人相談員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算はこども育成課、所属は福祉事務所） (3)家庭児童相談員（家庭児童相談員による相談） ・相談員1名×1ヶ所（南のみ） ・相談日：週3回（予算はこども育成課、所属は福祉事務所） (4)住宅改修相談（一級建築士による相談） ・相談員1名×2ヶ所 ・相談日：各窓口で週2回（予算・所属は高齢者福祉課）</p>	該当なし	該当なし *各部署にて対応。	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	保健福祉サービス調整機構の運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課 福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円			47千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者及び障害児等の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を総合的に調整し、円滑でかつ効果的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 保健福祉サービス調整会議 保健福祉サービスを総合的に調整するとともに個別処遇検討会を円滑に進めることを目的に開催する。構成員は保健福祉部内の関係課長及び地域保健課、中央保健センター所長。（平成16年度1回開催） 保健福祉サービス個別処遇検討会 個別ケースを対象とした保健福祉サービスを調整する。構成員はその事例に応じ、各担当等・関係者を招集して開催。（平成16年度31回開催）</p>	<p>高齢者については、該当なし 障害児者についても該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【内容】 住民の地域保健及び福祉の向上に資するため、相模湖町保健福祉サービス調整機構を設置しその組織及び運営を推進する。</p>	<p>藤野町保健福祉サービス調整機構平成13年3月31日廃止 下記となる。</p> <p>社会福祉法の改正等を踏まえ、住民参加による、地域福祉計画の策定を平成15年3月末を持って完成。今後は管理運営を推進して行く。</p> <p>藤野町保健福祉推進委員会 委員数 20名</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会 委員数 15名</p> <p>障害者保健福祉計画策定部会 委員数 15名</p> <p>乳幼児期から青年期の保健計画策定部会 委員数 15名</p> <p>No133「地域福祉計画策定事業」に記載</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																											
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																											
6	重度障害者医療費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																								
担当課名	地域医療課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																								
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則 ・城山町の結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の公費負担対象医療費の一部負担金に係る助成要綱・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> (県)神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模湖町医療費の支給に関する条例 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤野町重度心身障害者等の医療費扶助に関する規則 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 																																								
歳出予算額(平成17年度)	1,280,886千円	51,296千円	59,632千円	18,180千円	16,674千円																																								
歳入予算額(平成17年度)	630,000千円	24,606千円	28,934千円	8,980千円	8,262千円																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Qが50以下の方、 1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 は市単独の対象者で、平成16年10月1日から対象。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者数(月平均) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>県補助対象者</td><td style="text-align: right;">7,230人</td></tr> <tr><td>市単独対象者</td><td style="text-align: right;">765人</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">7,995人</td></tr> </table> 助成金額(扶助費) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>県補助対象者分</td><td style="text-align: right;">1,180,515千円</td></tr> <tr><td>市単独対象者分</td><td style="text-align: right;">84,000千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">1,264,515千円</td></tr> </table> 【特定財源の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 500,000千円 ・高額療養費返還金 130,000千円 合計 630,000千円 【電算システムの概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・機種：NEC ・保守：NEC ・処理内容 資格判定 医療証発行 医療証年次更新処理(2年に1度) 償還払い 高額療養費調整 各種統計 </p>	県補助対象者	7,230人	市単独対象者	765人	合計	7,995人	県補助対象者分	1,180,515千円	市単独対象者分	84,000千円	合計	1,264,515千円	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>精神医療費を受ける場合に要する公費負担対象医療の一部負担金に対し、必要な助成を行うことにより、生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Qが50以下の方、 精神保健福祉法第32条の通院医療費公費負担制度(自己負担額5%)適用者 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>、は重度障害者医療費関係、 は精神医療費関係。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者実数 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>県補助対象者</td><td style="text-align: right;">336人(平成17年4月1日現在)</td></tr> <tr><td>町単独対象者</td><td style="text-align: right;">199人(平成17年4月1日現在)</td></tr> </table> 町単独対象者は精神保健福祉法第32条(患者票取得者)及び重度障害者医療費助成対象者のうち訪問看護利用者 助成金額(扶助費) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>県補助対象者分</td><td style="text-align: right;">49,213千円</td></tr> <tr><td>町単独対象者分</td><td style="text-align: right;">1,744千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">50,957千円</td></tr> </table> 県補助対象者分は重度障害者医療費関係(訪問看護利用者を除く)、町単独対象者分は精神医療費関係及び重度障害者医療費助成対象者のうち訪問看護利用者分 【特定財源の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 24,606千円 </p>	県補助対象者	336人(平成17年4月1日現在)	町単独対象者	199人(平成17年4月1日現在)	県補助対象者分	49,213千円	町単独対象者分	1,744千円	合計	50,957千円	<p>【目的】 重度障害者の健康を保持するため、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Qが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者実数 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・H16年度月平均人数</td><td style="text-align: right;">407人</td></tr> <tr><td>・H17.4.1日現在人数</td><td style="text-align: right;">409人</td></tr> </table> 助成金額(扶助費) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>扶助費合計</td><td style="text-align: right;">59,105千円</td></tr> </table> 【特定財源の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 27,934千円 ・高額療養費返還金 1,000千円 合計 28,934千円 【電算システムの概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・機種：NEC ・保守：町企画政策室(電算システム係) ・処理内容 医療証発行(再発行) 各種統計 </p>	・H16年度月平均人数	407人	・H17.4.1日現在人数	409人	扶助費合計	59,105千円	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Qが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者実数 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・H16年度月平均人数</td><td style="text-align: right;">131人</td></tr> <tr><td>・H17.4.1日現在人数</td><td style="text-align: right;">132人</td></tr> </table> 助成金額(扶助費) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>扶助費合計</td><td style="text-align: right;">17,960千円</td></tr> </table> 【特定財源の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 8,980千円 </p>	・H16年度月平均人数	131人	・H17.4.1日現在人数	132人	扶助費合計	17,960千円	<p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつI Qが50以下の方、 の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者実数 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・H16年度月平均人数</td><td style="text-align: right;">150人</td></tr> <tr><td>・H17.4.1日現在人数</td><td style="text-align: right;">153人</td></tr> </table> 助成金額(扶助費) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>扶助費合計</td><td style="text-align: right;">16,524千円</td></tr> </table> 【特定財源の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 8,262千円 </p>	・H16年度月平均人数	150人	・H17.4.1日現在人数	153人	扶助費合計	16,524千円
県補助対象者	7,230人																																												
市単独対象者	765人																																												
合計	7,995人																																												
県補助対象者分	1,180,515千円																																												
市単独対象者分	84,000千円																																												
合計	1,264,515千円																																												
県補助対象者	336人(平成17年4月1日現在)																																												
町単独対象者	199人(平成17年4月1日現在)																																												
県補助対象者分	49,213千円																																												
町単独対象者分	1,744千円																																												
合計	50,957千円																																												
・H16年度月平均人数	407人																																												
・H17.4.1日現在人数	409人																																												
扶助費合計	59,105千円																																												
・H16年度月平均人数	131人																																												
・H17.4.1日現在人数	132人																																												
扶助費合計	17,960千円																																												
・H16年度月平均人数	150人																																												
・H17.4.1日現在人数	153人																																												
扶助費合計	16,524千円																																												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	障害者歯科診療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	福祉推進課・保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	43,096千円				
歳入予算額（平成17年度）	7,990千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一般の歯科診療所では治療困難な障害者の歯科診療を確保するため、相模原口腔保健センター内で障害者歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 内容 1) 対象者 一般の歯科診療所では治療困難な障害者。ただし、全身麻酔や入院を要する者を除く。 2) 受付 電話予約制。月曜日から金曜日（休日を除く） 3) 診療内容 口腔衛生指導、治療、アフター・ケア 4) 診療体制 歯科医師4人、歯科衛生士等9人、事務員1人 5) 診療日 原則として週2日（火曜日・木曜日）午後1時から午後5時 補助金精算内訳 1) 総事業費 60,191千円 2) 診療収入その他の収入 17,095千円 3) 補助基本額（1 - 2） 43,096千円 4) 補助金額 43,096千円</p> <p>【補助金の概要】 名称 相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱 補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内 【社団法人相模原歯科医師会の概要】 目的 地域社会の住民の健康の保持、会員の学術研究等を行い、もって住民の健康の増進並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。 活動内容等 1) 地域住民の健康増進 2) 休日急患歯科診療所の管理運営</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	障害者歯科診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>3) 障害者歯科診療所の管理運営 4) 歯科医学の研究及び研修 5) 予防歯科医学の研究及び研修 6) 公衆衛生及び地域歯科医療活動 7) 歯科医療制度、社会保険その他関係法令の調査、研究等 8) その他</p> <p>役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事2人又は3人、理事15人以上22人以内、監事2人</p> <p>組織の状況 会員数301人、事務局長1人、職員4人</p> <p>市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>【特定財源】 名称及び内容 ・ 障害者歯科診療推進事業費助成金 ・ 障害者歯科診療所の運営費補助事業に対する県補助</p> <p>・ 補助金額 7,990千円 ・ 補助率 定額補助</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	ひとり親家庭等医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域医療課 ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	福祉推進課 城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	児童福祉課 津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	こども課 相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱	健康福祉課 藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	321,702千円	7,900千円	9,678千円	2,190千円	2,383千円
歳入予算額（平成17年度）	159,482千円	3,930千円	4,821千円	1,088千円	1,146千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者数(月平均) 9,811人 助成金額(扶助費) 304,300千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 151,282千円 ・高額療養費返還金 8,200千円 合 計 159,482千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種：NEC ・保守：NEC ・処理内容 資格判定 医療証発行 医療証年次更新処理 償還払い 高額療養費調整 各種統計</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者数(月平均) 240人 助成金額(扶助費) 7,596千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 3,930千円</p> <p>【電算システムの概要】 ・機種：NEC（福祉医療システム） ・保守：NEC ・処理内容 資格判定 医療証発行 医療証年次更新処理 各種統計</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者数(月平均) 378人 助成金額(扶助費) 8,948千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 4,821千円</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者数(月平均) 93人 助成金額(扶助費) 2,074千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 1,088千円</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入している母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。（対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで）</p> <p>【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。（児童扶養手当の一部支給水準以下と同額） 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 、の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 県の補助対象・所得制限と同じ。</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要 対象者数(月平均) 106人 助成金額(扶助費) 2,220千円</p> <p>【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 1,146千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	老人保健医療給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課	町民課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法
歳出予算額(平成17年度)	28,318,593千円	1,194,161千円	1,850,299千円	759,801千円	834,000千円
歳入予算額(平成17年度)	26,408,620千円	1,113,039千円	1,721,157千円	707,269千円	776,350千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本市に居住地を有する者 75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 40,800人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 4,000人) (一般 = 36,800人) 医療給付費の支出額 = 28,318,593千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 57,840円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 16,995,387千円 (国)医療費負担金 7,519,398千円 (県)医療費負担金 1,883,535千円 損害賠償返還金 10,000千円 医療給付費返納金 300千円 合 計 26,408,620千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (市)医療給付費繰入金 1,909,973千円 医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(市)医療給付費繰入金」が国・県・市のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費(本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療費支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする。)として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者。 75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割をそれ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 1,733人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 120人) (一般 = 1,613人) 医療費の支出額 = 1,194,161千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 57,423円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 704,787千円 (国)医療費負担金 326,599千円 (県)医療費負担金 81,649千円 損害賠償返還金 1千円 その他 3千円 合 計 1,113,039千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (町)医療給付費繰入金 81,122千円 医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費(本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする。)として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 2,700人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 130人) (一般 = 2,570人) 医療費の支出額 = 1,850,299千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 57,108円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 1,075,449千円 (国)医療費負担金 516,566千円 (県)医療費負担金 129,142千円 合 計 1,721,157千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (町)医療給付費繰入金 129,142千円 医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 1,146人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 72人) (一般 = 1,074人) 医療給付費の支出額 = 759,801千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 55,250円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 444,609千円 (国)医療費負担金 210,127千円 (県)医療費負担金 52,533千円 合 計 707,269千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (町)医療給付費繰入金 52,532千円 医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>	<p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・町がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) 65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 老人医療受給者数(月平均) = 1,319人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 71人) (一般 = 1,248人) 医療給付費の支出額 = 834,000千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 52,691円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 488,100千円 (国)医療費負担金 230,600千円 (県)医療費負担金 57,650千円 合 計 776,350千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (町)医療給付費繰入金 57,650千円 医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	老人保健医療給付費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得・給付データを保有システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) ・償還払い ・高額医療費の支給 ・統計 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>日本電子計算(株) 資格・所得データを保有システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) 	<p>【電算システムの概要】</p> <p>日本電子計算(株) 資格・所得データを保有システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	老人保健医療審査支払手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域医療課 老人保健法	町民課 老人保健法	健康福祉課 老人保健法	町民課 老人保健法	町民課 老人保健法
歳出予算額（平成17年度）	140,375千円	5,452千円	7,844千円	3,206千円	3,298千円
歳入予算額（平成17年度）	136,106千円	5,321千円	7,614千円	3,114千円	3,235千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約1,294,000件 審査支払手数料の支出額 = 140,375千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約1,257,000件 136,127千円 支払基金交付金対象外分 約37,000件 4,248千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 136,106千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。 なお、「支払基金交付金対象分」の金額と「(支払基金)審査支払手数料交付金」の金額が相違するのは、前年度の交付金の精算額が平成17年度分に算入されているためである。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約50,100件 審査支払手数料の支出額 = 5,452千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約49,000件 5,321千円 支払基金交付金対象外分 約1,100件 131千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 5,321千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約71,000件 審査支払手数料の支出額 = 7,844千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約69,000件 7,614千円 支払基金交付金対象外分 約2,000件 230千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 7,614千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約29,400件 審査支払手数料の支出額 = 3,206千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約28,600件 3,114千円 支払基金交付金対象外分 約800件 92千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,114千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>	<p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 審査支払手数料の件数 = 約30,100件 審査支払手数料の支出額 = 3,298千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約29,500件 3,235千円 支払基金交付金対象外分 約600件 63千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,235千円</p> <p>審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	県立千木良診療所敷地借上料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）				503千円	
歳入予算額（平成17年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】 県立千木良診療所借地にかかる経費 【参考】 平成16年度決算額 503千円 平成17年度予算額 503千円 事業費の内訳 需用費 1 印紙代 1千円 使用料及び賃借料 502 県立千木良診療所敷地借地料 502千円	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	高齢者入所判定委員会運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者入所判定委員会要綱		津久井町高齢者サービス供給部会設置要綱	相模湖町福祉サービス検討部会設置要綱	
歳出予算額（平成17年度）	311千円		90千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の要否を総合的に判定する。 また、委員会へ諮る事項の事前協議を行うため、検討会を設置している。</p> <p>=委員構成= 市医師会、市歯科医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、市職員</p> <p>【開催状況（平成16年度）】 入所判定委員会...2回 検討会...2回</p> <p>【平成17年度予算】 入所判定委員会 医師謝礼@41,700×2人×3回=250,200円 委員謝礼@5,000×2人×3回=30,000円 検討会 委員謝礼@5,000×2人×3回=30,000円</p>	該当なし	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、高齢者サービス供給部会において、措置の要否を総合的に判定する。</p> <p>=委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、福祉推進委員協議会、社会福祉協議会職員、津久井保健福祉事務所職員、町職員</p> <p>【開催状況（平成16年度）】 なし</p> <p>【平成17年度予算】 委員謝礼@5,000×9人×2回=90,000円</p>	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の要否を総合的に判定する。</p> <p>=委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、津久井保健福祉事務所職員、町保健師</p> <p>【開催状況（平成16年度より開催）】 なし</p> <p>【平成17年度予算】 予算計なし 補正対応予定</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	高齢者保健福祉計画推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条 			<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条
歳出予算額（平成17年度）	6,627千円	2,927千円	3,480千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 現計画の進行管理 次期計画の策定</p> <p>【平成17年度事業内容】 第3期高齢者保健福祉計画の策定 高齢者保健福祉推進会議（計画の進行管理及び策定組織）の開催 【委員構成（20名）】 学識経験者、医療関係者、福祉関係者、各種団体、公募市民 市民シンポジウムの開催</p> <p>【平成16年度事業内容】 高齢者保健福祉推進会議の開催…3回 高齢者等実態調査の実施 市民シンポジウムの開催</p> <p>【高齢者保健福祉計画の概要】 沿革 平成5年度（旧）老人保健福祉計画（計画終期平成11年度） 平成12年度 第1期高齢者保健福祉計画（計画終期平成16年度） 平成15年度 第2期高齢者保健福祉計画（計画終期平成19年度） 第2期高齢者保健福祉計画の概要 ・計画期間 平成15年度～19年度（5か年） ・基本理念 「いききと充実した生活を営むことができる高齢社会の形成」</p> <p>【平成17年度予算】 シンポジウム謝礼 207千円 推進会議委員謝礼（8回分） 680千円 シンポジウム関連 60千円 策定支援業務委託 5,650千円 施設使用料 30千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 次期計画（3年ごとに行われる計画の見直し）の適切かつ円滑な策定</p> <p>【平成17年度事業内容】 委員14名の予定 回数4回</p> <p>【平成17年度予算】 委員謝礼 252千円 消耗品 50千円 委託料 2,625千円</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の次期計画の適切かつ円滑な策定</p> <p>【平成16年度事業内容】 介護保険居宅サービス実態調査 高齢者保健福祉計画策定のためのアンケート調査を実施</p> <p>【平成17年度事業内容】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる会議の開催 ・推進会議…2回</p> <p>【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要】 第3期計画期間…平成18年度～平成20年度</p> <p>【平成17年度予算】 計画策定委託料 3,000千円 委員謝礼 480千円</p>	<p>平成14、15年度で保健福祉総合計画（仮称）策定 【高齢者保健福祉計画】 【障害者福祉計画】 【子育て支援計画】 【健康さがみこ21】 【介護保険事業計画】策定済</p> <p>平成16年度で印刷製本の実施（委託）</p> <p>平成16年度で終了</p>	<p>【事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 次期計画（3年ごとに行われる計画の見直し）の適切かつ円滑な策定。</p> <p>【事業内容】 藤野町保健福祉推進委員会 1回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会 3回</p> <p>【事業費内訳】 地域福祉課、3-17、地域福祉計画策定事業に計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																		
10	高齢者大学運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																
根拠法令等	相模原市高齢者大学設置運営要綱 あじさい大学開催要項			相模湖町高齢者の生きがいと健康づくり企画推進会議運営要綱																	
歳出予算額（平成17年度）	34,293千円			47千円																	
歳入予算額（平成17年度）	20,446千円			0千円																	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の方々が、心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送るために、学習活動を通じて仲間づくりを図りつつ、知識と技能の習得を図る。</p> <p>【平成17年度事業内容】 学科数：4学部35学科 芸術学部...書道4学科、刻字1学科、美術5学科、版画1学科、陶芸2学科、民謡1学科、詩吟1学科 健康学部...健康5学科、調理2学科 文学部...文芸1学科、文学5学科、歴史4学科 園芸学部...園芸2学科 定員：1110人 授業時間：週1回2時間（各学科年間平均24回） 授業料：6000円 教材費は自己負担</p> <p>【平成16年度実績】 4学部29学科 定員912人 入学希望者 1,959人 倍率2.15倍 修了者873人 事業費決算額 21,233千円</p> <p>【保健福祉オンライン】 申込者の氏名、住所等のほか、受講状況等を把握するために使用</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>講師謝礼</td><td style="text-align: right;">22,466千円</td></tr> <tr><td>システム保守委託料</td><td style="text-align: right;">367千円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td style="text-align: right;">1,998千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">672千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,790千円</td></tr> <tr><td>特定財源 国庫補助金</td><td style="text-align: right;">13,846千円</td></tr> </table>	講師謝礼	22,466千円	システム保守委託料	367千円	施設使用料	1,998千円	備品購入費	672千円	その他	8,790千円	特定財源 国庫補助金	13,846千円	<p>該当なし</p> <p><参考> 町民の生涯学習の場として「しroyama町民大学」シニア講座を実施している。 教育委員会生涯学習課において所管している。</p>	<p>該当なし</p> <p><参考> 生涯を通じた町民の学習の場として「津久井町民大学」～グリーンカレッジつくい～を実施、教育委員会生涯学習課、生涯学習センターにおいて所管しています。</p>	<p>【事業目的】 高齢者が充実した生活を創造するため学習活動を通して生きがいと社会参加することを目的とする。</p> <p>【平成17年度事業内容】 学部数 3学部 教養学部 園芸学部 保健体育部 定員 180人</p> <p>【平成16年度実績】 3学部 定員 180人 延参加人員 1,223人 実施回数 41回</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>講師謝礼</td><td style="text-align: right;">13千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">34千円</td></tr> </table>	講師謝礼	13千円	その他	34千円	該当なし
講師謝礼	22,466千円																				
システム保守委託料	367千円																				
施設使用料	1,998千円																				
備品購入費	672千円																				
その他	8,790千円																				
特定財源 国庫補助金	13,846千円																				
講師謝礼	13千円																				
その他	34千円																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	生きがい農園運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市生きがい農園設置及び運営要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,500千円		26千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		19千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 相模原市市民農園運営協議会に対し、生きがい農園に関する運営費用の助成を行う。</p> <p>= 生きがい農園の概要 = ・農園数 21農園（958区画）H16.4現在 ・耕作面積 1人1区画 10㎡ ・耕作期間 4月から翌々年の1月までの22ヶ月 耕作地については、地権者から無償で6年間の使用貸借契約で借り上げ。</p> <p>【対象】 60歳以上の市民</p> <p>【平成17年度予算】 生きがい農園運営費補助金 1,500千円</p>	該当なし	<p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 津久井町老人クラブ連合会に生きがい農園に関する運営を委託して実施。</p> <p>= 生きがい農園の概要 = ・耕作面積 2,000㎡ ・耕作期間 4月から翌年の3月まで1年間 *耕作地：津久井町借上 *その他：農業用倉庫に対する損害保険に加入</p> <p>【対象】 老人クラブ会員等高齢者</p> <p>【平成17年度予算】 生きがい農園運営費 26千円</p> <p>特定財源 県補助金 19千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	高齢者交流事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課 相模原市高齢者交流事業実施要綱	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	8,240千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 市内の公衆浴場を利用して親湯会を開催し、高齢者の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに相互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【事業内容】 実施日...前期(7～9月)後期(11～1月)の平日 祝日及び12月27日から1月7日を除く 利用回数...月4回まで 利用方法...市に登録し利用券発行 利用者負担...100円 実施施設...市内11浴場</p> <p>【対象】 65歳以上の市民</p> <p>【過去の利用実績】（延べ人数） 平成13年度 16,584人 平成14年度 36,727人 平成15年度 24,499人</p> <p>【平成17年度予算】 協力謝礼 8,190千円 利用券用紙 50千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			* 高齢者交流については、町老人クラブ連合会主催により実施。		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																									
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																																									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																									
13	シルバー人材センター育成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																						
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																						
根拠法令等		高齢者の雇用の安定等に関する法律		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱																																							
歳出予算額（平成17年度）	129,347千円	5,815千円	6,965千円	4,101千円																																							
歳入予算額（平成17年度）	23,960千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円																																							
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする（社）相模原市シルバー人材センター育成のための助成を行う。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">109,127千円</td></tr> <tr><td>運営資金貸付金</td><td style="text-align: right;">20,000千円</td></tr> <tr><td>県シルバー人材センター負担金</td><td style="text-align: right;">120千円</td></tr> <tr><td>全国シルバー人材センター負担金</td><td style="text-align: right;">100千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">3,960千円</td></tr> <tr><td> 貸付金元金収入</td><td style="text-align: right;">20,000千円</td></tr> </table> <p>【最新の状況】 平成17年6月10日（金） （社）相模原市シルバー人材センター並びに津久井町及び相模湖町生きがい事業団による第1回合併協議会を開催した。 ・事務局の設置〔（社）相模原市シルバー人材センター〕、合併の期日、名称、本部拠点及び支所等の設置、定款の変更、財産及び債務、役員定数及び選出方法等について協議をし可決承認された。 ・なお、今後、業務関係及び人事・財務関係等について調整を図っていくために8月、10月、12月及び3月に本合併協議会を開催することも可決承認された。</p>	運営費補助金	109,127千円	運営資金貸付金	20,000千円	県シルバー人材センター負担金	120千円	全国シルバー人材センター負担金	100千円	特定財源		県補助金	3,960千円	貸付金元金収入	20,000千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者の短期的就業機会の確保と就業に伴う生きがいづくりの機会の提供を目的とする城山町生きがい事業団の運営のための補助を行う。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">5,800千円</td></tr> <tr><td>その他（県シルバー人材センター負担金）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	5,800千円	その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする津久井町生きがい事業団育成のための助成を行う。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">6,950千円</td></tr> <tr><td>その他（県シルバー人材センター負担金）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	6,950千円	その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>【事業・目的】 高齢者が知識・経験・技能を生かし相互の協力のもと、生きがいを見出し、相互の交流を深めるため相模湖町生きがい事業団に助成を行う。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">4,101千円</td></tr> <tr><td>その他（県シルバー人材センター負担金）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	4,101千円	その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	該当なし
運営費補助金	109,127千円																																										
運営資金貸付金	20,000千円																																										
県シルバー人材センター負担金	120千円																																										
全国シルバー人材センター負担金	100千円																																										
特定財源																																											
県補助金	3,960千円																																										
貸付金元金収入	20,000千円																																										
運営費補助金	5,800千円																																										
その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円																																										
特定財源																																											
県補助金	1,800千円																																										
運営費補助金	6,950千円																																										
その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円																																										
特定財源																																											
県補助金	1,800千円																																										
運営費補助金	4,101千円																																										
その他（県シルバー人材センター負担金）	15千円																																										
特定財源																																											
県補助金	1,800千円																																										

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	老人クラブ補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成17年度）	23,181千円	897千円	2,521千円	894千円	
歳入予算額（平成17年度）	3,974千円	484千円	1,162千円	567千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に設立された老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の助成を行う。</p> <p>【平成16年度補助対象クラブ数】 適正クラブ 222クラブ 小規模クラブ 8クラブ</p> <p>【平成17年度予算】 運営費補助金 23,181千円 特定財源 国庫補助金 3,974千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 13(連合会1団体含む) 単地区域クラブ 12</p> <p>【平成17年度予算】 運営費補助金 897千円 特定財源 県費補助金 484千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 35(連合会1団体含む) 単地区域クラブ 34</p> <p>【平成17年度予算】 運営費補助金 2,521千円 特定財源 県費補助金 1,162千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 15(連合会1団体含む) 単地区域クラブ 15 小規模クラブ 1</p> <p>【平成17年度予算】 運営費補助金 894千円 特定財源 県費補助金 567千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	老人いこいの家の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	総務課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立老人いこいの家条例			相模湖町立集会施設等の設置及び管理に関する条例	
歳出予算額（平成17年度）	727千円			17千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者が相互の親睦、レクリエーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【施設概要】 開設...昭和50年2月 所在地...相模大野8-9-5 規模...敷地面積189.88㎡ 床面積122.55㎡ 和室2室 利用時間...午前9時～午後4時 休所日...日曜・祝日、年末年始 管理...(社)相模原市シルバー人材センターへ委託</p> <p>【平成17年度予算】 管理委託料 500千円 光熱水費 119千円 その他 108千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【施設概要】 開設...昭和60年3月 所在地...相模湖町千木良363-2 規模...敷地面積211.63㎡ 床面積97.50㎡ 管理...赤馬自治会へ委託</p> <p>地域集会所として、他の地域集会所と一括して「町立集会施設等の設置及び管理に関する条例」を設置条例としている。 管理委託については、団体を特定してこれを認めており、委託契約の中で管理補助金として年額15,000円を交付するものとしている。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	福祉施策紹介冊子作成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	680千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、保健、医療、年金、税金などの制度、事業等を全般的に掲載した冊子を発行する。 また、平成13年度から、高齢者一般福祉施策の紹介パンフレットをあわせて作成している。</p> <p>平成17年度発行部数（予定） ・冊子...8,000部 ・パンフレット...17,500部</p> <p>【平成17年度予算】 福祉施策紹介冊子印刷製本費 680千円 （パンフレットは、庁内印刷対応）</p>	<p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、検診、老人医療など事業を掲載した冊子を発行する。</p> <p>【平成16年度発行部数】 500部</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	敬老会開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） 相模原市敬老会実施要領	「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） 城山町敬老のつどい実施要綱		「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）	
歳出予算額（平成17年度）	16,904千円	1,823千円	410千円	30千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	612千円	410千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在77歳と80歳以上で、4月1日から引き続き市内に住んでいる者</p> <p>【平成17年度事業計画】 期日...9月16日～18日（3日間、6回開催） 会場...市民会館ホール 内容...式典、演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 4,962人 平成13年度 5,287人 平成14年度 4,241人 平成15年度 4,116人 平成16年度 4,141人</p> <p>【平成17年度予算】 会場整理員等謝礼 465千円 演芸等委託料 5,750千円 バス借料 10,103千円 施設使用料 504千円 その他 82千円</p> <p>【最新の状況】 調整方針として、「現行のまま新市に引き継ぐ。なお、当該事業のあり方については、合併後新市において検討する。」と示されていることから現時点では調整は行っていない。 なお、調整事項及び問題点としては、現相模原市の一極集中型（1会場のみで開催）の開催方法を地域分散型（複数の会場で開催）に見直すこと及び対象者の年齢区分等についても調整を図ることが挙げられる。</p>	<p>【事業目的】 対象の高齢者を招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在75歳以上の者に招待状を送付。表彰は満80歳と長寿夫妻（結婚50・60年で本人申請による）</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月18日（9月の第3土曜日） 会場...町立川尻小学校体育館 内容...式典、演芸 表彰者には記念品あり 来場者には送迎バスを3台運行している。</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 408人 平成13年度 417人 平成14年度 464人 平成15年度 375人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（記念品） 516千円 冷房委託料 760千円 バス借料 116千円 需用費（食糧費他） 379千円 その他（筆耕料） 43千円</p> <p style="text-align: right;">県補助金 612千円</p>	<p><補助金等交付事業> 財産区からの原資をもって敬老会運営費を助成する。</p> <p>【内容】 中野地区敬老会助成金 300千円 三ヶ木地区敬老会助成金 110千円 他地区においても自治会にて開催。</p> <p>【対象】 敬老会運営団体 2団体</p> <p>【平成17年度予算】 補助金 410千円 特定財源 財産区繰出金 410千円</p>	<p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 老人クラブ会員若しくは町内に在住の65歳以上の者</p> <p>【平成17年度事業計画】 期日...9月22日予定 会場...相模湖交流センター 内容...演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成13年度 382人 平成14年度 436人 平成15年度 437人 平成16年度 430人</p> <p>【平成17年度予算】 需用費 292千円 バス借料 132千円</p>	該当なし 各地区自治会において開催。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	敬老訪問事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）	城山町敬老祝品贈呈事業実施要領 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領	津久井町敬老祝品条例	相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝品支給条例 藤野町敬老祝品支給に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	175千円	770千円	0千円	30千円	255千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	2千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 市の幹部職員（原則として市長）が対象者を訪問し、記念品（市長筆耕色紙）を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成16年度 対象者数58人 訪問者数24人 平成15年度 対象者数48人 訪問者数10人 平成14年度 対象者数36人 訪問者数 4人 平成13年度 対象者数21人 訪問者数 3人</p> <p>【平成17年度予算】 消耗品費（色紙、額等） 165千円 印刷製本費（記念写真） 10千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝品を贈呈することにより、長寿を祝い、敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・ 90歳以上の高齢者 9月中旬に、町長が対象者宅を訪問し贈呈する（カタログギフト） ・ 100歳高齢者 原則として、誕生日に町長が対象者宅を訪問し贈呈する（希望の品）</p> <p>【過去の事業実績】 平成16年度 90歳以上 111人 100歳 なし 平成15年度 90歳以上 103人 100歳 1人 平成14年度 90歳以上 91人 100歳 なし</p> <p>【平成17年度予算】 報償費 770千円</p>	<p>【事業目的】 賀寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し長寿を祝い、敬老の意を表する。</p> <p>【事業内容】 ・ 88歳以上の賀寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 （80歳については、民生委員による贈呈） ・ 町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム入所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。</p> <p>【対象者】 （1）80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 （2）年齢に達する日現在で引き続き6月以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>敬老祝金等支給事業（D-6-19）参照</p> <p>【祝品】 （1）80歳の者 7,000円相当の品物 （2）88歳の者 10,000円相当の品物 （3）90歳の者 13,000円相当の品物 （4）99歳の者 15,000円相当の品物 （5）100歳の者 25,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人 平成16年度 250人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（祝品） 2,696千円 消耗品費 7千円</p>	<p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝い金を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成16年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成15年度 対象者数 2人 訪問者数 1人 平成14年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成13年度 対象者数 1人 訪問者数 1人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（祝い金） 30千円 平成17年度 対象者数 2人</p>	<p>【事業目的】 88歳（米寿）及び100歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福しもってその家庭の平和と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 88歳・100歳祝品</p> <p>【過去の事業実績】 平成16年度 88歳 36人 100歳 2人 平成15年度 88歳 29人 100歳 1人 平成14年度 88歳 23人 100歳 1人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（祝品） 255千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	敬老祝金等支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市敬老金条例	城山町敬老祝金要綱	津久井町敬老祝品条例	相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝金品支給条例 藤野町敬老祝金品支給に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	55,582千円	3,135千円	2,703千円	205千円	3,652千円
歳入予算額（平成17年度）	36千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 77歳以上の高齢者に祝い金や祝品を贈り、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業概要】 祝い金 ・77歳 5,000円 ・80歳 7,000円 ・88歳 10,000円 ・90歳 10,000円 ・95歳 20,000円 ・99歳 30,000円 ・100歳以上 50,000円 祝品 ・市長の色紙（90歳以上の者）</p> <p>【祝い金支給実績】 平成13年度 4,999人 平成14年度 5,847人 平成15年度 5,973人 平成16年度 6,546人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（祝金） 54,772千円 需用費 603千円 委託料 126千円 役務費 81千円 特定財源 県委託金 36千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、長寿を祝い敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【対象者】 （1）9月15日現在で77歳、88歳、99歳又は100歳以上である者 （2）9月15日現在で引き続き6月以上本町に在住かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝金の額】 （1）77歳の者 15,000円 （2）88歳の者 20,000円 （3）99歳の者 25,000円 （4）100歳以上者 30,000円</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 107人 平成15年度 225人</p> <p>【平成17年度予算】 印刷製本費 5千円 祝い金 3,130千円</p>	<p>【事業目的】 賀寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し、長寿を祝い、敬老の意を表す。</p> <p>【事業内容】 ・88歳以上の賀寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 （80歳については、民生委員による贈呈） ・町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム入所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。</p> <p>【対象者】 （1）80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 （2）年齢に達する日現在で引き続き6月以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝品】 （1）80歳の者 7,000円相当の品物 （2）88歳の者 10,000円相当の品物 （3）90歳の者 13,000円相当の品物 （4）99歳の者 15,000円相当の品物 （5）100歳の者 25,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人 平成16年度 250人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（祝品） 2,696千円 消耗品費 7千円</p>	<p>【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。</p> <p>【事業概要】 祝い金 ・88歳 5,000円 ・98歳 10,000円 ・100歳 15,000円 ・100歳以上 15,000円</p> <p>【祝い金支給実績】 平成12年度 98人 平成13年度 76人 平成14年度 108人 平成15年度 91人 平成16年度 35人</p> <p>【平成17年度予算】 祝い金 205千円</p>	<p>【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。</p> <p>【事業内容】 祝い金 ・80歳～89歳 5,000円 ・90歳～99歳 7,000円 ・100歳以上 10,000円 祝品 ・88歳（米寿） 5,000円相当の品物 ・100歳 30,000円相当の品物 ・長寿夫婦（結婚70年） 30,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 478人 平成15年度 516人 平成16年度 561人</p> <p>【平成17年度予算】 祝い金 3,586千円 祝袋等印刷製本費 66千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	高齢者能力活用施設運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）				
歳出予算額（平成17年度）	1,512千円				
歳入予算額（平成17年度）	301千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の能力や技能の活用及び趣味や活動を通じての社会参加や地域交流を促進するための事業を行う。 また、高齢者の短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する（社）相模原市シルバー人材センターの運営を支援する。</p> <p>【事業内容】 講座等の開催 健康づくりや介護予防に関する講座等、家庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的とした講習、高齢者の趣味や活動の支援のため講座等を行う。 施設管理運営委託 施設の管理運営について（社）相模原市シルバー人材センターへ委託する。</p> <p>【平成17年度予算】 施設賠償責任保険 8千円 施設管理運営委託 901千円 事業実施委託 603千円 特定財源 国庫補助金 301千円</p> <p>【最新の状況】 当該施設は現相模原市以外にはなく、また、調整方針においても「合併時に相模原市の制度を適用する」ことになっており、特に調整の必要は無いと思われる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	れんげの里あらいその管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市立ふれあいセンター条例 ・相模原市立大風センター条例 ・相模原市立こどもセンター条例 				
歳出予算額（平成17年度）	75,600千円				
歳入予算額（平成17年度）	205千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 れんげの里あらいそ（相模原市立新磯ふれあいセンター、相模の大風センター、新磯こどもセンター）の施設管理運営を行う。各施設の事業運営はそれぞれが別個に行うものとし、施設全体の維持管理は、複合による施設の効率性による3施設一括管理を行っている。管理運営については、（財）相模原市都市整備公社へ委託し、利用料金制度を導入している。 新磯ふれあいセンターは、市民の健康の保持及び増進並びに高齢者の福祉の向上に寄与するために設置している。</p> <p>【施設概要】 敷地面積 5,908㎡ 延床面積 3,068.8㎡ 新磯ふれあいセンター 1,611.35㎡ 相模の大風センター 937.82㎡ 新磯こどもセンター 519.63㎡</p> <p>【利用料金】 新磯ふれあいセンター基本利用料金 ・浴室：1回 大人200円 小人100円 ・陶芸窯室：1時間300円 ・大広間：夜間（18時～22時）1,000円 ・交流広場：1日（9時～22時）2,800円 ・多目的ホール（全面）：1日（9時～22時）9,300円 相模の大風センター ・工作室：1日（9時～22時）6,100円</p> <p>【平成17年度予算】 管理運営委託 74,238千円 その他 1,362千円 特定財源 電話使用 25千円 自動販売機光熱水費負担金 180千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				保健福祉部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
22	給食サービス事業				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 城山町配食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 津久井町給食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模湖町福祉給食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 藤野町給食サービス事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	171,475千円	8,291千円	12,692千円	1,037千円	1,291千円
歳入予算額（平成17年度）	50,586千円	6,939千円	3,420千円	777千円	967千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養のバランスのとれた食事を自宅まで届けるサービスを提供することにより、食生活の維持向上を支援するとともに、安否の確認、孤独感の軽減等を図り、生活の自立支援に資する。</p> <p>【事業内容】 対象者に、週4回（月・火・木・金）以内、夕食を自宅まで直接届ける。</p> <p>【対象】 在宅で自分で食事の支度をすることが困難かつ家族等からも食事の提供を受けることが困難な以下の世帯の者 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦 重度障害者</p> <p>【実施方法】 （福）相模原市社会福祉協議会へ委託（調理等は再委託。老人ホーム等20施設、3業者へ。）</p> <p>【利用者負担】 1食当たり400円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成12年度 167,201食 平成13年度 183,021食 平成14年度 210,908食 平成15年度 208,996食 平成16年度 209,604食</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 171,475千円 特定財源 国庫補助金 50,586千円</p>	<p>【事業目的】 定期的に居宅を訪問し配食サービスを行うことで孤独感の解消及び安否確認、栄養バランスの取れた食事の提供による健康管理等を目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者に昼食週3回（月・火・木）また夕食（金）自宅までボランティアが届けている。</p> <p>【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等からの食事の提供が受けられない状況にあって配食が必要と認められる次に該当する者。 （1）おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦等 （2）身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である。 （3）その他必要と認める者</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託 社会福祉法人 かわせみ会</p> <p>【利用者負担】 1食当たり400円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成14年度 5,116食 平成15年度 7,096食</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 8,291千円 県補助金 4,055千円 利用者負担金 2,884千円</p>	<p>【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者に対して、健康管理・孤独感の解消・安否確認等を目的に昼食を配食することにより、安全で健康的な生活を支援する。</p> <p>【事業内容】 1 会食会開催事業（昼食交流会） 町内の対象者を一堂に会し、昼食と演芸会を開催中で、年2回開催する。 また、会場までの送迎を実施する。</p> <p>2 配食サービス事業 対象者に週4回（火・水・木・金）昼食を自宅まで委託業者が届ける。</p> <p>【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等からの食事の提供が受けられない状況にあって会食又は配食が必要と認められる次に該当する者。 （1）おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦 （2）障害者手帳の交付を受けている者 （3）その他必要と認める者</p> <p>【実施方法】 1 会食会開催事業 津久井町社会福祉協議会へ委託（調理は再委託）</p> <p>2 配食サービス事業 民間業者へ委託（1業者）</p> <p>【利用者負担】 1 会食会開催事業 無料 2 配食サービス事業 1食当たり300円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成12年度 10,979食 平成13年度 11,294食 平成14年度 13,564食 平成15年度 10,928食 平成16年度 10,736食</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 ・会食会開催事業委託料 700千円 ・配食サービス事業委託料 11,992千円 計 12,692千円</p> <p>特定財源 諸収入（負担金） 3,420千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者に昼食週4回（火・水・木・金）の昼食を自宅まで届けている。</p> <p>【対象】 町内在住のひとり暮らし老人、老人夫婦世帯のみの世帯等</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託（調理は再委託）</p> <p>【利用者負担】 1食当たり450円 生保300円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成14年度 2,362食 平成15年度 2,577食 平成16年度 3,103食</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 1,037千円 特定財源 県補助金 777千円</p>	<p>【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障害者等に対して、健康管理、孤独感の解消、安否の確認等を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者に週2回（火・金）昼食を自宅まで届ける。</p> <p>【対象】 ・一人暮らしの高齢者 ・高齢者夫婦世帯 ・障害者</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託（調理は再委託）</p> <p>【利用者負担】 1食当たり 300円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成14年度 3,960食 平成15年度 4,000食</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 1,291千円 県費補助金 967千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
23	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町移送サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 津久井町移送サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町ハンディキャブ(リフト付)運行事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 藤野町移送サービス事業実施要綱	
歳出予算額(平成17年度)	2,500千円	8,334千円	23,750千円	3,695千円	3,678千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	494千円	494千円	2,771千円	2,758千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【事業内容】 ねたきり高齢者等が通院等の目的で、外出しようとする時、居室から移送車両までの介助及びストレッチャー対応の車両により目的地までの移送、目的地での引継ぎのサービスの提供に対して助成する。助成にあたっては、利用券を交付する。</p> <p>助成内容 市民税非課税世帯...2,700円の利用券を年間36枚、年度途中の申請は申請月から1月当たり3枚交付 その他世帯...2,500円の利用券を年間24枚、年度途中の申請は申請月から1月当たり2枚交付</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4、5の認定を受けた者及び要介護3の内市長が特に認める者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、生活保護法により移送扶助を受けることができる被保護者及び相模原市在宅重度障害者タクシー利用助成要綱により利用助成を受けている者を除く。 身体的要因により、ストレッチャー又は車椅子等による特別な移送を必要とする者 居室から移送車両まで全介助を要する者</p> <p>【実施方法】 移送事業者へ委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 7人 平成13年度 36人 平成14年度 50人 平成15年度 82人 平成16年度 108人</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,500千円</p>	<p>【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、ハンディキャブ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【対象者】 (1) おおむね60歳以上のものであって床にしている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、その障害の程度が1級又は2級であり、かつ、著しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者</p> <p>【利用範囲】 (1) 病氣治療(通院治療、入退院) (2) 福祉施設への通所、入退所 (3) 福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他町長が認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村 町内 片道200円 町外5キロ未満 片道250円 町外5～10キロ未満 片道300円 町外10～15キロ未満 片道400円 町外15～20キロ未満 片道500円 町外20～25キロ未満 片道600円 その他 片道700円</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 8,334千円 利用者負担金 494千円</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,196回 平成15年度 1,596回</p>	<p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1) 身体障害者の手帳交付を受けている者 (2) 介護保険による要介護者及び要支援者 (3) 前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1) 医療機関への通院。 (病状悪化等緊急の場合を除く) (2) 福祉施設への入退所時 (3) 官公庁への事務手続き (4) その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用者負担】 1kmにつき 50円</p> <p>【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回 平成16年度 7,762回</p>	<p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【対象者】 (1) 概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2) 概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 (3) 車いす等を使用している重度身体障害者 (4) 町長が特に認めた者</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成16年度 町内 1,123回 町外 1,706回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 3,695千円 特定財源 県補助金 2,771千円</p>	<p>【事業目的】 車いすを使用している者やねたきりの状態にある者など既存の交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行するなど、社会参加の手段の充実を図り、社会福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>【実施方法】 藤野町移送サービス事業実施要綱</p> <p>【対象者】 (1) 概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2) 概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 (3) 障害者手帳の交付を受けている者 (4) 町長が特に認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1) 医療機関への移送。 (2) 福祉施設へ入退所するとき。 (3) 福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき。 (4) 町長が必要と認めたとき。</p> <p>【運行範囲】 町内及び隣接市町村</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,652回 平成15年度 1,566回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 3,678千円 県補助金 2,758千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	寝具消毒乾燥事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市ねたきり高齢者等寝具消毒乾燥事業実施要綱		介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 津久井町ねたきり老人等寝具消毒乾燥事業実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）	2,070千円		25千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛けぶとん、敷きぶとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行う。</p> <p>【対象】 寝具乾燥の必要があるが、自宅において寝具の衛生管理等が困難な状況にある市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は認知症高齢者の世帯 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 重度障害者（身体障害者1・2級又は療育手帳A1・A2の者）世帯 前各号に規定する世帯のほか、特に市長が必要と認める世帯</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】 平成12年度 428人 平成13年度 492人 平成14年度 567人 平成15年度 441人 平成16年度 538人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,070千円</p>	該当なし	<p>【事業目的】 在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と病苦の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛けぶとん、敷きぶとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年1回ずつ行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は認知症高齢者で寝具乾燥が必要と認められるもの前各号に規定する世帯のほか、特に町長が必要と認める世帯 過去の延べ実施者数</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 実績なし</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 25千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	家事援助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市高齢者家事援助条例 相模原市高齢者家事援助条例施行規則	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町軽度生活援助事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 津久井町生活支援型ホームヘルパー派遣事業運営規則	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町生活支援ホ・ムヘルパス・ビス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 藤野町生活支援型ホームヘルパーサービス事業実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	31,868千円	918千円	1,903千円	69千円	138千円
歳入予算額(平成17年度)	1,291千円	99千円	60千円	51千円	103千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健康で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、日常生活に関する相談及び援助等を行う。サービス提供は原則週1回2時間以内。</p> <p>【対象】 市内に住所を有する60歳以上の高齢者で、加齢、虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・市民税非課税世帯 60円/時間 ・上記以外の世帯 210円/時間</p> <p>【実施方法】 相模原市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 8,081時間 平成13年度 11,841時間 平成14年度 10,720時間 平成15年度 9,712時間 平成16年度 8,598時間</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 31,868千円 特定財源 利用者負担金 1,291千円</p>	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健康で安らかな生活を営むことができるよう援助する。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、加齢、虚弱、傷病等の身体的理由又は、社会的理由により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険法の要支援認定を受けている者、身体障害者福祉法により、施設訓練等支援費の支給に係るもの、知的障害者福祉法による、施設訓練等支援費の支給にかかる者を除く)。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・上記以外の世帯 150円</p> <p>【実施方法】 介護保険指定事業所へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成14年度 なし 平成15年度 54時間</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 918千円 利用者負担金 99千円</p>	<p>【事業目的】 在宅で生活する高齢者に対し簡易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の在宅での自立した生活の継続を可能とし、また要介護状態への防止及び進行を防ぐことにより高齢者福祉の向上を図り健康で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、健康管理・栄養管理に関する助言等を行う。</p> <p>【対象】 在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者等で、生活に関する援助がなければ居宅での生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・30分未満まで 80円 (以後30分毎に80円)</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 142.7時間 平成13年度 478.9時間 平成14年度 924.0時間 平成15年度 543.9時間 平成16年度 10352.0時間</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 1,903千円 特定財源 県補助金 0千円 利用者負担金 60千円</p>	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健康で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の高齢者で日常生活に支障のある方(介護サ・ビス利用者は対象外)にホ・ムヘルパスを派遣し、家事に関する援助、日常生活に関する相談及び助言する。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・上記以外の世帯 100円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延利用時間】 平成14年度 なし 平成15年度 10時間 平成16年度 16時間</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 69千円 県補助金 51千円 利用者負担 7千円</p>	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健康で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活を営むのに支障のある者(介護サービス利用者は対象外)にホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助、日常生活に関する相談及び助言等を行う。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 週2回2時間以内 1時間 150円</p> <p>【実施方法】 町が委託したサービス提供事業者</p> <p>【延利用時間】 平成14年度 124時間 平成15年度 59時間</p> <p>【平成17年度】 事業委託料 138千円 県補助金 103千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	住宅改修相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市住宅改修相談員設置要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 城山町住宅改修相談事業実施要綱			
歳出予算額（平成17年度）	3,404千円	1,235千円			
歳入予算額（平成17年度）	1,702千円	925千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者や障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。</p> <p>【事業内容】 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修相談員（非常勤特別職）を配置し、住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。</p> <p>【対象】 住宅設備の改善を必要とする高齢者及び障害者とその家族（それらの依頼を受けたケアマネージャー及び改修業者からの相談にも対応） 高齢期に備えた住宅設備・構造の情報提供については市民一般も対象とする。</p> <p>【相談件数】 平成13年度 131件 平成14年度 188件 平成15年度 246件 平成16年度 234件</p> <p>【平成17年度予算】 相談員報酬 3,330千円 その他 74千円 特定財源 国庫補助金 1,702千円</p>	<p>【事業目的】 身体状況や家屋の構造等により、在宅生活に支障を来している高齢者及び障害者に対し住宅の改善等に関する相談や助言等を行うことにより、自立生活の助長、介護者の負担軽減および二次的障害の予防等を目的に行う。</p> <p>【対象者】 （1）町内に居住し、在宅で生活していく上で、住環境の改善を考えている高齢者等とその家族 （2）町長が必要と認める者</p> <p>【相談日及び回数】 （1）家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえ相談に応じ、助言を行う。 （2）施工後において、適宜相談に応じ、助言を行う。 （3）住宅改善が円滑に行われるよう関係機関との連絡を調整する。</p> <p>【事業実施】 社会福祉協議会に委託</p> <p>【相談件数】 平成14年度 76件 平成15年度 97件</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 1,235千円 補助金 925千円</p>	該当なし 基幹型在宅支援センターにて相談事業を実施。	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,120千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスが受けられるよう、居宅までの理容師又は美容師の出張料金を助成することにより、利用者の負担の軽減を図り、生活の支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスを受ける場合における出張料金を助成する。助成にあたっては、年間6枚、年度途中の申請は、申請月から2月当たり1枚の助成券を交付する。</p> <p>【対象】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者</p> <p>【実施方法】 神奈川県理容生活衛生同業組合（理髪組合）相模原支部・相模原南支部及び神奈川県美容業生活衛生同業組合（美容組合）相模原支部へ委託 平成16年度から、個人事業者へも委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 95人 平成13年度 100人 平成14年度 114人 平成15年度 125人 平成16年度 121人</p> <p>【平成17年度予算】 協力謝礼 150千円 助成券印刷費 52千円 事業委託料 918千円</p>	該当なし（検討作業中）	該当なし 【該当者】 町内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者数 24人（4月1日現在）	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	生きがいデイサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市高齢者生きがいデイサービス事業実施要綱	城山町虚弱高齢者孤独解消	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 津久井町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	藤野町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	8,892千円	3,510千円	4,800千円	488千円	2,270千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	480千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 市内のデイサービスセンターにおいて生きがい活動及び昼食などのサービスの提供をとおして、社会的な孤立感の解消、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、昼食提供。</p> <p>【対象】 60歳以上の高齢者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で近隣との関係が薄い。 日中独居となり家に閉じこもりがちである。虚弱・軽度認知症等により家に閉じこもりがちである。 転入後間もないため近隣との関係が保てない。 その他家に閉じこもりがちで介護予防が必要である。</p> <p>【利用者負担】 1回当たり500円(昼食相当分) 利用者が送迎、入浴を希望する場合は、実費負担。</p> <p>【実施方法】 市内でデイサービスセンターを運営する社会福祉法人等へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 1,649回 平成15年度 1,448回</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 8,892千円</p>	<p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、生きがいづくりや社会参加を促進し、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図り、心身機能の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 介護保険の対象外で、概ね65歳以上のひとり暮らしや心身の見守り支援が必要な虚弱高齢者</p> <p>【実施日時】 週2回(火曜日・金曜日)午前10時～午後3時</p> <p>【実施場所】 城山町保健福祉センター</p> <p>【利用人数】 1回の人数は15～20人</p> <p>【事業内容】 1. 歓談・レクリエーション・軽体操・手芸・外出・調理等 2. 年間行事として日帰り旅行・忘年会・新年会等</p> <p>【参加費】 1回150円 500円(昼食代)</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託</p> <p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、自宅ヘルパーが訪問し社会的孤独感の解消と安否の確認及び見守りを行うことを目的とする。</p> <p>【対象】 65歳以上のひとり暮らしや身体、生活に不安を感じている高齢者で、原則として介護保険対象外の方を対象とする。</p> <p>【実施回数】 1人につき、月1回から数回とする。</p>	<p>【事業目的】 在宅の高齢者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、高齢者の自立生活の助長、孤独感の解消、生きがい趣味活動の習得心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、日常動作訓練、生活指導、健康チェック、昼食、入浴、送迎サービス提供。</p> <p>【対象】 町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者。ただし介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。</p> <p>【利用者負担】 ・1回当たり1,000円(飲食物費等) ・生活保護世帯に属する場合 なし</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人(特養旭ヶ丘老人ホーム)へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成12年度 308回 平成13年度 293回 平成14年度 438回 平成15年度 536回 平成16年度 232回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 4,800千円</p>	<p>【事業目的】 おおむね60歳以上の高齢者等であって、家に閉じこもりがちな者を対象に社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 日常動作訓練、軽体操、レクリエーション、趣味、生活指導等を行う。</p> <p>【対象者】 町内居住者でおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者</p> <p>【実施日時】 週3回(月、火、金)10:00～15:00</p> <p>【実施場所】 さがみ湖リフレッシュセンター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 300円 その他材料費 150円(必要時徴収) お茶代 150円(必要時徴収) 移送サービス・給食サービス希望者は実費負担</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 139回 平成15年度 137回 平成16年度 145回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 488千円</p>	<p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 軽体操、レクリエーション、趣味、日常動作訓練、生活指導等</p> <p>【対象】 60歳以上のひとり暮らし高齢者等 ・要介護状態のおそれのある高齢者等 ・閉じこもりがちな高齢者等</p> <p>【実施日時】 週1回(水) 午前10時～午後3時</p> <p>【実施場所】 藤野町中央町民センター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 500円</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延利用回数】 平成14年度 44回 平成15年度 44回</p> <p>【目的】 高齢者の生きがいづくりと引きこもり予防のために高齢者が歩いて参加できる範囲の会場に集い交流する。</p> <p>【事業名】 のびのびクラブ</p> <p>【事業内容】 上記と同じ。</p> <p>【対象】 概ね60歳以上の地区住民</p> <p>【実施日時】 町内15地区で実施 各地区月2回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	生きがいデイサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>【事業内容】 ヘルパーが定期的に対象者の自宅を訪問し、安否確認を行うとともに身体的、生活等での心配事があれば在宅介護支援センターと連絡を取り合い専門スタッフが相談に応じる。</p> <p>【利用料】 原則無料</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成15年度 1,287件 平成14年度 1,674件</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 3,510千円</p>			<p>午前10時～午後2時</p> <p>【実施場所】 各地区の集会所等</p> <p>【利用者負担】 一回あたり500円</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延実施回数】 300回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,270千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	緊急一時入所事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱	城山町在宅ねたきり高齢者等一時入所実施要綱	津久井町在宅高齢者等短期入所実施要綱	相模湖町高齢者等短期入所事業実施要綱	藤野町生活支援型ショートステイ実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	38,577千円	224千円	238千円	102千円	96千円
歳入予算額（平成17年度）	1,255千円	0千円	197千円	61千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度。介護疲れは1ヶ月に1週間以内を限度。なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護を優先して利用。 また、低所得世帯に対して、12,778円を限度に緊急一時入所利用の際に必要な健康診断書の取得に要する費用を助成する。</p> <p>【対象】 在宅の60歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する者 ・介護保険非該当者で、身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障のある者 ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けた者で、介護保険給付の上限まで利用し、なお一時入所が必要なる者</p> <p>【利用者負担】 短期入所生活介護の介護報酬の1割と食材料費等を合わせた額 介護保険非該当者は、305円/日と食材料費等を合わせた額 生活保護受給者は、食材料費等を除き無料</p> <p>【実施方法】 市内で特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを経営する社会福祉法人へ委託</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 1,380日 平成13年度 2,002日 平成14年度 4,571日 平成15年度 3,149日 平成16年度 4,343日</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 38,514千円 健康診断料 63千円 特定財源 国庫補助金 1,255千円</p>	<p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者を介護している者が緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間、施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住し、かつ住民基本台帳法の規定に基づき住民登録している者又は、外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に登録されている概ね65歳以上の虚弱高齢者、介護保険法において、要支援、要介護1及び要介護2に認定された高齢者</p> <p>【入所の範囲】 (1)災害により居住地を失ったとき。 (2)介護者が疾病及び傷病により入院したとき (3)介護者及び対象者が在宅にいないこと、心身状態にあるとき。 (4)前各号以外の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。 (5)その他やむを得ない理由により町長が認めたとき。</p> <p>【利用期間】 (1)前条第1号から第4号までの理由が解消されるまでの期間とし、原則として30日間を限度とする。 (2)前条第5号による入所は、原則として6月に1回の7日間を限度とする。</p> <p>【入所の指定施設】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 入所の範囲第1号から第3号までの理由による時は要支援・要介護状態区分により短期入所生活介護の介護報酬額の3割と食材料費等の負担額を合計した額。入所の範囲第4号の理由による時は、介護報酬額の5割と食材料費負担額を合計した額</p> <p>【延べ利用日数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 38日 平成16年度 35日 【平成17年度予算】 事業委託料 224千円</p>	<p>【事業内容】 介護保険の要介護者及び要支援者で、介護者又は同居する者の緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者及び要支援者で、次のいずれかに該当する者は除く。 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び感染症及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定により医療機関に入院すべき人。 (2)医療機関で医療を受ける必要があると認められる者。 (3)その他入所させることが適当でない判断される者。</p> <p>【入所の範囲】 (1)心身機能の低下により一時的に在宅生活が出来ない場合。 (2)介護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、災害、失踪、出張等の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。</p> <p>【利用期間】 (1)原則として、1回7日間を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は延長することができる。 (2)年間利用日数は50日間を限度とする。</p> <p>【実施方法】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホームへ委託</p> <p>【利用者負担金】 ・1日当たり 3,000円 ・生活保護世帯 なし</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 22日 平成13年度 43日 平成14年度 11日 平成15年度 該当なし 平成16年度 該当なし</p>	<p>【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護している者（以下「介護者」という。）が、一時的に当該高齢者を介護できなくなった場合に、一定期間施設に入所させることにより、虚弱高齢者等及び介護者の福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅の高齢者であって、次の各号に該当するものは、この事業の利用対象者としなし。 (1)感染症疾患を有し、他の施設利用者等に感染させるおそれがある者 (2)入院治療等に医療行為を必要とする者 (3)他の施設利用者等に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者</p> <p>【入所の範囲】 (1)介護者、家族等の社会的理由（疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護学校等の公的行事への参加、介護疲労、過度のストレスによる生活の維持困難等）により、対象高齢者の介護が一時的にできなくなったとき (2)その他、町長が特に必要と認めた場合</p> <p>【利用期間】 入所の期間は、原則として7日以内とする。</p> <p>【入所実施施設】 入所の実施施設は、あらかじめ町長が指定した特別養護老人ホームとする。</p> <p>【利用者負担金】 ・1日当たり 2,120円</p>	<p>【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護している者が一時的に当該高齢者を介護できなくなった場合に、一定期間、特別養護老人ホームに入所させることにより、虚弱高齢者等及び介護者の福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住する65歳以上の在宅高齢者であって次のいずれかに該当する者は除く。 (1)感染症疾患を有し、他の施設利用者等に感染させるおそれがある者 (2)入院治療等に医療行為を必要とする者 (3)他の施設利用者等に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者</p> <p>【入所の範囲】 (1)介護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、災害、失踪、出張等の理由により対象者の介護が一時的に出来なくなったとき。</p> <p>【利用期間】 原則として7日以内</p> <p>【入所の実施施設】 あらかじめ町長が指定した特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 1日当たり2,340円</p> <p>【延利用回数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 該当者なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	徘徊高齢者家族支援サービス助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支援合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市徘徊高齢者等検索サービス事業実施要綱		津久井町徘徊高齢者位置探知システム事業運営実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）	2,089千円		126千円		
歳入予算額（平成17年度）	1,044千円		94千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 徘徊のみられる認知症高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、認知症高齢者等が徘徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 認知症高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、徘徊によりその居場所がわからなくなった際に、家族等がオペレーション・センターへ問い合わせることで、検索システムを使って居場所を特定し、家族等に知らせる。</p> <p>【対象】 次のすべてに該当する60歳以上の在宅高齢者と市長が特に認めるもの（知的障害者など） ・介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けた者 ・認知症による徘徊の常習があると認められる者</p> <p>【利用者負担】 月額機器レンタル料等 生活保護世帯：無料 市民税非課税世帯：420円 その他世帯：1,155円</p> <p>【登録者数（年度末現在）】 平成14年度 14人 平成15年度 29人 平成16年度 31人</p> <p>【平成17年度予算】 業務委託料 150千円 端末機利用料 1,659千円 ファクシミリリース料 135千円 その他 145千円 特定財源 国庫補助金 1,044千円</p>	該当なし	<p>【事業目的】 徘徊のみられる認知症高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、認知症高齢者等が徘徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 認知症高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、徘徊によりその居場所がわからなくなった際に、家族等がオペレーション・センターへ問い合わせることで、検索システムを使って居場所を特定し、家族等に知らせる。</p> <p>【対象】 町内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で次の各号の全てに該当する者。ただし65歳未満で初老期認知症に該当する者も含む。 (1)介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けた者 (2)認知症による徘徊の常習があり、「つくい・はいかいネットワーク」に登録している者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【登録者数（年度末現在）】 平成14年度より実施しているが、これまで利用実績なし</p> <p>【平成17年度予算】 業務委託料 126千円 特定財源 国庫補助金 94千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	家族介護慰労金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市家族介護慰労金支給事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町在宅寝たきり老人等介護手当交付要綱 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱			介護予防・地域支え合い事業実施要綱 藤野町家族介護慰労事業実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	1,200千円	1,366千円			500千円
歳入予算額(平成17年度)	300千円	236千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅でねたきり等の高齢者を介護する者の経済的負担等の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 家族介護慰労金の支給 ・市民税非課税世帯 年額100,000円 ・その他の世帯 年額 60,000円</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4・5と認定された(またはそれに相当すると判断された)65歳以上の高齢者を、過去1年間介護保険のサービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けずに在宅で介護している家族等</p> <p>【支給決定件数】 平成13年度 20件(うち非課税世帯7件) 平成14年度 12件(うち非課税世帯5件) 平成15年度 12件(うち非課税世帯5件) 平成16年度 10件(うち非課税世帯3件)</p> <p>【平成17年度予算】 慰労金 1,200千円 特定財源 国庫補助金 300千円</p>	<p style="text-align: center;">寝たきり老人等介護手当</p> <p>【事業目的】 在宅において、寝たきり老人及び認知症老人を常時介護する介護者の日頃の苦労を労い、合わせて寝たきり老人等の福祉の向上を目的として、介護慰労金及び介護手当を交付する。</p> <p>【対象者】 (1)本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている満65歳以上の者 (2)要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1号の規定に基づく要介護状態区分の要介護3から5の範囲の者又は、それに相当する状態と認められる者 (3)上記の状態が8月1日において3か月以上継続し、引き続き継続すると認められる在宅生活者</p> <p>【介護慰労金】 要介護状態区分4または5の範囲の者並びにそれらに相当する状態と認められる者で、住民税の非課税世帯に属し、介護保険法に基づく介護保険サービスが未利用(1週間程度の短期入所サービスの利用を除く)の者に対し交付する。</p> <p>【介護手当】 (1)要介護状態区分4または5の範囲の者で、慰労金対象者は除く (2)要介護状態区分3の者</p> <p>【交付の額】 慰労金 100千円 介護手当4.5 30千円 3 20千円</p> <p>【支給決定件数(介護手当)】 平成14年度 45件 平成15年度 46件</p> <p>【平成17年度予算】 慰労金 100千円 介護手当 1,050千円</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p> <p>【参考】 介護保険の要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者数 151人</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p> <p>【参考】 要介護4・5と認定された高齢者数 72人(16.4.1現在)</p>	<p>【事業目的】 在宅で高齢者等を介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給することにより、高齢者等の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に住所を有し、毎年1月1日を基準とし、次に掲げる条件を満たして者を在宅で介護している家族とする。 (1)基準日において、1年間継続して介護保険法の「要介護度4又は5」の認定を受け在宅で介護を受けている者とする。 (2)医療が必要となり医療保険適用で病院等に入院した場合、又はショートステイを利用した場合は、それぞれ60日以内を限度として在宅とみなす。</p> <p>【交付額慰労金】100千円</p> <p>【支給決定件数】 平成14年度 3件 平成15年度 5件</p> <p>【平成17年度予算】 慰労金 500千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	家族介護慰労金支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>家族介護者元気回復事業</p> <p>【事業目的】 利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど、心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。</p> <p>【対象者】 高齢者を現に介護している家族</p> <p>【事業内容】 日帰り研修 年1回（6月ごろ） 講座 保健福祉センター（2～3回）</p> <p>【平成17年度予算】 報償費 50千円 需用費 24千円 役務費 14千円 使用料及び賃借料 128千円</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	生活援助員派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市生活援助員派遣事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	47,077千円				
歳入予算額（平成17年度）	13,569千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を派遣するもの。</p> <p>【事業内容】 原則、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（祝日及び年末年始を除く）、生活援助員を派遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一時的な家事援助等を行う。</p> <p>【対象】 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等</p> <p>【利用者負担】 生計中心者の前年所得税年額に応じて、月額0～3,400円</p> <p>【実施方法】 市内で通所介護等を実施する社会福祉法人へ委託</p> <p>【派遣先】 平成13年度 12か所 平成14年度 15か所 平成15年度 16か所 平成16年度 16か所</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 47,077千円 特定財源 国庫補助金 12,861千円 利用者負担金 708千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	成年後見制度利用支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱			介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 相模湖町成年後見制度利用支援事業実施要綱	
歳出予算額（平成17年度）	1,277千円	163千円		170千円	
歳入予算額（平成17年度）	638千円	122千円		127千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 認知症高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、市長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者 ・配偶者や四親等以内の親族がいない ・親族がいても申立てを拒否 ・親族がいても虐待や放置される場合 ・親族が戸籍確認できるが、連絡が見つからない場合</p> <p>【申請件数】 平成14年度 1件 平成15年度 2件 平成16年度 なし</p> <p>【平成17年度予算】 後見人報酬 432千円 審判申立手数料 781千円 健康診断料 64千円 特定財源 国庫補助金 638千円</p>	<p>【事業目的・内容】 認知症高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、市長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【平成17年度予算】 町長申立費用 163千円</p>	該当なし	<p>【事業目的・内容】 認知症高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、町長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者 ・配偶者や四親等以内の親族がいない ・親族がいても申立てを拒否 ・親族がいても虐待や放置される場合 ・親族が戸籍確認できるが、連絡が見つからない場合</p> <p>【申請件数】 平成14・15・16年度 実績なし</p> <p>【平成17年度予算】 審判申立等経費 170千円 特定財源 県補助金 127千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	高齢者住宅設備改善費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者住宅設備改善費助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	2,860千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の介護予防を目的として、手すりの設置、段差解消等による転倒防止等の住宅を改造するために要する費用の一部を助成するもの。</p> <p>【事業内容】 既存の住宅に施工するもので、次の工事（維持補修的工事は除く。）を行う場合に、工事経費（上限額20万円）の5割（市民税非課税世帯は9割、生活保護世帯は10割）を助成する。助成は高齢者の属する世帯につき原則として1回とする。 手すりの取付け工事 床段差の解消工事 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更工事 扉の取替え工事 その他必要と認められる工事</p> <p>【対象】 次の条件のすべてに該当する者（ただし、介護保険で認定された方や重度障害者住宅設備改善費の助成対象の者を除く） 虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の高齢者。 高齢者の属する世帯が市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯であること。</p> <p>【助成件数】 平成12年度 6件 平成13年度 11件 平成14年度 13件 平成15年度 16件 平成16年度 9件</p> <p>【平成17年度予算】 扶助費 2,860千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	緊急通報システム運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス事業実施要綱	城山町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業・運営要綱	津久井町緊急通報システム事業運営要綱	相模湖町緊急通報システム事業運営要綱	藤野町緊急通報システム事業運営要綱
歳出予算額（平成17年度）	11,304千円	2,124千円	2,013千円	2,233千円	2,445千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	1,502千円	0千円	0千円	1,833千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、在宅中の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するサービスを提供することにより、日常生活における不安感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急ボタンを押すと自動的に119番通報ができる装置（電話機設置式及びペンダント式）を設置し、利用者の支援情報（かかりつけの医療機関等）を消防指令センターの受信装置に登録し、緊急通報時に迅速かつ適切に対応する。 あじさい住宅入居者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて委託業者と契約している警備会社社員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 ・60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ・ひとり暮らし重度身体障害者及び重度身体障害者のみの世帯 ・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者がいる世帯 ・あじさい住宅入居者</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置使用料として月額400円程度</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 512件 平成13年度 763件 平成14年度 968件 平成15年度 1,100件 平成16年度 1,149件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 電話料（取付工事料） 762千円 業務委託料 10,542千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急事態に対する不安解消及び日常生活の安全を確保するために実施</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する必要がある方 申請に際して民生委員が協力員となっていた</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置の設置負担金として3000円程度 尚、生活保護世帯・住民税非課税世帯等は免除 H16年度から施行</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成14年度 27件 平成15年度 37件</p> <p>【平成17年度予算】 設置手数料 121千円 業務委託料 2,003千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急時の不安を解消し、日常生活の安全確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急通報システムを設置、緊急ボタン（電話機設置式又はペンダント型）を押すと電話回線により自動的に委託業者へ通報、緊急時に迅速かつ適切な対応を行う。 また安否確認及び健康相談を行うため月1回以上電話をかける。 緊急時は、救急車の出動要請を行い、正誤報判断が困難な場合は、協力員に確認要請する。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態の者 一人暮らしの重度障害者 その他特に必要と認められる者</p> <p>【実施方法】 安全センター - 株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし（通話料金は実費負担）</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成13年度 38人（平成13年度より実施） 平成14年度 39人 平成15年度 33人 平成16年度 33人</p> <p>【平成17年度予算】 手数料（設置・撤去） 198千円 業務委託料 1,815千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 60歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等を抱える高齢者世帯</p> <p>【実施方法】 安全センター - 株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 前年度の所得税額により負担あり 設置時のみ</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成14年度 49件 平成15年度 48件 平成16年度 49件</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,233千円 平成17年度より一般財源化</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者などの緊急事態発生における臨機の処置を講じ、緊急事態に対する不安を解消し、日常生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者 一人暮らしの重度障害者 その他、町長が特に必要と認めたる者</p> <p>【実施方法】 安全センター株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし（電話料は、実費負担）</p> <p>【実利用者（年度末現在）】 平成14年度 50件 平成15年度 52件</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,205千円 手数料（設置・撤去）240千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	慰問品支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等慰問品支給事業実施要綱	城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領			
歳出予算額（平成17年度）	826千円	113千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 ねたきり、認知症高齢者に対し、慰問品を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 毎年11月に、業者が対象者に対し、慰問品（防水シート）を個別に配布する。</p> <p>【対象】 9月15日現在、65歳以上で、1年以上市内に在住し、かつ7月1日現在、次のいずれかに該当する者 ・ねたきり状態が6ヶ月以上継続中 ・認知症の状態が継続中 ・介護度4・5の認定を受けているかもしくはこれに相当する者 ・市長が特に認める者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【支給件数】 平成14年度 445件 平成15年度 397件 平成16年度 333件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 慰問品 826千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし老人及び寝たきり老人・認知症老人に対し慰問品を贈呈することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【対象】 (1)ひとり暮らし 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録原票に登録されている者で77歳以上のひとり暮らし老人登録をしている者（9月1日現在でひとり暮らし老人登録をしている者） (2)寝たきり老人等 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録原票に登録されている者で該当年度に在宅ねたきり老人等介護手当支給対象者である者</p> <p>【慰問品】 お茶</p> <p>【贈呈方法】 (1)ひとり暮らし老人 9月中旬に助役が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2)寝たきり老人等 9月中旬に収入役（場合によっては職務代理者）が対象者宅を訪問し、贈呈する。</p> <p>【支給件数】 平成14年度 ひとり暮らし 41人 寝たきり 41人 平成15年度 ひとり暮らし 45人 寝たきり 46人 平成16年度 ひとり暮らし 57人 寝たきり 45人</p> <p>【平成17年度予算】 消耗品費 113千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	日常生活用具給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人日常生活用具給付等事業実施要綱（国要綱） 相模原市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 津久井町在宅ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）	1,101千円	41千円	41千円		
歳入予算額（平成17年度）	150千円	27千円	27千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅において虚弱、傷病、加齢に伴う身体的な衰えなどにより日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防などを目的とした歩行支援用具及び入浴補助用具等を給付することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目（ ）内は給付限度額 ・歩行支援用具（30,000円） ・入浴補助用具（30,000円） ・腰掛便座（10,000円） ・火災報知器（15,500円） ・自動消火器（30,900円） ・電磁調理器（45,400円）</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者 「歩行支援用具」、「入浴補助用具」、「腰掛便座」については、介護保険給付対象者を除く。</p> <p>【利用者負担】 1割負担 給付限度額を超えた分は全額自己負担 （生活保護受給世帯は自己負担なし）</p> <p>【給付件数】 平成12年度 17件 平成13年度 13件 平成14年度 26件 平成15年度 35件 平成16年度 32件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 扶助費 1,101千円 特定財源 国庫補助金 150千円</p>	<p>【事業目的】 在宅において虚弱で日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の利便を図りその福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目（ ）内は給付限度額 ・電磁調理器（41,000円）</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者</p> <p>【利用者負担】 給付限度額を超えた分は全額自己負担</p> <p>【給付件数】 平成12年度 0件 平成13年度 0件 平成14年度 0件 平成15年度 0件</p> <p>【平成17年度予算】 扶助費 41千円 特定財源 県補助金 27千円</p>	<p>【事業目的】 在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目（ ）内は給付限度額 火災報知器（15,500円） 自動消火器（30,900円） 電磁調理器（41,000円）</p> <p>【対象】 ・については、概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等 ・については、概ね65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者</p> <p>【利用者負担】 所得税額により負担</p> <p>【給付件数】 平成13年度 0件 事業実績なし 平成14年度 1件 25,095円 平成15年度 0件 事業実績なし 平成16年度 0件 事業実績なし</p> <p>【平成17年度予算】 負担金、補助金及び交付金 41千円 特定財源 県補助金（2/3） 27千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	67,888千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の高齢者及び原子爆弾被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージの施術料を助成することにより、健康の保持と介護予防を図り、生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 助成券を年間12枚交付する。（ただし、年度の途中で申請があった場合には、申請月から1月当たり1枚を交付する。）助成は、1治療につき2,000円。</p> <p>【対象】 70歳以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている市民 80歳未満の者は、本人及び扶養義務者の市県民税が非課税若しくは均等割のみ課税されている世帯に属する者に限る。 80歳以上の高齢者及び被爆者健康手帳の交付を受けかつ健康管理手当等を受給している市民は、所得制限なし。</p> <p>【利用者負担】 施術料と助成券との差額</p> <p>【実施方法】 はり・きゅう・マッサージ師会事業者及び個人事業者に委託</p> <p>【助成件交付者数】 平成12年度 1,367人 平成13年度 1,948人 平成14年度 2,333人 平成15年度 2,866人 平成16年度 3,015人</p> <p>【平成17年度予算】 助成券印刷製本費 1,200千円 助成費 66,688千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	老人ホーム入所措置事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法第11条	老人福祉法第11条	老人福祉法第11条	老人福祉法第11条	老人福祉法第11条
歳出予算額（平成17年度）	188,517千円	1,086千円	5,153千円	4,204千円	1,800千円
歳入予算額（平成17年度）	23,343千円	64千円	4,497千円	0千円	1,350千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 660人 平成13年度 741人 平成14年度 813人 平成15年度 854人 平成16年度 892人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 188,517千円 特定財源 入所者負担金 23,343千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 1,086千円 特定財源 入所者負担金 64千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 5人 平成13年度 5人 平成14年度 5人 平成15年度 5人 平成16年度 3人</p> <p>【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 5,153千円 特定財源 入所者負担金 1千円 国庫負担金 2,575千円 県補助金 1,921千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 3人 平成13年度 3人 平成14年度 2人 平成15年度 2人 平成16年度 2人</p> <p>【SWANシステム】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 4,204千円 （平成17年度見込額 4,507千円） 特定財源 入所者負担金 1,006千円 平成17年度より一般財源化</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設（特養）に入所することが著しく困難な者</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成14年度 0人 平成15年度 0人</p> <p>【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 1,800千円 特定財源 入所者負担金 450千円 国庫補助金 900千円 県費負担金 450千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱				
歳出予算額（平成17年度）	4,752千円				
歳入予算額（平成17年度）	1,584千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 相模原市在住の制度的無年金外国人高齢者等に福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 月額18,000円の福祉給付金を支給する。</p> <p>【対象】 1年以上市内に在住する高齢者で、制度上無年金となっている者（大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人や、大正15年4月1日以前に生まれた日本人で昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住基法第22条1項の規定に基づく届け出をした者等）</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 年2回（9月・3月）に分割して口座振込</p> <p>【支給対象者数（各年3月）】 平成12年度 27人 平成13年度 25人 平成14年度 25人 平成15年度 22人 平成16年度 21人</p> <p>【平成17年度予算】 福祉給付金 4,752千円 特定財源 県補助金 1,584千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
44	特別養護老人ホーム等建設費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	
歳出予算額（平成17年度）	885,307千円	0千円			0千円
歳入予算額（平成17年度）	576,844千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉法人に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 補助率 国制度 国2/3、市1/3 市制度 国制度補助金の上乗せ制度 対象施設 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設するもの）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人デイサービスセンター、養護老人ホーム</p> <p>【対象】 国庫補助等を受けて、市内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人（建設と併せて社会福祉法人を設立しようとするものを含む）</p> <p>【平成16年度補助事業】 （仮称）特別養護老人ホームこもれび（16・17年度事業） ・特別養護老人ホーム（新型） 60人 ・ショートステイ（新型） 20人 ・デイサービスセンター（認知症対応型） 10人/日 ・ケアハウス 20人</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：9件 790,154千円 平成12年度：1件 100,547千円 平成13年度：2件 77,219千円 平成14年度：3件 353,131千円 平成15年度：なし</p> <p>【平成17年度予算】 建設費補助金 885,307千円 特定財源 国交付金 576,844千円</p>	<p>高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携し、広域的に必要な費の確保に努めるとともに、施設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別擁護老人ホーム（さがみ桂寿苑）建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 800千円 平成16年度 3,200千円</p> <p>【平成17年度予算】 補助金 0千円</p>	<p>該当なし 平成16年度で終了</p>	<p>該当なし 平成16年度で終了</p>	<p>【事業内容】 対象施設 特別養護老人ホーム</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別養護老人ホーム（さがみ湖桂寿苑）建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 1,200千円 平成16年度 4,800千円</p> <p>【平成17年度予算】 建設費補助金 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	軽費老人ホーム事務費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	137,009千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 軽費老人ホーム（相模原市の場合はケアハウスのみ）入所者の経済的負担軽減のため、社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合の減免額に対し補助する。 平成15年度中核市移行に伴う事業</p> <p>【対象】 市内で軽費老人ホーム（ケアハウス）を運営する社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：8施設 121,396千円 平成16年度：8施設 123,471千円</p> <p>【平成17年度予算】 補助金 137,009千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
46	高齢者福祉施設運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市高齢者福祉施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	35,131千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者福祉施設（養護老人ホーム・ケアハウス）のサービス水準の維持、向上のため、社会福祉法人が設置する高齢者福祉施設の運営費を補助する。補助対象は、国の配置基準を超えて雇用する直接処遇職員経費及び国の定める基準事務費の級地区分を補正する経費。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】 養護老人ホーム（本市措置者を有する県内施設を含む）及び市内軽費老人ホーム（ケアハウス）を運営する社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：11施設 37,037千円 平成16年度：10施設 36,902千円</p> <p>【平成17年度予算】 補助金 35,131千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
47	施設入所高齢者福祉給付金支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市施設入所高齢者福祉給付金支給事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	2,856千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者のうち、無収入または極めて低所得の高齢者の処遇水準の維持向上を図るため、施設が月収7千円未満の入所者に、月額7千円を限度に福祉給付金を支給する事業に要する経費に対し、10/10を補助する。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：8施設 2,837千円 平成16年度：6施設 2,380千円</p> <p>【平成17年度予算】 補助金 2,856千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																																																				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																				
48	老人福祉センターの管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																																		
根拠法令等	老人福祉法 相模原市立老人福祉センター条例 相模原市立老人福祉センター条例施行規則		津久井町文化福祉会館条例 津久井町文化福祉会館条例施行規則	老人福祉法 相模湖町立老人福祉センター条例 相模湖町立老人福祉センター条例施行規則																																																			
歳出予算額（平成17年度）	79,593千円		0千円	4,362千円																																																			
歳入予算額（平成17年度）	70千円		0千円	0千円																																																			
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 〔 溪松園 〕 ・施設類型 A型 昭和47年9月開設 ・施設規模 鉄筋コンクリート造平家建 延2,055㎡</p> <p>〔 若竹園 〕 ・施設類型 A型 昭和57年4月開設 ・施設規模 鉄筋コンクリート造一部2階建 延1,239㎡</p> <p>〔 あじさい会館 〕 ・施設類型 B型 ・鉄筋コンクリート造6階建（老人福祉施設部分3階 455㎡）</p> <p>〔 あじさい会館南分室 〕 ・施設類型 B型 ・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階、地上4階建（老人福祉施設部分2階 ㎡）</p> <p>【対象】 市内在住の概ね60歳以上の者、老人クラブ等の団体</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> </tr> <tr> <td>溪松園</td> <td style="text-align: right;">42,245人</td> <td style="text-align: right;">22,548人</td> <td style="text-align: right;">44,169人</td> </tr> <tr> <td>若竹園</td> <td style="text-align: right;">56,919人</td> <td style="text-align: right;">54,104人</td> <td style="text-align: right;">48,874人</td> </tr> <tr> <td>あじさい</td> <td style="text-align: right;">20,691人</td> <td style="text-align: right;">19,843人</td> <td style="text-align: right;">20,695人</td> </tr> </table> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>自主事業費</td> <td style="text-align: right;">1,664千円</td> </tr> <tr> <td>施設維持管理費</td> <td style="text-align: right;">76,339千円</td> </tr> <tr> <td>施設維持補修費</td> <td style="text-align: right;">1,590千円</td> </tr> </table> <p>特定財源 電話使用料 30千円 光熱水費実費負担金 100千円 上記予算は、溪松園及び若竹園にかかる予算で、あじさい会館分については、あじさい会館施設 全体の管理運営予算（地域福祉課の予算）で対応</p>		H14	H15	H16	溪松園	42,245人	22,548人	44,169人	若竹園	56,919人	54,104人	48,874人	あじさい	20,691人	19,843人	20,695人	自主事業費	1,664千円	施設維持管理費	76,339千円	施設維持補修費	1,590千円	<p>該当なし</p>	<p>参考</p> <p>【事業目的】 高齢者の健康増進、生きがいの創造の場として、また、広く町民文化の向上、増進に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・施設の維持管理(教育委員会生涯学習課にて一元管理)</p> <p>【施設概要】 津久井町文化福祉会館 （津久井町中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設） ・鉄骨、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建 <老人福祉センター部分> ・2階 196㎡ ・学習室（和室）、集会室（和室）、教養娯楽室（和室）、浴室</p> <p>【対象】 一般 高齢者団体（免除団体該当）として登録により免除</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>維持管理費</td> <td style="text-align: right;">36,639千円</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td style="text-align: right;">115千円</td> </tr> <tr> <td>整備事業費</td> <td style="text-align: right;">2,426千円</td> </tr> </table> <p>* 上記は、津久井町文化福祉会館維持管理予算で、老人福祉センターについては、施設の一元管理により全体の管理運営費（生涯学習課）で対応。</p>	維持管理費	36,639千円	自主事業	115千円	整備事業費	2,426千円	<p>【事業目的】 高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 〔 相模湖町立老人福祉センター 〕 ・開設 昭和50年5月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 延726㎡</p> <p>【対象】 ・町内に居住する60歳以上の者 ・町内の老人クラブ会員</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H13</td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">5,071人</td> <td style="text-align: right;">5,210人</td> <td style="text-align: right;">5,384人</td> <td style="text-align: right;">5,941人</td> </tr> </table> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>需用費（電気料等）</td> <td style="text-align: right;">1,150千円</td> </tr> <tr> <td>役務費（ゴミ・し尿処理等）</td> <td style="text-align: right;">219千円</td> </tr> <tr> <td>委託料（警備・清掃等）</td> <td style="text-align: right;">1,494千円</td> </tr> <tr> <td>使用料（NHK受診料等）</td> <td style="text-align: right;">41千円</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td style="text-align: right;">1,118千円</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td style="text-align: right;">340千円</td> </tr> </table>		H13	H14	H15	H16		5,071人	5,210人	5,384人	5,941人	需用費（電気料等）	1,150千円	役務費（ゴミ・し尿処理等）	219千円	委託料（警備・清掃等）	1,494千円	使用料（NHK受診料等）	41千円	賃金	1,118千円	備品購入費	340千円	<p>該当なし</p>
	H14	H15	H16																																																				
溪松園	42,245人	22,548人	44,169人																																																				
若竹園	56,919人	54,104人	48,874人																																																				
あじさい	20,691人	19,843人	20,695人																																																				
自主事業費	1,664千円																																																						
施設維持管理費	76,339千円																																																						
施設維持補修費	1,590千円																																																						
維持管理費	36,639千円																																																						
自主事業	115千円																																																						
整備事業費	2,426千円																																																						
	H13	H14	H15	H16																																																			
	5,071人	5,210人	5,384人	5,941人																																																			
需用費（電気料等）	1,150千円																																																						
役務費（ゴミ・し尿処理等）	219千円																																																						
委託料（警備・清掃等）	1,494千円																																																						
使用料（NHK受診料等）	41千円																																																						
賃金	1,118千円																																																						
備品購入費	340千円																																																						

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
49	介護老人保健施設建設費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 次のうち、いずれか少ない額を交付 (1) 補助金対象経費の実支出額（国庫補助金等を控除した額）の2分の1 (2) 床数×200万円（上限100床・2億円） (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>【対象】 国庫補助等を受けて市内に介護老人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：3件 423,000千円 平成12年度：2件 132,000千円 平成13年度：1件 115,000千円 平成14年度：2件 230,000千円 平成15年度：1件 115,000千円 平成7年度以来、9施設・931床分を整備</p> <p>【平成16年度予算】 対象施設がないため、予算措置なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし (平成16年度で終了)	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
51	市立高齢者デイサービスセンター等の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立高齢者デイサービスセンター条例 相模原市立高齢者デイサービスセンター施行規則 相模原市立高齢者介護支援センター条例 相模原市立高齢者介護支援センター施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・デイサービスセンターの運営 ・在宅介護支援センターの運営 <p>【施設概要】</p> <p>【清新デイサービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成9年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 606㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり <p>【皇が丘デイサービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成10年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり <p>【古淵デイサービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成11年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 597㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 なし <p>【デイサービスセンターの利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス費 4,153円～7,309円 機能訓練 274円 食事 397円 送迎片道 478円 入浴介助 447円 特別入浴介助 661円 <p>【デイサービスセンターの利用者負担】</p> <p>利用料金額の10%</p> <p>【実施方法】</p> <p>（福）相模原市社会福祉事業団へ委託 平成18年4月より指定管理者制度を導入</p> <p>【平成17年度予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理委託料 0千円 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	介護予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等				さがみ湖リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例 さがみ湖リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例施行規則	
歳出予算額（平成17年度）			0千円	6,760千円	504千円
歳入予算額（平成17年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	相模原市は、中央保健センター事業や在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。	城山町では地域型在宅介護センターの事業の中で介護予防実施している。又、城山町社会福祉協議会へ委託している。	<p>【事業内容】</p> <p>津久井町は、在宅介護支援センター事業の中で、介護予防事業として転倒予防教室等を実施。また、町保健師が地域の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹型在宅支援センターにて、おおむね65歳以上の高齢者を対象に「転倒骨折予防教室」を実施。年1コース（8日間） ・地域型在宅介護支援センターにて、社協が主催するやすらぎステーションで「転倒予防教室」を年4回実施。 ・町保健師が老人会ややすらぎステーション等に参加し、転倒予防や食生活、閉じこもり予防等の講座を実施。 	<p>相模湖町では、介護予防拠点施設である「さがみ湖リフレッシュセンター」において、介護予防事業を実施している。また、「さがみ湖リフレッシュセンター」で実施している高齢者を対象にした介護予防事業への参加者の送迎も実施している。</p> <p>「さがみ湖リフレッシュセンター」で開催する介護予防事業の実施とリフト付マイクロバスの運行を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。</p> <p>平成17年度予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト付マイクロバス運行事業費 1,655千円 ・さがみ湖リフレッシュセンター管理委託費 5,105千円 <p>「さがみ湖リフレッシュセンター」の管理を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。</p> <p>介護予防事業は、28の生きがいデイサービスに掲載。</p>	<p>藤野町では、在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。また、藤野町社会福祉協議会へ委託している。</p> <p>【事業名】</p> <p>生きがい対応型デイサービスのびのびクラブ 高齢者福祉課28生きがいデイサービス事業に連携</p> <p>転倒骨折予防事業 504千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
54	ゲートボール場維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			19千円	12千円	
歳入予算額（平成17年度）			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1.ゲートボール場維持経費（29） 【目的】 ゲートボール場の維持管理に努める。 【内容】 原材料費 19 用地砂代 18,900円（2箇所分） 民有地については、契約を行う（無償）	【事業目的】 高齢者の健康増進やコミュニケーションの場として設置。 【設置数】 相模湖町内 3箇所 【平成17年度予算】 需用費（砂代） 7千円 役務費（し尿処理手数料） 5千円	該当なし (生涯学習部の「スポーツ施設管理事業」の中に記載)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
55	電話貸与事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ひとり暮らし高齢者等電話貸与サービス事業実施要綱	城山町老人福祉電話貸与事業運営要綱	津久井町福祉電話貸与に関する要綱		
歳出予算額（平成17年度）	6,786千円	10千円	126千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与及び電話料等の助成を行うサービスを提供することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、毎月の基本料及び1,000円までの通話料を市が負担する。</p> <p>【対象】 市内に居住する在宅の高齢者で、次のすべてに該当する世帯 60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む。） 現に加入電話を設置していない世帯</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料で、1,000円を超えた額</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 99人 平成13年度 118人 平成14年度 144人 平成15年度 155人 平成16年度 173人</p> <p>【平成17年度予算】 電話料 6,618千円 その他電話架設料等 168千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料のみを町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料全額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 7人 平成13年度 7人 平成14年度 7人 平成15年度 7人</p> <p>【平成17年度予算】 電話架設料等 10千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料及び基本料金を町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料全額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 (資料なし) 平成13年度 6人 平成14年度 6人 平成15年度 4人 平成16年度 4人</p> <p>【平成17年度予算】 電話架設料等 126千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
56	電話訪問サービス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ひとり暮らし高齢者等電話訪問サービス事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電話による安否確認等を行うサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 安否確認及び健康相談を行うため、利用者に対し、在宅介護支援センターから週1回以上電話をかける。 また、利用者が電話に出ない場合など、必要に応じて緊急出動を行う。</p> <p>【対象】 市内に居住する60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、心身が虚弱、傷病等のため常時注意を要する状態にあると認められる者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 在宅介護支援センター運営事業の一部を含めて実施</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 188人 平成13年度 180人 平成14年度 154人 平成15年度 143人 平成16年度 134人</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 0千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
57	特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市特別養護老人ホーム等福祉施設整備に係る建設資金の借入償還金助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	122,731千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等を建設した社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会からの借入金の償還に要する費用の一部に対して助成を行い、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。</p> <p>【事業内容】 元金償還額の1/4（特養、デイ等は国庫補助基本額の1/3の8割に相当する金額を、ケアハウスは1人当たり200万円をそれぞれ控除した残りの元金が補助対象。土地購入費、造成費、利息は対象外）</p> <p>【対象】 特別養護老人ホーム等の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会から借り入れを行った社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：102,559千円 平成12年度：115,236千円 平成13年度：115,859千円 平成14年度：116,484千円 平成15年度：119,741千円 平成16年度：120,363千円</p> <p>【平成17年度予算】 償還金補助金 122,731千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
58	介護老人保健施設建設費借入償還金補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市介護老人保健施設整備資金の借入金利子の補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	32,280千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 介護老人保健施設の建設促進を図る中で、介護老人保健施設を建設した法人に対し、借入償還金の一部を助成することにより、施設経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還期ごとの借入残高の1.5%を補助 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還金額の1/2を補助</p> <p>【対象】 介護老人保健施設の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れを行った医療法人</p> <p>【平成16年度補助事業】 ・事業内容の 対象施設：3施設 ・事業内容の 対象施設：5施設</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：21,998千円 平成12年度：24,733千円 平成13年度：30,592千円 平成14年度：29,941千円 平成15年度：33,614千円 平成16年度：33,937千円</p> <p>【平成17年度予算】 償還金補助金 32,280千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
59	高齢者・障害者虐待防止体制	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討会議並びに検討チームの設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び総合的支援を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 高齢者・障害者虐待防止検討会議（庁内関係課長で組織） ・総合的な支援に対する協力体制の検討及び確認 ・高齢者・障害者虐待に関する現状分析及び対応策の検討 ・検討チームの進行管理 高齢者・障害者虐待防止検討チーム（庁内関係課及び警察署等の外部機関） ・高齢者・障害者虐待に関わる訪問調査 ・ケース情報、経過及び問題の把握（進行管理） ・処遇方針（総合的な支援）の検討</p> <p>【ケース実績（平成17年3月末現在）】 虐待防止体制発足（平成13年度）からの総件数 虐待件数 75件 終結件数 54件 経過観察件数 21件</p> <p>【平成17年度予算】 庁内関係課による会議が主のため、予算措置は行わない。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				保健福祉部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
60	生きがい対策事業				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		城山町高齢者スポーツ大会開催要綱	津久井町福祉スポーツ大会実行委員会規約 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	相模湖町ふれあいスポーツ大会開催要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)
歳出予算額(平成17年度)		1,020千円	837千円	157千円	716千円
歳入予算額(平成17年度)		765千円	608千円	0千円	462千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【事業内容】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進及び生きがいを図るとともに社会との連携を深める。</p> <p>【事業内容】 町内12地区を4チーム組み分けし、競技を行う。 その他民生委員・町内2中学校・体育指導委員OBの協力を得て実行し、高齢者との交流を深めている。 大会において、参加賞を配布し、又抽選会を行っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民</p> <p>【平成17年度予算】 報償費(参加賞・抽選会賞品) 117千円 需用費(食糧費・消耗品) 205千円 役務費(保険料) 111千円 委託料(会場設営) 439千円 使用料(送迎バス) 116千円 補償・補填及び賠償金 116千円 特定財源 県補助金 (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) 765千円</p>	<p>《津久井町福祉スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者や障害者を中心に、幼児から小中学校、高校の児童・生徒及びボランティアなど多くの町民が集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図るとともに、世代を超えた交流や連帯感を深め、お互いの理解を高めることにより、町民福祉の向上を図ることを目的とします。 また、福祉関係団体や関係機関を構成団体として実行委員会を結成して実施していくことにより、「町民の自主参加型福祉」の実現を目指すものです。</p> <p>【事業内容】 実行委員会 ・構成 老人クラブ、障害者団体、福祉団体等 代表者 15人 ・開催数 3回 協力団体 ・旭ヶ丘老人ホーム、竹の子作業所、ガールスカウト神奈川県第52団、ボランティア団体、県立津久井高等学校、町立小中学校、町体育協会、町体育指導員ほか 参加者 ・高齢者、障害をもたれる方、保育園児、中・高生、ボランティアほか 送迎バスの運行 ・町内を7区分に分け、大型バスにより会場までの送迎を行う。 参加者 ・約800人</p> <p>【平成17年度予算】 報酬(体育指導員) 44千円 費用弁償(体育指導員) 8千円 報償費(謝礼・参加賞) 70千円 需用費(食糧費・消耗品) 92千円 使用料(送迎バス) 320千円 特定財源 県補助金 367千円</p>	<p>【事業内容】 心豊かな参加型の長寿社会を築くために町民一人ひとりが高齢社会についての認識を深め、スポーツ大会を通じて世代間相互の親睦を図る。</p> <p>【事業内容】 大会実行委員会は、町単位老人クラブ(16クラブ)の長と各単位クラブから選ばれた方16名、計32名で構成し実施する。また、本大会に保育園生、幼稚園生、小学生を招待し、一緒に競技をすることで世代間交流を図っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民・小学生・幼稚園生・保育園生。</p> <p>【平成17年度予算】 報償費 0千円 需用費 8千円 役務費 10千円 使用料 139千円</p>	<p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 100千円 特定財源 75千円</p> <p>《高齢者スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進等生きがいを図る。</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 616千円 特定財源 462千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名															
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク															
60	生きがい対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町												
【事務事業の内容】			<p>《津久井町ゲートボール大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図り、町民福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>【事業内容】 高齢者を対象としたゲートボール大会を開催する。 また、会場は大型バスにより送迎を行う。 大会運営は、津久井町ゲートボール協会が主幹する。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報償費（謝礼）</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>使用料</td><td style="text-align: right;">189千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td style="text-align: right;">19千円</td></tr> <tr><td>特定財源 県補助金</td><td style="text-align: right;">212千円</td></tr> </table> <p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">45千円</td></tr> <tr><td>特定財源 県補助金</td><td style="text-align: right;">33千円</td></tr> </table>	報償費（謝礼）	50千円	使用料	189千円	原材料費	19千円	特定財源 県補助金	212千円	報償費	45千円	特定財源 県補助金	33千円		
報償費（謝礼）	50千円																
使用料	189千円																
原材料費	19千円																
特定財源 県補助金	212千円																
報償費	45千円																
特定財源 県補助金	33千円																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	高齢者入浴サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			津久井町入浴サービス事業実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）		5,832千円	9,500千円		
歳入予算額（平成17年度）		728千円	864千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者に対し特殊浴槽を利用し入浴サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【対象者】 入浴することが困難な高齢者とは、おおむね60歳以上の者であって、床につききりの状態がおおむね3ヶ月以上継続している者 (1) 自力で入浴することが困難で、かつ、家庭で入浴することが困難な者。 (2) 入浴サービスを受けることについて、家庭の同意と医師の承認を受けている者。</p> <p>【内容】 (1) 入浴及び洗髪 (2) 血圧、脈拍及び体温の測定 (3) 健康相談、助言その他必要な措置</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託</p> <p>平成17年度予算 委託料 5,832千円 利用者負担額 728千円</p> <p>平成16年度 利用状況（見込み） 登録者 9人</p>	<p><施設入浴サービス></p> <p>【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 福祉施設の特設浴槽等を利用し、 (1) 入浴及び洗髪 (2) 血圧、脈拍及び体温の測定 (3) 健康相談、助言その他必要な措置等の入浴サービスを行う。</p> <p>【対象者】 町内に居住する要介護者で、家庭において入浴が困難な方（介護保険サービス優先）</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会に委託</p> <p>【利用者負担】 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし</p> <p>平成17年度予算 委託料 9,500千円 利用者負担金 864千円</p> <p>平成17年度利用状況（見込み） 登録者人数・・・18人 延回数・・・756回</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
62	生きがいセンターの維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			津久井町生きがいセンター条例 津久井町ミニ・ディサービス事業実施要綱		
歳出予算額（平成17年度）			5,841千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p><津久井町生きがいセンター管理></p> <p>【目的】 町内に居住する在宅の高齢者及び心身に障害がある者の保健福祉サービスを行う施設として生きがいセンターを設置する。</p> <p>【名称】 津久井町生きがいセンター</p> <p>【内容】 ディサービス事業及び機能訓練事業を行うと共に、高齢者・障害福祉団体等の活動拠点として活用。</p> <p>【施設概要】 建築面積 250.97㎡ 床面積 235.78㎡ 所要室：ミニディールーム、浴室、和室、リハビリルーム、木工機械室、事務室</p> <p>【職員配置】 非常勤職員 1人</p> <p>【平成16年度予算】 人件費 1,566千円 需用費 577千円 役員費 88千円 委託料 270千円 使用量及び賃借料 15千円</p> <p><津久井町ミニ・ディサービス事業></p> <p>【目的】 家庭に閉じこもりがちな者等に対し自立生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持向上を目的にミニ・ディサービスを行う。</p> <p>【対象者】 身体障害者・精神障害者認定者 老化等により心身機能の低下により外出の機会が少ない者 前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【事業内容】 町生きがいセンターにて、心身機能維持のため訓練・健康チェック・趣味活動・送迎サービス等を行う。</p> <p>【利用者負担】 なし（事業に要する材料費等は実費負担）</p> <p>【実施方法】 町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【平成17年度予算額】 委託料 3,325千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	社会福祉審議会児童福祉専門分科会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法第12条第1項 児童福祉法第8条第1項 市社会福祉審議会条例				
歳出予算額(平成17年度)	181千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
	<p>【名称】 社会福祉審議会児童福祉専門分科会</p> <p>【目的】 児童福祉に関する事項を調査審議する</p> <p>【主な議題内容】 こどもプラン進捗について 民間保育所の設置認可等について 児童虐待防止対策等について</p> <p>【委員構成】 人数 10名 学識経験者、医師会、社会福祉協議会、 民生委員、私立保育園長会、幼稚園協会、小学 学校長会、中学校長会、児童相談所、人権擁 護委員</p> <p>【予定開催回数】 2回</p> <p>【参考】 委員報酬 177千円 @12,600×7人(報酬支払該当委員)×2 費用弁償 4千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	婦人保護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	売春防止法				
歳出予算額（平成17年度）	7,641千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,712千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のいるいるな悩みごとの相談相手となり、助言などを行う。</p> <p>【内容】 婦人相談員（非常勤特別職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（2人） 南保健福祉センター（2人） ・日時 月曜日～金曜日 （月、水、金 各々2名） （火、木、金 各々2名） 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 6,960千円 （@145,000×12月×4人）</p> <p>共済費 136千円 旅費 371千円 需用費 50千円 年会費等負担金 24千円 要保護婦人移送費等援護費 100千円</p> <p>【特定財源】 補助金 名称 婦人保護事業費補助金（婦人相談員活動強化対策費） 金額 2,656千円 補助率 1/2</p> <p>雑入 名称 労働保険被保険者負担金 56千円</p> <p>【補助金】 名称・金額 県婦人相談員連絡協議会負担金 12千円 県都市婦人相談員業務研究会負担金 12千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	幼児養育費の助成		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	幼児養育費支給要綱（市要綱）				
歳出予算額（平成17年度）	40,800千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 幼児の保護者に対し、その養育に要する費用の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、もって次代の社会を担う幼児の健全な育成を図る。</p> <p>【資格】 小学校就学前3年間の幼児の保護者が養育者で、当年6月1日現在住民登録または外国人登録があること。ただし、4月1日現在市内の認可保育園に在籍の幼児と、6月1日現在園者として相模原市私立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象にならない。 （補注：上記の条件より、一般的には在宅の幼児や、旧無認可保育園へ通園する幼児を対象とした制度といえる。）</p> <p>【申請時期】 9月。（10月以降は遅延理由書を徴して受け、最長12月末まで。） こども育成課、各出張所、両保健福祉総合相談課で受付。（原則として郵送提出は認めない）</p> <p>【支給額・支払方法】 幼児1人につき12,000円を11月末頃指定口座に振り込み。（当初日に間に合わなかった分は、2月中旬に支払）</p> <p>【参考】 支給費（3,400人×@12,000円） 40,800千円 事務費 （申請書印刷製本費4,200枚×@15=63千円、 データハンチ入力業務委託 3,600件×@12.08=44千円 通知書（圧着ハガキ） 3,400枚×@4.62=16千円、 窓あき封筒3,400枚×@17.9=61千円）184千円</p> <p>申請件数(16年度実績) 3,412人 （内こども育成課取り扱い分 80%）</p> <p>【交付金】 幼児養育費支給費 （3歳児） 2,850人 34,200千円 （4歳児） 285人 3,420千円 （5歳児） 265人 3,180千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 664名 認可保育所入所児童数 127名 幼稚園入園児童数 約450名</p> <p>対象幼児数 87名（664 - 127 - 450） 見込支給金額 87名×12,000円=1,044,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 705名 認可保育所入所児童数 202名 幼稚園入園児童数 約480名</p> <p>対象幼児数 23名（705 - 202 - 480） 見込支給金額 23名×12,000円=276,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 190名 認可保育所入所児童数 71名 幼稚園入園児童数 約97名</p> <p>対象幼児数 22名（190 - 71 - 97） 見込支給金額 22名×12,000円=264,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 206名 認可保育所入所児童数 61名 幼稚園入園児童数 約134名</p> <p>対象幼児数 11名（206 - 61 - 134） 見込支給金額 11名×12,000円=132,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	児童手当・特例給付事務	A協議会	B幹事会	C専門部会	
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	こども育成課 児童手当法	福祉推進課 児童手当法	児童福祉課 児童手当法	こども課 児童手当法	健康福祉課 児童手当法
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,587,490千円	101,400千円	114,480千円	28,625千円	37,680千円
歳入予算額（平成17年度）	2,240,795千円	88,005千円	97,850千円	24,555千円	29,562千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ466,076人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 2,570,225千円 現況届対象数（16年度） 27,143件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 386,550千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 162,160千円 4/6 国)特例給付負担金 206,670千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 810,760千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 327,960千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 21,475千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 40,540千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 202,690千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 81,990千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ18,000人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費（16年度） 93,910千円 現況届対象数（16年度） 806件 対象者数（16年度） 延べ 16,815人 【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 17,010千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 7,200千円 4/6 国)特例給付負担金 7,800千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 30,000千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 12,600千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 945千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 1,800千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 7,500千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 3,150千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ19,320人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 114,480千円 現況届対象数（16年度） 1,065件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 14,040千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 7,680千円 4/6 国)特例給付負担金 3,780千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 37,160千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 18,560千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 780千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 1,920千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 9,290千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,640千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）10,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ5,074人（当初予算見込）</p> <p>【参考】 児童手当支給費 29,600千円 現況届対象数（16年度） 273件 対象者数 【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 3,825千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 2,600千円 4/6 国)特例給付負担金 1,200千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,600千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,900千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 212千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 650千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 2,150千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 1,225千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者（厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等）で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。（今年度施行予定）</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童（月額）5,000円 3人目以降の児童（月額）0,000円 （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順） ・支給月 2月・6月・10月 （申請した月の翌月分から支給月の前月まで） ・支給児童数 延べ6,372人（当初予算見込）</p> <p>【参考】 児童手当支給費 37,680千円 現況届対象数（16年度） 336件 【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 4,704千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 2,370千円 4/6 国)特例給付負担金 1,680千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,550千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,140千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 588千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 1,185千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,275千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 2,070千円 1/6</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	助産施設母子生活支援施設入所委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法 相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則				
歳出予算額（平成17年度）	23,537千円				
歳入予算額（平成17年度）	10,871千円				
【事務事業の内容】	<p>【助産施設】 保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産が困難と認められる妊産婦を助産施設に入所させ、助産措置を受けさせることで、母子の保健保持を図るもの 市内助産施設 総合相模更生病院 のぞみ助産院 独立行政法人国立病院機構相模原病院</p> <p>【母子生活支援施設】 配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることで保護するもの</p> <p>【参考】 入所委託費 23,537千円 措置見込み数 助産施設入所 30人 母子生活支援施設入所 6人 平成16年度実績 助産施設入所 25人 母子生活支援施設入所 5施設に5世帯入所</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 助産施設生活支援施設入所者負担金 248千円 (措置見込み人数30人のうち要負担階層 (@62千円)を4人と見込んだ。) 児童福祉費負担金 10,871千円 1/2</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	(仮称)子どもの権利条例制定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	子どもの権利条約				
歳出予算額(平成17年度)	227千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】 相模原市子どもの権利を考える懇話会</p> <p>【目的】 子どもの権利の主体として尊重し、子どもの権利が保障される環境を確立するための方策について子どもの権利条例の必要性や課題を含め検討をする。</p> <p>【委員人数】 人数 8名</p> <p>【参考】謝礼該当委員 懇話会委員謝礼 @12,600円×6名×3回</p>	<p>該当なし</p> <p>『子どもの権利条例』の策定については、子どもにとって最善の利益が得られる配慮ができるように、児童憲章・児童権利宣言などを基に研究をすすめていきたいと考えております。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	次世代育成支援行動計画進行管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法		健康福祉課 次世代育成支援対策推進法
歳出予算額（平成17年度）	147千円	0千円	390千円		0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「相模原市次世代育成行動計画（さがみはらいきいき親子応援プラン）」の進行管理を市民等で構成する協議会で行う。</p> <p>【協議会の名称】 （仮称）市次世代育成支援対策地域協議会</p> <p>【委員人数】 10名を予定</p> <p>【開催回数】 2回を予定</p> <p>【参考】 （仮称）市次世代育成支援対策地域協議会委員 学識経験者 2名 × @12,600 × 2回 その他委員（公募市民を含む） 8名 × @5,000 × 2回</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「城山町次世代育成行動計画」の進行管理を行い公表する。なお、進行管理の方法については、検討中。</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定し、進行管理を行う。</p> <p>【協議会の名称】 津久井町児童福祉協議会</p> <p>【委員人数】 22名（H17.4現在）</p> <p>【開催回数】 2回を予定</p> <p>【参考】 報酬 委員長 @7,700 × 2回 = 15,400円 委員 @7,200 × 2回 × 24名 = 345,600円 費用弁償 @600 × 2回 × 24名 = 28,800円</p>	<p>該当なし （進行管理を行う協議会等の設立なし）</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度策定した「藤野町次世代育成支援行動計画」の進行管理を市民等で構成する協議会で行う。</p> <p>【協議会の名称】 藤野町乳幼児期から青年期の保健福祉計画策定部会</p> <p>【委員人数】 14名を予定</p> <p>【開催回数】 年2回～3回</p> <p>【参考】 委員報酬については、既存の部会を活用するため、次世代分では予算計上はなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	ファミリー・サポート・センター推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱 相模原市ファミリーサポートセンター設置要綱 相模原市ファミリーサポートセンター事務取扱規程 相模原市ファミリーサポートセンター運営委員会要綱				
歳出予算額（平成17年度）	12,289千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,546千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 安心とゆとりをもって子育てができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「相模原市ファミリーサポートセンター」を運営する。</p> <p>【運営方法】 （社福）相模原市社会福祉協議会に委託</p> <p>【運営体制】 センター事務局 ・所在地 （社福）相模原市社会福祉協議会内（相模原市立あじさい会館） ・開設時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時30分まで ・アドバイザーの配置人数 4人（6時間勤務3人、3時間勤務1人） 運営委員会 事業の充実を図るため、会員及びエリアポスト、協力施設長等で構成する運営委員会を設置 ・委員数 10名以内 ・開催回数 年3回程度 エリアポスト 市民にとって利用しやすい「しくみ」とするため、『エリアポスト（地域の窓口）』として、保育園・幼稚園・こどもセンターを指定。 ・箇所数 119箇所 （公立保育園17、民間保育園38、幼稚園45、こどもセンター19）</p> <p>【会員数】 1,239人（平成17年3月末現在） （利用会員 765人、援助会員 426人、両方会員 48人）</p> <p>【平成16年度相互援助活動件数】 14,238件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	藤野町の「乳幼児期から青年期の保健福祉計画」に事業として位置づけているが未着手

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	ファミリー・サポート・センター推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【平成16年度説明会・講習会の開催状況等】</p> <p>説明会 12回 ミニ説明会 4回 講習会 9回 随時研修（援助会員対象） 2回 会員交流会 2回 会報の発行 2回</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称・金額・負担率 児童保護費等補助金 2,546千円 1/2</p> <p>【負担金】</p> <p>女性労働協会年会費 10千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	児童扶養手当の認定及び支給事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法
歳出予算額（平成17年度）	1,884,860千円	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう
歳入予算額（平成17年度）	1,413,645千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 児童扶養手当支給費 1,884,860千円</p> <p>【特定財源】 名称 児童扶養手当負担金 金額 1,413,645千円 補助率 3/4</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 763件 受給者数（H17.3末）4,112人</p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 38件 受給者数（H17.3末）115人 <全部支給 53名 一部支給 62名></p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 37件 受給者数（H17.4末）151人</p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額） 41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 7件 受給者数（H17.3末）28人 <全部支給 17名 一部支給 11名></p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給（月額）41,880円 一部支給（月額） 9,880～41,870円 児童2人のとき 上記金額（月額）に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月（申請した月の翌月分から支給月の前月まで）</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 14件 受給者数（H17.3末）31人 <全部支給 18名 一部支給 13名></p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	母子寡婦自立支援計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針				
歳出予算額（平成17年度）	40千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に基づき、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの本市における母子家庭及び寡婦施策の方向性を示す「自立促進計画」を平成16年度に策定し、公表した</p> <p>【予算】 報償費 40千円 計画の進捗状況を報告し、意見を聴取する連絡会の委員出席謝礼</p> <p>【特定財源】 なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	母子・父子家庭等援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市母子・父子家庭等福祉手当支給要綱 相模原市母子・父子家庭等高校進学・就職支度金支給要綱 相模原市母子福祉資金等利子補給規則 相模原市補助金等に係る予算執行に関する規則	城山町母子・父子家庭等福祉交付金支給要綱	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	153,098千円	2,640千円	40千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>【目的】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 対象者本人の市民税額が均等割課税以下に該当する母子・父子家庭等 <li style="padding-left: 20px;">支給額 1世帯（月額） 3,000円 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度予算額 142,935千円 <li style="padding-left: 20px;">対象世帯 延べ47,645世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>【目的】 母子・父子家庭等の中学生が進学又は就職するときに支度金として支給し、激励するとともにその家庭の経済的負担を軽減する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 12月1日現在市内に居住し、中学3年生を養育している母子・父子家庭等 <li style="padding-left: 20px;">支給額 児童1人につき 20,000円 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度予算額 9,200千円 <li style="padding-left: 20px;">対象人数 460人 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>【目的】 福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している人に対し、利子を補給し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・寡婦・特別母子福祉資金のその年の償還を完了した人 <li style="padding-left: 20px;">支給額 その年に返済した利子相当額 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度予算額 900千円 <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実現を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 相模原市母子寡婦福祉協議会の活動に対し、運営費補助を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度予算額 63千円</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉交付金】</p> <p>【目的】 本町に在住し、18歳までの児童を監護している母子・父子家庭等の対象世帯に対し、月額2,000円の交付金を支給する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度予算額 110件 ・対象世帯数 2,640,000円 ・交付金額 *所得制限については児童扶養手当法の所得制限を適用 <p>本町においては、 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 【母子福祉資金等利子補給】 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 129世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭 1世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子家庭 22世帯 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17.3末の母子家庭 190世帯 <p>【津久井町母子福祉会活動運営事業費補助金】</p> <p>【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実現を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 津久井町母子福祉会の活動に対し、運営費補助を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度予算額 40千円</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 38世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭 2世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子家庭 6世帯 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17.3末の母子家庭 60世帯 <p>本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭・・・把握していない。 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭・・・把握していない。 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子家庭・・・把握していない。 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子家庭・・・把握していない。 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17.3末の母子家庭・・・把握していない。 <p>本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	母子相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課 母子及び寡婦福祉法	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	12,715千円				
歳入予算額（平成17年度）	89千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子（父子）家庭の就職や、子どもの養育に関する相談・福祉資金の貸付け指導等を行う。</p> <p>【内容】 母子自立支援員（非常勤特別職員）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所 ウエルネスさがみはら（2人） 南保健福祉センター（2人） ・ 日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ・ 報酬 週5日勤務（2人） @295,700×12月×2人 週3日勤務（2人） @169,700×12月×2人 <p>【参考】 報酬 11,170千円、共済費 1,085千円、 旅費 360千円、需用費 100千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	母子家庭等自立支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	24,764千円				
歳入予算額（平成17年度）	18,517千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭の母等の自立を図るため、各種セミナーの実施や給付金を支給し、就業・企業等を支援する。</p> <p>【内容】 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練終了後、給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など。 ・支給額 対象講座の受講料の40%相当額（上限20万円、下限8千円） <p>母子家庭高等技能訓練促進費 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・支給期間 修業機関の最後の1/3に相当する期間（12ヶ月を上限とする）で、申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。（修業期間の2/3を経過した日以後に申請可能） ・対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 ・支給額 月額10万3千円 <p>母子家庭就業促進事業 母子家庭の母等の就業・起業、キャリアアップを図るため、就業準備や離転職に関するセミナーを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 適職発見スタートアップセミナーの開催 ・実施方法 （財）横浜市女性協会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協議して委託） 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	母子家庭等自立支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【予算】</p> <p>就業促進委託料 224千円、 給付金及び促進費 24,540千円</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 母子家庭等自立支援事業補助金 金額 18,517千円 補助率 3/4・1/2</p> <p>【補助金】</p> <p>名称・金額 自立支援教育訓練給付金 @100,000円 x 60件 6,000千円 母子家庭高等技能訓練促進費 @1,236,000円 x 15件 18,540千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	母子家庭等日常生活支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行規則 母子家庭等日常生活支援事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	400千円				
歳入予算額（平成17年度）	215千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭等の生活上の困難を生活支援員の派遣により解決を手助けし、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 母子家庭等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【対象】 母子家庭、父子家庭及び寡婦</p> <p>【派遣事由】 母子家庭等の家族の傷病、冠婚葬祭や公的行事への出席、技術習得のための通学、就職活動、配偶者急死等の緊急事態（事由発生後概ね6ヶ月以内）など</p> <p>【派遣内容】 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、医療機関への連絡等派遣日数同一家庭に1年間原則として10日以内</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 母子家庭等日常生活支援事業補助金 金額 185千円 補助率 1/2</p> <p>【利用料】 所得に応じて負担金あり</p> <p>【参考】 派遣時間数(H17見込み) 285時間</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	ひとり親家庭生活支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,407千円				
歳入予算額（平成17年度）	703千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施する。</p> <p>【対象】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦</p> <p>【内容】 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生活相談の実施</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 ひとり親家庭生活支援事業補助金 金額 703千円 補助率 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	母子家庭等厚生活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	350千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭に対する厚生活動の一環として集い互いに情報交換する機会を提供することにより、相互扶助活動を支援する。</p> <p>【対象】 母子家庭の母と児童</p> <p>【内容】 「湖月荘」（津久井郡城山町）への招待（年1回40人）</p> <p>【実施方法】 県母子寡婦福祉連絡協議会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	母親クラブ育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	生涯学習課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会・社会教育課
根拠法令等	相模原市母親クラブ連絡協議会補助金交付要綱		津久井町補助金等の予算執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	藤野町社会教育団体育成・活動補助金交付要綱 藤野町社会教育団体物品助成補助要綱
歳出予算額（平成17年度）	390千円		136千円	5千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 運営費補助 ・相模原市母親クラブ連絡協議会 150千円 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 12千円（10月以降設立されたクラブは 6千円） 単位クラブ補助要件 ・会員が概ね10人以上であり、市内在住、在勤、在学者が構成員の三分の二以上占めていること。 ・会則を備えていること。 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・会員の総意で自主的に運営されていること。</p> <p>【参考】 単位クラブ数 12クラブ（17年4月現在）</p> <p>【補助金】 運営費補助（H17見込み） ・相模原市母親クラブ連絡協議会 @150千円 ・単位母親クラブ @12千円 x 12</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 本町においては、該当する母親クラブはないものと思われる。</p>	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 運営費補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 15,000円 単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。</p> <p>【参考】 単位クラブ数 4クラブ（17年4月現在）</p>	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 活動事業補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 5,000円 単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。</p> <p>【参考】 単位クラブ数 1クラブ（17年4月現在）</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	母子福祉資金貸付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	183,990千円				
歳入予算額（平成17年度）	127,299千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭・寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲助長を図るため資金の貸付を行う。</p> <p>【内容】 対象：母子家庭の母及び児童、父母のない児童（母子福祉資金貸付金）。 寡婦等（寡婦福祉資金貸付金）。</p> <p>資金種別：13資金 （うち1資金は母子福祉資金貸付者のみ）。</p> <p>貸付利率は資金により無利子又は年利3% 償還期間：資金により3～10年</p> <p>【予算】 事務費 2,890千円（旅費 10千円、消耗品費 109千円、印刷製本費 255千円、郵送料 1,216千円、郵便振替手数料 100千円、システム保守委託 1,200千円）、母子貸付金 176,000千円、寡婦貸付金 5,000千円、一時借入金利子 100千円</p> <p>【特定財源】 名称・金額 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入 92,794千円 違約金 310千円 寡婦福祉資金貸付金元利収入 4,865千円 母子寡婦福祉資金貸付金貸付事業債 29,330千円</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	特別児童扶養手当の調整事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき 都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行 令
歳出予算額（平成17年度）	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出
歳入予算額（平成17年度）	1,081千円（事務費委託金）	32千円（事務費委託金）	43千円（事務費委託金）	14千円（事務費委託金）	23千円（事務費委託金）
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 相模原福祉事務所及び南福祉事務所が、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 こども育成課は、特別児童扶養手当に関する電算帳票の打ち出しや打ち出し帳票の相模原福祉事務所及び南福祉事務所への送付、所得状況届に必要なデータの神奈川県との調整、特別児童扶養手当事務取扱交付金の申請・報告等の事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在 受給者数 724人 対象児童 746人</p> <p>【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金 金 額 1,081千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 福祉推進課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 20人 対象児童 23人</p> <p>【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金 金 額 32千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 児童福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 28人 対象児童 28人</p> <p>【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金 金 額 43千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 こども課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 10人 対象児童 10人</p> <p>【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金 金 額 14千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 健康福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 15人 対象児童 16人</p> <p>【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金 金 額 23千円</p>

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
42	ひとり親家庭等証明書等発行事務	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社公告）	特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社公告）	特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社公告）		
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 相模川ふれあい科学館、博物館プラネタリウム、相模原麻溝公園が二乗車場の施設を、母子・父子家庭等が利用する場合、医療証等ひとり親であることを証明できるものを受付に提示すれば、施設使用料の優遇を受けられるが、証明できるものがない母子・父子家庭等に対して、申請に基づき相模原市ひとり親家庭等施設利用証を発行する。 神奈川県母子福祉入場優待証 母子家庭が、県の施設を利用するとき、施設使用料が割引（4施設）又は無料（7施設）となるため、神奈川県母子福祉入場優待証を発行する。 水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。申請は水道局であるが、児童扶養手当の現況届のときは、減免の申請書を預かり一括して水道局に到達している。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 98件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 471件 相模原市ひとり親家庭等施設利用証の発行件数 15件 神奈川県母子福祉入場優待証の発行件数 6件 水道料金の減免申請書進達件数 218件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 本町においては、該当するものはなし。 神奈川県母子福祉入場優待証 本町においては、該当するものはなし。 水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。受付は本町ではなく、水道局にて行なっている。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 1件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件 水道料金の減免申請適用件数 （H16.11月現在） 40件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成16+年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 0件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 4件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 5件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
43	子育て広場事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	つどいの広場事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	3,553千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	1,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 こどもセンターや児童館などの既存の施設を利用して、地域の人材を活用した常設的な集いの場として、乳幼児（0～3歳）を持つ親が気軽に集える場を設置し、子育ての支援を行う。</p> <p>【内容】 子育て親子の交流、つどいの場の提供（親子遊び、おはなし会、絵本の会、季節の行事、ハンディキャップの会、マタニティの会など）</p> <p>【運営方法】 実施場所ごとに実行委員会を組織し、市から実行委員会に運営を委託する。</p> <p>【事業スケジュール】 平成17年度 モデル事業として3箇所で開催 平成18年度～21年度 毎年5箇所を設置 平成21年度末 市内に23箇所を設置完了</p> <p>【特定財源】 名称 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金） 金額 1,500千円</p> <p>上記予算額には、ふれあい親子サロン用消耗品費85千円、子育て情報誌作成委託料468千円を含む。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	家庭児童相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども家庭支援センター	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	厚生省事務次官通知（昭和39年）				
歳出予算額（平成17年度）	5,472千円				
歳入予算額（平成17年度）	41千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭における乳幼児の養育・しつけ・発育に関する相談、指導とともに、学齢期の児童の全般的な相談を行う。</p> <p>【内容】 家庭児童相談員（非常勤特別職職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（1人） 南保健福祉センター（1人） ・日時 ウエルネスさがみはら 月～金曜日 午前9時～午後5時 南保健福祉センター 火・木・金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 5,220千円、@145,000×12月×3人 共済費 102千円、旅費 90千円、 需用費 45千円、年会費等負担金 15千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	児童虐待防止事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども家庭支援センター	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市児童虐待防止ネットワーク設置要綱	城山町要保護児童対策地域協議会設置要綱	津久井町要保護児童対策地域協議会 (平成17年4月1日施行)	相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱	藤野町子ども虐待防止ネットワーク会議運営要綱
歳出予算額(平成17年度)	4,661千円	58千円	0千円	15千円	54千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	2千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>児童虐待に迅速かつ適切に対応するとともに、児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>市児童虐待防止ネットワークの事務局であるこども家庭支援センターが、児童虐待防止に関わる主な関係機関である相模原児童相談所、相模原福祉事務所、南福祉事務所、保健所(地域保健課、保健予防課、中央保健センター)等の連絡調整を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>児童虐待防止協議会 虐待問題への取り組みに関する情報交換、協議、連携等を目的に年2回程度開催。 〔委員内訳〕 児童相談所、児童養護施設、民生委員児童委員協議会、市医師会、市歯科医師会、私立保育園長会、弁護士会、人権擁護委員会、警察署、幼稚園関係団体、小学校校長会、中学校校長会、市(保健福祉部長、保健所長、学校教育部長) 〔委員謝礼〕 医師・弁護士@12,600、その他委員@5,000円</p> <p>児童虐待防止連絡会議 全体会議 個々の事例からでた共通の課題についての助言や調整等を行うために事例紹介、情報交換、研修等の内容で年3回程度開催。(関係課所属長および児童相談所により構成。) ケース会議 関係機関が、それぞれの立場から、子どもの安全を最優先にして、どういった援助をしていくかを検討するために開催。必要時に開催する。(16年度は80回開催) 〔参加機関〕 児童相談所、小学校、保育所、幼稚園、主任児童委員等、市(福祉事務所、保健所、子育て支援課等) ケース確認会議 各機関で把握した新規ケースの報告、状況改善等により終結を予定するケースの検討などを行なうために月1回開催。(関係各課)</p>	<p>【目的】</p> <p>児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のため関係機関相互における連携を図ること。</p> <p>【内容】</p> <p>協議会事務局 福祉推進課</p> <p>1 協議会 児童虐待への取り組みに関する情報交換、協議、連携に係る事項を掌握する。 構成員10名 城山町 民生環境部長 教育部長 関係機関 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、津久井郡医師会、民生委員児童委員協議会、行政相談委員人権擁護委員連絡会、津久井警察署、津久井郡広域行政組合消防本部、校長会から各々推薦された方 開催回数 年2回 委員謝礼 医師@10千円 その他@3千円</p> <p>2 全体会議 個別ケースに係る情報の共有及び対処方法の確認、助言及び決定に関する事項を掌握する 開催回数 年2回程度</p> <p>3 個別ケース会議 個別ケースの情報、経過、問題の把握、役割分担対処方法の検討を行う。 開催回数 随時</p>	<p>【目的】</p> <p>児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のため関係機関相互間における連携を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>事務局、児童福祉課 児童虐待への取り組みに関する情報交換・協議・連携等に関わる事項 協議会、課長会議 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、津久井警察署、津久井郡医師会、町民生児童委員協議会、町人権擁護委員等連絡会議、ばらの花、津久井ヶ丘幼稚園、小中学校校長会 連絡会 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所</p> <p>(構成会議や研修会など)</p> <p>1 施策調整者会議・ネットワークを総合的に調整推進することを目的とする。(年1回) 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、県立総合療育センター、神奈川県リハビリテーション事業団七沢学園、津久井やまゆり園、津久井養護学校、津久井赤十字病院、津久井警察署、町国民健康保険診療所、相模湖町健康福祉課・教育委員会教育総務課・こども課</p> <p>2 実務担当者会議・事例検討を通じ関係機関の連絡調整を行う。 ・全体会(年1回) ・庁内担当者会議(年3回) ・通園事業カンファレンス(年4回)</p> <p>3 個別援助チーム活動・個々のケースに対し実際に個別援助チームを組んで行う。(随時)</p> <p>4 教職員に対する研修会など ・講師謝礼 @10,000円 ・需要費 5,000円</p> <p>【特定財源】 県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 2千円</p>	<p>【目的】</p> <p>児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応をとるとともに子どもたちの健やかな成長と健全な子育て支援を行うための諸会議などを実施。</p> <p>【内容】</p> <p>事務局 こども課</p> <p>1 町における児童虐待・子ども子育てをめぐる課題についての実状把握</p> <p>2 支援困難とする事例、他機関との調整が必要な事例などの検討会</p> <p>3 支援体制の検討及び評価</p> <p>4 関係機関の連絡調整</p> <p>5 児童虐待や子ども子育てをめぐる情報交換、研修、勉強会</p> <p>(構成会議や研修会など)</p> <p>1 施策調整者会議・ネットワークを総合的に調整推進することを目的とする。(年1回) 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、県立総合療育センター、神奈川県リハビリテーション事業団七沢学園、津久井やまゆり園、津久井養護学校、津久井赤十字病院、津久井警察署、町国民健康保険診療所、相模湖町健康福祉課・教育委員会教育総務課・こども課</p> <p>2 実務担当者会議・事例検討を通じ関係機関の連絡調整を行う。 ・全体会(年1回) ・庁内担当者会議(年3回) ・通園事業カンファレンス(年4回)</p> <p>3 個別援助チーム活動・個々のケースに対し実際に個別援助チームを組んで行う。(随時)</p> <p>4 教職員に対する研修会など ・講師謝礼 @10,000円 ・需要費 5,000円</p> <p>【特定財源】 県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 2千円</p>	<p>【目的】</p> <p>児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応をするために、関係機関相互間において連携をはかり、よりよい支援を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>事務局 健康福祉課 教育総務課 発見からサポートのシステム検討・構築 被虐待児童の把握 具体的援助内容の意見交換 虐待についての情報交換 関係機関との連携 研修活動 【構成会議】 代表者会議・ネットワークの総合的な推進 (年1～2回開催) 実務担当者会議・ネットワークが円滑に機能できるように関係機関の連携を図る。 (年4回程度) ケース検討会議・個々のケースを検討してよりよい支援に活かす。 (随時開催)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	児童虐待防止事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
【事務事業の内容】	<p>事務担当者会議 事務的な課題の増加・複雑化などに対応するために、月1回程度開催。(関係各課) 定例会議 各機関で把握しているケースの状況報告と今後の対応方針の確認及び検討などを行なうために年2回開催。 (関係各課および児童相談所。) 育児支援教室「AQUA」 育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親たちに、同じような悩みを抱えた「仲間に出会う場所」を提供し、心の内を話し合い、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、より良い親子関係を築き、児童虐待の予防を図る。保健師、保育士がスタッフとなり月1回開催。 [非常勤保育士賃金] @1,050×3時間×12回×3人 [運営アドバイザー謝礼] @10,000×2時間×4回 心理相談員(非常勤特別職員)による専門相談 心理相談員による相談を週3回実施する。 [相談員報酬] @13,200×52週×3回 職員研修 児童虐待に対する知識を深め、虐待予防、早期発見、早期対応を図るための研修を実施する。 [講師謝礼] @15,000×2時間×4回</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
44	育児支援家庭訪問事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども家庭支援センター	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成16年）				
歳出予算額（平成17年度）	3,612千円		973千円		
歳入予算額（平成17年度）	1,769千円		0千円		
	<p>【目的】 子どもの養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な家庭に対し保健師等の訪問による支援を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での育児に関する具体的な援助 ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助 ・未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導 ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 ・若年の養育者に対する育児相談・指導 ・児童が児童養育施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援 <p>【参考】</p> <p>報酬 3,339千円 @10,700×52週×3回×2人 講師謝礼 60千円@15,000×2時間×2回 旅費 70千円、 需用費 41千円、 備品購入費102千円</p>	該当なし	<p>【目的】 養育者にとって過重な負担がかかる出産後間もない時期等に支援を行うことにより子どもの健全育成を図る。</p> <p>子育て、育児支援が必要な家庭に経験者やヘルパーなどによる育児、家事の支援 保健師、助産師による具体的な育児に関する技術指導</p> <p>【参考】</p> <p>保健師 576千円 子育てOB・ヘルパー 337千円 費用弁償 60千円</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	児童遊園維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	生涯学習課	児童福祉課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 社会教育課
根拠法令等	市立児童遊園要綱			相模湖町児童遊園施設維持管理要綱	
歳出予算額（平成17年度）	2,898千円	92千円	1,423千円	211千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置した児童遊園の維持管理をおこなう。</p> <p>【内容】 市内14箇所の児童遊園の維持管理 平成15年度から地元自治会等のアダプト制度による活動支援を導入。</p> <p>アダプト制度に係る活動支援費 468,000円 管理する児童遊園の面積に応じて積算 基本額@19,000円+（面積-100㎡）×1,500円 光熱水費 143,000円 ひまわり児童遊園土地借料 1,396,000円 管理運営委託料 833,000円</p> <p>【参考】 児童遊園 14箇所（総面積：14834.88㎡）</p>	<p>【目的】 自治会からの要望により自治会内に児童の遊び場を提供する</p> <p>【内容】 施設数 11箇所 ・児童遊園地 4箇所 ・青少年広場 7箇所</p> <p>管理団体 自治会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>維持管理は自治会が行う 町から補助金等の交付はない 自治会と地権者で契約が必要な場合は、町と3者で土地使用貸借契約を行う。 その場合は町が地権者に謝礼を支払っている</p> <p>箱型ブランコ等危険な遊具は公費にて撤去する</p> <p>土地借用謝礼 32,000円（8,000円×4人） 遊具撤去工事費 60,000円</p> <p>【参考】 児童遊園地、青少年広場 11箇所（総面積：31,027.18㎡） うち公的機関からの借用面積 19,162.18㎡</p>	<p>【目的】 古くから地域の広場として親しまれた児童遊園地や、町住環境整備条例に基づき設定された児童遊園地に小規模の遊具を設置し、児童の遊び場を提供する。</p> <p>【内容】 施設数 36箇所（総面積 20,800.84㎡） 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>管理は町で行なっている。</p> <p>【参考】 17年度予算 ○消耗品費 38千円 ○水道代 54千円 ○施設、遊具修繕料 683千円 ○遊具点検委託料 619千円 ○原材料費 29千円</p> <p>8箇所は地主から無償で借りている。有償で借りている児童遊園地はない。</p>	<p>【目的】 町内各地域に設置してある児童遊園地が、子供達にとって安全に遊べるよう、自治会、育成会に管理委託を依頼し、事故のないよう安全管理に務めるとともに、地域のふれあいの場として社会性の育成に努める。</p> <p>【内容】 施設数 12箇所（1箇所整備予定） ・児童遊園地 11箇所 ・青少年広場 1箇所</p> <p>管理団体 自治会、育成会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>維持管理は自治会、育成会に委託する。 （管理委託料@10,000円）</p> <p>【参考】 児童遊園 12箇所（総面積：約9,743㎡）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	子どもの広場助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	生涯学習課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市子どもの広場設置要領				
歳出予算額（平成17年度）	10,958千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域の子供たちの安全な遊び場として、自治会または青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用賃貸契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種助成をおこなうことによって広場の確保を図る。</p> <p>【内容】 子どもの広場を設置・管理する自治会等に対して経費の一部を補助する。</p> <p>【参考】 既存広場数 119ヶ所 （平成17年4月1日）</p> <p>【補助金】 運営費等補助金 施設賠償責任保険料補助金 補助率1/2 限度額10,000円</p> <p>建設事業補助金 整備費等補助金 設置 補助率1/2 限度額300,000円 整備 補助率1/2 限度額150,000円 撤去 補助率1/2 限度額200,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	児童館管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	教育委員会 社会教育課
根拠法令等	相模原市立児童館条例 相模原市立児童館条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	67,068千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊にし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 （1）児童館の概要 児童館数 25館 開設時間 平日及び日曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始 児童館での主な行事 こどもと高齢者のふれあい事業、作品展、卓球大会などを実施している。</p> <p>（2）指導員 身分 相模原市非常勤一般職、時給830円 勤務体制 開設時間に1人勤務 行事等の準備のため年間65日の2人勤務がある 任用者数 50人 任用期間 6か月ごとの任用、更新有り</p> <p>（3）運営形態 自治会長、民生委員、小学校の代表者、子ども会育成会等の地域の代表者からなる運営委員会を設立している。 契約は、自治会等へ委託契約を締結している。委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品や行事等を実施している。</p> <p>【参考】 運営費 指導員（50人）賃金、指導員研修 大会等経費 子供と高齢者のふれあい事業委託（25館） 維持管理費 児童館25館の管理運営委託及び維持補修管理 維持補修費 児童館25館の小規模修繕</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	保健福祉部会		
29	各種事務事業の取扱い	協議ランク			
事務事業番号	事務事業名	A協議会 B幹事会 C専門部会			
31	児童クラブ管理運営事業				
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	<p>こども施設課</p> <p>放課後児童健全育成事業費補助金 相模原市児童クラブ条例 相模原市児童クラブ条例施行規則</p>	<p>福祉推進課</p>	<p>児童福祉課</p> <p>津久井町学童クラブ設置条例</p>	<p>こども課</p> <p>児童福祉法 放課後児童健全育成事業補助金</p>	<p>健康福祉課</p> <p>藤野町放課後児童健全育成事業実施要綱 放課後児童健全育成事業補助金</p>
歳出予算額（平成17年度）	211,420千円		9,810千円	2,084千円	4,708千円
歳入予算額（平成17年度）	97,480千円		4,730千円	605千円	1,151千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に市立児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 21クラブ、 余裕教室型 15クラブ 開設時間 - 授業終了時から午後6時まで（土曜日や学校の長期休業日は、午前8時30分から午後6時まで） 休日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額4,700円を入会保護者から徴収。 ただし、生活保護世帯や市民税非課税世帯等は、減免制度がある。 その他に、おやつ代として月2,000円傷害保険料年間850円。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 新入生歓迎会、七夕まつり、映画鑑賞会、お楽しみ会、お誕生日会、豆まき、ひな祭り、お別れ会などを実施。</p> <p>(2) 指導員 身分 - 相模原市非常勤一般職、時給830円。 勤務体制 - 1日2人体制の交替勤務。通常1日5時間勤務。 指導員加配 - 定員人数以上の入会児童クラブや障害児童の入会により指導員の増員がある。 任用者数 - 約240名 任用期間 - 6ヶ月ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立・余裕施設 クラブごとに学校や自治会、民生委員等地域の代表者を構成員として運営委員会を設立し、運営委員会と市が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づく、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。</p>	<p>独立施設なし 余裕教室型なし 「こどもセンター管理運営事業」に内容記載</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 3クラブ 開設時間 - 午後1時30分から午後6時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後4時30分、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで） 休日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額8,000円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 七夕まつり、キャンプ、お楽しみ会、お誕生、クリスマス会、おもちつき会、豆まき、お別れ会などを実施。</p> <p>(2) 指導員 身分 - 津久井町学童クラブの会職員 勤務体制 - 常勤5名、非常勤3名、その他3名 任用者数 - 約11名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 津久井町学童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づく、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。</p> <p>【参考】 (H17年度) ・児童クラブ数 3施設 ・申請者数 - 1206名 ・入会者数 - 120名 ・指導員数 - 9名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 4,730千円 補助率 2/3</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 1クラブ 開設時間 - 放課後から午後6時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後1時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで） 休日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額8,500円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 虫のつどい、キャンプ、もちつき、クリスマス会、お別れ会</p> <p>(2) 指導員 身分 - 相模湖ぼんぼこ学童クラブ職員 勤務体制 - 指導員2名、非常勤2名、その他3名 任用者数 - 7名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 相模湖ぼんぼこ学童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。</p> <p>【参考】 (H17年度) ・児童クラブ数 1施設 ・入会者数 - 17名 ・指導員数 - 7名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 756千円 平成16年度決算額 1,705,370円</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設2クラブ 南小学校、名倉小学校 開設時間 - 放課後から午後6時分まで（土曜日は午前8時30分から午後5時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時分まで） 休日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額10,000円を入会保護者から徴収 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - キャンプ、夕涼み会、もちつき、お別れ会等</p> <p>(2) 指導員 身分 - 藤野町学童保育運営委員会職員 勤務体制 - 指導員5名、非常勤1名、その他6名 任用者数 - 10名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 藤野町学童保育運営委員会と町が委託契約を締結。</p> <p>【参考】 (H17年度) ・児童クラブ数 2施設 ・入会者数 - 48名 ・指導員数 - 5名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 1,151千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	児童クラブ管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>(H17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ数 36施設 ・申請者数 - 1736名 ・入会者数 - 1597名 ・指導員数 - 240名 <p>【特定財源】</p> <p>名称 児童クラブ運営費補助金 金額 31,404千円 補助率 1/3</p> <p>基本額 36施設 大規模加算 27施設 土日祝 日開設加算 36施設 障害児加算 2施設</p> <p>【使用料】</p> <p>児童クラブ育成料 66,076千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	民間児童クラブ運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市民間児童クラブ運営費等補助金交付要綱 相模原市民間児童クラブ運営費等補助金取扱い 領				
歳出予算額（平成17年度）	40,480千円				
歳入予算額（平成17年度）	6,029千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>民間で児童クラブを設置し運営している団体に対し、その経費の一部を補助することにより、公立児童クラブとの役割分担を踏まえつつ、地域における放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>「施設運営費」 施設の維持管理・運営に要する費用 児童数（5月1日現在入会数）×20,000円</p> <p>「指導員処遇費」 児童数による。5～9人 900千円 5～35人 1,800千円 36～70人 2,700千円 71～ 3,600千円</p> <p>早朝加算 50千円 長期休業中に午前8時以前に開設 延長加算 270千円 18時を超えて1時間以上開設</p> <p>「施設費」 家賃相当額 10万円までは金額 10円を超える部分は1/2 (12万円を限度)</p> <p>「施設借換え時の支度金」 施設の借換え時に要する費用 家賃の2月分(240万円を限度)</p> <p>「開設時支度金」 開設時に必要な備品等を調達する資金 300万円を限度</p> <p>【参考】 補助対象児童クラブ 10クラブ 児童数 322人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	児童クラブ整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法 市児童クラブ条例 市児童クラブ条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	63,315千円				
歳入予算額（平成17年度）	41,517千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 待機児童の多い児童クラブや老朽化の進んだ児童クラブの改修・建替えを行う。</p> <p>【内容】 1. 田名北児童クラブ （現在余裕教室を活用しているが、仮設教室を改修し独立施設とする。定員50人、延床面積130㎡） 2. 東林児童クラブ （独立施設 定員40人、延床面積80㎡を、独立施設定員80人、延床面積170㎡に建替えを行う）</p> <p>【特定財源】 名称・金額・補助率（充当率） 児童クラブ整備事業補助金 8,017千円 1/2 社会福祉施設整備事業債（市債） 33,500千円 80%</p> <p>【補助金】 水道利用加入等負担金 550千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	こどもセンター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立こどもセンター条例 相模原市立こどもセンター条例施行規則	城山町立児童センター条例 城山町立児童クラブ条例 城山町立児童クラブ条例施行規則			
歳出予算額（平成17年度）	335,924千円	21,877千円			
歳入予算額（平成17年度）	68,239千円	7,999千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 機能 1. 児童館の機能 （児童福祉法による児童厚生施設） 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 （児童クラブ） 事業 1. 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 2. 子ども会、母親クラブ等地域の関係団体の育成助長 3. その他児童の健全育成上必要な活動・事業</p> <p>【内容】 センターの概要 1. センター数：19館 （平成17年5月現在） 2. 施設：遊戯室、集会所、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場 3. 開館日：年末年始をのぞく毎日 4. 開館時間：午前9時から午後5時（子ども会などの会合利用など専用利用は午後10時まで） 5. 利用対象：主に幼児・児童生徒 地域関係団体等 6. 職員体制 館長1名及び指導員4名または5名（1日当り）他に学校休業日などの繁忙時間に補助の非常勤職員を配置 7. 運営助言：地域の関係団体で構成することもセンター運営委員会による</p> <p>【参考】 児童クラブ入会者数 1088名 児童クラブ入会申請者数 1261名 職員人数（延べ） 1. 館長（非常勤特別職） 19名 2. 指導員（非常勤特別職） （1）センター担当 79名 （2）児童クラブ担当 79名 （3）補助職員 90名 運営費（19館） 報酬、賃金、研修費、センター事業委託費、備品購入費等 維持管理費（19館）</p>	<p>【目的】 機能 1. 子育て支援センター 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 （児童クラブ） 事業 1. 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 2. 子育て支援サークルなどの育成・支援 3. その他児童の健全育成上必要な活動・事業</p> <p>【内容】 センターの概要 1. センター数：1館 （平成17年5月現在） 2. 施設：遊戯室、乳幼児室、工作室、相談室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭等 3. 開館日：年末年始をのぞく毎日 4. 開館時間：午前8時30分から午後5時（研修室・会議室の専用利用は、午前8時30分から午後9時30分まで） 5. 利用対象：主に幼児・児童生徒等 6. 職員体制 所長1名、指導員2名、事務員1名（1日当り） 7. 運営助言：保育所・児童センター運営委員会による</p> <p>【参考】 児童クラブ入会者数 65名 児童クラブ入会申請者数 85名 職員人数 1. 館長（非常勤職員） 1名 2. 指導員（非常勤職員） （1）センター担当 4名 （2）児童クラブ担当 7名 （3）事務員 1名 運営費（1館） 報酬、賃金、需用費、役務費、備品購入費等 維持管理費（1館）</p> <p>【特定財源】 児童クラブ育成料 2,322千円 放課後児童健全育成事業補助金 1,789千円 補助率2/3</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	こどもセンター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	維持補修費（19館） 【特定財源】 児童クラブ育成料 48,151千円 こどもセンター活動事業費補助金 18,555千円 補助率1/3 労働保険被保険者負担金 1,498千円 電話使用料 35千円	子育て支援センター事業補助金 3,888千円 補助率2/3			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	こどもセンター建設事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	415,010千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童館の機能 （児童福祉法による児童厚生施設） 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 （児童クラブ） <p>各公民館区（23）に各1館のこどもセンターを整備する。</p> <p>【整備状況】</p> <p>19館整備（H16.4.1現在）</p> <p>【今後の予定】</p> <p>大野南地区（H18.7開設） 大野台地区（H19.7開設） 横山地区（H20.7開設） 陽光台地区（H21.7開設）</p> <p>【センターの概要】</p> <p>述べ床面積 約600㎡ 施設：遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	保育料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課・収納課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市保育所入所者費用徴収規則	城山町立保育所条例 城山町立保育所条例施行規則	津久井町保育所条例 津久井町保育料徴収規則	相模湖町保育所条例施行規則	藤野町保育の実施に関する条例 藤野町保育の実施に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	1,737,469千円	49,360千円	61,056千円	16,388千円	10,796千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて26階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 82,006人 1,726,667千円 延長保育負担金（公立） 対象児童見込数 2,880人 10,802千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 2,325人 約49,360千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 3,268人 約63,915千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（管内分） 16,388千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（管内・委託分） 10,796千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公立保育所の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市一般職の臨時的任用職員等の給与及び勤務条件に関する規則	城山町職員の給与に関する条例、城山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、城山町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与等に関する規則	津久井町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則	相模湖町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務に関する規則	藤野町臨時職員給与等に関する規則
歳出予算額（平成17年度）	722,373千円	61,305千円	70,703千円	17,082千円	34,651千円
歳入予算額（平成17年度）	54,460千円	34,104千円	26,904千円	19千円	12,813千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H17.4.1現在） 保育士数（正規職員） 319人 （各保育園に園長、副園長、地域担当各1名配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児4人に対して 保育士1名の割合 調理作業員（正規職員） 42人</p> <p>・調理作業員の配置基準 定員60名に対して正規職員1名を配置 さらに各園に非常勤職員（午前中3時間30分）1名配置</p> <p>庁務作業員の配置 各園に非常勤職員（午後4時間）1名配置 公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 約述べ20,200人 非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 約述べ48,000人</p> <p>【参考】 産育休・傷病休等の代替職員にかかる経費 365,390千円 備品購入・給食賄材料の購入等、施設運営にかかる経費204,794千円 燃料費・警備委託等施設の維持管理にかかる経費93,575千円 施設修繕にかかる経費25,980千円 各保育園の保育教材及び消耗品にかかる経費32,634千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長を除く） 29人（正規職員7名臨時職員22名） （各保育園に所長を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 6：1 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児1人～2人に対して 保育士1名の割合 調理作業員（正規職員） 4人（正規職員2名 臨時職員2名） 4名とも常勤職員である。</p> <p>庁務作業員の配置 各園に非常勤職員1名配置（外部委託） <5時間～6時間> 公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 1名 約述べ68日</p> <p>【参考】 報酬 738千円 臨時職員賃金 37,250千円 報償費 76千円 需要費（消耗品・賄材料費・光熱水費・施設修繕費等）16,867千円 役務費 662千円 委託料 4,551千円 使用料及び賃借料 138千円 備品購入費 935千円 負担金、補助金及び交付金 87千円 償還金、利子及び割引料 1千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H17.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長は課長兼務のため除く） 35人 （各保育所に所長代理、または所長補佐を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児1人に対して 保育士1名の割合 調理作業員（正規職員） 7人（正規職員5名 臨時職員2名） 7人とも常勤職員である。 その他週3回6時間で4人を配置 栄養士が5保育所で1名</p> <p>庁務作業員の配置 なし 公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 年間 2名分 非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 延べ1,590人、他延長保育10人4,840時間</p> <p>【参考】 産育休・傷病休等の代替職員にかかる経費 4,473千円 備品購入・給食賄材料の購入等、施設運営にかかる経費53,958千円 燃料費・警備委託等施設の維持管理にかかる経費8,724千円 施設修繕にかかる経費948千円 各保育園の保育教材及び消耗品にかかる経費2,600千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員） 9人 （各保育園に園長、園長補佐を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 受け入れなし 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>調理作業員（正規職員） 3人 庁務作業員の配置 なし 非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 約述べ10人</p> <p>【参考】 報酬 590千円 臨時職員賃金 4,767千円 報償費 6千円 需要費 10,101千円 役務費 486千円 委託料 872千円 使用料及び賃借料 163千円 工事請負費 0千円 備品購入費 67千円 負担金、補助金及び交付金 30千円</p>	<p>【内容】</p> <p>保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長を含む） 6人 保育士補助員1人（正規職員）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 6：1 2歳 6：1 3歳 2.0：1 4歳 3.0：1 5歳 3.0：1</p> <p>障害児対応は障害児1人に対して 保育士1名の割合 調理作業員 3人（正規職員1人、臨時職員2人） 庁務作業員の配置 1人（臨時職員） 非常勤職員 9人（臨時保育士）</p> <p>【参考】 報酬 320千円 臨時職員賃金等 11,446千円 報償費 18千円 需要費（消耗品・賄材料費・光熱水費・施設修繕費等）8,470千円 役務費 506千円 委託料 9,406千円 使用料及び賃借料 145千円 備品購入費 211千円 負担金、補助金及び交付金 2,714千円 補償補填及び賠償金 50千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	認定保育室補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市認定保育室助成金交付要綱	城山町認定保育施設補助金交付要綱 認定保育施設補助金交付要綱	津久井町小規模保育施設補助金交付要綱		藤野町小規模保育施設運営費補助金要綱
歳出予算額（平成17年度）	289,320千円	192千円	1,224千円		2,169千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	1千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>中核市移行に伴う、市単独事業</p> <p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、相模原市認定保育室に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 10人以上 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>【参考】（H17.4.1現在） ・市内施設数 23箇所 ・入所児童数 693人</p>	<p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、保育に欠ける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 10人以上 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。 町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 2人（相模原市2園）</p>	<p>【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかかる児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 4人以上60人未満 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。 町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 0歳児 1人 1歳児 1人 2歳以上児 6人</p>	該当なし	<p>【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかかる児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 5人以上60人未満 開所時間 原則として、1日8時間以上 施設責任者 保育士・看護師・またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備</p> <p>* 認定の審査については神奈川県が行なう。 町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 0人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	コミュニティ保育推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,099千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭で乳幼児の養育をしている保護者の育児不安や孤立感などの解消手段の一つとして、地域で親子のグループを作り保育を通して、育児知識や技術を高めるコミュニティ保育活動を促進する。</p> <p>【内容】 小学校就学前の児童が10名以上在籍し、原則として週1回以上1回2時間以上の活動を行うグループに対して助成する。 助成内容 運営費：年額40,000円+乳幼児数×1,600円 保険料800円×乳幼児数</p> <p>【参考】 ・グループ数 50 ・対象者数 約1,300人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 4 ・対象者数 約60人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 1 ・対象者数 約30人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・ファミリー・サポーターグループ 1 ・育児サークル 3 対象者数 約35人</p>	<p>該当なし</p> <p>(参考) グループ数 5 対象人数 53人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	児童福祉関係団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	663千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉関係団体に補助を行い、児童福祉行政の活性化を図る。</p> <p>【内容】 相模原保育ウイーク実行委員会補助金 相模原保育ウイーク（保育所等の保育内容を地域住民に理解並びに周知するためのイベント的なもの）を行う実行委員会に、保育ウイーク実施のための活動費用を助成する。 相模原市保育士会補助金 市内認可保育室の保育士の資質向上のための、保育研究調査及び研修等を行う相模原市保育士会に対して、その活動費用を助成する。 相模原市私立保育園長会補助金 私立保育園の園長会における各種活動（経営のあり方等の情報交換、研修、苦情処理の対応方法研究等）にたいして、その活動費用を助成する。 相模原保育室連絡協議会 相模原認定保育室の代表者が相互の情報交換や勉強会を実施するための活動費用を助成する。</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 各 1 補助予定額 228千円 255千円 144千円 36千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 - 間での対象団体数 0</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	入所児童災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市児童生徒災害見舞金条例	城山町立学校等災害見舞金支給条例 城山町立学校等災害見舞金支給条例施行規則			
歳出予算額（平成17年度）	70千円	30千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～36万円 障害見舞金 10～200万円 死亡見舞金 200万円 特別見舞金 20万円以内 歯科見舞金 歯1本につき、5万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 （平成16年度決算金額 54千円）</p> <p>* 上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p>	<p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～35万円 障害見舞金 5～100万円 申慰見舞金 100万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 （平成16年度決算金額 0千円）</p> <p>* 上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 件数 10件（スポーツ振興センターへの請求）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	民間保育所入所児童保育委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市保育所入所児童委託費支弁要綱 市保育所運営委託料交付要綱 市障害児保育推進事業委託料交付要綱 市開所時間延長促進事業委託料交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,071,596千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,234,770千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】</p> <p>保育所入所児童保育委託 相模原市が児童福祉法第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合の、保育の実施に要する費用につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用を民間保育所に委託料として支出する。 保育所運営助成 保育所における児童及び職員の処遇向上を図るため、運営費の一部を民間保育所に対して助成する。 障害児保育推進事業委託 障害児の処遇向上を図るため、障害児を受け入れている民間保育所に、保育士の加配等に対して助成する。 開所時間を延長して保育需要への対応を図るため、11時間開所に伴う経費の一部を民間保育所に対して助成する。</p> <p>【参考】</p> <p>対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費3,716,575千円 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費1,120,809千円 対象：障害児を受入している民間保育所（対象障害児：年間延べ600人）事業経費70,064千円 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費164,148千円</p>	<p>該当なし</p> <p>* 城山町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】</p> <p>民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 津久井町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】</p> <p>民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 相模湖町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】</p> <p>民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 藤野町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】</p> <p>民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	民間保育所助成費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市乳児保育推進事業委託料交付要綱 市民間保育所施設整備費補助金交付要綱 市民間保育所借入償還金補助金交付要綱 市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱 市分園設置運営補助要綱 市市内民間保育所運営資金貸付金貸付要綱他				
歳出予算額（平成17年度）	537,951千円				
歳入予算額（平成17年度）	238,540千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 民間保育所が行う特別保育拡充、施設整備等の、運営費の一部の補助を行う。具体的には次の12項目。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児保育促進事業補助金 施設整備費補助金 借入償還金補助金 土地賃借料補助金 分園施設賃借料補助金 分園運営費補助金 運営資金貸付金 一時保育促進事業補助金 時間延長型保育事業補助金 休日保育推進事業補助金 病後児保育事業 産休等代替職員雇用費補助金 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：10施設 事業費19,201千円 対象：2施設 事業費222,931千円 対象：20施設 事業費62,025千円 対象：9施設 事業費6,632千円 対象：2施設 事業費14,615千円 対象：3施設 事業費2,400千円 対象：民間保育所職員の期末勤勉手当支給の不 足時 事業費25,000千円 対象：29施設 事業費67,810千円 対象：36施設 事業費101,182千円 対象：3施設 事業費2,882千円 対象：1施設 事業費12,420千円 対象：産休等代替職員を雇用する民間保育所 事業費9,653千円 	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	家庭保育福祉員委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市家庭保育福祉員に関する規則	城山町家庭保育福祉員に関する規則	津久井町家庭保育福祉員に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	0千円	1,050千円	2千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	126千円	1千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 次の9項目を委託。 保育単価基本分 児童1人あたり@87,070円 給食助成費 児童1人あたり@ 8,200円 光熱水費 児童1人あたり@ 400円 長時間保育費 月 5,500円 採暖費（10～3月） 月 2,500円 代替雇用助成費 福祉員1人あたり 月26,040円 健康診断助成費 7,680円 委託特別調整費 42,240円 保育奨励金 26,000円</p> <p>【参考】 当該事業は平成16年度末で事業廃止。</p>	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 2歳未満児1名（12ヶ月）の保育を2名の家庭保育福祉員に委託 <歳出> 委託料 85,000円×12ヶ月×2人=1,020,000円 保育奨励費 30,000円×2人= 30,000円 合計 1,050,000円 【特定財源】<歳入> 家庭保育福祉事業費補助金 181,000円 家庭保育福祉事業負担金 62,100円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 1名 委託（入所）児童数 1名</p>	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（2歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 今年度申請なし <歳出> 委託料 1歳以下56,000円 2歳 51,000円 保育奨励費 26,000円 （6ヶ月以上の受託者） 【特定財源】<歳入> 家庭保育福祉事業負担金 236,000円</p> <p>【参考】 平成17年度は科目立てのみ</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	保育所施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	353,529千円				
歳入予算額（平成17年度）	265,460千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育環境の改善を図るため公立保育所の4歳以上の保育室及び安全な給食のために調理室への冷房設備を設置する。並びに相模原保育園の老朽化等に伴う施設整備を行う。</p> <p>【内容】 冷房設備設置関係 平成16年度冷房設置工事対象園：4園 平成17年度冷房設置工事対象園：2園 （平成17年度で冷房設置工事は終了予定） 相模原保育園改修関係 仮設園舎土地賃借、仮設園舎建設（リース）、平成17年度以降改修工事予定。</p> <p>【参考】 今後の大規模な公立保育園施設整備予定田名保育園 平成18年度建設、平成19年度現園舎解体（現在の園舎から別の敷地へ移設となる）。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 待機児童解消のための保育室等の増築（改築）、老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	公立保育所民営化推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市公立保育所活性化・民間移管計画				
歳出予算額（平成17年度）	13,656千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 多様化する保育ニーズへの対応、民営化により生じる人材の有効活用、限られた財源の有効活用を図るため、現在の公立保育所の一部を、設置主体運営主体ともに民間に移管を行う。 (民設民営)</p> <p>【内容】 市立橋本保育園の仮設園舎での保育開始、旧園舎の除却、運営法人による新園舎建設、引継ぎ保育平成17年4月1日から法人の運営による新保育園開園（橋本りんご保育園）。 民営化によって、定員の拡充及び特別保育の充実化も行う。</p> <p>【参考】 今後の民営化予定 平成20年度 南大野保育園 平成21年度 文京保育園 平成22年度 古淵保育園 以上3園</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	保育所の設置認可等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	保育課 相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 認可を行おうとする法人（若しくは個人）との事前協議 児童福祉審議会への報告 施設認可、変更認可に係る指導</p> <p>【参考】1 平成17年度認可実績 1園 （平成17年4月1日付 私立保育園） 当該保育所の設置認可事務については、民間保育所の施設整備とあわせて2名の担当職員で行っている。認可の件数や内容によって事務量は異なってくるため、一概に当該事務の必要人員は確定できないが、書類の数量も多く事前協議等に時間がかかるため、最低1名の人員は必要と思われる。</p> <p>【参考】2 平成17年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育園 17園 ・民間保育園 36園（内2園に分園あり） ・認可外保育園 60園（内23園は認定保育室）</p> <p>認定保育室 一定以上の基準に達している認可外保育施設に対して助成費を交付。</p> <p>公立・民間保育園定員 6,328人 内 公立 2,210人 民間4,118人 入所児童数 6,608人 内 公立 2,250人 民間4,358人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 5園 ・認可外保育園 2園（公立）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 1カ所</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 1カ所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市社会福祉審議会： 社会福祉法第7条第1項、相模原市社会福祉審議会条例 身体障害者福祉専門分科会： 社会福祉法第11条、社会福祉審議会条例第6条 審査部会： 社会福祉法施行令第3条、社会福祉審議会条例第7条				
歳出予算額（平成17年度）	4,075千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者福祉に関する事項等の調査・審議する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 身体障害者福祉専門分科会（22名うち13名は臨時委員） 審議事項 ・障害福祉に関する事項の調査審議 ・身体障害者更生援護施設又は養護施設の事業停止又は廃止を命ずる場合の意見</p> <p>2 審査部会（14名） 審議事項 <身体障害者の障害程度に関する事項> ・身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が法別表に該当しないと認める場合の諮問の実施 <身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師に関する事項> ・身体障害者手帳交付のための診断書を交付する医師の指定及び取消に関する意見 <更生医療を担当する医療機関に関する事項> ・更生医療を担当させる医療機関を市長が指定又は取り消す場合の意見 ・指定更生医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見</p> <p>開催回数（予定） ・定例会 年3回開催 ・審査会 年24回開催（月2回）</p> <p>【参考】 身体障害者福祉専門分科会：22名うち13名は臨時委員 日額報酬12,600円 審査部会：14名 日額報酬19,000円 身体障害者手帳交付件数（平成16年度） ・交付件数：1,537件/年 ・紛失等再交付件数：286件/年 身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師の指定：51人（平成16年度） 更生医療を担当させる医療機関（指定更生医療機関）の指定等（平成16年度） ・指定：4件 ・変更：0件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産保全管理センター運営費）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	相模湖町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	
歳出予算額（平成17年度）	8,275千円	3,685千円	863千円	716千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 日常生活（在宅）において、財産の保全または管理が困難な意思能力のある障害者及び高齢者の権利を擁護し、居宅生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 実施主体：（福）相模原市社会福祉協議会 実施内容 （1）財産保全サービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産の権利証等を金融機関の貸金庫を利用して保管する。 （2）財産管理サービス 日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金の支払いの代行等を行う。 （3）権利擁護相談 弁護士による権利擁護相談等 （4）利用支援サービス 福祉サービスに関する情報提供、手続の援助及び利用料の支払（代行、代理等）、苦情解決制度の利用援助等を行う。</p> <p>【参考】 <対応> 専門員：3名 生活支援員：4名 権利擁護相談員：1名 <資金、報償費（平成16年度）> 専門員：3名（資金@174,500円×延べ48月＝8,376,000円） 生活支援員：4名（資金@840円×6時間×500日＝2,520,000円） 審査会委員等報償費 審査会委員謝礼（@12,600円×4回×4人＝201,600円） 顧問弁護士謝礼（@30,000円×12月×1人＝360,000円） 権利擁護相談員謝礼（@25,000円×12月×1人＝300,000円）</p> <p><契約状況> 平成17年度予算 （ ）内障害者数再掲 ・保全サービス：66（31）件 ・管理サービス：64（26）件 ・利用支援サービス：27（11）件 ・弁護士による権利擁護相談：18件</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な、金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を通じて、高齢者や障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 実施主体（福）津久井町社会福祉協議会 実施開始 平成11年10月から 実施内容 ・福祉サービスの利用支援 福祉サービスの利用、利用料の支払い、苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続きを行う。 ・日常的な金銭管理サービス 年金及び福祉手当の受領、医療費の支払、税金、社会保険料、公共料金、家賃等の支払い、日用品等の代金の支払い、以上の支払いに伴う貯金の払い戻し、貯金の受け入れの手続きを代行を行う ・書類当預かりサービス</p> <p>【対象】 1．痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等であること（但し、障害者手帳の有無に関わらない） 2．日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことができない。 3．契約締結能力（契約締結能力ガイドラインによる）がある。</p> <p>【実施方法】 実施主体：城山町社会福祉協議会</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 生活支援員（非常勤職員）1名 「資金・報償費（平成17年度）」 専門員1名（人件費：6,178千円）</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な、金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を通じて、高齢者や障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 実施主体（福）津久井町社会福祉協議会 実施開始 平成11年10月から 実施内容 ・福祉サービスの利用支援 福祉サービスの利用、利用料の支払い、苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続きを行う。 ・日常的な金銭管理サービス 年金及び福祉手当の受領、医療費の支払、税金、社会保険料、公共料金、家賃等の支払い、日用品等の代金の支払い、以上の支払いに伴う貯金の払い戻し、貯金の受け入れの手続きを代行を行う ・書類当預かりサービス ・権利擁護相談（平成16年6月より実施） 弁護士による権利擁護相談等</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 生活支援員（非常勤職員）4名 生活支援員：4名（資金@13,000円×4名×12月＝624,000円） 審査会委員等報償費 審査会委員謝礼（@15,000円×2回×4人＝120,000円） 顧問弁護士謝礼（@25,000円×10月×1人＝250,000円）</p>	<p>【目的】 痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理、預貯金、通帳や各種証書等の重要書類の預かり保管などの支援を通じて、高齢者、障害者等の権利擁護を図る。</p> <p>【内容】 （1）利用支援・金銭管理サービス 福祉サービスに関する情報提供・助言、手続きの援助及び契約の同行、代理等や苦情解決制度の利用手続き支援また、日常生活に必要な金銭の出し入れや、手続きの援助及び利用料、公共料金等の支払い代行を行う。 （2）書類等預かりサービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産権利書各種証券などを金融機関の貸金庫を利用して保管する。</p> <p>【対象】 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者などで判断能力が不十分な方や金銭の管理に困っている方が対象になります。</p> <p>【実施主体】 神奈川県社会福祉協議会 園、県からの委託金を受け、町から1/3の補助を買い事業運営を行なっている。</p> <p>【参考】 「対応」 専門員（社会福祉協議会常勤職員）1名 専門員（社会福祉協議会兼務職員）1名 生活支援員（非常勤職員等）5名 書類等預かりサービス 8件 利用支援・金銭管理サービス 10件 平成16年6月9日現在契約数 平成16年延べ相談訪問回数 相談366回 訪問254回</p>	<p>該当なし 平成13年度補助金廃止</p> <p>【参考1】 地域福祉権利擁護事業（興社協委託） 日頃のちょっとしたお手伝いをする事により、住みなれた家で、（地域）で暮らせるように支援するため、次の業務を実施する。 （対象：痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者） 福祉サービスの利用援助 福祉サービスを利用するための手続き、利用料を支払う手続き等 日常的な金銭管理サービス 年金および福祉手当の受領に必要な手続き、医療費を支払う手続き等 書類等の預かりサービス 年金証書、預貯金の通帳等の保管 契約締結審査委員会を相模湖社協と合同開催 締結委員会委員5人（弁護士・医師・学識経験者・精神保健福祉士・社会福祉士）</p> <p>【参考2】 対応 専門員「社会福祉協議会常勤職員」1名 専門員「社会福祉協議会非常勤職員」1名</p> <p><契約状況> 平成17年度予算 福祉サービス利用援助：60件 日常的な金銭管理サービス：60件 書類等預かりサービス：12件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>生活支援員1名(賃金@920円×6時間×168日 = 927,360円 審査会委員謝礼 (@15000円×4回×5名 = 300,000円 権利擁護相談弁護士謝礼 (25,000円)</p>	<p>< 契約状況 > 平成16年度予算 () 内障害者数再掲 ・保全サービス : 6 (1) 件 ・管理サービス : 2 1 (4) 件 ・利用支援サービス : 2 1 (4) 件 ・弁護士による権利擁護相談 : 6 回</p>	<p>【賃金・報酬費等事業費内訳】 生活指導員200,700円×12月 = 2,408,400円 交通費 18,250円×12月 = 219,000円 労働保険3,289,875円×10.5 / 1,000 = 34,543円 生活支援員1,000円 / 時間×6時間 / 日×50週 ×2名 = 600,000円 旅費交通費 45,600円(1,900円×2回 / 月 ×12ヶ月) 消耗品50,000円(ファイルFD、契約書資材等) 審査委員会費用弁償 小計 405,000円 弁護士38,000円×6回 / 年 ÷ 2町 = 114,000円 医師 28,000円×6回 / 年 ÷ 2町 = 84,000円 社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者 23,000円 / 回×6回×3名 ÷ 2町 = 207,000円 事業保険 156,000円 貸金庫費 100,000円 手数料 50,000円 上記予算の内716,000円を町から活動助成金として頂いています。 生活指導員833円 / 時間×1.5時間×50週 = 62,475円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	福祉バス提供事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市福祉バス提供事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	6,380千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 福祉団体が目的遂行のために行う行事に使用するバスを提供することにより、経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：福祉団体等（身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者等） 実施方法：利用団体の申請に基づいて提供する。（1回につき2日間を限度とする。） 利用者負担：無料</p> <p>【参考】 提供団体数（平成17年度予算）17団体 <障害者団体> （身体障害者関係） ・相模原市身体障害者連合会 ・相模原市肢体障害者協会 ・相模原市視力障害者協会 ・相模原市聴覚障害者協会 ・相模原市車いす友の会 ・相模原市肢体不自由児者父母の会 ・相模原市傷痍軍人会 ・相模原市腎友会 ・生きる会（脳性マヒ者） （知的障害者関係） ・（社）相模原市手をつなぐ育成会 ・あじさい・青年学級（知的当事者） ・やまびこ会（相模原市自閉症児・者親の会） （精神障害者関係） ・みどり会（相模原市精神障害者家族会） （障害その他） ・相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 （その他） ・相模原市戦没者遺族会 ・相模原市原爆被災者の会 ・相模原市母子寡婦福祉協議会 バス台数：日帰り36台、宿泊14台 計50台</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	障害者福祉団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算執行に関する規則	相模湖町福祉活動補助金交付要綱	藤野町福祉団体活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	3,216千円	230千円	327千円	80千円	60千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：市内福祉団体10団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（10団体） 市障害児者福祉団体連絡協議会 225千円 みどり会（市精神障害者家族会） 135千円 市身体障害者連合会 405千円 市傷痍軍人会 135千円 市肢体不自由児者父母の会 135千円 市腎友会 135千円 市失語症友の会 135千円 市手をつなぐ育成会 180千円 市自閉症児・者父母の会 135千円 市障害者地域作業所等連絡協議会（福祉ショップ含む） 1,596千円</p>	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体3団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（3団体） 町身体障害者福祉会 160千円 町肢体不自由児父母の会 45千円 町めばえ会 25千円</p>	<p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体2団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（3団体） 町身体障害者福祉会 219千円 町肢体不自由児父母の会 54千円 町のぞみの会 54千円</p>	<p>【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金を交付する。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体1団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（1団体） 相模湖町身体障害者福祉会 80千円</p>	<p>【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金を交付する。</p> <p>【内容】 対象：町内福祉団体1団体 実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 交付団体（1団体） 藤野町たんぼぼの会 60千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	支援費制度経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等
歳出予算額（平成17年度）	6,838千円	453千円	385千円	254千円	284千円
歳入予算額（平成17年度）	1,473千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席 かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（市/県）7% 平成17年4月1日現在市人口：623,642人 <平成17年度予算> 旅費 163千円 需用費 351千円 役務費（支払総合システム回線使用料）90千円 委託料 2,344千円 負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金）5,363千円 （一般事務費） 委託料（支援費システム保守委託料）1,444千円 システム開発委託料（データクリーニング処理）4,016千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年12回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 <平成17年度予算> 旅費 39千円 需用費 51千円 役務費（支払総合システム回線使用料）92千円 委託料 172千円 使用料及び賃借料 99千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（市/県） 平成17年4月1日現在町人口：28,943人 <平成17年度予算> 旅費 39千円 需用費 21千円 役務費（支払総合システム回線使用料）109千円 委託料 216千円（かながわ支援費システム運営委託料）</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年8回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 平成17年4月1日現在町人口：10,251人 <平成17年度予算> 旅費 11千円 需用費 47千円 役務費（支払総合システム回線使用料）116千円 委託料 0千円 負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金）77千円 神奈川県身体障害者・知的障害者福祉連絡協議会負担金 3千円</p>	<p>【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。（支援費制度に係る事務的経費）</p> <p>【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年8回） かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 支払総合システム回線：1回線 支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 平成17年4月1日現在町人口：10,461人 <平成17年度予算> 旅費 36千円 需用費 118千円 役務費（支払総合システム回線使用料等）50千円 （かながわ支援費システム負担金）80千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	障害福祉相談員設置事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第12条の3 知的障害者福祉法第15条の2 相模原市障害福祉相談員設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	675千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者に対する援護思想の普及など、障害のある者の福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 員数：身体障害者相談員17名 （身体障害者本人） 知的障害者相談員 9名 （保護者） 計26名 資格：原則として、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者当事者又は知的障害者の保護者 活動：主に、電話での相談 （全員ボランティア保険に加入） 報告：半年に一度、市に活動報告を行う 手当：月額2千円を半年毎に支給 研修：年1回実施</p> <p>【参考】 相談員謝礼 2千円/月額 研修講師謝礼 30千円 ボランティア保険 600円/一人あたり年 障害種別相談員数 ・肢体不自由：10人 ・聴覚障害：2人 ・視覚障害：2人 ・腎臓機能障害：3人 ・知的障害：9人 障害者数（障害種別：平成17年4月現在） ・視覚障害：986人 ・聴覚障害：1,041人 ・音声言語障害：162人 ・肢体不自由：7,237人 ・内部機能障害：3,414人 ・知的障害：2,516人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																	
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																	
15	身体障害者福祉バス（あじさい号）運行事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課														
根拠法令等	障害福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 相模原市身体障害者用福祉バスあじさい号運行事業要綱																		
歳出予算額（平成17年度）	38,811千円																		
歳入予算額（平成17年度）	2,306千円																		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 車イス等を使用したままで乗車できる車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲を拡大し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者： 歩行が困難な身体障害者で車イス等を使用している者 ・市内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 ・上記者の介護人</p> <p>利用の範囲： 病院への通院、入退院等 福祉施設への通所、入退所 福祉団体等が主催する事業 公共機関での手続き 買い物等</p> <p>台数：リフト付車両4台 （大型2台、小型2台）</p> <p>運行内容 日時：月～金...9：00～16：30 土...9：00～11：30</p> <p>範囲：原則として、市内及び隣接市町</p> <p>利用者負担：無料</p> <p>実施方法： 市社会福祉協議会に委託</p> <p>特定財源： 国庫補助金（2/3） 身体障害者福祉費補助金 2,306千円</p> <p>【参考】 平成17年度 ・延利用者数 7,755人</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 城山町移送サービス事業 ・事務事業番号0-6-23に記載</p> <p>【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、ハンディキャップ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>該当なし</p> <p>参考 【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【対象者】 (1) おおむね60歳以上のものであって床にしている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、その障害の程度が1級又は2級であり、かつ、著しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者</p> <p>【利用範囲】 (1) 病気治療（通院治療、入退院） (2) 福祉施設への通所、入退所 (3) 福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他町長が認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>町内</td><td>片道200円</td></tr> <tr><td>町外5キロ未満</td><td>片道250円</td></tr> <tr><td>町外5～10キロ未満</td><td>片道300円</td></tr> <tr><td>町外10～15キロ未満</td><td>片道400円</td></tr> <tr><td>町外15～20キロ未満</td><td>片道500円</td></tr> <tr><td>町外20～25キロ未満</td><td>片道600円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>片道700円</td></tr> </table> <p>【平成17年度予算】 委託料 8,334千円 補助金 0千円 利用者負担金 494千円</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,196回 平成15年度 1,596回</p>	町内	片道200円	町外5キロ未満	片道250円	町外5～10キロ未満	片道300円	町外10～15キロ未満	片道400円	町外15～20キロ未満	片道500円	町外20～25キロ未満	片道600円	その他	片道700円	<p>該当なし</p> <p>参考 津久井町移送サービス事業 ・事務事業番号0-6-23に記載</p> <p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャップ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1) 身体障害者の手帳交付を受けている者 (2) 介護保険による要介護者及び要支援者 (3) 前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1) 医療機関への通院。 （病状悪化等緊急の場合を除く） (2) 福祉施設への入退所時。 (3) 官公庁への事務手続き (4) その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回 平成16年度 7,762回</p> <p>【参考】 町内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 対象者： 223人</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 相模湖町ハンディキャップ（リフト付）運行事業 ・事務事業番号0-6-23に記載</p> <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャップ等を行うことにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者 60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者 障害者手帳の交付を受けている者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成16年度 町内 221回 町外 144回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 494千円 特定財源 0千円 県補助金</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 藤野町ハンディキャップ（リフト付）運行事業</p> <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャップ等を行うことにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者 60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者 障害者手帳の交付を受けている者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 600円 相模湖町・上野原町 1,000円 津久井町・城山町 1,200円 相模原市・八王子市 1,800円＋待機時間 （利用料は、往復）</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成16年度 町内 222回 町外 786回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 4,005千円 （うち、障害者分 327千円） 特定財源 218千円 県補助金</p>
町内	片道200円																		
町外5キロ未満	片道250円																		
町外5～10キロ未満	片道300円																		
町外10～15キロ未満	片道400円																		
町外15～20キロ未満	片道500円																		
町外20～25キロ未満	片道600円																		
その他	片道700円																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	障害児者入浴サービス事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)訪問入浴サービス事業実施要綱 相模原市障害者入浴サービス事業実施要綱	城山町入浴サービス事業実施要綱	津久井町入浴サービス事業実施要綱	相模湖町在宅障害者訪問入浴サービス事業実施要綱	藤野町重度障害児者巡回入浴サービス事業実施要項
歳出予算額(平成17年度)	14,833千円	5,883千円	10,830千円	1,352千円	1,200千円
歳入予算額(平成17年度)	7,341千円	84千円	1,752千円	964千円	900千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅において入浴が困難な障害者に対し、入浴サービスを提供し健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 市内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)で、家庭において入浴が困難な方(介護保険対象者を除く) 実施方法 民間業者に委託 特定財源 国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金 15,206千円</p> <p>【参考】 平成17年度利用状況(見込) ・登録者数・・・46人 ・延回数・・・・・・1,745回 利用者負担：無料</p>	<p>【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者及び重度心身障害者に対し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを行うことにより、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 町内に居住するねたきり老人等で次の各号に該当する者 (1)自力で入浴することが困難でかつ、家庭では入浴させることが困難な者 (2)このサービスを受けることについて、家族の同意と医師の承認を受けている者</p> <p>【内容】 (1)入浴及び洗髪 (2)血圧、脈拍及び体温の測定 (3)健康相談、助言その他必要な措置</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託</p> <p>平成17年度予算 委託料 5,883千円 特定財源：利用者負担額 84千円</p> <p>平成17年度 利用状況(見込み) 登録者・・・・・・12人 延回数・・・・・・590回</p>	<p>【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者及び重度心身障害者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 (1)訪問入浴サービス(入浴車両を利用) 対象 町内に居住する重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方 実施方法 津久井町社会福祉協議会に委託 利用者負担 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし 事業費 1,330千円 特定財源 障害者入浴サービス事業補助金 国庫補助金(1/2) 472千円 県補助金(1/4) 236千円 利用者負担金 180千円 (2)施設入浴サービス(福祉施設を利用) 対象 町内に居住する要介護者及び重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方(介護保険サービス優先) 実施方法 津久井町社会福祉協議会に委託 利用者負担 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし 事業費：9,500千円 特定財源 利用者負担金 864千円</p> <p>【参考】 平成17年度利用状況(見込) (訪問)・登録者数・・・・2人 ・延回数・・・・・・84回 (施設)・登録者数・・・・18人 ・延回数・・・・・・756回 利用者負担：1,250円</p>	<p>【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者) 実施方法 社会福祉協議会に委託 特定財源 国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 643千円 県費補助金(1/4) 321千円</p> <p>【参考】 平成17年度利用状況(見込) ・登録者数・・・・2人 ・延回数・・・・・・117回 利用者負担：無料</p>	<p>【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者) 実施方法 民間業者に委託 特定財源 国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 600千円 県費補助金(1/4) 300千円</p> <p>【参考】 平成17年度利用状況(見込) ・登録者数・・・・2人 ・延回数・・・・・・96回 利用者負担：所得階層により 「無料区分」0円 「有料区分」1,250円/回</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	重症心身障害児者通園事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	(国)重症心身障害児(者)通園事業実施要綱 相模原市市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱				
歳出予算額(平成17年度)	17,237千円				
歳入予算額(平成17年度)	8,618千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に依る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児(者)の福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 在宅で生活している重症心身障害児(者)が施設に通園して、リハビリ訓練等をうけるもの 対象 市内在住の重症心身障害児者 実施方法 社会福祉法人等に委託 (福)慈恵療育会に委託 利用者負担 給食サービス利用料 (食費相当額)等の実費相当額 特定財源 国庫補助金(1/2) 心身障害児(者)福祉対策費補助金 9,061千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 利用者数 登録者数16名 平成17年度延べ利用者1,200人(見込み) (一日5人×240日) 重症心身障害児(者)数 (平成16年10月1日現在) ・施設入所者 48人 ・入院 2人 ・在宅者 85人 合 計 135人</p>	該当なし	該当なし	<p>該当の事業はないが、相模湖町心身障害児通園事業バンドこあら教室において、重症心身障害児の療育や家庭への支援、相談、助言を行っている。</p> <p>【参考】 H17:対象児あり(脳性マヒ)こあらグループ(週2日契約)</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 相模原市手話通訳者設置等要綱 相模原市要約筆記通訳者派遣事業実施要綱	(福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業実施要綱 (福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者派遣事業実施要綱			
歳出予算額(平成17年度)	8,729千円	24千円			
歳入予算額(平成17年度)	4,480千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を養成するとともに、設置、派遣する。</p> <p>【内容】 <手話通訳者等養成事業> 対象 手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を希望する方(市に登録し活動できる方) 実施方法 市社会福祉協議会に委託 <手話通訳者設置・派遣事業> 窓口設置 窓口において障害者の相談・手続き等の手話通訳にあたる。(相模原福祉事務所、南福祉事務所) 派遣 福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な業務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) <要約筆記通訳者派遣事業> 派遣 福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な業務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) 特定財源 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金4,480千円</p> <p>【参考】 実施の根拠 (国)市町村社会参加促進事業 実施要綱に基づき実施。(国力キラムにそって実施) <手話通訳者等養成事業> 平成17年度予算 手話奉仕員養成講座(入門課程1講座(35時間)、基礎課程1講座(45時間)) 手話通訳者養成講座(基本課程1講座(35時間)) 要約筆記奉仕員養成講座(応用課程1講座(20時間))</p>	<p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。</p> <p>【内容】 <手話通訳者・要約筆記者派遣事業> 派遣 (福)神奈川県聴覚障害者総合福祉協会への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。 (町等が開催する大会等の通訳、個人的な業務で病院、役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳)</p> <p>【参考】 <手話通訳者・要約筆記者派遣事業> 平成17年度予算 手話通訳者・要約筆記者謝礼(3回)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p><手話通訳者設置・派遣事業> 平成17年度予算 通訳者：4名 手話通訳者謝礼（4時間未満：4,000円、4時間以上6時間未満：6,000円、6時間以上：8,000円） 設置件数：79回 派遣件数：789回 ・市派遣 4時間未満 643回 4～6時間 33回 6時間以上 17回 ・県派遣 96回</p> <p><要約筆記通訳者派遣事業> 平成17年度 通訳者：17名 要約筆記通訳者謝礼（4時間未満：3,360円、4時間以上6時間未満：5,040円、6時間以上6,720円） 派遣回数：235回 ・大会等派遣 4時間未満 92回 4～6時間 4回 6時間以上 0回 ・個人派遣 4時間未満 115回 4～6時間 13回 6時間以上 11回</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	身体障害者スポーツ・レクリエーション等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	1,321千円	28千円	0千円	8千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	5千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会 練習会への支援、参加者送迎、参加者贈 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎 身体障害者作品展 看板作成</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会 ・参加者：3回計134人(平成16年度実績) 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から会場へ送迎 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎：6人(H16年度実績) 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎 (大会バス送迎用バス使用料 平成17年度予算：11台 884千円) 身体障害者作品展 看板作成(1回)</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者贈</p> <p>特定財源：日本赤十字社神奈川県支部 県身体障害者スポーツ大会参加助成金 5千円</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技、フライングディスク」 ・参加者2回計4人(平成16年度実績)</p> <p>選手送迎方法：町マイクロバスにより町内から会場へ送迎</p>	<p>【目的】 身体障害者に対し、各種スポーツ大会への参加支援を行うことにより、健康の維持、体力の増進並びに活発的な精神活動の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者贈</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会(平成17年度見込) ・参加者：計1回 計1人 現在参加予定者なし 県身体障害者スポーツ大会(平成16年度実績) ・参加者：計0回 計0人</p> <p>日本赤十字社神奈川県支部より各市町村選手団宛の助成金5,000円有り</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者贈)</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 ・参加者：1人(平成16年度実績)</p>	<p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者贈)</p> <p>【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 ・参加者：0人(平成16年度実績)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	身体障害児者支援費事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則、相模原市居宅生活支援措置実施要綱	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害児に係る児童福祉法施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法 津久井町身体障害者福祉に関する規則 津久井町知的障害者福祉に関する規則 津久井町障害児居宅生活支援費支給規則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法
歳出予算額（平成17年度）	1,355,722千円	61,738千円	58,270千円	28,315千円	12,695千円
歳入予算額（平成17年度）	669,135千円	46,303千円	42,880千円	21,235千円	8,498千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・居宅介護（ホーム・ガイドヘルパーサービス）【身体障害者・知的障害者・児童】 ・日帰り介護（デイサービス）【身体障害者】 ・短期入所（ショートステイ）【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 国庫負担金（5/10）施設福祉対策費負担金（施設入所事業）189,504千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業）434,182千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業）45,449千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 108,347千円 延利用者数：13,086人 居宅介護事業（知的障害者も含む） 857,873千円 （内訳） 身体625,539千円 知的147,222千円 児童 85,112千円 ・居宅介護 利用実人数：986人（身体508人、知的241人、児童237人） 延利用時間：178,809時間 ・移動介護 利用実人数：2,430人（身体549人、知的850人、児童1,031人） 延利用時間：96,462時間</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、学齢に満たない児童居宅支援にかかる利用者負担額は、一律0円で決定。 特定財源：施設支援事業 国庫負担金（5/10） 27,418千円 県費負担金（2.5/10） 27,418千円 居宅介護（知的含む） 国庫補助金（5/10） 17,048千円 県費補助金（2.5/10） 17,048千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 147千円 デイサービス事業 ・国庫補助金（1/2） ・県費補助金（1/4） 1,690千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 2,253千円 利用人数：4人</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 （施設入所事業） 身体障害者保護費国庫負担金（1/2） 20,938千円 身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金（1/4） 10,469千円 （居宅介護事業・短期入所事業） 国）在宅福祉事業費補助金（1/2） 7,769千円 県）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（1/4） 3,704千円 【参考】 （平成17年度予算） 居宅介護事業（知的障害者も含む） 15,442千円 （内訳）居宅 15,355千円 児童 87千円 ・居宅介護 利用実人数 18人（身体16人、知的 1人、児童 1人）</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 国庫負担金（1/2）身体障害者保護費負担金（施設入所事業）10,519千円 県費負担金（1/4）施設訓練等支援費負担金（施設入所事業）5,259千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業）3,638千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金 1,896千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 1,872千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 936千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業） 0千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（デイサービス事業） 0千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 5,906千円 （内訳） 居宅5,906千円 児童 0千円</p>	<p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 <施設訓練等支援> ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 国庫負担金（1/2）身体障害者保護費負担金（施設入所事業） 3,794千円 県費負担金（1/4）施設訓練等支援費負担金（施設入所事業） 1,896千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 1,872千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 936千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業） 0千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（デイサービス事業） 0千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 5,906千円 （内訳） 居宅5,906千円 児童 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	身体障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	施設入所事業 379,008千円 延人数：1,428人（施設数26） 短期入所事業 10,494千円 利用実人数：48人延利用日数：1,320日	居宅介護・移動介護（知的障害者も含む） 22,731千円 利用人数39人 延利用時間：9,000時間 施設支援事業 36,558千円 延人数：132人月（施設数9） 短期入所事業 196千円 利用人数：身体2人（延利用日数：12日）、児童2人（延利用日数：12日）	延利用時間：9,696時間 ・移動介護 利用実人数：9人（身体4人） 延利用時間：393時間 施設入所事業 42,730千円 延人数：156人（施設数 9ヶ所） 短期入所事業 98千円	・居宅介護 利用実人数：1人（身体1人、知的0人、児童0人） 延利用時間：2,208時間 ・移動介護 利用実人数：0人（身体0人、知的0人、児童0人） 延利用時間：0時間 施設入所事業 21,038千円 延人数：72人（施設数4） 短期入所事業 1,370千円 利用実人数：2人延利用日数：168日	【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 居宅介護事業（知的障害者も含む） 4,666千円 （内訳） 居宅 4,471千円 児童 95千円 施設支援事業 7,605千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模原市重度身体障害児者日常生活用具給付等実施要綱、相模原市点字図書給付事業実施要綱、相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法、城山町重度身体障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱、城山町補装具費用自己負担金交付要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法（県）身体障害者看護費負担金交付要綱（町）津久井町重度身体障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱（町）町補装具費用自己負担金交付要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模湖町重度身体障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱、相模湖町身体障害者補装具費用自己負担金交付要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法、藤野町重度身体障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱、藤野町身体障害者補装具費用自己負担金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	303,713千円	10,929千円	9,002千円	3,959千円	7,610千円
歳入予算額（平成17年度）	131,105千円	7,535千円	4,579千円	2,270千円	4,378千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（国）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（国）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目、市制度2品目（エアーマットレス、シャワーチェア） 費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 <身体障害者補装具給付（国）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 <身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目、市単独2品目（エアーマットレス、シャワーチェア） 費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担 点字図書については、自己負担有り <p>特定財源：国庫負担金（5/10）身体障害児福祉費負担金49,559千円 身体障害者福祉費負担金64,272千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金16,807千円、難病患者等居宅生活支援事業補助金377千円</p> <p>障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 <p>点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源： 国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 2,970千円 身体障害児看護費負担金 972千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 <p>点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源： 国庫負担金（1/2） 身体障害者補装具交付費負担金 2,325千円 身体障害児補装具交付負担金 145千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 <p>点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源： 国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 933千円 身体障害児看護費負担金 461千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 <身体障害者補装具給付（国・県）> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <身体障害者日常生活用具給付（県）> 対象者：概ね障害程度が2級以上の者 種目：国制度41品目 費用負担：国の費用負担基準有 <身体障害者補装具給付（国・県）> 対象者：身体障害者（18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者） 種目：16品目 費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担 <身体障害児補装具（国・県）・日常生活用具給付（県）> 対象者：身体障害児（18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童） 種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有 <p>点字図書については、自己負担有り</p> <p>特定財源： 国庫負担金（1/2） 身体障害者保護費負担金 1,268千円 身体障害児看護費負担金 1,070千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】 平成17年度予算（）は市単 <身体障害者日常生活用具給付（国）> 給付件数：523件（15件） <身体障害者補装具給付（国）> 給付件数：11,663件（交付9,246件、修理2,417件） <身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）> 給付件数：4,161件（補装具4,080件、日常生活用具81件）</p>	<p>県負担金（1/4） 身体障害者援護費負担金 1,485千円 身体障害児言語事業費負担金 486千円</p> <p>県補助金（3/4） 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 1,622千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 給付件数：17件</p> <p><身体障害者補装具給付（国・県）> 給付件数：200件（交付180件、修理20件） 自己負担金交付額660,000円 <身体障害児補装具給付（国・県）> 給付件数30件 自己負担金補給額：216,000円 <身体障害児日常生活用具給付（県）> 給付件数：4件</p>	<p>県負担金（1/4） 身体障害者補装具交付費負担金 1,162千円 身体障害児補装具交付費負担金 72千円</p> <p>県補助金（3/4） 重度身体障害者日常生活用具給付事業補助金 736千円 重度身体障害児日常生活用具給付事業補助金 139千円</p> <p>障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成16年度予算 <身体障害者日常生活用具給付（国）> 給付件数：9件 自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害者補装具交付（国）> 件数：340件（交付300件、修理40件） 自己負担金補給額：1,850,000円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付（国）> 給付件数：3件 自己負担金補給額：なし</p> <p><身体障害児補装具交付（国）> 件数：35件（交付30件、修理5件） 自己負担金補給額：290,000円</p>	<p>県負担金（1/4） 身体障害者援護事業負担金 466千円 身体障害児援護事業費負担金 230千円</p> <p>県補助金（3/4） 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 180千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 <身体障害者日常生活用具給付（県）> 給付件数：2件</p> <p><身体障害者補装具給付（国・県）> 給付件数：184件（交付174件、修理10件） 自己負担金交付額622,183円 <身体障害児補装具給付（国・県）> 給付件数32件（交付28件、修理4件） 自己負担金補給額：307,532円 <身体障害児日常生活用具給付（県）> 給付件数：1件</p>	<p>県負担金（1/4） 身体障害者援護事業負担金 634千円 身体障害児援護事業負担金 535千円</p> <p>県補助金（3/4） 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 871千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 身体障害者日常生活用具給付（県） 給付件数 9件 身体障害者補装具給付（国・県） 給付件数 211件（交付201件、修理10件） 自己負担助成額 447,785円 身体障害児補装具給付（国・県） 給付件数 52件（交付52件、修理0件） 自己負担助成額 112,650円 身体障害児日常生活用具給付（県） 給付件数 2件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	更生医療給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法 相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱	身体障害者福祉法第13条の2	身体障害者福祉法第13条の2 (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱 (県)身体障害者援護費県費負担金交付要綱	身体障害者福祉法第13条の2	身体障害者福祉法第13条の2
歳出予算額(平成17年度)	35,219千円	349千円	380千円	251千円	1,450千円
歳入予算額(平成17年度)	17,609千円	259千円	283千円	187千円	1,085千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など 費用負担 国の費用負担有だが、市自己負担金補給制度により、自己負担金を全額市が負担 特定財源 国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金 17,609千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 給付者数:150人 給付延人数:733人</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など 費用負担 国の費用負担有</p> <p>特定財源 国庫負担金(1/2) 身体障害者保護費負担金 173千円 県負担金(1/4) 身体障害者援護費負担金 86千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 給付者数:3人 給付延人数:3人</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など 費用負担 国の費用負担による自己負担あり</p> <p>特定財源 国庫負担金(5/10): 189千円 県負担金(1/4): 94千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・給付者数 3人 ・給付延人数 6人 ・県国保連支払手数料 2千円 ・更生医療給付費 378千円</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 指定医療機関へ医療費等の給付 費用負担 国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 給付者数: 2人 給付延人数:2人 更生医療審査事務手数料 2千円 更生医療費 251千円</p>	<p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 指定医療機関へ医療費等の給付 費用負担 国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 給付者数: 5人 給付延人数:15人 更生医療審査事務手数料 3千円 更生医療費 1,447千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	障害者手帳交付診断料助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	城山町身体障害者手帳等交付診断料助成要綱	津久井町身体障害者手帳交付診断料助成要綱		藤野町身体障害者手帳診断料補助事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	7,043千円	242千円	384千円		50千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		17千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 助成額 限度額4,000円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・助成件数2,100件 （身障分1,860件、精障分240件） 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 （各年度4月1日現在） ・平成14年度： 749件 ・平成15年度： 927件 ・平成16年度： 1,130件 ・平成17年度： 1,678件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳交付のために要する診断料を助成することにより、手帳取得にかかる負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者 助成額 限度額4,000円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・助成件数60件</p>	<p>【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。 （知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている）</p> <p>【内容】 対象者 町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた者（精神障害者手帳の診断料に対する助成は行っていない） 助成額 限度額4,000円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成14年度実績： 60件 219千円 平成15年度実績： 76件 293千円 平成16年度実績： 77件 282千円 平成17年度予算： 96件 384千円 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 （各年度4月1日現在） ・平成14年度： 11件 ・平成15年度： 18件 ・平成16年度： 13件</p>	<p>該当なし（平成16年度より廃止）</p> <p>精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 （各年度4月1日現在） ・平成14年度： 3件 ・平成15年度： 10件 ・平成16年度： 8件 ・平成17年度： 0件</p>	<p>【目的】 身体に重度の障害をもつ方が身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書の作成及び診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。（知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている）</p> <p>【内容】 対象者 障害が重いために身体障害者手帳の交付申請に際し、身障法第15条指定医の往診を求めることが止むを得ないと町長が認めた者 助成額 限度額7,000円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成14年度実績： 0件 0千円 平成15年度実績： 0件 0千円 平成16年度実績： 0件 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	住宅設備改善費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、城山町原市重度障害者住宅設備改良費補助要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、津久井町重度障害者住宅設備改良費補助金交付事業実施要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模湖町重度障害者住宅設備改良事業費補助金要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、藤野町重度障害者住宅設備改良事業費補助金要綱
歳出予算額(平成17年度)	28,125千円	950千円	900千円	400千円	1,400千円
歳入予算額(平成17年度)	3,628千円	525千円	500千円	200千円	700千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源 県補助金(1/2,10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金3,628千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込助成人数:104人</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源 県補助金(1/2,10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 525千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込助成人数:4人</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成し、生活環境整備の促進を図ることにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源 県補助金(1/2,10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 500千円 障害者システム:なし</p> <p>【参考】 平成17年度予算 助成件数:3件 900千円 平成14年度助成状況(実績) 助成件数:0件 平成15年度助成状況(実績) 助成件数:1件 184千円 平成16年度助成状況(実績) 助成件数:0件</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2・3級+IQ50以下、知的障害IQ35以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり 特定財源 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金200千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込助成件数:1件</p>	<p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2・3級+IQ50以下、知的障害IQ35以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり 特定財源 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金700千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込助成件数:3件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	自動車運転訓練費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 相模原市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱	城山町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱	(町単)津久井町下肢等障害者自動車運転訓練費補助事業実施要綱		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 藤野町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱
歳出予算額(平成17年度)	700千円	100千円	100千円		100千円
歳入予算額(平成17年度)	466千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の額(限度額10万円)を助成する。</p> <p>特定財源： 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 466千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込 助成件数：7件</p>	<p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進する。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害を有する者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害を有する者 助成額：自動車教習所において、技能試験に合格するまで技能教習に直接要する費用の2/3以内の額(限度額10万円)。</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込 助成件数：1件</p>	<p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等の障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の額(限度額10万円)を助成する。</p> <p>特定財源： 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 0千円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込 助成件数：1件 100千円 平成14年度助成状況(実績) 助成件数：0件 平成15年度助成状況(実績) 助成件数：0件 平成16年度助成状況(実績) 助成件数：0件</p>	該当なし	<p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の(限度額10万円)を助成する。</p> <p>特定財源： (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金 60千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込 助成件数：1件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	自動車改造費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 相模原市障害者自動車改造費助成要綱	城山町身体障害者自動車改造費助成要綱	(町単)津久井町重度身体障害者自動車改造費補助事業実施要綱		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 藤野町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	1,600千円	100千円	100千円		100千円
歳入予算額(平成17年度)	1,066千円	0千円	0千円		60千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円) 特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉補助金 1,066千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 助成件数：16件</p>	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車の操縦装置等の一部(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 助成件数：1件</p>	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円)</p> <p>特定財源：国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉補助金 0千円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成17年度予算 助成件数：1件 100千円 平成14年度助成状況 助成件数：1件 100千円 平成15年度助成状況 助成件数：0件 平成16年度助成状況 助成件数：0件</p>	該当なし	<p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ・ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額：改造に要する経費(限度額10万円)</p> <p>特定財源： (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金 60千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 助成件数：1件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自動車燃料費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅重度障害者等自動車燃料費助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱			
歳出予算額（平成17年度）	25,400千円	10,137千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 ・特定疾患に罹患している者 ・小児特定疾患に罹患している者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級</p> <p>助成額（燃料券） ・自己運転（自己所有）@1,000円×24枚 = 24,000円/年 ・家族運転（家族所有）@1,000円×12枚 = 12,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付タクシー利用料助成との重複受給不可</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・交付者数：1,768人（本人運転642人、家族運転1,126人） ・利用枚数：25,000枚（本人運転9,500枚、家族運転15,500枚）</p>	<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者（H17.4.1現在 施設入所者、長期入院者、社協移送サービス登録者を除く。） ・身体障害者手帳1・2・3級 （358人） ・知的障害者A1・A2 （38人） ・特定疾患に罹患している者（17年4月現在把握者数） （30人） ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している者 （2人） ・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用を受けている者 （199人）</p> <p>助成額（ガソリン券） @600円×60枚=36,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付（4、5月に関しては満額を助成）</p> <p>現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。（タクシー券・バス共通カードは福祉タクシー 利用料助成事業内）</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・交付者数：290人 ・利用枚数：18,235枚</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	障害児者宿泊費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害児者等宿泊費助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	5,373千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 障害者更生相談所・児童相談所で知的障害と判定された者 特定疾患に罹患している者 その他市長が認めた者 ～ の家族等介護者1名 助成内容：年度1回1泊分に対し、3,000円の助成</p> <p>【参考】 平成17年度予算見込み 利用者数：1,791人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	更生訓練費等支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法 (国)身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱
歳出予算額(平成17年度)	2,890千円	283千円	114千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	1,445千円	212千円	85千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を市が負担する。身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者</p> <p>身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準)</p> <p>就職支度金@36,000円 特定財源：国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金1,445千円</p> <p>障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・受給者延人数：更生訓練421人、通所5,276人</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者</p> <p>身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準)</p> <p>就職支度金@36,000円 特定財源：県費負担金(3/4) 障害者更生訓練費給付費等補助金212千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・受給者延人数：更生訓練48人、通所244人</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を市が負担する。身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者</p> <p>身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準)</p> <p>就職支度金@36,000円 特定財源：県費負担金(3/4) 85千円 障害者システム：なし</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象者実人数：2人 ・受給者延人数：更生訓練24人、通所0人 ・更生訓練費：113,400円 平成15年度実績 ・対象者実人数：2人 ・受給者延人数：更生訓練24人、通所0人 ・更生訓練費：75,600円 平成16年度実績 ・対象者実人数：2人 ・受給者延人数：更生訓練21人、通所0人 ・更生訓練費：102,970円</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を必要経費として控除した後の額が27万円以下の者</p> <p>身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準)</p> <p>就職支度金@36,000円</p> <p>【参考】 平成17年度予算(該当者なし)</p>	<p>【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。</p> <p>対象者 身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を必要経費として控除した後の額が27万円以下の者</p> <p>身体障害者更生支援施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者</p> <p>対象費用 更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準)</p> <p>就職支度金@36,000円</p> <p>【参考】 平成17年度予算(該当者なし)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	特別障害者等福祉手当支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	164,569千円				
歳入予算額（平成17年度）	122,844千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の障害児者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必要とする者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害者) *障害基礎年金との併給可 障害児福祉手当：20歳未満の在宅の最重度障害児で日常生活に常時特別の介護を必要とする者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害児) 経過的福祉手当：昭和61年の法改正(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)の際、20歳以上の従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることのできない者(概ね国民年金障害等級の1級に該当する者)</p> <p>支給額(月額) 特別障害者手当：26,520円 障害児福祉手当：14,430円 経過的福祉手当：14,430円</p> <p>支給方法 5月・8月・11月・2月の支給月に前3ヶ月分を口座振替により支給</p> <p>特定財源：国庫負担金 特別障害者手当等給付費負担金122,844千円 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 特別障害者手当：実人数306人 障害児福祉手当：実人数298人 経過的福祉手当：実人数 83人</p>	<p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p>	<p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p>	<p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p>	<p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	在日外国人障害者等福祉給付金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県) 外国籍県民高齢者・障害者等給付金助成事業補助金交付要綱 相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱				
歳出予算額(平成17年度)	2,160千円				
歳入予算額(平成17年度)	720千円				
【事務事業の内容】	【目的】 国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たす事が出来ない者(国籍要件や居住要件により加入できなかった者)で国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していない者に福祉給付金を支給し、その福祉の増進を図る。 【内容】 対象者《共通要件》 - を全て満たし、 《個別要件》 - の いずれかに該当する者 《共通要件》 昭和61年(1986年)3月31日以前から日本に居住している 本市に1年以上、外国人登録又は住民登録している 原則として、公的年金を受給していない 《個別要件》 昭和37年(1962年)1月1日前に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日前に障害が発生した者 昭和22年(1947年)1月1日前に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した者 昭和36年(1961年)4月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した重度又は中度の日本人の障害者で、障害が発生したときに日本国内に住所がなかった者 *生活保護の受給と本人の所得額による支給制限有り (重度障害者) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者 (中度障害者) 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかに該当する者 支給額 重度障害者：月額36,000円 中度障害者：月額24,000円 支給方法 9月(4月～9月分)と3月(10月～3月分)に口座振替により支給 特定財源：県補助金(1/3)外国籍高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金720千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算・実人数：5人(重度5人、中度0人)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
34	身体障害者ケア付住宅設置運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)身体障害者自立支援事業実施要綱 (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱 相模原市身体障害者ケア付住宅設置運営事業補助金交付要綱				
歳出予算額(平成17年度)	31,137千円				
歳入予算額(平成17年度)	13,287千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 介護体制が整い、必要な整備が施された住宅の運営や、これらの住宅を運営する団体への助成を行ない、重度身体障害者の自立生活を支援する。</p> <p>【内容】 設置運営基準 入居対象者 身辺動作の介助、生活関連動作の援助を必要とし、自立の意欲がある18歳以上の身体障害者 入居定員 市制度：概ね5人程度 国制度：5～9、10～14、15～の3区分</p> <p>ケア体制 身辺動作の介助、生活関連動作の援助及び緊急時の対応を図るなどのサービスを安定的に供給する体制を確保する。</p> <p>運営委員会の設置 入居者、指導員、介助者等を構成員とした運営委員会を設ける。</p> <p>費用負担 入居者は、飲食費・光熱水費・家賃その他私的な生活費を負担する。</p> <p>事業内容 市制度(運営費補助金) 障害者の住まいを考える会「シャローム」 @95,000×入居者数×月数 国制度(委託) (福) 県央福祉会3ヶ所 @8,859,000円(予算)×3 特定財源：国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金13,287千円</p> <p>【参考】 市制度(運営費補助金)：1か所 国制度(委託)：3か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	身体障害者ケア付住宅家賃助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市生活ホーム等住宅家賃助成事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	3,282千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>ケア付住宅利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>交付対象 ケア付住宅運営主体</p> <p>補助対象経費 家賃（管理費、共益費、消費金を含む）とし、入居者が負担する分に充てる</p> <p>補助率 1/2 月額120,000円を限度とする。</p> <p>【参考】</p> <p>平成17年度予算 対象施設：4か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市重症心身障害者等福祉施設整備に係る建設資金の借入償還金補助金助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	4,060千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉法人が重症心身障害者等の施設建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」及び「県社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 助成内容：借入償還金（元金）の1/4を補助金として交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金分の負担割合 県3/4・市1/4 ・利子分の負担割合 県社会福祉協議会が全額負担（但し、平成13年度からは県が全額補助） <p>【参考】 補助金交付先：1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課・地域整備課
根拠法令等	(県) 民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助金交付要綱 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金交付要綱			県) 民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助金交付要綱	県) 民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助金交付要綱
歳出予算額 (平成17年度)	0千円			0千円	66,666千円
歳入予算額 (平成17年度)	0千円			0千円	16,666千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。</p> <p>【内容】 補助対象経費 1 基5,000万円を上限額とする。 補助基準額 補助対象経費の1/3 (県1/2・市1/2) 補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県市1/3、事業者1/3、となる。</p> <p>【参考】 平成17年度整備 0駅 平成18年度整備 (予定) 2駅 (4基)</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。</p> <p>【内容】 補助対象経費 1 基5,000万円を上限額とする。 補助基準額 補助対象経費の1/3 (県1/2・町 1/2) 補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県町1/3、事業者1/3、となる。 特定財源 県補助金 (1/2) 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金 16,666千円</p> <p>【参考】 平成16年度整備 1駅 (エレベーター2基) 平成16年度で整備終了</p>	<p>【目的】 藤野駅移動円滑化基本構想に定める特定事業のうち、町の玄関であるJR藤野駅のラチ内跨線橋に、お年寄りや身体障害者等がスムーズな公共交通機関の利用ができるようエレベーター2基の設置と身体障害者が安心して利用できる多目的トイレの設置に関してJRに補助を行う。</p> <p>【内容】 事業費 200,000千円 補助対象経費の財源内訳 国1/3 町1/3 JR1/3 町負担額 66,666千円 うち県費 16,666千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	身体障害者手帳交付事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法 相模原市身体障害者障害程度認定に関する要綱 相模原市身体障害者障害程度再認定に関する要綱等	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項
歳出予算額（平成17年度）	232千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害者手帳を交付する。</p> <p>【内容】 手帳交付の流れ 手帳交付申請 指定医師の診断書を添えて申請する。 （福祉事務所） 内部審査 市障害福祉課で診断書内容の審査を行う。 審査部会審査 内部審査で基準に適合しない場合、市から社会福祉審議会に諮問し、審査委員が審査して結果を市に答申する。 診断書に疑義がある場合は、申請者に返戻せず診断書作成医師に内容を照会する。 手帳交付等 審査結果に基づき手帳を交付し、却下・返戻の場合は通知をする。 約2週間を1サイクルとして事務を実施する。 ただし、紛失等再交付は、約1週間を1サイクルとして実施する。 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 事業経費の内訳（平成17年度予算） 身障手帳交付経費 232千円 （内訳：旅費、需用費等） 手帳交付件数：1,537件/年 紛失等再交付件数：286件/年</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を經由するのみ。</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を經由するのみ。</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を經由するのみ。</p>	<p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を經由するのみ。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	在宅障害者家庭内作業指導運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業補助金交付要綱 相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業実施要領				
歳出予算額（平成17年度）	4,800千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 外出が困難な在宅障害者を対象に家庭内で行える作業を提供・指導し、働く喜びと社会参加の意識を高める。</p> <p>【内容】 対象者 知的障害・肢体不自由・視覚・言語等の障害があり、企業等への就労や、地域作業所等への通所が困難な者で、市長が適当と認めたる者 実施主体 本企業が適切かつ効果的に行なわれると市長が認めた団体（市から運営費補助） 利用定員 原則10名以上 Aランク 20名以上 Bランク 15～19名 Cランク 10～14名 指導員等 1名以上を配置する。 作業内容 作業材料の配布・作業指導・製品の回収・作業意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 工 賃 収入から必要経費を控除した額を工賃として支払う。</p> <p>【参考】 平成17年度対象数 1（Bランク） 運営費補助基準額 ・Aランク：5,100千円/年 ・Bランク：4,800千円/年 ・Cランク：4,500千円/年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名								
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会								
事務事業番号	事務事業名	協議ランク								
41	障害者地域作業所運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会								
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	障害福祉課		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課				
根拠法令等	<p>(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、(県)精神障害者地域作業所指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業実施要領</p>		<p>町立障害者地域作業所条例 障害者地域作業所等の重度加算負担に関する協定書 障害者地域作業所等の運営費補助にかかる負担に関する協定書</p>	<p>町障害者地域作業所条例 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱</p>	<p>(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱 相模湖町福祉活動費補助金交付要綱</p>	<p>(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱 藤野町障害者地域作業所運営費補助金交付要綱</p>				
歳出予算額(平成17年度)	400,456千円	29,912千円	12,513千円	13,690千円	13,922千円					
歳入予算額(平成17年度)	89,685千円	20,634千円	5,185千円	9,315千円	4,885千円					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の地域ケア対策の一環として、地域の協力により、就労することが困難な障害者に対し、作業活動等を通じて、地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 対象 知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害等の身体障害、精神障害があり、企業等に就労することが困難な者で市長が適当と認めた者 実施主体 本事業が適切かつ効果的に行われると市長が認めた団体 利用定員等 定員は原則10名以上とし、概ね週5日以上実施すること。 ・Aランク：20名以上 ・Bランク：15～19名 ・Cランク：10～14名 作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 特定財源 県補助金(激減緩和措置、1/2) 障害者地域作業指導事業補助金 87,185千円 諸収入(障害者地域作業所等運営費負担金) 2,500千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的)：19か所 精神：14か所 ・通所者数(身体・知的)：275人 精神：249人 運営費補助基準額 ・Aランク：10,500千円/年 ・Bランク：9,100千円/年 ・Cランク：8,300千円/年</p>		<p><施設維持管理経費(つくしの家)> 【目的】 町立つくしの家の適切な維持管理を図る。 【内容】 施設修繕、警備委託、土地借上等 【参考】 平成17年度予算見込み 1,546千円 <地域作業所運営委託事業費(つくしの家)> 【目的】 就労が困難な在宅障害者に働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の取得・生活習慣等の指導を行う。 つくしの家運営委員会に運営を委託。(公設民営) 平成16年度より知的障害者福祉法のデイサービス事業所に認定 【参考】 平成17年度予算 委託料総額 27,085千円 (国)身体障害者保護費負担金(1/2)7,644千円 在宅福祉事業費補助金(1/2)12,259千円 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/4)7,611千円</p> <p><地域作業所等補助事業費> 相模原市諸収入に該当 【目的】 本町の在宅重度障害者が相模原市所在の障害者地域作業所等(障害者地域活動センター含む)を利用する場合、当該障害者が重度障害者加算対象者であれば、相模原市が当該作業所等に補助金交付を行うため、本町負担分を相模原市に支払うものとし、また、当該作業所等を利用する場合に負担することとなる運営費負担金についても、本町負担分として相模原市に支払うものとする。 【内容】 対象 重度障害者加算(1人1月10,000円)、運営費負担金(作業所等補助基本額のうち市町村負担分(1/2))を、当該年度4月1日付けの在籍者数で割る) 【参考】 平成17年度予算 民間 (重度障害者加算) ・作業所数・通所者数</p>		<p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象 町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者 実施主体 津久井町障害者地域作業所(竹の子作業所) 民間 利用定員等 Bランク：15～19名 作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金5,185千円 【参考】 平成17年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的)：1か所 ・通所者数(身体・知的)：17人 運営費補助基準額 ・Bランク：9,050千円/年</p> <p>【平成17年度予算額】 町補助金 10,370千円 (内)重度加算 1,320千円 通所交通費補助 984千円 施設管理委託 1,159千円 計 12,513千円</p>		<p>【目的】 町内に在住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象 知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害者・その他の身体障害者 実施主体 相模湖町障害者地域作業所(マープリングハウス)民間 利用定員等 Cランク：10～14名 作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 1自主作業 石鹸づくり・雑巾縫い 2受注作業 製袋作業・プラスチック材作業・シール貼り等 ・工賃 1日 250円程度 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金4,090千円 【参考】 平成16年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的)：1か所 ・通所者数(身体・知的)：13人 運営費補助基準額 ・Cランク：8,250千円/年</p> <p>(やまのべ館)民間 在宅精神障害者地域作業所 県補助 5,225,000円 町負担分 5,510,000円 計 10,735,000円</p> <p>(町負担内訳)4町の人口割・通所者割で算定 城山町(3人) 779,221円 津久井町(18人) 2,715,897円 相模湖町(9人) 1,149,634円 藤野町(6人) 865,248円 計(36人) 5,510,000円</p> <p>通所者交通費助成 やまのべ館(7人分) 165,000円 かわせみの家(2人分) 138,000円</p>		<p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象 町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者 実施主体 藤野町障害者地域作業所(共同作業所たんぼの家) 民間 利用定員等 Cランク：10～14名 作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 サポートスペース 3障害(身体・知的・精神)の相談を実施 県補助金(1/2) 障害者地域作業指導事業補助金 4,885千円 【参考】 平成17年度予算 民間 ・作業所数(身体・知的・精神)：1か所 ・通所者数(身体・知的・精神)：16人 運営費補助基準額 ・Bランク：9,050千円/年</p> <p>【平成17年度予算額】 町補助金 13,632千円 (内)重度加算 360千円 通所交通費補助 255千円 手数料 35千円 計 13,922千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	障害者地域作業所運営事業		A協議会	B幹事会	C専門部会
【事務事業の内容】		<p>1か所・2人(知的) ・活動センター・通所者数 1か所・1人(知的) (運営費負担金) ・作業所数・通所者数 2か所・3人(知的・精神) ・活動センター・通所者数 2か所・1人(知的)</p> <p><精神障害者地域作業指導事業(やまのべ館)> 【目的】 就労することが困難な在宅精神障害者の作業訓練等を実施する団体に対する運営費の補助を実施する。</p> <p>【内容】 郡内の地域作業所(相模湖町:やまのべ館)への運営費負担金の支出。 本町からの通所者分の負担。 地域作業所の所在地である相模湖町を窓口として、郡4町で人口割20%、通所者割80%により運営費を負担している。</p> <p>【参考】 平成17年度予算 在籍者3人 790千円/年</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
42	障害者小規模通所授産施設運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱 (国)身体障害者保護費国庫負担金交付要綱 (国)精神保健費等国庫負担金交付要綱 相模原市小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱	(県)神奈川県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱 (県)神奈川県精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱 城山町精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱			
歳出予算額(平成17年度)	14,442千円	12,552千円	1,233千円	326千円	1,086千円
歳入予算額(平成17年度)	7,951千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 対象 知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害・精神障害等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認める者。 設置・運営主体 社会福祉法人または公益法人 利用定員等：10～19名 施設整備基準 作業室又は作業所・静食堂・食堂・洗面所・便器 他施設との共同使用可能。 職員配置 知的障害者及び身体障害者小規模通所授産施設にあっては、施設長・生活指導員・作業指導員 施設長にあっては生活指導員 又は作業指導員と兼務可。精神障害者小規模通所授産施設にあっては、施設長1人以上が常勤。施設長にあっては、精神保健福祉士、作業療法士、又は精神障害者社会復帰指導員と兼務可。 特定財源 県補助金(3/4、1/2) 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 7,951千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象施設：1か所 補助金 14,442千円 (内訳) ・補助基本額 10,500千円 ・家賃補助額 2,400千円 ・重度加算額 240千円 ・事務費特別加算額 1,150千円 ・県補助金負担分 152千円 事務費特別加算は、新規の法人設立の場合のみ当初3年間補助を行う。</p>	<p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 対象 町内において精神障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人 設置・運営主体：社会福祉法人 利用定員等：30～40名 職員配置 施設長(精神保健福祉士)1名、常勤指導員1名、指導員4名 特定財源 県補助金(3/4、1/2) 津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 7,875千円(3/4) 426千円(1/2) 津久井郡他3町及び相模原市運営費負担金 1,840千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象施設：1か所 補助金 12,552千円 (内訳) ・補助基本額 10,500千円 ・家賃補助額 1,200千円 ・県補助金負担分 852千円</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助金として支出している。</p>	<p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
43	障害者地域活動センター設置運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱 相模原市障害者地域活動センター補助金交付要綱 相模原市障害者地域活動センター設置運営要綱				
歳出予算額 (平成17年度)	117,720千円				
歳入予算額 (平成17年度)	16,343千円				
【事務事業の内容】	【目的】 法定(法内)施設に準ずる介護・支援体制を有する、重度障害者等の地域活動(社会参加)の場として整備し、社会的自立を図る。あわせて、施設退所者等の活動の場として位置付け、施設からの退所を促進する。 【内容】 対象者 知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚言語等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認めた者。 設置・運営主体 社会福祉法人または公益法人 利用定員等 Aランク 定員20人以上、基準面積146.0㎡ Bランク 定員15～19人、基準面積109.5㎡ 施設設備基準等 活動室・消火設備・食堂兼休憩室・事務室・便所(男女各1以上)・洗面所 他施設との共同使用可 職員配置 Aランク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 Bランク 常勤2・非常勤1・パート1・嘱託医1 特定財源 県補助金(激減緩和措置分) 障害者地域活動センター設置運営事業補助金 16,343千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算 ・通所者数:115人(身障2人、知的113人、精障0人) ・活動センター数:7か所	該当なし 事務事業41において記載。(相模原市への負担金)	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
44	精神障害者地域生活支援センター運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市精神障害者地域生活支援センター施設整備等補助金交付要綱	城山町精神障害者地域生活支援事業実施補助要綱			
歳出予算額（平成17年度）	4,800千円	2,000千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談等を行い、社会復帰の自立、社会参加を促進する支援センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 補助金の内容 ・家賃補助 月額40万円を限度に補助する。 （@400,000×12ヶ月=4,800,000） 施設運営経費については国、県により補助されている。 補助対象施設 ・名称 地域生活支援センターカミング ・運営主体 NPO法人エスビーオーかむ ・設置場所 相模原市淵野辺4-15-6ヴィーナス2F 設置年月日 平成15年6月1日</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象施設：1か所</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応及び地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図り、精神障害者に対する理解の促進を図る。</p> <p>【内容】 補助金の内容 ・人件費、家賃等（2,000,000） 郡内における生活支援センターが未設置のため、本町が独自に実施しているもの。 （町単） 実施主体 城山町 運営主体 社会復帰施設を運営する非営利法人（ただし精神保健福祉法による生活支援センターは除く） 実施場所 社会復帰施設に附置して実施することを原則。 利用対象者 原則として町内の精神障害者が対象。 事業内容 生活支援プログラム、自立支援プログラム、地域交流プログラム、当事者活動支援</p> <p>補助対象施設 ・名称 かわせみ生活サポートセンター ・運営主体 社会福祉法人かわせみ会 ・設置場所 城山町原宿2-12-37 設置年月日 平成15年4月1日</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象施設：1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	知的障害者スポーツ・レクリエーション等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県)知的障害者スポーツ大会実施要綱				
歳出予算額(平成17年度)	880千円				
歳入予算額(平成17年度)	33千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援等の促進を図る。</p> <p>【内容】 県知的障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者膳等 選手送迎方法 借り上げバスにより市内から会場まで送迎 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎等 選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎 本人活動支援 知的障害者本人達が集まり、社会参加及び自立に向けての各種活動を行っている団体等に対し助成 特定財源 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費負担金33千円</p> <p>【参考】 県知的障害者スポーツ大会 ・参加者：計375人(平成16年度実績) 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎：2人(H16年度実績)</p> <p>(大会バス送迎用バス使用料 平成17年度予算：5台 420千円 他に自己車両で送迎する施設あり。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
46	知的障害児者支援費事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法・児童福祉法 知的障害者・児童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則 知的障害者・児童福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則 相模原市居宅生活支援措置実施要綱	知的障害者福祉法、児童福祉法 知的障害者法施行細則、障害児に係る児童福祉法施行細則	知的障害者福祉法、児童福祉法 津久井町知的障害者福祉に関する規則 津久井町障害児居宅生活支援支給規則		
歳出予算額（平成17年度）	1,959,772千円	73,072千円	135,304千円	51,897千円	76,858千円
歳入予算額（平成17年度）	955,970千円	54,245千円	98,500千円	38,922千円	61,775千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・日帰り介護（デイサービス） 【知的障害者・児童】 ・短期入所（ショートステイ） 【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム） 【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、知的障害者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 762,904千円 国庫補助金（1/2） 心身障害児（者）福祉対策費補助金（日帰り介護事業・地域生活支援事業・短期入所事業） 193,066千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 1,198千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 111,274千円 延利用者数：13,479人（知的）、4,346人（児童） 短期入所事業 100,302千円 延利用日数：知的延利用日数：9,239日（知的）、4,049日（児童） 地域生活援助（グループホーム）事業 216,423千円 延利用人数：1,716人（ホーム数40） 施設入所事業 1,531,773千円 延人数：7,884人（施設数90）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、知的障害者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 59,095千円 県費負担金（2.5/10） 29,547千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2）3,048千円 県費補助金（1/4）1,524千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2）2,883千円 県費補助金（1/4）2,403千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 3,257千円 利用回数：677回 施設支援事業 65,937千円 延人数：288人 短期入所事業 1,598千円 利用人数：知的18人（延利用日数：251日）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ただし、知的障害者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10）59,095千円 県費負担金（2.5/10）29,547千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2）3,048千円 県費補助金（1/4）1,524千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2）2,883千円 県費補助金（1/4）2,403千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 1,568千円 利用回数：276回 施設支援事業 121,513千円 延人数：556人（施設数 25ヶ所） 短期入所事業 6,097千円 利用人数：知的11人（延利用日数：1,013日）、児童7人（延利用日数：160日）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 30,564千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2） 3,445千円 県費補助金（1/4） 3,445千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2） 4,913千円 県費補助金（1/4） 4,913千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 施設支援事業 40,752千円 延人数：192人月（施設数10） 短期入所事業 4,593千円 利用人数：知的6人（延利用日数：60日）、児童0人（延利用日数：0日）</p>	<p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ 施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） 特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 53,684千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2） 5,820千円 県費補助金（1/4） 5,820千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2） 2,271千円 県費補助金（1/4） 2,271千円 【参考】 （平成17年度予算） デイサービス事業 0千円 利用回数：0回 施設支援事業 64,737千円 延人数：288人月（施設数10） 短期入所事業 7,759千円 利用人数：知的11人（延利用日数：788日）、児童7人（延利用日数：210日）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
46	知的障害児者支援費事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	地域生活援助（グループホーム）事業 205,081千円 ホーム数：40（市内27、市外13） 延人数：1,632人（市内1,452人、市外180人）	地域生活援助（グループホーム）事業 2,280千円 ホーム数：2（町外2） 延人数：24人（町外24人）	地域生活援助（グループホーム）事業 6,126千円 ホーム数：5（町外5） 延人数：60人（町外60人）	地域生活援助（グループホーム）事業 6,552千円 ホーム数：5（町外5） 延人数：60人（町外60人）	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名				
47	生活ホーム等設置運営事業				
	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国) 知的障害者通動寮及び福祉ホーム設置運営要綱、相模原市民間知的障害者福祉ホーム運営費取扱要領、相模原市市知的障害者生活ホーム設置運営要綱、同設置・改修費補助金交付要綱、相模原市精神障害者グループホーム等設置運営費助成要綱他	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 町精神障害者グループホーム設置運営費助成要綱	精神保健等国庫負担(補助)交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 町精神障害者地域生活援助事業運営要綱 町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 社会福祉法人の助成に関する条例
歳出予算額(平成17年度)	134,487千円	2,850千円	6,840千円	1,140千円	1,335千円
歳入予算額(平成17年度)	42,426千円	1,919千円	6,039千円	762千円	500千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害者、精神障害者の自活に必要な住宅である「生活ホーム・グループホーム・福祉ホーム」の運営費等の助成を行なうことにより障害者の地域での生活を促進する。</p> <p>【内容】 概要 <知的障害者運営費(一人あたり月額)> ・生活ホーム 重度132,650円 一般96,000円 ・グループホーム 重度132,650円 一般96,000円 (支援費単価との差額を助成) ・福祉ホーム 48,000円 (慈仁舎に運営事業を委託) ・グループホーム設置費500,000円 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム96,000円 (県基準単価) ・福祉ホーム 48,000円 (県基準単価) グループホーム設置費 500,000円 特定財源 国庫補助金(1/2) 知的障害者地域生活介護事業補助金 1,383千円 県補助金(1/2・10/10) 生活ホーム等設置運営費補助金 42,426千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 (福祉ホーム運営) 知的:2か所(延人数192)、精神:1か所(延人数12人) (生活ホーム・グループホーム運営) 知的生活ホーム:10か所(延人数504人)、精神グループホーム:14か所(延人数672人) か所数には市外含む。</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源 国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所(延人数30人) か所数は町内のみ。</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源 国庫補助金 1/2</p> <p>【参考】 平成17年度予算 精神障害者グループホーム 1ヶ所 (延人数72人)</p>	<p>【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要: <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源:国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所(延人数12人)</p>	<p>【目的】 社会福祉法人が行う知的障害者グループホームの設置に要する経費への補助及び社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【内容】 概要: <知的障害者生活ホーム設置費> ・500,000円 特定財源:県補助金(10/10) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金 500千円 <精神障害者運営費(1人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 (県基準単価) 特定財源:国庫補助金(1/2)</p> <p>【参考】 平成17年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所 (延人数24人)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
48	生活ホーム等家賃助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市生活ホーム等家賃助成事業補助金交付要綱	町精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金交付要綱	津久井町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱		
歳出予算額（平成17年度）	41,610千円	263千円	228千円		35千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	76千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活ホーム及びグループホームの市民利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象 生活ホーム、グループホームの運営主体 補助対象経費 家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月額家賃（限度額120,000円）×1/2×（市民利用者数 - 生活保護受給者数 / 定員数） + 生活保護住宅扶助を超えた額 × 対象者数）×月数 生活保護受給者の住宅扶助（46,000円）を超えた負担については、その差額を市単で家賃助成している。</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・施設数：48か所</p>	<p>【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象 精神障害者グループホームの運営主体 補助対象経費 家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月額家賃（限度額100,000円）×1/2×（町民利用者数 / 定員数）×月数 生活保護受給者も家賃助成している。</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・施設数：1か所 ・町民利用者数：3人（延30人） ・定員：4人（延48人）</p>	<p>【目的】 グループホームの入居者が集会室として利用するための家屋の運営費を補助することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象 グループホームの運営主体 補助対象経費 共通ルームとして使用する家屋に係る賃借料 補助額 38,000円（家賃）×12ヶ月×1/2 =228,000円（252,000円限度）</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・施設数：1か所</p>	該当なし	<p>【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【内容】 補助金交付対象 精神障害者グループホームの運営主体 補助対象経費 家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月額家賃（限度額100,000円）×1/2×（町民利用者数 / 定員数）×月数 生活保護受給者も家賃助成している。</p> <p>【参考】 ・町民利用者数：2人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
49	更生施設等通園・通所者交通費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害者施設等交通費助成金支給要綱	城山町障害者施設等通所交通費助成金交付要綱	(町単)津久井町障害者地域作業所通所交通費助成要綱 (町単)津久井町精神障害者地域作業所通所交通費助成要綱	相模湖町精神障害者地域作業所交通費助成要綱	(町単)藤野町障害者等共同作業所たんぼの家の家通所交通費助成要綱 (町単)藤野町精神障害者地域作業所通所交通費助成要綱
歳出予算額(平成17年度)	48,677千円	591千円	2,409千円	303千円	703千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 施設等に通所している身体障害者・知的障害者・精神障害者(主な施設:地域作業所・活動センター・第三陽光園・たんぼの家・虹の家・ロシナンテ・第1松が丘園・第2松が丘園等) 対象経費 居所から施設等への通所に要する交通費(バス及び鉄道の当該区間の運賃) 補助率: 1/2 算出方法 通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2 障害者システム: 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・助成対象者: 実人員896人 ・延べ通所者数: 9,681人 ・1人当たり1か月平均交通費: 4,527円</p>	<p>【目的】 障害者が障害者施設等に通所するための交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 施設等に通所している身体障害者、知的障害者、精神障害者(精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者地域作業所、知的障害者通所授産施設、知的障害者デイサービス施設等) 生活保護対象者(交通費扶助対象者)及び障害者手帳割引対象者は除く。 対象経費 ・居所から施設等への通所に要する交通費。(バス及び鉄道の当該区間の運賃) 補助率: 1/2(全額) 算出方法: 通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・助成対象者: 実人員13人 ・延べ通所者数: 159人 ・1人当たり1か月平均交通費: 3,789円</p>	<p>【目的】 障害者が郡内の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 町内に住所を有する津久井町地域作業所に通所する障害者(竹の子作業所) 町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者(かわせみの家、やまのべ館) 対象経費 居所から施設等への通所に要するバス運賃 補助率: 1/2 算出方法 半額(通所日数×往復交通費×1/2) 全額(通所日数×往復交通費) 障害者システム: なし</p> <p>【参考】 平成17年度予算 通所実人数: 16人 984千円 延人数: 192人 1人当たり1か月平均交通費: 5,125円 通所実人数: 18人 1,425千円 延人数: 216人 1人当たり1か月平均交通費: 6,597円</p>	<p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 施設等に通所している精神障害者(主: 地域作業所・やまのべ館・かわせみの家) 対象経費 居所から施設等への通所に要する交通費(バス及び鉄道の当該区間の運賃) 補助率: 全額 算出方法 通所日数×往復交通費</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・助成対象者: 実人員8人 ・延べ通所者数: 96人 ・1人当たり1か月平均交通費: 3,156円</p>	<p>【目的】 障害者が町内(精神障害者のみ郡内)の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 対象者 町内に住所を有する藤野町内の地域作業所に通所する障害者(共同作業所たんぼの家) 町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者(かわせみの家、やまのべ館) 対象経費 居所から施設等への通所に要するバス運賃 補助率: 100% 算出方法 通所日数×往復交通費 障害者システム: なし</p> <p>【歳出予算額内訳】 町共同作業所たんぼの家通所交通費助成(福祉班担当) 255千円 郡精神障害者地域作業所通所交通費助成(保健班担当) 448千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 町共同作業所たんぼの家通所交通費助成 通所実人数: 5人 255千円 延人数: 60人 1人当たり1か月平均交通費 4,250円 郡精神障害者地域作業所通所交通費助成 通所実人数: 6人 448千円 延人数: 72人 1人当たり1か月平均交通費 6,222円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
50	施設入所医療費等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成事業要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 (県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 (県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 (県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱
歳出予算額(平成17年度)	28,025千円	1,496千円	1,680千円	576千円	720千円
歳入予算額(平成17年度)	13,021千円	1,089千円	1,260千円	432千円	540千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を市が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの (市単独事業：中核市移行事務) 十愛病院に入所しているものに対して、入所にかかる費用を負担するもの</p> <p>【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者 対象経費 医療費の自己負担分。十愛病院入所に係る費用(＠49,610円/月) 特定財源 国庫負担金(5/10) 施設福祉対策費負担金 13,021千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 医療費審査事務件数 平成17年 7256件 医療費延べ件数 平成17年 7256件 十愛病院加算(市単) 延月数 平成17年 24月</p>	<p>【目的】 (国庫負担事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が措置することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者 特定財源 国庫負担金(5/10) 726千円 県費負担金(2.5/10) 363千円</p> <p>【参考】 医療費審査事務件数 平成17年 実人数22人 医療費延べ件数 平成17年 実人数22人</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者 対象経費 医療費の自己負担分 特定財源 国庫負担金(5/10) 840千円 県費負担金(1/4) 420千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・医療費延件数 600件 ・医療費審査事務手数料 600件 68千円 ・施設入所者医療費 1,680千円 平成16年度実績 ・実績延件数 544件 ・医療費審査事務手数料 544件 64千円 ・施設入所者医療費 2,208千円 知的障害者事務の事務委託に伴い、平成15年度より実施</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者 対象経費 医療費の自己負担分 特定財源 国庫負担金(5/10) 288千円 県費負担金(1/4) 144千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・医療費延件数 21件×12ヶ月=252件 ・医療費審査事務手数料 252件 31千円 ・施設入所者医療費 48千円×12ヶ月=576千円</p>	<p>【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者 対象経費 医療費の自己負担分 特定財源 国庫負担金(5/10) 360千円 県費負担金(1/4) 180千円</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・医療費延件数 23件×12ヶ月=276件 ・医療費審査事務手数料 276件 28千円 ・施設入所者医療費 60千円×12ヶ月=720千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
51	健康診断料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	49千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の低所得世帯の障害者が、福祉施設に一時入所する際に必要となる健康診断書の取得に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 対象者 世帯の生計中心者の前年度市民が、非課税または均等割りのみ課税の世帯であって、止むを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難な者。 対象経費 診断書作成に必要な診察及び検査に要する費用、ならびに文書代。 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・助成件数：3件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
52	障害者福祉的就労協力事業所奨励事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱	城山町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱			藤野町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	10,800千円	90千円			1,080千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			540千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 対象者 一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） 事業主体 市長が指定する協力事業所 奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 （協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象事業所数：22事業所 （対象者30人 延べ人数360人）</p>	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 対象者 一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） 事業主体 市町村長が指定する協力事業所 奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 （協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象事業所数：1事業所 （対象者1人 延べ人数3人）</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】 対象者 一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） 事業主体 市町村長が指定する協力事業所 奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 （協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。）</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象事業所数：3事業所 （対象者3人 延べ人数36人）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
53	障害者地域作業所等健康診断事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市地域作業所等健康診断事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	2,416千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域作業所等の通所者及び職員の疾病の早期発見や健康の増進を図る。</p> <p>【内容】 地域作業所等連絡協議会が毎年実施している健康診断受診事業に対し助成を行なう。</p> <p>補助対象額 受診料の実費（一人当たり限度額6,000円） 補助率 2/3</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・施設数56か所、対象人数604人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
54	障害者一時ケア事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市市在宅障害者一時ケア事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	27,113千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児者の保護者や家族等が地域活動、通院及び休養等のために、家庭内での介護が困難となった場合に、障害児者を一時的に介護する「障害者一時ケア事業」を実施する団体に補助金を交付することにより、障害児者のいる家庭を援護する。</p> <p>【内容】 事業実施施設 <施設名> 一時ケアもみの木ホーム（デイケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 一時ケアもみの木ホーム（ナイトケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 ふれあいデイホーム（デイケア） 運営主体（福）市社会福祉協議会 ヘルピングハンス（デイケア） 運営主体（福）すずらん会の会 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・対象施設：4施設 ・延利用者数：4,662名</p>	<p>該当なし</p> <p>平成17年度 事業検討</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
56	障害福祉施設運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害福祉施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	214,381千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県の障害福祉施設の自主的で柔軟な施設運営を促し、福祉サービスの維持向上及び地域間の均衡を図る。</p> <p>【内容】 民間障害福祉施設の自主的で柔軟な施設経営を促進し、サービス水準の維持・向上を目的に、社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の運営に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>対象 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設（人件費等の経費について補助）</p> <p>【参考】 平成17年度補助対象数 ・知的障害者更生施設等56施設 ・身体障害者授産施設等11施設 利用者 557名 障害福祉施設運営費補助金 214,381千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
57	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の貸付け及び建設費補助等助成要綱				
歳出予算額（平成17年度）	30,284千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」、「県社会福祉協議会」及び「市社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 <平成16年度着工分以降> 借入償還金（元金）の3/4を補助金として交付する。 元金：市3/4、法人1/4 利子：市3/4、法人1/4</p> <p>平成15年度着工案件に限り（中核市移行時） 元金：市4/4 利子：市3/4</p> <p>平成13・14年度着工分 元金：県3/4、市1/4 利子：県3/4、法人1/4</p> <p>平成12年度以前着工分 元金：県3/4、市1/4 利子：県社協4/4</p> <p>【参考】 補助金交付先：12か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
58	社会福祉事業団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 相模原市障害者支援センター条例				
歳出予算額(平成17年度)	127,999千円				
歳入予算額(平成17年度)	12,500千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支援を行う。</p> <p>【内容】 障害者支援センター松が丘園の運営を「相模原市社会福祉事業団」に委託 <支援部門(公益事業)> 障害者施設支援事業 地域で生活する障害者の活動の場として大きな役割を果たしている地域作業所等に対して活動の支援を行う。 障害者就労援助事業 一般就労が困難な障害者の就労を推進するため、地域就労援助センター事業実施要綱に基づき、在宅の知的障害者等を対象として事業を実施する。 障害者自立生活支援事業 障害者が地域で自立した生活が営めるよう基礎的な生活技術や情報の提供を行い具体的な課題の解決方法について支援し、また、夜間の生活援助の場としての重要な役割が期待されている生活ホーム等を育成する。 障害者余暇活動支援事業 障害者の地域生活の中で重要な課題となっている余暇について、養護学校卒業後も親や設等の職員に頼らず自立できるよう支援する。 障害者一時ケア事業 障害者の家族等が通院や冠婚葬祭またはレスパイトを必要とする時障害児者を一時的にケアする。 <施設部門(社会福祉事業)> 知的障害者通所授産施設(第一松が丘園 定員40名)、身体障害者通所授産施設(第二松が丘園 定員20名)の運営 利用料金 管理受託者の収入 特定財源 県補助金(1/2) 地域就労援助センター事業補助金 12,500千円</p> <p>【参考】 平成16年度実績 ・就労の状況:28人(就労援助事業21人、第一松が丘園6人、第二松が丘園1人) ・施設通所の状況:第一松が丘園40人、第二松が丘園20人 ・障害者一時ケア事業の状況:登録者数508</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
59	障害児検討委員会運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害児検討委員会運営要綱			児童福祉法 相模湖町心身障害児通園事業/バンダこあら教室運営規定 相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱 等	健康福祉法 児童福祉法 藤野町心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	1,121千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を統合的に調整し、円滑かつ効率的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 障害児検討委員会での具体的な協議事項 保育園、幼稚園での障害児保育（統合保育）の対象、非対象についての協議等</p> <p>【参考】 検討委員会委員 医師 3名 歯科医 1名 学識経験者 1名 児童相談所 1名 私立保育園長 1名 私立幼稚園長 1名 市職員 6名 平成16年度協議対象児：61名 検討委員会開催回数：4～5回/年</p>	該当なし	該当なし	<p>検討委員会ではないが、相模湖町心身障害児通園事業ケースカンファレンスを実施</p> <p>【目的】 障害児及び障害が懸念される児童、教育上配慮の必要な児童、情緒的な問題が懸念される児童に関して、適切な療育体制、支援体制が作られるよう関係機関の連携のもと、その処遇や支援体制の構築を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ケースカンファレンスでの具体的な協議事項 ・児童に関する療育体制 ・各関係機関の調整、連絡 ケースカンファレンス参加関係機関 相模原児童相談所 C W・心理 県立総合療育相談センター C W 県総合リハビリテーションセンター七沢学園 地域担当 津久井やまゆり園 地域支援 C W・心理・指導員 県立津久井養護学校 支援部 町教育委員会 指導主事 町通園事業 療育相談員 対象児童在籍機関職員 町母子保健担当保健師 町こども課職員 平成15年度協議対象児童：78名 ケースカンファレンス開催数：年4回 必要に応じ、関係機関でチームを組んで対応にあたっているケースに関しては、この会議以外にチームでのケア会議を随時開催。 幼稚園就園の際、通園事業から町教育委員会（町立幼稚園）に依頼し、介助員を配置していただき、就園させている。</p> <p><介助員配置> H16年4月 1名 H17年4月 1名</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
60	障害者福祉計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		障害者基本法	障害者基本法		障害者基本法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	69千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【策定年月】 平成10年3月（基本計画、前期実施計画） 平成14年3月（中期実施計画）</p> <p>【計画期間】 平成10年度～平成22年度 基本計画 平成10年度～22年度 施策の基本的方向を示すもの。 実施計画 具体的な方策を示すもの。 （前期）平成10年度～14年度 （中期）平成15年度～18年度 （後期）平成19年度～22年度</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画を策定した。</p> <p>【参考】 今後のスケジュール（概要） ・平成17～18年度：後期実施計画の策定 ・平成21年度：基本計画の見直し</p>	<p>【策定年月】 平成16年12月9日</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成22年度 基本計画 平成16年度～22年度 施策の基本的方向を示すもの。 推進計画 平成16年度～22年度 具体的な方策を示すもの。</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、城山町新総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「城山町障害者福祉計画」を策定した。</p> <p>【進行管理 平成17年度から】 目的 計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、町民の意見を反映するため、「障害者施策推進協議会」を設置し、計画の総括的推進体制の整備に取り組むもの。 内容 ・開催日数 年1回程度 ・委員候補者（案）20人 平成17年度予算（謝礼委員16人） ・学識経験者（1人）、医師（2人）：30,000円 ・その他委員（13人）：39,000円</p>	<p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成15年度》 策定委員会設置、第1回策定委員会、第1回部会開催 《平成16年度》 ・基礎数値を把握するためのアンケート調査の実施。</p> <p>【参考】 今後のスケジュール（概要） ・支援法等の動向も見定めた中で、新市において速やかに策定する。</p>	<p>【策定年月】 平成16年7月</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成20年度（本計画）</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、相模湖町総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「相模湖町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p>	<p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成13年度》 保健福祉委員会設置、第1回保健福祉委員会開催 第1回～第5回ワーキンググループ会議開催 《平成14年度》 第1回～第5回計画策定部会開催 第2回保健福祉委員会開催 『藤野町障害者保健福祉計画』策定 ・計画期間 平成15～21年度</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	身体障害者福祉法に規定する売店設置に係る協議等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>身体障害者福祉法第22条に基づき、身体障害者から公共的施設内に売店設置の申請があった場合に協議を図る。</p> <p>売店設置数 3か所</p> <p>設置者 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
63	指定居宅支援事業者、指定施設等の指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、知的障害者福祉法第15条の5及び児童福祉法第21条の10に基づく指定居宅支援事業者の指定 身体障害者福祉法第17条の10及び知的障害者福祉法第15条の11に基づく指定施設の指定 市規則に基づく基準該当居宅支援事業者の登録				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】 支援費支給決定障害者が、指定居宅支援、指定施設支援を受けた場合、指定事業者・指定施設が支援費を代理受領することとされている。 この場合の、事業者・施設の指定について、厚生労働省令の定めるところにより居宅支援事業者や施設設置者の申請により、市がサービスの種類及び事業所ごとに行う。 県支援費支払総合システム：指定事業者に対しての支援費等の支払及び事業者指定を行うもの <事務の流れ> 事前相談・調整 指定（登録）申請書受付 審査 指定・登録（原則毎月1日付け） 通知 （指定事業者・施設へ指定書・登録書を送付） 公告・情報提供 （県支援費支払総合システムに情報提供）				
		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
64	障害者支援センターの管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立障害者支援センター条例 相模原市立障害者支援センター条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	14,485千円				
歳入予算額（平成17年度）	80千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支援を行う松が丘園の施設の管理等を「相模原市社会福祉事業団」に委託するもの。 委託内容 設備保守管理委託、清掃委託等 特定財源 諸収入（松が丘園自動販売機光熱水費実費負担金）80千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
65	けやき体育館の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立けやき体育館条例 相模原市立けやき体育館条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	50,830千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,156千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与する。管理運営については、「相模原市社会福祉事業団」へ委託し、利用料金制度を導入している。</p> <p>【内容】 施設の概要 建物1,657.64㎡ 施設 体育室、機能訓練室、教室、和室、教養室、談話コーナー、事務室他</p> <p>【参考】 利用料（全日利用9～22時の場合） ・体育室（全面）：10,200円 ・機能訓練室、教養室、和室、教室：3,900円</p> <p>障害者スポーツ講座 参加者 9講座45回延べ1,470人（H17年度予算） 知的障害者含む</p> <p>障害者ふれあい文化講座 参加者 8講座24回延べ506人（H17年度予算） 知的障害者含む</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
66	市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第18条第1項第2号 相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【設置目的】 在宅身体障害者及びその介護を行なう者に対し、通所による機能訓練、創作的活動、介護方法の指導等のサービスを提供することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進に寄与するため。</p> <p>【施設の概要】 名称：相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター</p> <p>【施設の運営内容】 (1) 維持管理に関すること 設備保守点検、機械警備、施設内清掃、備品管理、その他施設の維持管理に必要なこと (2) 運営事業に関すること 身体障害者福祉法に基づく身体障害者デイサービス事業、その他デイサービスセンターの管理運営に必要な事業</p> <p>運営費 委託業務を実施するために身体障害者福祉法に定める居宅生活支援費を事業収入として収受し、これをもって委託業務を実施する。 施設等使用料 委託者に施設、設備及び備品を無償で使用させる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
67	進行性筋萎縮症療養給付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱		(国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱 津久井町進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱		
歳出予算額(平成17年度)	4,406千円		0千円		
歳入予算額(平成17年度)	2,203千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】 事業内容 医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法 国立療養所箱根病院に委託 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。)</p> <p>給付内容 医療費及び日用品費、期末一時扶助費等費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり 特定財源 国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金2,243千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成17年度予算 ・入所実日数: 1人 ・入所延月(人)数: 12</p>	該当なし	<p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】 事業内容 医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法 国立療養所箱根病院に委託 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。)</p> <p>給付内容 医療費及び日用品費、期末一時扶助費等費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
68	障害者地域作業所指導監査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地方自治法第221条第2項 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市地域作業所等指導監査指針				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市障害者地域作業所補助金交付要綱等に基づく地域作業所等への運営費補助金について、当該補助金の交付を受ける団体の当該事業の運営の適正化を指導することで、利用者の処遇向上を図る。</p> <p>【内容】 対象団体 下記の施設を運営する補助金交付団体 ・障害者地域作業所 ・障害者地域活動センター ・在宅障害者家庭内作業所 ・生活ホーム・グループホーム ・ケア付住宅</p> <p>指導監査概要 事業の実施に使用する施設の設備等の現地施設監査を含む、補助金交付に係る帳簿等の書面監査とする。</p> <p>【参考】 指導監査対象団体 ・障害者地域作業所 33か所 ・障害者地域活動センター 6か所 ・在宅障害者家庭内作業所 1か所 ・生活ホーム・グループホーム (精神) 16か所 ・ケア付住宅 4か所 ・障害者小規模通所授産施設 1か所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	老人福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">相模原福祉事務所 34名 南福祉事務所 38名 合 計 72名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。</p> <p>【方法】 本人の状況を助案し、入所指針に基づいて随時福祉事務所が決定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">相模原福祉事務所 1名 南福祉事務所 0名 合 計 1名</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">該当者 なし</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。</p> <p style="margin-left: 20px;">該当者なし</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">該当者：2名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。</p> <p style="margin-left: 20px;">該当なし</p> <p>【方法】 本人の状況を助案し、入所指針に基づいて随時決定する。 現在 0件"</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">該当者：2名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な助案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の実施		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法 ・第22条（助産の実施） ・第23条（母子保護の実施） ・第24条（保育の実施） ・第25条の2（事務所長の採るべき措置）	児童福祉法 ・第24条（保育の実施）	児童福祉法 ・第24条（保育の実施）	児童福祉法 ・第24条（保育の実施）	児童福祉法 ・第24条（保育の実施）
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、認可保育所53園（私立36園、公立17園） 定員6,328人。入所児童数6,608人（内障害児71人、管外受託児177人） ・新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付 平成17年度新規入所申込児童2,235人、入所児童1,425人</p> <p>・年度途中入所申込者の受付 16年度途中申込児童1,726人、内入所児童808人</p> <p>・在園児の継続面接 平成17年度対象児童5,127人</p> <p>・年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務</p> <p>助産の実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産ができない妊婦に対し申請により実施する。 市内3施設（総合相模更生病院、のぞみ助産院、国立相模原病院）16年度実施件数24件</p> <p>母子保護の実施 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子がその配偶者の監護すべき児童に福祉が欠ける場合に申請により実施する。 16年度は県外の2施設へ2家族実施。 福祉事務所長の採るべき措置 必要に応じて措置を採る。</p> <p>【事務手順】 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所（53園）で行なう。市報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、随時福祉事務所で受付。入所日は毎月1日（緊急入所は随時） ・継続面接は市内各保育所（53園）で行なう。</p> <p>助産の実施 母子保護の実施 実情調査後実施の可否決定。</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成17年4月1日現在、 公立6園<内町立2園> 146人 私立15園) 33人</p> <p>町立2園 定員150人 入所児童数140人(内受託 6人)</p> <p>新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付 平成17年度新規入所申込児童58人 内入所児童28人</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成17年4月1日現在、 公立11園<内町立5園> 267人 私立8園) 8人</p> <p>町立5園 定員379人 入所児童数273人(内受託16人、障害児1人)</p> <p>認可外町立保育園2園 定員115人 入所児童55人(うち受託1人)</p> <p>新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付 平成17年度保育所新規入所申込児童83人 内入所児童83人(他児童保育園17人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施事務手順】 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所（7園）、児童福祉課で行なう。町広報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、児童福祉課で受付。入所日は毎月1日（緊急入所は随時）</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成17年4月1日現在、 公立3園 定員180人 入所児童数69人(内受託 5人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。</p> <p>平成16年4月1日現在、 公立1園 定員60人 入所児童数62人(内受託 1人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	母子及び寡婦福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 ・第9条（福祉事務所） ・第13条（母子福祉資金の貸付け） ・第17条（居宅等における日常生活支援） ・第31条（母子家庭自立支援給付金）				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】</p> <p>母子父子家庭及び寡婦の相談、指導、調査、業務の実施</p> <p>母子父子家庭及び寡婦からの相談に応じその福祉に閉し必要な業務を行う。母子自立支援員が業務を行う。</p> <p>母子寡婦福祉資金の貸し付け 経済的な自立助成と生活意欲の助長と扶養している児童の福祉増進のため資金の貸し出申請の受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金（事業開始資金他12資金） ・母子福祉資金等利子補給 <p>日常生活支援事業実施</p> <p>母子父子寡婦家庭等で日常生活に支障をきたしている家庭への家事援助等について家庭生活支援員の派遣申請の受付を行う。</p> <p>自立支援教育訓練給付金の給付 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座など受講した場合、母子家庭の母の自立促進を図るために給付金支給の申請受付を行う。</p> <p>高等技能訓練促進費の支給 母子家庭の母が看護師などの資格を取得するために養成校へ通う場合の促進費支給の申請受付を行う。</p> <p>【事務手順】</p> <p>は、母子自立支援員が申請受付、子育て支援課が審査、決定し通知発送。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	福祉事務所 身体障害者福祉法 障害者生活訓練コミュニケーション支援事業(国) 障害者のおかるいからし促進事業(国) 身体障害者自立支援事業(国) 市障害者手帳交付診断料助成事業 市身体障害者補装具費等事故負担金補給要綱外	福祉推進課 身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	健康福祉課 身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	健康福祉課 身体障害者福祉法	健康福祉課 身体障害者福祉法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 相模原福祉 7,834人 H17.5.1 南福祉 5,096人 合計 12,930人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 823人 H17.4.1</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 244人 H17.4.1</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>	<p>身体障害者手帳交付事務 【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。 【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p> <p>身体障害者自立支援事業「ケア付住宅」</p> <p>【目的】 身辺の介護や生活への援助を必要とする重度の身体障害者が自立するための支援を行う。</p> <p>【内容】 申請に基づいて入居の決定を行う。（常時医療ケアの必要な者は利用できない）</p>	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>		<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名				
10	知的障害者福祉法に規定する福祉の措置				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法 知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法 知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 相模原福祉 1,626人 (H17.5.1) 南福祉 906人 合 計 2,532人</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p> <p>【方法】 申請に基づいて決定する。</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 平成16年度実績 新規 7件 更新 14件 再交付 9件 計 30件</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人 平成17年4月1日現在 139人</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 H17.4.1 交付 8人</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	生活保護法に規定する保護の決定、実施その他生活保護法の施行に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	福祉推進課
根拠法令等	生活保護法		生活保護法		
歳出予算額（平成17年度）	10,060,855千円				
歳入予算額（平成17年度）	7,552,180千円				
【事務事業の内容】	被保護世帯等（平成17年4月1日現在） 保護世帯 3,665世帯 保護人員 5,631世帯 保護率 9.01‰ 16年度決算 ・扶助費 総額 9,218,725千円 医療扶助費の支払基金、介護扶助費の国保連 支払分を除いた金額は 5,004,969千円 ・国負担金 6,981,264千円 ・国補助金 13,571千円（生活保護適正実施 推進事業） ・生活保護費63条等返還金 54,172千円 法外援護 ・臨時的援護 住宅整理費・行路人旅費等 （・住宅整理費 現物給付 行路人旅費等 現物給付又は金銭給付） ・住宅保証料 金銭給付 ・行路人医療費等援護 現物給付 実施体制 ・福祉事務所 2箇所 ・中核市に係る本課事務は、地域福祉課	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施 【参考】 被保護世帯等（平成17年4月1日現在） 保護世帯 83世帯 保護人員 137人 保護率 5.87‰	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施 【参考】 被保護世帯等（平成17年4月1日現在） 保護世帯 90世帯 保護人員 137人 保護率 4.74‰	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施 【参考】 被保護世帯等（平成17年4月1日現在） 保護世帯 36世帯 保護人員 44人 保護率 4.29‰	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施 【参考】 被保護世帯等（平成17年4月1日 現在） 保護世帯 20世帯 保護人員 30人 保護率 2.78‰

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	婦人保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	政策秘書課	健康福祉課	こども課	企画課
根拠法令等	売春防止法第35条（婦人相談員） ・厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業実施要領」 ・DV法第2条（地方公共団体の責務）	・DV法第2条（地方公共団体の責務）			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護及び要保護女性の転落への未然防止と更生を図る。</p> <p>【内容】 売春防止法適用要保護女性の保護 DV法適用要保護女性の保護</p> <p>【事務手順】 ・婦人相談員が相談内容を聴取し要保護女性（売春防止法適用要保護女性かDV法適用要保護女性か判別）を決定。 ・売防法適用要保護女性は県立女性相談所へ保護依頼。 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼。 ・県において、要保護決定後、一時保護所（シェルター）へ要保護女性を送致。</p>	<p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。</p> <p>【内容】 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施ため該当なし。 DV法適用要保護女性の保護 15年度0件</p> <p>【事務手順】 ・DV相談の実施 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼 ・県において、要保護決定後、一時保護所（シェルター）へ要保護女性を送致</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 65千円</p>	<p>該当なし</p> <p>《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画政策室 【目的】 * 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成16年度実績 0件 * DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成17年度予算】 一時保護費 130千円</p> <p>* 男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画財政課 【目的】 * 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成16年度実績 0件 * DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成17年度予算】 一時保護費 65千円</p> <p>* 男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p> <p>該当なし（津久井保健福祉事務所で実施）</p>	<p>該当なし</p> <p>《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画課 【目的】 * 配偶者等から暴力を受けている女性で緊急性のある方の保護を図る。 平成16年度実績 1件 * DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成17年度予算】 一時保護費 65千円</p> <p>* 男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	老人福祉施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。"</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。"</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名				
14	児童福祉施設入所者費用の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。17年4月1日対象児童(管外受託児除く)6,561名。</p> <p>助産施設 「助産の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>母子生活支援施設 「母子保護の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。</p> <p>・は入所者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し決定。</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。17年4月1日対象児童(管外受託児除く)179名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。17年4月1日対象児童(管外受託児除く)273名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。17年4月1日対象児童(管外受託児除く)64名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。16年4月1日対象児童(管外受託児除く)66名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	障害者に対する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通動察</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。 決定者数 居宅 1,594人 (全体) H16.3.31 施設 811人</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通動察</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通動察</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通動察</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通動察</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	身体障害者更生援護施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	知的障害者援護施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	特別児童扶養手当の認定請求事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、市の窓口に必要な書類を添えて申請し、市は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 障害等級2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、福祉推進課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 障害等級2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、児童福祉課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に提出、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 障害等級2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、こども課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 障害等級2級（中度）月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、健康福祉課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級（重度）月額50,900円 障害等級2級（中度）月額33,900円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>特別障害者手当</p> <p>【目的】 20歳以上であって政令で定める程度の障害の状態にあるため日常生活うえにおいて常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障害者に支給する。</p> <p>【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給条件 法に定められた施設に 入所している場合また3ヶ月以上に入院している場合は支給されない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合、その年の8月から一年間支給しない。 支給額 1人につき月額26,520円（2月・5月・8月・11月支給）指定金融機関で支給する。</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>【目的】 20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する。</p> <p>【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給要件 (1)障害を支給事由とする各種給付制度で、定められたものに該当するときには給付しない。 (2)児童福祉施設その他定める施設を利用して いる間は支給しない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合は支給しない。 支給額 1人につき月額14,430円（2月・5月・8月・11月支給）指定金融機関で支給する。</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>	<p>該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	重度心身障害者等福祉手当の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市重度心身障害者福祉手当条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度心身障害者等に対して、手当を支給することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 重度 身体障害者手帳が1級・2級のもの・知能指数が35以下のもの・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下のもの 中度 身体障害者手帳が3級のもの・知能指数が40以下のもの・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下のもの。 支給要件 障害児福祉手当・特別障害者手当との併給はできない。 手当の額 重度 月額5,000円 中度 月額3,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	高齢者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く）の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者家事援助サービス事業実施要綱 相模原市高齢者住宅設備改善助成要綱 相模原市徘徊高齢者SOSネットワークシステム運営事業実施要綱 相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 要介護度が自立で予防のため必要と認められた者に対して、手すりの取付や段差解消の工事費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象。助成限度額20万円。市民税非課税世帯は1割、均等割のみ課税世帯は5割を自己負担とする。</p> <p>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり。</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市障害者在宅福祉サービス総合利用登録実施要綱 市手話通訳者設置等要綱 市要約筆記者設置等事業実施要綱 市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱 市身体障害者自動車燃料費助成要綱 市障害者施設通所交通費助成金支給要綱 市障害児等宿泊費助成事業				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。</p> <p>【内容】 登録により寝具消毒乾燥・訪問入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 寝具の消毒乾燥を年6回業者委託して実施する。</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をすることが困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週4回調理した夕食を自宅に直接届ける。（1食400円）</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に自動的に119番通報する装置を提供する。</p> <p>【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>該当なし</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>該当なし</p> <p>給食サービス</p> <p>事務事業番号D-6-22に記載</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>事務事業番号D-6-37に記載</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし</p> <p>手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>事務事業番号D-10-18に記載</p> <p>宿泊施設利用料の助成</p> <p>該当なし</p> <p>施設通所交通費助成</p> <p>福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。</p> <p>【内容】 登録により入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 寝具の消毒乾燥を年1回業者委託して実施する。</p> <p>入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問、又は福祉施設にて入浴介助を行う。（1回 1,250円）</p> <p>給食サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をすることが困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週4回調理した昼食を自宅に直接届ける。（1食300円）</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に委託業者通報する装置を提供する。</p> <p>【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。</p> <p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>該当なし</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>該当なし</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>事務事業番号D-6-37に記載</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし</p> <p>手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>該当なし</p> <p>宿泊施設利用料の助成</p> <p>施設通所交通費助成</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし</p> <p>寝具消毒乾燥</p> <p>該当なし</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>該当なし</p> <p>給食サービス</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>該当なし</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし</p> <p>手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>該当なし</p> <p>施設通所交通費助成</p> <p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。 手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>【目的】 聴覚障害者の相談・通院等の業務や公的事業への参加場面等に通訳者を派遣する。</p> <p>【内容】 本人・福祉団体等の申請に基づき、市に登録されている通訳者を派遣する。 宿泊施設利用料の助成</p> <p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 障害児者一名に対して介護者一名まで一泊のみ各3000円の助成を行う。1人につき年一回の利用を限度とする。 施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害者が市内の知的・身障・精神の通所施設に通所する際にかかる交通費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。 福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p> <p>【目的】 在宅障害者の外出・社会参加等の促進を図る。</p> <p>【内容】 対象は身体障害者1-2級・療育手帳A1・A2所持者、タクシーの助成と自動車燃料費の助成のどちらかを選択する。いずれもチケットとなる。</p>		<p>手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし 宿泊施設利用料の助成 該当なし 施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害者が町内の地域作業所、又は郡内の精神障害者地域作業所へ通所する際にかかる交通費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。 福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 該当なし</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	母子・父子相談、女性相談、家庭児童相談その他福祉相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法第18条の2（福祉事務所の業務） 母子及び寡婦福祉法第8条2項（母子自立支援員業務） DV法第4条（婦人相談員の相談） 売春防止法第35条（婦人相談員） 児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告）				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、父子、寡婦、妊産婦、児童の保護者、女性等から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供及び指導等を行う。通告については必要な状況把握を行い関係機関と連絡調整を行い必要な措置をとる。</p> <p>【内容】 母子自立支援員は、母子・父子家庭の生活に係る相談に応じる。</p> <p>婦人相談員は、夫婦や家庭の問題など女性の悩みごと、DVなどの相談に応じる。</p> <p>家庭児童相談員は、乳幼児や学齢期の児童全般的な相談に応じる。16年度相談件数1083件。</p> <p>社会福祉主事は、保育所入所に関する相談、児童虐待の通告、その他児童に関する相談や実情把握、調査などを行う。</p> <p>【事務手順】 ・相談員は保健福祉総合相談課において相談に応じる。</p> <p>・母子自立支援員（4名） 月～金 9：00～17：00</p> <p>・婦人相談員（4名） 月～金 9：00～17：00</p> <p>・家庭保育福祉員（2名） 月～金 9：00～17：00</p> <p>・相談員の相談業務以外については、福祉事務所窓口で社会福祉主事が相談・通告等に応じる。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所において、母子自立相談員・家庭児童相談員を配置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	陽光園管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	陽光園	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉施設最低基準、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準、相模原市立療育センター条例及び同施行規則、相模原市障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱 他	城山町在宅心身障害児等生活訓練会実施要綱	津久井町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱	児童福祉法 心身障害児通園事業バンドこあら教室運営規定 相模湖町児童虐待ネットワーク運営要綱 等	藤野町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	135,911千円	4,073千円	3,286千円	8,390千円	4,321千円
歳入予算額(平成17年度)	154,196千円	1,883千円	622千円	7,612千円	293千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室 障害に関する相談、判定、機能訓練等及び児童福祉法第6条の2第8項に規程する児童デイサービス事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。 なお、相談等について、従来は児童のみを対象としていたが、平成16年度からは対象を広げ、障害児(者)地域療育等支援事業(中核市事務)として実施している。 対象 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児 等 児童デイサービス事業は児童のみ 相談等件数(H16実績) ・初回相談 201件 ・経過相談 201件 ・医療相談 150件 ・巡回訪問 189件 ・機能訓練 216件 他 障害児(者)地域療育等支援事業相談件数474件(H16実績) 児童デイサービス事業 ア 保育グループ(9グループ) 1グループ定員 8人 イ 心理グループ(12グループ) 1グループ定員 6人 ・療育時間 1時間30分(1日3、4グループ) ・契約児童数 77人(H17.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,909人(H16実績) ・療育日数 192日 歳入【特定財源】 療育センター使用料(児童デイサービス分) H17予算額 973千円 心身障害児(者)福祉対策費補助金(国庫) H17予算額 4,382千円 支援費総額から を引いた金額の1/2</p> <p>2. 第一陽光園(定員50人) 児童福祉法第43条の規定により、就学前の知的障害の児童を通園させ保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された知的障害児措置児童数(H16実績) 平均 46人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H17予算額 100,439千円 その他 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00</p> <p>3. 第二陽光園(定員40人) 児童福祉法第43条の3の規定により、就学前の肢体不自由のある児童を通園させ治療するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された肢体不自由児措置児童数(H16実績) 平均 21人</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 生活訓練会(月・水・金) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育指導を行う 療育時間 (月・金)10:00～12:00 (水) 10:00～12:00 及び [14:00～16:00] []は幼稚園・保育園通園児が対象 H16実績 対象児童数 15人 年間延べ164回、延べ627人 肢体生活訓練会(火) 肢体にハンディのあるおささんに、基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけさせるための教室 療育時間 9:30～12:00 H16実績 対象児童数 1人 年間延べ20回、延べ20人 機能訓練会(第1・3土) 身体に障害のあるおささんの基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけるための訓練会 療育時間 14:00～17:00 H16実績 対象児童数 9人 年間延べ24回、延べ130人 療育相談 H16は実績なし 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 1,883千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】80千円 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 該当なし 【参考】 訓練会実施場所 城山町立保健福祉センターもみじ教室 職員数 非常勤保育士 3、事務職員(兼務)1 理学療法士 1(年24回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 療育に必要な指導及び助言を行い、発達の促進を図る。 個々の障害に応じた運動の機能訓練を行う。 利用者の地域での生活の自立に向けた支援を行う。 療育相談(H16実績) ・初回相談 12件 ・医療相談 35件 ・評価会議 3回 ・経過相談 45件 生活訓練会(毎週月・水・木) 療育時間 9:30～12:00 H16実績 対象児童数 14人(年平均) 年間延べ117回、延べ742人 肢体不自由児訓練会(毎週金) 療育時間 9:30～12:00 H16実績 対象児童数 3人(年平均) 年間延べ44回、延べ88人 機能訓練会(毎月1回第3土) 療育時間 9:30～12:00 H16実績 対象児童数 7人 年間延べ12回、延べ36人 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 622千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】92千円 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業 該当なし 【参考】 実施場所 ・生活訓練会 津久井保健センター機能訓練室 ・肢体不自由児訓練会 津久井保健センター指導室 ・機能訓練会 津久井保健センター機能訓練室 職員数 保育士 1、非常勤保育士 3 心理相談員 1(年16回) 謝礼対応 理学療法士 1(年13回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>	<p>【目的】 障害のある児童及び障害が懸念される児童の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 通園療育事業(児童デイサービス事業) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。身辺自立・発達の促進を目的とした指導を行う。 対象 在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、視聴覚障害児、情緒的な問題を抱える児童等 形態 ア 児童単独通園クラス(バンド) *食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00～14:00 イ 母子通園クラス(こあら) *食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00～13:00 ウ 学童デイサービス(小学生クラス) 平日 14:00～16:30 夏期休業中のクラス配置は、通常保育のクラス配置と異なる。 件数 *利用定員 バンドクラス 15人 こあらクラス 10人 学童クラス 3人 ・契約児童数29人(H17.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,624人(H16実績) ・療育日数 216日 相談事業 ア. 児童相談 児童福祉法等で定める児童の総合相談を行う。又、支援費支給決定に関する相談・個別支援計画作成・個別指導を行う。要望があれば、保育園・幼稚園・小中学校へ向いて相談を行う。併せて、児童虐待防止ネットワークの実務を担う。 イ. 発達相談 児童の心理相談、発達に関する相談、発達検査等を行う。 対象 原則として18歳未満の児童 *支援費に開く相談・施設入所に関する相談は通園事業卒園者に関しては、成人でも行うことがある。 件数(H16年度実績) ・療育相談(保育園、幼稚園、学校での相談を含む)222件 ・発達相談(2回)35件 【歳入(特定財源)】(児童デイサービス) 利用料金(支援費受給者負担金) H17年度予算額521千円 心身障害児(者)福祉対策補助金(国庫) H17年度予算額5,075千円 *支援費総額から を引いた金額の1/2</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 生活訓練会(月・火・木) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育指導を行う 療育時間 (月・木) 9:30～14:00 (火) 給食なし9:30～11:30 給食あり9:30～13:00 各2回 (火)は保育所にて実施 H16実績 対象児童数 16人 年間延べ131回、延べ890人 療育相談(年17回実施) H16実績 1回当り3.8人程度 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 293千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】110千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 該当なし 【参考】 訓練会実施場所 藤野町立町民センター多目的ホール 職員数 非常勤保育士 4、事務職員(兼務)1 心理相談員2 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	陽光園管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>歳入【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H17予算額 17,456千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H17予算額 1,772千円 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所機能 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00 <p>4. 第三陽光園(定員30人)</p> <p>知的障害者福祉法第21条の6の規定により、概ね18歳以上の知的障害者が通園し、日々の作業や社会体験活動、健康づくり等を利用者の特性に応じた形態で行うなど、生活の質の向上を目指した自立支援を図る。</p> <p>対象</p> <p>支援費制度に基づく契約者</p> <p>契約者(利用者)数(H16実績)</p> <p>平均 25人</p> <p>歳入【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育センター使用料(第三陽光園分) H17予算額 86千円 施設福祉対策費負担金(国庫) H17予算額 24,757千円 <p>支援費総額から を引いた金額の1/2</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎なし ・給食あり ・利用時間 9:00～16:00 <p>【負担金】 H17予算額 207千円</p> <p>日本知的障害者福祉協会負担金 他8件</p> <p>【運営費】 H17予算額 89,222千円</p> <p>非常勤職員の賃金等の経費 45,559千円を含む</p> <p>【施設維持管理費】 H17予算額 47,682千円</p> <p>施設修繕等の維持補修費 16,720千円を含む</p> <p>【参考】</p> <p>建物の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造 2階建 3,289.78㎡ <p>所有車両</p> <p>バス3台、ワゴン1台、バン1台、乗用1台</p> <p>職員数 65人(所長 1を含む)(H17.4.1)</p> <p>【総務班】担当課長 1、事務職 3、看護師 1、保健師 1、栄養士 1、理学療法士 3(1)、作業療法士 2(1)、言語聴覚士 2(1)、調理作業員 3(1)</p> <p>【療育相談室】室長 1、福祉指導員 2、社会福祉職 9(2)、保育士 4</p> <p>【第一陽光園】園長 1、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 12(4)</p> <p>【第二陽光園】園長 1、医師 (1)、社会福祉職 2、保育士 6(4)</p> <p>【第三陽光園】園長 1、社会福祉職 6(3)</p> <p>()書きは非常勤職員数で、65人には含まれていない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・県津久井やまゆり園から心理相談員を派遣(年20回) ・県津久井保健福祉事務所から心理相談員を派遣(年12回) 	<p>心身障害児(者)福祉対策補助金(県)</p> <p>H17年度予算額2,537千円</p> <p>*支援費総額から を引いた金額の1/4</p> <p>【負担金】 110千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4町合同訓練会負担金 他1件 <p>2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業</p> <p>該当なし</p> <p>3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業</p> <p>該当なし</p> <p>4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>児童デイサービス実施場所</p> <p>桂北小学校空き教室</p> <p>職員数</p> <p>園長 1(兼務)、事務職 1(兼務)</p> <p>児童指導員兼児童相談員 1(臨時)</p> <p>保育士(非常勤)6(週4日)</p> <p>心理士(月1回) 謝礼対応</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度) 	

市 民 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	地域市民まつり助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	経済課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市地域市民まつり等助成金交付要綱・				
歳出予算額（平成17年度）	5,050千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心のかよいあう明るいまちづくりを図るため、地域（原則として公民館区域とする）における市民まつりの開催を推進することを目的とする。</p> <p>【対象】 ふるさとづくりを目的とした地域市民まつり事業及びこれに類する事業。</p> <p>【助成を受ける団体】 助成事業を実施するために地域の人々によって構成された団体。 その他、市長が認めた団体。</p> <p>【助成額の内訳】 H16年度 1地区@ 250,000円 × 17地区 @ 400,000円 × 2地区（2公民館区） 計 5,050,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	ふれあい広場事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立ふれあい広場条例・ 相模原市立ふれあい広場施行規則・ 相模原市立ふれあい広場要綱・ 相模原市立ふれあい広場管理要綱・ 相模原市立ふれあい広場設置基準・ 相模原市広場基金条例				
歳出予算額（平成17年度）	36,882千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域住民のコミュニティ活動を促進するための場として、軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等、子どもからお年寄りまでが自由にかつ多目的に利用できる「ふれあい広場」を、1公民館区に2箇所設置する計画で整備を進める。</p> <p>【広場設置数】 31箇所</p> <p>【整備施設】 防球ネット、園内灯、清掃用具保管庫、水飲み場、便所等の附帯設備及び植栽程度</p> <p>【管理方法】 広場の清掃や維持管理、利用調整など、維持管理に関することは、地域で組織する「広場管理運営委員会」に委託している。</p> <p>【予算の内訳】 維持管理費 5,359千円 維持補修費 839千円 整備費 30,684千円</p> <p>広場用地取得事業の円滑な執行を図るため、相模原市広場基金を設置している。</p> <p>【基金の額】 20億円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	防災資機材整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	地域防災計画 避難所運営マニュアル				
歳出予算額(平成17年度)	259千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 発災時の避難場所の開設、運営を自主防災組織や避難者等が迅速に進められるよう、開設に必要な用紙類、筆記用具、その他必要な資材、消耗品等を避難所倉庫に保管し、3年毎に更新するもの。</p> <p>【更新する倉庫数】 上溝中学校他26小中学校倉庫 (対象倉庫設置数 80箇所)</p> <p>【更新物品の種類】 マジック・セロハンテープ・布テープ・乾電池・鉛筆・カッターナイフ</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	出張所維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	4支所	総務課	町民課・支所
根拠法令等	相模原市出張所設置条例		津久井町支所等設置条例		藤野町役場支所設置条例
歳出予算額（平成17年度）	112,524千円		2,465千円		2,089千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 出張所（橋本出張所及び大野南出張所を除く）の維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>【施設名】 大野北出張所 大野中出張所 大沢出張所 田名出張所 上溝出張所 麻溝出張所 新磯出張所 相模台出張所 相武台出張所 東林出張所</p>	該当なし	<p>【内容】 支所（中央出張所を除く）の維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>【施設名】 串川支所 鳥屋支所 青野原支所 青根支所 中央出張所</p>	該当なし	<p>【内容】 維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>【施設名】 牧野支所 佐野川支所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	市民部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
20	市民健康文化センターの管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	町民課・（広域行政組合管理課）	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市立市民健康文化センター条例及び・相模原市立市民健康文化センター条例施行規則	津久井郡広域行政組合青山健康会館条例・津久井郡広域行政組合青山健康会館条例施行規則・				
歳出予算額（平成17年度）	410,578千円	9,814千円				
歳入予算額（平成17年度）	利用料金制度により計上せず	9,814千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の健康保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設として、また、開かれた市民相互の交流の場として設置する。</p> <p>【施設の概要】 管理運営委託先（両健康文化センターとも） （財）相模原市都市整備公社 （市民健康文化センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 麻溝台1,872番地1 ・敷地面積・ 7,986㎡ ・建築面積・ 4,079㎡ ・延床面積・ 6,261㎡ ・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 <p>1階 プール室 浴室 食堂、喫茶、売店 ふれあい広場 集会室</p> <p>2階 大広間 和室 茶室 講習室 トレーニング室</p> <p>3階 ミニゲートボール場</p> <p>・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴室 午前10時30分～午後4時 ミニゲートボール場 午前9時～日没時</p> <p>その他の施設 午前9時～午後10時</p> <p>・利用実績（平成16年度） プール 115,122人 浴室 68,517人 その他 91,652人 （合計） 275,291人</p> <p>（北市民健康文化センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 下九沢2,071番地1 ・敷地面積・ 9,076㎡ ・建築面積・ 4,454㎡ ・延床面積・ 9,069㎡ 	<p>該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【事業目的・内容】 津久井郡広域行政組合青山健康会館は地域振興環境対策事業の一環で、住民の健康の保持及び増進に寄与する施設として、津久井町が同時に設置した地域センター（西青山会館）と棟を併合して設置した。</p> <p>運営は、津久井郡広域行政組合が行い、受付・清掃等の業務を地元自治会に委託している。</p> <p>【施設の概要】 開館年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積（全体） 289.43㎡ うち青山健康会館 142.69㎡ 開館時間 12:00～17:00 （西青山会館） 9:00～17:00 利用実績（平成16年度） 7,887人</p> <p>【平成17年度予算】 光熱水費 3,123千円 浄化槽・ボイラ等点検手数料 1,454千円 管理業務委託料 5,042千円 その他 195千円</p> <p>【基金】 青山健康会館基金 243,354千円 （平成17年4月1日現在）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	市民健康文化センターの管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上3階</p> <p>地下1階 駐車場</p> <p>1階 プール室 レストラン 展示コーナー</p> <p>2階 障害者プール 娯楽室 談話室 多目的会議室 講習室</p> <p>3階 浴室 大広間</p> <p>・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴室 午前10時30分～午後4時 その他の施設 午前9時～午後10時</p> <p>・利用実績（平成16年度） プール 196,075人 浴室 65,827人 その他 50,583人 （合計） 312,485人</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	斎場の管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	環境防災課	環境課	町民課	町民課・健康福祉課協議
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律・ 相模原市営斎場条例・ 相模原市営斎場条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	261,567千円				
歳入予算額（平成17年度）	50,025千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火葬場及び葬儀施設等の運営管理</p> <p>【事業内容】 死体及び死産児等の火葬、葬儀施設等(式場及び霊安室)の使用許可</p> <p>【主な施設】 火葬炉 12基 収骨室 3室 葬儀式場 2室(大式場110人、小式場80人) 霊安室 1室(4基) 待合室 7室(和室6室、洋室1室) 式場控室 2室(和室) 駐車場 約140台</p> <p>【事業実績】 平成16年度 火葬 12歳以上 3,563体(市内3,123体、市外440体) 12歳未満 31体(市内 26体、市外 5体) 死胎児 147体(市内 105体、市外 42体) 改葬 4件(市内 4件、市外 0件) 身体の一部 48件(市内 21件、市外 27件)</p> <p>式場 大式場 通夜 311件(市内 311件、市外 0件) 告別式 311件(市内 311件、市外 0件) 小式場 通夜 309件(市内 309件、市外 2件) 告別式 309件(市内 309件、市外 2件) 霊安室 149件 463日(市内)</p> <p>【開場等時間】 火葬棟 午前9時から午後5時 式場棟 午前8時30分から午後9時 予約受付 無休 24時間対応</p> <p>【休場日】 1月1日～3日及び管理上必要と認める日</p> <p>【休業日】 毎月第2友引の日</p> <p>【職員】 事務職 2名、労務職 2名、嘱託 2名、非常勤 1名</p> <p>【使用料】 財産使用料 540千円 斎場使用料 49,919千円 (内訳は事務事業番号7 斎場使用料を参照)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	総務課	総務課・社会教育課
根拠法令等			津久井町地域センター条例・津久井町地域センター条例施行規則		藤野町立町民センター管理の設置及び管理に関する条例 藤野町立町民センター管理及び使用規則
歳出予算額（平成17年度）			23,383千円		8,241千円
歳入予算額（平成17年度）			64千円		30千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1. 地域センターの維持管理及び施設修繕に関すること。 2. 非常勤職員の報酬の支払に関すること。 3. 地域センターの運営及び諸経費に関すること。 【施設概要】 串川地域センター（串川支所併設） 開設年月日 平成3年4月1日 敷地面積 1,756.04㎡ 延床面積（全体） 1,167.08㎡ うち地域センター 992.98㎡ 串川ひがし会館 開設年月日 平成8年4月20日 敷地面積 3,278.84㎡ 延床面積（全体） 597.97㎡ 西青山会館 （郡広域行政組合青山会館併設） 開設年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積（全体） 294.40㎡ うち会館 141.61㎡ 鳥屋地域センター（鳥屋支所併設） 開設年月日 昭和58年4月1日 敷地面積 3,131㎡ 延床面積（全体） 923㎡ うち地域センター 754㎡ 青根コミュニティセンター（青根中学校併設） 開設年月日 昭和61年4月1日 敷地面積 中学校敷地内 延床面積（全体） 332㎡ 中央地域センター（生涯学習センター併設） 開設年月日 平成9年4月15日 敷地面積 7,060.19㎡ 延床面積（全体） 1,542.34㎡ うち地域センター 88.14㎡ 三井会館 開設年月日 昭和60年4月1日 敷地面積 1,031.39㎡ 延床面積（全体） 312.59㎡ 小網地域センター 開設年月日 平成2年6月26日 敷地面積 973.96㎡ 延床面積（全体） 358.41㎡	該当なし	1. 中央町民センターの管理運営に関すること。 【施設概要】 藤野町立中央町民センター （図書室併設、町社会福祉協議会へ一部貸与） 開設年月日 昭和62年6月18日 敷地面積 848.22㎡ 延床面積（全体） 614.00㎡ うち中央町民センター 509.84㎡

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名													
29	各種事務事業の取扱い	市民部会													
事務事業番号	事務事業名	協議ランク													
23	地域センター管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町										
【事務事業の内容】			<p>【平成17年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">1,344千円</td></tr> <tr><td>事務諸経費</td><td style="text-align: right;">10,545千円</td></tr> <tr><td>維持管理費</td><td style="text-align: right;">11,416千円</td></tr> <tr><td>運営委員会事業費</td><td style="text-align: right;">78千円</td></tr> </table> <p>【使用料・手数料の概要】</p> <p>津久井町地域センター条例第7条に規定する営利目的の使用に伴う料金収入</p>	報酬	1,344千円	事務諸経費	10,545千円	維持管理費	11,416千円	運営委員会事業費	78千円		<p>【平成17年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>維持管理費</td><td style="text-align: right;">8,241千円</td></tr> </table> <p>【使用料・手数料の概要】</p> <p>藤野町立町民センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する地域の文化、福祉の向上、産業の振興等に適合しない個人、営利の伴うもの、町外の者等の使用に係る料金収入</p>	維持管理費	8,241千円
報酬	1,344千円														
事務諸経費	10,545千円														
維持管理費	11,416千円														
運営委員会事業費	78千円														
維持管理費	8,241千円														

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	広場設置費補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課
根拠法令等		城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町広場整備費補助金交付要綱・ コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画書・		
歳出予算額（平成17年度）		0千円	500千円		
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・広場、児童遊園新設（1,000千円限度） 総事業費×1/2</p>	<p>コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 地域のコミュニティ組織の育成及び活動の拠点となる広場の整備費用を補助する。</p> <p>【内容】 自治会が5年以上地域の広場として無償で借り受け広場として整備する費用及び返還時の現状復帰に要する経費に対しそれぞれ50万円まで補助を行う。</p> <p>*平成16年度事業実績 ・三井自治会 0円（ネット、水道等） ・大畑自治会 0円（水道整備等）</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				市民部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
8	相談事業（市民相談）				A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
担当課名	市民生活課市民相談室 相模原市広報広聴規則		町民課		企画政策室		企画財政課		企画課	
根拠法令等										
歳出予算額（平成17年度）	22,070千円									
歳入予算額（平成17年度）	0千円									
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市内3ヶ所に市民相談室を設け、市民の日常生活の悩みや心配ごとの相談を市民相談員が受けている。</p> <p>市民相談室(月～金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00～17:00 ・ 相談員 3名 <p>北市民相談室（第4月曜日を除く毎日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00～12:00、 <li style="padding-left: 20px;">13:00～16:00 ・ 相談員 2名 <p>南市民相談室(月～金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00～12:00、 <li style="padding-left: 20px;">13:00～16:00 ・ 相談員 2名 <p>*相談員は、市のOB等で非常勤特別職員。全市で15名。市民相談室6名、北市民相談室5名、南市民相談室4名が配置されている。週2～3日勤務。</p> <p>平成16年度相談件数 6,177件</p> <p>予算額 報酬等 22,070,000円</p>		該当なし		該当なし		該当なし 相談があったときに随時対応している。		該当なし 相談があった場合は随時対応している。	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い				市民部会				
事務事業番号	事務事業名				協議ランク				
9	相談事業（法律相談）				A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課				
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則						
歳出予算額（平成17年度）	9,970千円	672千円	670千円	181千円	180千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 市民相談室 毎週火曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠18（弁護士3名×6枠） 第4木曜日 予約制 外国人法律相談 ・13:30～16:00 ・1枠40分 相談枠3枠（弁護士1名×3枠） としている。但し、外国人の相談が入らなかった場合、空いている枠は、1枠20分で日本人の予約を入れている。</p> <p>*他に、県の法律相談が第1・3木曜日に開催される。</p> <p>北市民相談室 毎週水曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠12（弁護士2名×6枠） 第4木曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>南市民相談室 毎週金曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠18（弁護士3名×6枠） 第2木曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>予算額 委託料等 9,970,000円 委託先は、横浜弁護士会。</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 役場別館相談室 毎月第1、第3火曜日 予約制 ・13:30～4:00（30分単位）</p> <p>委託先 弁護士法人 谷口総合法律事務所 報償費 28,000円×2回×12月=672,000円</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 本庁舎1階相談室 第3水曜日 予約制 ・10:00～15:00 ・1枠30分 相談枠8（弁護士1名×8枠）</p> <p>委託先 弁護士 水上淑子（町顧問弁護士）</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 県立相模湖交流センター 奇数月 月1回（年6回） 予約制 ・13:00～15:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>委託先は、澤野法律不動産鑑定事務所（町顧問弁護士）</p> <p>需用費 1,000円 委託料 @30,000円×6回=180,000円</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 藤野町本庁舎会議室 奇数月 月1回（年6回） 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠30分 相談枠5（弁護士1名×5枠）</p> <p>委託先は、谷口総合法律事務所（町顧問弁護士）</p> <p>委託料 @30,000円×6回=180,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	相談事業（特設相談）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室 相模原市広報広聴規則	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,745千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民の相談の中で特に専門的な助言をするために各種の専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>【内容】</p> <p>外国人相談 市政や日常生活に関する一般相談を外国人相談員が受け付ける。</p> <p>市民相談室 中国語 水曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 金曜日 英語 第1・3水曜日 相談員 中国語3名 スペイン語2名 ポルトガル語2名 英語2名 相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00 報酬等 2,534,000円</p> <p>税務相談 土地売買、相続、贈与などの税金について税理士が相談を受ける。 予約制 市民相談室 第1・3月曜日 北市民相談室 第2月曜日 南市民相談室 第4月曜日</p> <p>登記相談 土地売買、相続などに伴う登記について司法書士が相談を受ける。 予約制 市民相談室 第4水曜日 北市民相談室 第1木曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 市民相談室 第2水曜日 北市民相談室 第3水曜日 南市民相談室 第1水曜日</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 市民相談室 第1・3金曜日</p>	<p>【目的】町民からの国等に関する苦情や意見、要望等を受ける行政相談及び人権擁護に係る相談に応じる人権相談を開設している。</p> <p>【内容】</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p>	<p>町民の相談の中で特に専門的な助言をするために専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 5月及び10月の第3水曜日 役場新分庁舎会議室（5月） 町生涯学習センター（10月）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 毎月第3水曜日（町内公共施設を巡回）</p>	<p>【目的】町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。</p> <p>【内容】</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 概ね年6回（金曜日）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 概ね月1回（平成16年度は10回開設）</p>	<p>【目的】町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。</p> <p>【内容】</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 年5回開設</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 年5回開設</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	相談事業（特設相談）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p style="margin-left: 20px;">北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が相談員。</p> <p style="margin-left: 20px;">市民相談室 第3木曜日 北市民相談室 第2木曜日 南市民相談室 第1木曜日</p> <p>労働相談 労働・社会保険や労働条件などの相談を社会保険労務士が受ける。 市民相談室 第1水曜日</p> <p>行政書士相談 相続, 成年後見, 契約書, 官公署に提出する書類の作成などの相談を行政書士が受ける。 市民相談室 第3水曜日</p> <p>不動産相談 不動産取引や借地・借家契約に関する相談を宅地建物取引主任が受ける。 市民相談室 第2金曜日</p> <p>*新築・増改築・修理等の相談は、相談員に文具券により謝礼を払っている。その他の相談は、相談員が所属する団体の自主事業であるため市の謝礼等の負担はない。</p> <p>*相談時間の記載のない相談の相談時間は、 13:00～16:00 予算額 謝礼用文具券2人×34回×@2,000円 = 136,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い				市民部会				
事務事業番号	事務事業名				協議ランク				
11	人権擁護委員				A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課	企画課				
根拠法令等	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法				
歳出予算額（平成17年度）	550千円	100千円	150千円	86千円	80千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 人権擁護委員数 17人 相模原市人権擁護委員会を組織している。 1、相模原市人権擁護委員会の活動内容 (1) 啓発活動 ・4月又は5月に開催される市民まつりに参加する。 ・主に6月、12月に広報さがみはらにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎及び南合同庁舎にて横断幕等掲出する。 (2) 相談活動 ・月に4回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。（北及び南相談室） (3) 研修活動 ・年度内2～3回程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 ・行政相談委員と合同で視察研修（県内）を年1回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・6月議会及び12月議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や弁護士、自治会から選出される。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、488,400円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 5人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。 1、活動内容 (1) 啓発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加する。 ・人権週間中、役場別館にて懸垂幕を掲出する。 ・12月に街頭宣伝を実施する。 (2) 相談活動 ・年に4回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。（役場別館相談室） 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・任期満了前の議会で提案している。 ・候補者は、前任者と相談の上、公立学校長退職者等の中から推薦している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、32,300円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 6人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 1、津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1) 啓発活動 ・11月に開催される町民文化祭の会場及び12月に街頭にて啓発を実施する。 ・主に6月、12月に広報つくいで人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎にて横断幕等掲出する。 (2) 相談活動 ・月に1回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 (3) 研修活動 ・行政相談委員と合同で視察研修（県内）を年1回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・年4回開催される定例議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や地域の有識者を選出している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、39,500円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 4人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している 【活動内容】 (1) 啓発活動 ・4月（やまなみ祭）・10月（ふれあい広場）に開催される町イベントに参加する。 ・広報さがみこにて人権擁護委員を周知する。 ・人権の花運動（5～10月、中学校2校） ・人権週間中、本庁舎にて立て看板、懸垂幕等掲出する。また、JR相模湖駅前にて通勤者に啓発活動をする。 ・人権週間にJR藤野駅前にて通勤者へPRする。 (2) 相談活動 ・概ね月1回（特設相談を参照） ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 (3) 研修活動 ・年度内2回程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 ・民生委員、行政相談委員と合同で視察研修を年1回開催している。 【人権擁護委員の候補者の推薦事務】 ・任期の3ヶ月前議会で提案している。 ・候補者は、地区割りをして議員と相談の上選出している。 【相模原人権擁護委員協議会】 ・分担金として、20,200円を支出している。 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 4人 藤野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している 【活動内容】 (1) 啓発活動 ・広報ふじのにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間にJR藤野駅前にて通勤者へのPR、本庁舎にて立て看板等の掲示 (2) 相談活動 ・8、10、12、3月に相談日を開設 ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 (3) 研修活動 ・相談日における情報交換等し研修の一環とする。 【人権擁護委員の候補者の推薦事務】 ・任期満了前の議会で提案している。 【相模原人権擁護委員協議会】 ・分担金として、20,600円を支出している。 藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡会へ町から助成している。</p>				

事務事業現況調査書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い				市民部会				
事務事業番号	事務事業名				協議ランク				
12	行政相談委員				A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課	企画課				
根拠法令等	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法				
歳出予算額（平成17年度）	54千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 8人 相模原市行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>1. 相模原市行政相談委員連絡会の活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月又は5月に開催される市民まつりに参加 ・ 主に5月、10月に「広報さがみはら」で相談委員を周知（行政相談週間にあわせて） <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月に3回（特設相談を参照） ・ 秋の行政相談週間の一環として「国県市合同行政相談」を実施 <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員と合同で視察研修（県内）を実施 ・ 東北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として48,000円を支出 	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。</p> <p>1. 活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月に開催される町もみじまつりに参加 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に4回（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として6,000円を支出 	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 （委員が1人のため人権擁護委員と活動を展開）</p> <p>1. 津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容</p> <p>(1) 啓発活動（行政相談委員に関係する部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月に開催される町民文化祭の会場及び12月に街頭にて啓発を実施する。 ・ 主に5月、10月に広報つくいで行政相談委員 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月及び10月の第3水曜日（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員と合同で視察研修（県内）を実施 ・ 東北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として6,000円を支出 	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月（やまなみ祭）・10月（ふれあい広場）に開催される町イベントに参加する。 ・ 行政相談週間にあわせて、広報さがみこにて行政相談委員を周知する。 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね年6回（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員、児童委員、人権擁護委員と合同で視察研修を年1回開催している。 ・ 東北ブロック自主研修会を実施 <p>【行政相談委員の候補者の推薦事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>【神奈川県行政相談委員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として、6,000円を支出している。 <p>相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>	<p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人 藤野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政相談週間にあわせて、広報ふじのにて行政相談委員の周知と相談日の周知する。 ・ 人権週間と合わせてJR藤野駅前において通勤者へのPR <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね年5回（特設相談を参照） <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日を通じて情報交換 ・ 東北ブロック自主研修会を実施 <p>【行政相談委員の候補者の推薦事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>【神奈川県行政相談委員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として、6,000円を支出している。 <p>藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	戸籍住民課連絡所維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則				
歳出予算額（平成17年度）	582千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 光が丘連絡所の施設維持管理のための経費</p> <p>【経費】 （ 5 8 2 千円 ） ・ 需要費 3 3 5 千円 ・ 役務費 1 1 3 千円 ・ 委託料 1 3 4 千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	日直代行員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	総務課	町民課
根拠法令等	日直代行員服務要領	城山町職員服務規程	津久井町職員服務規程	相模湖町職員服務規程	藤野町職員服務規程
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に市役所及び出張所に日直代行員をおいて、戸籍の届出等の收受事務を行うもの。</p> <p>平成17年3月31日に日直代行員制度は廃止しているが、平成18年度は、新たな日直代行員制度として整備する予定である。</p> <p>【参考：平成16年度実績】 身分 非常勤特別職 委嘱期間 1年間（4月1日～3月31日） 登録者数 58人（平成16年4月1日現在） 勤務時間 8：30～17：00 勤務場所 市役所本庁及び大野南出張所を除く全出張所 年末年始については本庁及び全出張所 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p> <p>【財政的な影響額を把握するための基礎数値】 日直代行員報酬 5,540×1,273人=7,052,420 日直代行員報酬（年末年始） 8,160×90人=734,400 日直代行員報酬（研修） 5,540×40人=221,600 計 8,009,000円</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8：30～17：15 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	住居表示整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	都市計画課	町民課	町民課・総務課協議
根拠法令等	住居表示に関する法律・相模原市住居表示に関する条例	住居表示に関する法律・城山町住居表示実施要項			
歳出予算額（平成17年度）	10,059千円	19千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円			
【事務事業の内容】	<p>【整備】</p> <p>目的 住所をわかりやすくするため、街区方式による表示に整備するもの。</p> <p>整備地区 水郷田名地区</p> <p>地区の概要 53.3ヘクタール 1,501世帯</p> <p>実施日 平成17年7月2日</p> <p>新町名 水郷田名1丁目から水郷田名4丁目</p> <p>事業費 8,001千円</p> <p>付属機関 相模原市住居表示審議会</p> <p>町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 2年 ・委員（20名以内） 関係行政機関の職員 学識経験のある者 <p>【維持管理】</p> <p>目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。</p> <p>対象 293町 6912街区</p> <p>付番件数 2800件(予定)</p> <p>事業費 2,058千円</p>	<p>【整備】平成5年10月12日以降実施なし</p> <p>【維持管理】</p> <p>目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。</p> <p>対象 21町 383街区</p> <p>付番件数 100件(予定)</p> <p>事業費 19千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務（統計、総括及び指導を含む）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則		津久井町行政組織及び事務分掌規則		藤野町行政組織及び事務分掌規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑化を図る。また、市内の事務処理状況を把握するため、統計事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>（住民基本台帳、印鑑登録等に係る）窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。</p> <p>年3回程度 場所（市役所本庁舎）</p> <p>戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議を開催する。</p> <p>年2回程度 場所（市役所本庁舎）</p> <p>各出張所に事務処理状況報告書、及び（戸籍）事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p>	該当なし（支所なし）	<p>【目的】</p> <p>窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>町内4箇所の支所及び1箇所の出張所に対して窓口事務担当者を集めて窓口事務説明会を開催する。</p> <p>（戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、（前記の他、税証明、老人保健医療事務等を同時に開催する。））</p> <p>年1回程度 場所 本庁</p> <p>各支所及び出張所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p>	該当なし	<p>【目的】</p> <p>窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>町内2箇所の支所に対し、各一人体制のため、異動時のみ担当者にマシンの扱いを講習。窓口対応の疑義問題は本庁照会。</p> <p>扱う事務等（戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、国民年金、介護保険、各種税証明、牧野財産区、施設利用等）</p> <p>各支所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	外国人登録事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	外国人登録法・	外国人登録法	外国人登録法・	外国人登録法	外国人登録法・
歳出予算額（平成17年度）	363千円	0千円	105千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	20,000千円	397千円	744千円	110千円	330千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 戸籍住民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行 各出張所、連絡所 外国人登録原票記載事項証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 3町の登録者を本庁電算システムに入力 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンライン（NEC） 登録事項をすべて電算入力し、証明書はプリンターより出力。</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 20,000千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行、外国人登録入力装置により原票入力 各支所、出張所 取扱なし</p> <p>【必要経費項目】 登録者を相模原市電算システムに入力</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行、 2支所、 取扱なし</p> <p>【必要経費項目】 外国人登録入力装置により原票入力作成 原票の居住地変更 職権変更登録報告書</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	住民基本台帳カードの発行	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法・	住民基本台帳法・	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法
歳出予算額（平成17年度）	2,379千円	1,021千円	1,032千円	32千円	75千円
歳入予算額（平成17年度）	1,500千円	50千円	50千円	5千円	25千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし 申請及び交付場所は戸籍住民課及び12出張所 ・即日交付はカード発行機が、戸籍住民課のみに設置のため、戸籍住民課にて処理。 事業費の内訳 ・住基カード受付通知用厚紙 5千円 ・ICカード 1,371千円 ・カードプリンタリボン 147千円 ・住基カード用ケース 20千円 ・住基カード照会用封筒 39千円 ・住基カード発行関連機器リース料 797千円 住基カード交付実績（H16年度）1725件</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード NTTコミュニケーションズ ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課窓口。 ・即日交付は町民課に機器設置済みのため可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 743千円 ・住基カード発行関連機器保守料 278千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例のほか、行政ICカードとして、市町村が独自に利用することも可能。 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課。 即日交付可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 953千円 ・住基カードプリンタリボン 79千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 町が独自の利用は現在なし 申請及び交付は町民課窓口 交付については、委託しているため、2週間程度かかる。 カード発行委託料 32千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例及び身分証明書として利用することも可能、行政ICカード交付。</p> <p>行政ICカードとしての独自利用は現在なし。 申請及び交付場所は町民課。 住基カード発行処理業務委託により、委託から10日程度で交付。 事業費の内訳 ・住基カード発行処理業務委託料（財）地方自治情報センター 75千円 ・住基カード発行処理業務委託料 5千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	市民部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
17	公的個人認証事務	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	180千円	179千円	221千円	0千円	1 7 2 千円	
歳入予算額（平成17年度）	6 6 千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機器保守委託締結 ・電子証明書の交付実績（H16年度） 239件（取り扱い部署） ・鍵ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機器保守委託締結 ・電子証明書の交付実績（H16年度） 6件（取り扱い部署） ・鍵ペア生成装置は町民課に設置</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績（H16年度） 14件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【内容】 電子証明書の交付実績（平成16年度） 0件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため町民課にて一括処理。</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績（H16年度） 1件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認事務（身体の一部に係るものを除く）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課/環境防災課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	291千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可 市営斎場火葬炉使用承認	環境防災課所管事務 【内容】 改葬許可 【実績】 改葬申請2件（平成15年度） 町民課所管事務 【内容】 埋葬、火葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	死体解剖保存法第13条に規定する死体交付証明書の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>	<p>【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	相続税法第58条に規定する通知事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は一部戸籍管理システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍受付、当該システムにて作成した戸籍記載等関連事務を含み一部をシステムにより効率化を図る。</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	破産者、禁治産者、準禁治産者、成年被後見人及び犯罪人名簿に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	内務省訓令	内務省訓令・	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令・
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成（紙管理）</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成（紙管理）</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項に規定する通知事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>	<p>【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	人口動態調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令
歳出予算額（平成17年度）	400千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	3,500千円	22千円	25千円	10千円	22千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は一部戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	住民実態調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。”</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。”</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	自動車臨時運行許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する法令・ 相模原市手数料条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則		道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令・ 津久井町手数料徴収条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則・		
歳出予算額（平成17年度）	136千円		31千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		420千円		
【事務事業の内容】	【内容】 臨時運行許可件数等（大野南出張所合算数） ・番号標保有組数 345組 ・許可件数（H16年度） 4,050件 事業費の内訳 ・自動車臨時運行許可申請書（証） （2部複写） 200冊	該当なし	【内容】 臨時運行許可件数等 ・番号標保有件組数（自動車）56組 （単車） 4組 ・許可件数（H16年度） 569件 事業費の内訳 ・自動車臨時運行許可申請書（許可証） （2部複写） 500枚	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自衛官募集		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	防災課	町民課	総務課
根拠法令等	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法
歳出予算額（平成17年度）	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
歳入予算額（平成17年度）	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 市ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎、出張所への自衛官募集ポスターの掲示 市広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 町広報誌への自衛官募集の掲載 自衛隊協力員の委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部とのリンク 本庁舎へのポスターの掲示</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	児童手当に係る認定請求書等の受理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 戸籍住民課受付分は台帳に記入した後、子育て支援課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参又は郵送してもらう。 オンライン上の項目を検索し請求書に書き加える。 ・請求者の住民票コード ・対象児童数 ・国民年金加入者の基礎番号・取得日 ・児童手当受給の有無 転居は口座の変更の有無について、転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分は福祉推進課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分はこども課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い				市民部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
29	国民年金に係る資格取得届書等の受理				A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課	町民課	
根拠法令等	国民年金法	国民年金法	国民年金法	国民年金法	国民年金法	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入し、そのコピーを担当課へ送付する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると、担当課に変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。</p>	<p>【内容】 転入時は、町民課が住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は、保険年金課で年金システムに異動をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、町民課が住民登録オンラインで住所変更を入力し、保険年金課で個別に年金の処理を行う。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班に伝える。保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班に伝える。保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	介護保険に係る資格者証の作成交付及び認定申請書等の受付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課・高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>町民課で転入受付後、高齢者福祉課で65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時は、町民課で資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>	<p>【内容】</p> <p>転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。</p> <p>転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付。出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続を戸籍住民課で受付、国民健康保険証の交付、回収等を行うことができる。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、被保険者証を交付することができる。 ・出産一時金、葬祭費について ・申請書を記入していただき受付し、国民健康保険課へ送付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は国民健康保険課へ負担額の確認をしてから交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金窓口）で行う。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際、郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書の交付を町民課（保険年金班）で行う。 ・出産一時金、葬祭費について ・申請書を記入していただいた後は、町民課（保険年金班）が受け付ける。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で、住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際も負担割合を確認してから町民課（保険年金班）が交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を行うことができる。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を交付することができる。 ・出産一時金、葬祭費について ・申請書を記入していただき受付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班）で行う。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を保険年金班で交付することができる。 ・出産一時金、葬祭費について ・申請書を記入していただき保険年金班で受付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから保険年金班が交付する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証について ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班）で行う。 ・被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を保険年金班で交付することができる。 ・出産一時金、葬祭費について ・申請書を記入していただき保険年金班で受付する。 ・高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから保険年金班が交付する。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	保健推進課	健康福祉課 母子保健法	こども課 母子保健法	健康福祉課 母子保健法
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	366千円	13千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録を確認して母子手帳を交付している。 再交付や特殊交付も同様。 登録のない居住者は申請書のみ受付、担当課へ送付し、担当課より居住確認の文書送付し後日交付。 日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハンブル・スペイン・ポルトガル・タガログ語の母子手帳訳本も交付している。</p>	<p>保健所部会（E-1-30）「母子健康手帳交付事業」にて対応いたします。 （城山町では町民課での妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付事務は行っていません）</p>	<p>【内容】 保健所部会 地域保健課（30）「母子健康手帳交付事業」にて対応。 妊娠届書に記入し、住民登録又は外国人登録を口頭にて確認し母子手帳を交付している。 再交付も同様。 登録のない居住者の交付は行ってない。 日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハンブル・スペイン・ポルトガル・タガログ語の母子手帳訳本も交付している。</p>	<p>母子健康手帳交付事業としてこども課で交付。 妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録のある妊婦に対して、母子健康手帳を交付。 外国版を希望した場合も交付。 需用費（平成17年度） 母子手帳 50冊 170円×50冊×1.05=8,925円 包装用ビニール袋 1,200円×1個×1.05=1,260円 外国語版母子健康手帳 750円×3冊×1.05=2,362円</p>	<p>保健所部会（E-1-30）「母子健康手帳交付事業」にて対応。 町民課での交付は行っていません。 虐待チェックリストの記入や相談があるため、保健師が交付するようにしています。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い				市民部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
33	し尿の処理に係る届出書の受付				A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【内容】 申請者からし尿収集申込（異動）届を受け取り担当の相模台収集事務所に送付している。</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。あわせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている）</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の入力を行うと、オンラインにより自動的に就学通知書が発行されるため、住所の異動手続時に保護者へ渡している。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合は、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい手続きしてもらっている。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	証明書自動交付機システム維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市証明書自動交付機設置に関する規程				
歳出予算額（平成17年度）	19,231千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 証明書自動交付機を設置し、市民の利便を図る。</p> <p>【内容】 証明書の種類：住民票・印鑑登録証明書・税務証明書（一部） 設置場所 ・本庁 （2台） ・橋本出張所 （1台） ・大野南出張所 （1台） ・相模台出張所 （1台） ・相模原駅連絡所（1台） 事業費の内訳 ・システムパッケージ保守委託 ・メンテナンスリース（6台分）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
38	住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	23,906千円	11,247千円	12,353千円	4,663千円	5,266千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H16年度） 1,725枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁及び出張所（12ヶ所） 連絡所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,773千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 12,601千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 2,555千円 ・消耗品費 252千円 (データ用媒体、トナーカートリッジ等)</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H16年度） 25枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,674千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,916千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 1,468千円 ・データ用媒体 189千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H16年度） 55枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁のみ 支所・出張所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 4,505千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 6,815千円 ・バックアップ用データカートリッジ 80千円 ・住基カード発行機械器具借り上げ料 953千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H16年度） 1枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 1,845千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,810千円 ・バックアップ用データカートリッジ 8千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績（H16年度） 5枚 2次稼働業務の取り扱い部署（広域交付住民票・付記転入等） ・本庁のみ 支所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 2,060千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 3,118千円 ・住基台帳ネットに係る消耗品 142千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
39	住民基本台帳事務オペレーション委託業務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳・ 相模原市印鑑条例				
歳出予算額（平成17年度）	34,634千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳事務のオペレーション業務を委託し、事務の効率化を図る。</p> <p>【内容】 委託業務 ・印鑑登録に係る入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・住民票等の郵送請求事務に係る出力等諸業務 ・住民基本台帳カード作成等業務 ・住民登録入力業務 ・電話予約サービス業務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	相模原市民証交付業務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市民証交付事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	402千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市民証を交付し、市民の日常生活の利便の向上を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている15歳以上の希望者</p> <p>交付状況 ・13年度：2717枚（13年9月から実施） ・14年度：936枚 ・15年度：244枚 ・16年度：19枚</p> <p>事業の内訳 ・発行機リース ・消耗品</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民年金事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民年金課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準
歳出予算額（平成17年度）	50,724千円	186千円	476千円	1,015千円	800千円
歳入予算額（平成17年度）	158,712千円	6,833千円	8,719千円	2,609千円	3,277千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき市が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はN E C。 国民年金推進相談員 市民の国民年金に関する相談・手続きに対応するため、年金制度に精通するものを委嘱する。身分は非常勤特別職。 特定財源 基礎年金等事務費交付金 158,313千円 福祉年金事務費交付金 176千円 合 計 158,489千円 国民年金事務運営費(50,724千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 (社)日本国民年金協会 13千円 県都市国民年金事務連絡協議会 5千円 その他研修会等負担金 15千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はN E C。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 6,822千円 福祉年金事務費交付金 11千円 合 計 6,833千円 国民年金事務運営費(186千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はN E C。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 8,707千円 福祉年金事務費交付金 12千円 合 計 8,719千円 国民年金事務運営費(476千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発は日本電子計算（株）。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 2,606千円 福祉年金事務費交付金 3千円 合 計 2,609千円 国民年金事務運営費(1,015千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発は日本電子計算（株）。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 2,731千円 福祉年金事務費交付金 6千円 協力連携に係る経費 540千円 合 計 3,277千円 国民年金事務運営費(800千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 (社)日本国民年金協会 6千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	防犯活動等推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	防犯活動推進員設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	38,218千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 概要 市内における犯罪の多発化に対応するため、地域住民・警察等関係機関と連携を図り、総合的な防犯対策を展開する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 防犯活動推進員の設置 防犯啓発活動による地域住民の自主防犯意識の高揚、並びに防犯対策に関するアドバイス相談業務等を行なう。 (2) 防犯モデル地区の推進 自主防犯活動に積極的に取り組んでいる地区（団体）等については、モデル地区として指定し、地域防犯活動に対する積極的な支援を行い、犯罪の防止を図るとともに実効性のある自主防犯活動の事例を身近なところで示すことにより、全市的な取り組みを促進する。 H16：6団体、H17：12団体 (3) 防犯活動マニュアルの作成・配布 防犯パトロール等の防犯活動の実施方法や防犯対策、事例等を紹介し、地域の実情に応じた安全で効果的な地域防犯活動を行なうための手引きの作成・配布を行う。 1,000部 (4) 地域防犯パトロールの支援 パトロールベスト等の防犯パトロールに必要な物品の貸与 (5) その他 各種媒体を活用した啓発、情報提供事業 JR町田駅南口環境浄化対策事業等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	連合防犯協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	20,347千円	236千円	237千円	139千円	132千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪の発生を未然に防止することにより、犯罪のない明るい社会を実現するため、地区防犯協会の連合組織である「相模原連合防犯協会」及び「相模原南連合防犯協会」に活動費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H17予算） ・相模原連合防犯協会運営費 3,277千円 ・相模原連合防犯協会防犯灯 7,692千円 ・相模原南連合防犯協会運営費 3,408千円 ・相模原南連合防犯協会防犯灯 5,970千円 20,347千円</p> <p>3 連合防犯協会事業内容 (1) 地域安全運動の実施 ・春の地域安全運動 ・全国地域安全運動 ・年未年始特別警戒 (2) 「子ども110番の家」広報、啓発活動 (3) 防犯団体への助成 ・地区防犯協会 ・防犯指導員連絡協議会 ・暴力団排除対策推進協議会等 (4) 地域防犯リーダー育成講習会の開催 地域に密着した防犯活動を指導できる人材の育成を図る。 (5) 防犯灯の設置及び維持管理 ・管理灯数 2,592灯（H16実績）</p>	<p>1 概要 防犯思想の徹底を図り、防犯意識の高揚と自警心を喚起し、各種犯罪の未然防止や地域ぐるみの防犯体制の確立により、犯罪のない明るい社会の実現を期するため、防犯関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額等（H17予算） 236千円 ・津久井郡連合防犯協会負担金 122千円 ・津久井郡暴力団排除活動推進協議会補助金 78千円 ・防犯指導員活動補助金 32千円</p> <p>3 各団体事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除活動推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼時における暴力団の排除 (3) 防犯指導員 ・防犯パトロールの実施</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H17予算） ・津久井郡連合防犯協会負担金 145千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 92千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H17予算） ・津久井郡連合防犯協会負担金 85千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 54千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額（H17予算） ・津久井郡連合防犯協会負担金 90千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 41千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	交通安全教室事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要綱・交通公園設置運営要綱	城山町交通安全対策協議会規程	津久井町交通安全対策協議会規約	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会設置規程
歳出予算額（平成17年度）	11,995千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 交通安全指導員が、保育園、幼稚園、小学校PTA、自治会等に対して自転車の正しい乗り方、信号機の見方、街頭指導旗の振り方等を指導し、交通事故の減少に努める。</p> <p>2 事業内容 道路横断の仕方、自転車の乗り方の指導、交通安全映画の上映、ダミー人形を用いた自動車巻き込み実験等を行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。 開催日時 土・日・祝日、火曜日を除く平日 午前10時から11時30分まで 午後2時から4時まで 内 容 講話、歩行・自転車実技、映画、ダミー実験等</p> <p>3 指導員 交通安全指導員 6名 (非常勤特別職員)</p>	<p>1 概要 高齢者を対象に、交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 高齢者を対象に、自治会単位で、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 城山町交通安全対策協議会の主催により実施</p>	<p>1 概要 新入学（園）児を中心に交通安全教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 津久井町交通安全対策協議会主催により実施</p>	<p>1 概要 幼児、小学生及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児、小学生及び高齢者に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 相模湖町交通安全対策協議会主催により実施</p>	<p>1 概要 幼児・児童を中心に交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の協力を得ながら町交通指導隊等により交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	鹿沼児童交通公園管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要綱 交通公園設置運営要綱				
歳出予算額（平成17年度）	8,652千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 概要 公園内に信号機、踏切警報機、道路標識等を園内に設置し、遊具を用いて交通知識や道徳の指導を行い、子どもたちの交通事故の減少を図る。</p> <p>2 事業内容 ・来園者に対して遊具（豆自動車、ミニカート、自転車等）を用いての交通安全教育の実施 ・保育園、幼稚園、小学校等の団体利用者に対する交通安全教育の実施 ・夏休み交通安全教室の開催</p> <p>3 指導員 児童交通指導員 3名 （非常勤特別職職員）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	交通安全団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	3,916千円	64千円	1,559千円	209千円	174千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 「交通安全都市」宣言に基づき、市民総ぐるみで交通事故を防止するため、各種交通安全運動の実施、交通安全思想の高揚など多様な交通安全対策を推進するため、相模原市交通安全都市推進協議会、並びに相模原交通安全協会及び相模原南交通安全協会に対し、活動費を補助する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 相模原市交通安全都市推進協議会 当協議会事業は、本年7月設立の「安全・安心まちづくり協議会」に移行する。 事業費 2,126千円（H17予算） 事業内容 ・春の全国交通安全運動の実施 ・交通安全パトロールの実施 ・違法駐車等防止啓発活動の実施 (2) 交通安全協会 事業費 1,790千円（H17予算）</p>	<p>1 概要 町民の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守等により、交通事故の減少を図る為、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 津久井交通安全協会城山支部 補助額 64千円（H17予算） 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全標語の募集 ・機関紙の発行 (2) 交通安全協会 ・補助金 0千円（廃止）</p>	<p>1 概要 町内における道路状況をかんがみ、関係機関並びに各種団体と相互の連絡を保ち、組織的な交通安全対策を推進し交通事故防止を図るため、津久井町交通安全対策協議会並びに津久井安全協会に対し活動費を補助する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 津久井町交通安全対策協議会 事業費 1,510千円（H17予算） 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・常任委員会の開催（定例会、臨時会4回） ・交通安全功労者の表彰 ・広報活動等における運動の周知 ・街頭活動の推進 ・交通安全教室の開催 ・交通安全団体への助成（支部、父母の会） (2) 交通安全協会 負担金 0千円（廃止） 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 相模湖町交通安全対策協議会 補助額 160千円（H17予算） 事業内容 ・各季の交通安全運動の実施 ・交通安全教室の開催 ・街頭活動の推進 (2) 津久井交通安全協会 補助額 0千円（廃止） 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 藤野町交通安全対策協議会 補助額 28千円 事業内容 ・各季の交通安全運動の実施 ・交通安全教室の開催 ・街頭活動の推進 (2) 津久井交通安全協会 補助額 0千円（廃止） 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 (3) 津久井交通安全協会藤野支部 補助額 40千円 事業同上 (4) 津久井交通安全協会牧野支部 補助額 30千円 事業同上 (5) 幼児交通安全クラブ 補助額 45千円 事業内容 ・幼児向け交通安全教室開催</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	交通指導隊事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
		城山町交通指導隊の組織活動に関する規程 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例	津久井町交通指導隊設置条例 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通指導隊設置条例 相模湖町非常勤職員の報酬 及び費用弁償に関する条例	藤野町交通指導隊設置規程 藤野町非常勤職員の報酬 及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成17年度）		2,560千円	2,554千円	1,474千円	2,172千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 城山町交通指導隊 2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通事故による犠牲者の絶滅を期し、正しい交通ルールを指導すると共に、交通事故の防止を図り、町民の交通安全意識の高揚を図る。 3 委員等の構成 ・定数 24名 ・交通指導の知識経験があると認める者について町長が任命する ・任期 2年 4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町及び自治会諸行事における交通整理 5 報酬（H17予算 1,751千円） ・隊長 年額 100千円 ・副隊長 年額 78千円 ・班長 年額 73千円 ・隊員 年額 71千円 6 費用弁償（H17予算 507千円） ・4時間以下の出勤 2,400円 ・4時間超の出勤 2,700円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 津久井町交通指導隊 2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、町内の交通事故防止および交通安全対策の推進を図る。 3 委員等の構成 ・定数 20名以内 ・社会的信望があり交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。（H17.4.1現在17名） ・任期 3年 4 活動内容 ・街頭指導（毎月1日、15日、各季運動期間） ・広報活動（毎月1日、15日、各季運動期間） ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理 5 報酬（H17予算 1,362千円） ・隊長 年額 93千円 ・副隊長 年額 77千円 ・隊員 年額 70千円 6 費用弁償（H17予算 129千円） ・現地までの交通費 7 出勤手当（H17予算 239千円） ・一回の出勤につき1,800円 8 活動費交付金（H17予算 171千円） 9 服装整備費（H17予算 653千円） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 相模湖町交通指導隊 2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、その組織及び運営を明確にして、円滑なる推進を図る。 3 委員等の構成 ・定数 15名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年 4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理 5 報酬（H17予算 996千円） ・隊長 年額 90千円 ・副隊長 年額 75千円 ・隊員 年額 63千円 6 費用弁償（H17予算 356千円） ・3時間未満の場合900円 ・3時間以上の場合1,400円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 藤野町交通指導隊 2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、その組織及び運営を明確にして、円滑なる推進を図る。 3 委員等の構成 ・定数 20名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年 4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理 5 報酬（H17予算 2,004千円） ・隊長 年額 89千円 ・副隊長 年額 71千円 ・隊員 年額 61千円 ・3時間未満の場合800円 ・3時間以上の場合1,600円 6 費用弁償（H17予算 68千円）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	安全・安心まちづくり推進協議会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	6,242千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 名称 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会</p> <p>2 目的 市、市民、警察、事業者等が協働して、地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより、すべての人が安全で安心して暮らし、及び活動できる相模原市を実現することを目的とする。</p> <p>3 事業 (1) 安全・安心まちづくり知識の普及及び啓発 (2) 安全・安心まちづくりに関する地域活動支援 (3) 安全・安心まちづくりに関する団体相互の情報交換及び連携の強化 (4) その他協議会の目的達成のために必要な事業</p> <p>4 会員 協議会の目的に賛同する 地域団体、事業者、行政機関等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	消費者啓発事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,716千円	136千円	65千円	8千円	42千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活知識の情報提供、啓発活動を行う。</p> <p>くらしの情報提供事業 *消費生活情報紙・くらしの豆知識・消費者啓発リーフレット等の発行し、情報提供、消費者啓発を図る。 *出張所・公民館等市公共施設及び事業の際に配布。</p> <p>【内容】 ・消費生活情報紙 年4回 1,800部 ・啓発リーフレット 5種類程度</p> <p>消費生活展事業 *消費者団体等と共に、暮らしに関するパネル等の展示、啓発資料の配布等を行い、消費者に情報提供する。</p> <p>【内容】 ・パネル作成委託 ・出展者 6団体程度</p> <p>消費者啓発講座・学習会事業 *消費者被害の未然防止のため、また、自立した消費者育成のため消費者啓発講座・学習会等を実施する。 消費者啓発講座 衣食住や環境など消費者問題に関する講座及び消費者被害未然防止のための講座・学習会等を開催 ・くらしの講座 3回 ・学習会 1回 ・月間事業講演会 1回 ・暮らしの問題交流会議 1回 ・暮らしを考えるつどい 1回</p> <p>親子消費者教室 親子が楽しみながら、消費者としての知識を習得する実習などの教室を開催 2～3回 消費生活講座講師派遣 消費生活に関する問題について、地域の団体やサークル等が自主的に企画した講座等に、依頼を受けて講師を派遣する。 講師料は、市負担と主催者負担がある。</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び生活設計（貯蓄等）に関する講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向け悪質商法被害未然防止講座 年1回（2会場） ・暮らしの講座 年1回（1会場）</p> <p>情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図るとともに、町内に被害が拡大する恐れのある悪質商法等が発生した場合に緊急情報誌を発行する。</p>	<p>【目的】 消費者被害の未然防止及び、自立した消費者育成のため情報提供及び啓発を行う。</p> <p>【内容】 くらしの情報提供事業 1市4町で作成した消費者啓発リーフレット等を各支所及び講座の際に配布。</p> <p>消費生活展事業 該当なし</p> <p>消費者啓発講座・学習会事業 42千円 消費者被害未然防止啓発講座 4回 ・悪質商法による被害を未然に防止するため特に被害が集中している高齢者を対象に落語による講座を開催。 ・津久井町社会福祉協議会で主催する「やすらぎステーション」の場で津久井町内を7地区に分けローテーションで開催。 ・講師料は全額町負担。 親子消費者教室 該当なし 消費生活講座講師派遣 該当なし</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向けの講座を町老人福祉センターと共催で年1回（11月又は12月）開催。</p> <p>情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催</p> <p>【内容】 高齢者向け悪質商法被害未然防止講座開催 年1回（2会場）</p> <p>情報提供 ・パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	消費者保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等	消費者保護基本法		消費者保護基本法		
歳出予算額（平成17年度）	28,385千円	460千円	460千円	463千円	460千円
歳入予算額（平成17年度）	1,980千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>消費生活相談事業</p> <p>【目的】 消費生活に関する相談及び苦情等を受付処理することにより、市民の消費生活の安定と向上を図る。</p> <p>【内容】 商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言等を消費生活相談員が行う。 ・相談日 平日（北センターは年末年始・施設点検日を除く毎日） ・相談時間 午前9時～12時、午後1時～4時 ・相談場所 相模原消費生活センター 北消費生活センター 消費生活相談コーナー（南市民相談室内） ・相談員 10名（7名/日、但し、土曜日2名、日・祝日は1名/日） ・相談件数 平成16年度＝12,968件 *相談員経費（報酬） 22,822千円</p> <p>*平成12年4月1日付けで相模原市と津久井4町の各首長が津久井4町の消費生活相談を相模原市が代行する協定を結んでいる。 負担金として、各町から460,000円を受けている。</p> <p>消費者活動等助成事業 相模原市消費者団体連絡会に運営費の一部を助成し、活動の活発化を図る。 ・市消費者団体連絡会加盟 11団体</p> <p>【特定財源の概要】 ・奥補助金 20千円 ・労働保険被保険者負担金 120千円 ・3町負担金 1,380千円</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 304件（平成16年度）</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 387件（平成16年度）</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体 6団体）</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 100件（平成16年度）</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 77件（平成16年度）</p> <p>消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	消費生活推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	379千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>消費生活事業推進協議会事業</p> <p>【目的】 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表者の意見を聞く協議会を開催する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催 ・協議会の構成（委員15名、任期2年） <ul style="list-style-type: none"> 消費者 5名 関係団体・機関の代表 6名 学識経験者 2名 市職員 2名 <p>モニター事業</p> <p>【目的】 「消費生活モニター」を委嘱し、地域での消費者啓発、情報提供、意見収集を行い、消費生活の安定・向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の20歳以上の市民 ・職務 地域での消費者啓発、情報提供、意見収集 <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する意見・要望・提案等の提出 勉強会、講演会等への参加及び調査への協力 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		
事務事業番号 9	事務事業名 計量検査等事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法
歳出予算額（平成17年度）	6,253千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 計量法に基づき、特定計量器の定期検査、事業所への立入検査、計量思想の普及指導等を実施する。</p> <p>定期検査 取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査 ・市域を2分し、隔年で実施（2年に1度の検査） ・平成17年度は、市南部地区を実施 対象計量器数 1500台（予定） 定期検査委託料 5,4590千円</p> <p>事業所への立入検査 特定計量器の製造者・修理業者・販売事業者等の事業場・営業所等で、計量器の適正な使用状況や適正な計量の実施について調査、質問を実施する。 ・事業者に対する立入検査 3業種(者) ・特定計量器に対する立入検査 3計量器 ・適正計量管理事業所の指定に係る検査 ・その他、商品量目検査・試買検査 計量思想の普及指導 計量教室、計量モニターの実施と商量取引強調・計量管理強調月間等の広報周知</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 県が直営で実施している。町では計量器定期検査の事前調査、通知の発送、定期検査の補助を行う。</p> <p>定期検査 ・取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査 ・2年に1度の検査</p> <p>事業所への立入検査 該当なし</p> <p>計量思想の普及指導 県より送付されるポスター等で計量法の普及啓発を行う。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に規定する表示監視		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課
根拠法令等	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法・	家庭用品品質表示法・ 津久井町家庭用品品質表示法事務取扱要領・ 消費生活用製品安全法・ 津久井町消費生活用製品安全法事務取扱要領	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法・	家庭用品品質表示法・ 藤野町家庭用品品質表示法事務取扱要領・ 消費生活用製品安全法・
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、2,000点程度調査 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 6品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、5～6点調査 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1 実施 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 1品目 ・年1 実施 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成16年度は、30品目指定し、10店舗立入検査を実施。 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 6品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成16年度は、1品目指定し、3店舗立入検査を実施。 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・調査品目 100～120品目 ・年1回 実施 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 1品目 ・年1 実施 	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1 実施 <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 1品目 ・年1 実施

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	窓口業務の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	出張所	町民課	4支所・出張所	町民課	支所
根拠法令等	戸籍法 住民基本台帳法 相模原市印鑑条例 相模原市印鑑条例施行規則 相模原市出張所設置条例 相模原市庁舎管理規則 相模原市公印規則 相模原市手数料条例 相模原市手数料条例施行規則		戸籍法 住民基本台帳法 津久井町印鑑条例 津久井町印鑑条例施行規則 津久井町支所等設置条例 津久井町公印規程 津久井町手数料徴収条例		戸籍法 住民基本台帳法 藤野町印鑑条例 藤野町印鑑条例施行規則 藤野町支所設置条例 藤野町支所処務規程 藤野町公印規程 藤野町手数料徴収条例
歳出予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>出張所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・ 戸籍の届出の受付及び住民基本台帳への記載修正 ・ 住民異動届の受付及び処理 ・ 印鑑登録（さがみはらカード）申請の受付及び処理 ・ 住民基本台帳の閲覧 ・ 住民基本台帳カード交付等申請書の受付及びカードの交付 ・ 転入通知未着者の紹介及び処理 ・ 埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認（身体の一部に係るものを除く。）に関する事 ・ 住民実態調査に関する事 ・ 身分証明書その他証明書 ・ 広域交付住民票の交付（住居表示、戸籍表示証明書及び受理証明書については手書き。） ・ 個人の市・県民税課税証明及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）に関する事（大野南出張所（上鶴間連絡所をのぞく。）の主管に属するものを除く。） ・ 自動車臨時運行許可に関する事（大野南出張所に限る。） ・ 所管区域内の行政に係る情報収集に関する事 ・ 市民の相談その他要望等の受付に関する事 ・ 児童手当、児童福祉手当（児童福祉手当は大野南出張所を除く。）等にかかる認定請求書の受理に関する事 ・ 医療連絡票の交付に関する事 ・ 老人医療証、乳児医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証の交付申請受付（重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証は大野南出張所を除く。） ・ 国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する事 ・ 介護保険に係る資格者証の作成交付および認定申請書等の受付に関する事 ・ 国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する事 ・ 妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に關 	該当なし	<p>【内容】</p> <p>支所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・ 戸籍の届出の受付 ・ 住民異動届の受付 ・ 印鑑登録申請の受付 ・ 住民基本台帳の閲覧 ・ 埋火葬許可及び改葬許可に関する事 ・ 身分証明書その他証明書 ・ 個人の町・県民税課税証明及び納税証明に関する事 ・ 固定資産税の諸証明及び公園の閲覧等に関する事 ・ 所管区域内の行政に係る情報収集に関する事 ・ 町民の相談その他要望等の受付に関する事 ・ 老人医療証の交付申請受付 ・ 国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する事 ・ 介護保険に係る資格認定申請書等の受付に関する事 ・ 国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する事 ・ 妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に関する事 ・ し尿の処理に係る届出書の受付に関する事 ・ 地域自治団体等との連絡に関する事 <p>出張所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄抄本の交付に関する事 ・ 住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に関する事 ・ 印鑑登録証明書の交付に関する事 ・ 地域自治団体等との連絡に関する事 	該当なし	<p>【内容】</p> <p>支所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・ 戸籍の届出の受付 ・ 戸籍謄抄本の交付に関する事 ・ 住民異動届及び印鑑登録に関する事 ・ 住民票及び戸籍の附票の写し並びにその他諸証明書等の交付に関する事 ・ 印鑑登録証明書の交付に関する事 ・ 埋火葬許可及び改葬許可に関する事 ・ 課税及び納税証明並びに固定資産税の諸証明等に関する事 ・ 国民年金に関する事 ・ 介護保険に関する事 ・ 国民健康保険に関する事 ・ その他関連する窓口業務に関する事 ・ 施設の利用及び管理に関する事 ・ 地区の団体等に関する事 <p>牧野支所は、上記の事務以外に次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧野財産区に関する事

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	窓口業務の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p> すること。 し原の処理に係る届出書の受付にすること。 地域自治団体等との連絡にすること。 学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定にすること。 不在者投票にすること。 連絡所にすること（当該連絡所の所属する出張所に限る。）。 シティ・プラザはしもと（相模原市橋本6丁目2番1号）の維持管理及び秩序保持にすること（橋本出張所に限る。）。 相模原市南合同庁舎（相模原市相模大野5丁目31番1号）の維持管理及び秩序保持にすること（大野南出張所に限る。）。 出納員の設置にすること。 ・市税、税外諸収入金の収納及び公金払込領収書、調定報告書の作成 福祉年金に係る定時届の受付 ゴミ収集所設置及び移設申込書の受付 マッサージ等施術助成券の交付申請受付（大野南出張所を除く。）。 出張所ホームページにすること 出張所・・・12出張所 </p> <p> 連絡所は、次の事務を所掌する。 戸籍謄抄本の交付にすること。 住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付にすること。 印鑑登録証明書の交付にすること。 身分証明書、不在住・不在籍証明書及び住居表示・本籍表示変更証明書の交付にすること。 外国人登録原票記載事項証明書の交付にすること。 個人の市・県民税課税証明書及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）にすること。 現金出納員の事務補助 連絡所・・・4連絡所 </p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	出張所の維持管理及び秩序保持		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	出張所 相模原市庁舎管理規則	町民課	4支所・出張所	町民課	町民課・支所
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	668,700千円				
歳入予算額（平成17年度）	150千円(シティプラザはしもと 光熱水費実費負担金)				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>シティ・プラザはしもと維持管理及び秩序保持に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・旅費(19千円) ・需要費(660千円) ・役務費(1,319千円) ・委託料(18,000千円) ・使用料及び賃借料(262,003千円) ・公課費(9千円) ・負担金補助金及び交付金(16,200千円) 施設維持補修費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費(300千円) <p>南合同庁舎の維持管理及び秩序保持に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費(22,873千円) ・役務費(5,562千円) ・委託料(65,368千円) ・使用料及び賃借料(460千円) ・備品購入費(1,191千円) ・工事請負費(272,900千円) ・その他施設維持補修費 <ul style="list-style-type: none"> 需要費(800千円) 一般事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費(1,016千円) ・負担金補助金及び交付金(20千円) <p>南合同庁舎における文書の收受及び集配に関すること。</p> <p>南合同庁舎の事務室等の配置に関すること。</p> <p>南合同庁舎の連絡調整に関すること。</p> <p>財務事務に関すること。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

經 濟 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	産業振興ビジョン推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	495千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>内容 政策アドバイザー謝礼 255千円</p> <p>目的 本市産業政策の理念と施策の方向を示した「さがみはら産業振興ビジョン（平成8年3月策定）」を効果的に推進し具現化を図るため、各界の専門家から助言等を受けるもの。</p> <p>内容 経済懇話会委員謝礼 240千円</p> <p>目的 経済懇話会を開催し今後の本市の産業振興の方向性を探る</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	相模原商工会議所補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	30,982千円	9,840千円	8,687千円	6,500千円	9,200千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内商工業の育成振興を図るため、相模原商工会議所の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業経営支援事業 20,272千円 ・広報活動費 4,000千円 ・お店大賞 290千円 ・商店街販促支援事業 1,580千円 ・業種団体活性化支援事業 360千円 ・中小企業人材確保支援事業 330千円 ・TMO構想推進事業（橋本） 630千円 ・既存産業高度化支援事業 470千円 ・地域幹線道路網活性化事業 100千円 ・産業フェスティバル2005 750千円 ・優良従業員等表彰 590千円 ・さがみはらIT元気フェア2005 250千円 ・情報化推進研修事業 360千円 ・広域事業所照会システム 1,000千円 <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議所法に基づく団体。 （商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする町商工会の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業指導事業費 9,000千円 ・地域商業振興事業費 80千円 ・地域工業振興事業費 80千円 ・青年部助成金 60千円 ・女性部助成金 60千円 ・地域資源研究事業費 400千円 ・地域振興ビジョン推進事業費 160千円 <p>【公共的団体の概要】 城山町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 町内商工業の発展のために町の商工行政の一躍を担う、津久井町商工会の運営費の一部を助成。</p> <p>【内容】 商工会運営費補助金 6,948千円 人件費補助 6,948千円 積算式：（人件費6名分 - 国県補助金額）× 50%</p> <p>提案公募型商工振興事業補助金 1,739千円</p> <p>【目的】 中小企業者の自立を促し、多様化するニーズに応える。</p> <p>【内容】 自ら先進性及び独創性のある事業を提案してもらい商工振興上有益であると認められる事業に対して補助金を交付する。 補助率 30%～50% 限度額 20万円～50万円 補助対象 津久井町商工会（津久井町内に事業所を起き10社以上で設立された団体）</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 経営改善普及事業の経営指導を積極的に行い、商工業者の経営基盤の安定に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業指導職員設置費 4,256千円 ・経営改善普及事業指導事業費 899千円 ・地域総合振興事業費 985千円 ・管理費 360千円 <p>【公共的団体の概要】 相模湖町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	<p>【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする町商工会の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業職員設置費 4,896千円 ・経営改善普及事業指導事業費 1,318千円 ・地域総合振興事業費 873千円 ・管理費 1,498千円 ・資産取得等支出 615千円 <p>【公共的団体の概要】 藤野町商工会 ・商工会法に基づく団体 （商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	工業団体育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工業団体を組織する構成員の経営及び技術力の向上を目的とする研修や、団体が行う調査研究等の事業の一部に対し助成する。</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 津久井町商工会工業部会にて同様な各種事業を実施。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	優良従業員等表彰事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市優良事業所表彰要領・ 相模原市優良店舗表彰要領・ 相模原市商工業優良従業員表彰要領				
歳出予算額（平成17年度）	135千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の商工振興のため、経営の合理化、生産性の向上、勤労意欲の向上等に貢献した優良事業所、優良店舗、優良従業員を市表彰し、市内産業の発展を図る目的で行っている。表彰対象者は商工会議所推薦で会議所表彰と合同開催。</p> <p>【内容】 対象者 ・優良事業所（工業） 3事業所 ・優良店舗（商業） 4店舗 ・優良従業員（商工） 各20名</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議商法に基づく団体。 （商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体）</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・津久井町表彰条例あり 対象者 町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	新事業創出促進事業（産業振興課分）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例・相模原市青年アントレプレナー奨励金交付要綱・相模原市産学連携に係る研究者等誘致促進補助金・交付要綱・首都圏南西地域産業活性化フォーラム運営委員会・設置要綱				
歳出予算額（平成17年度）	47,707千円				
歳入予算額（平成17年度）	4,020千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 青年起業家育成事業 7,020千円</p> <p>【目的】 独自の事業プランを持ち、概ね1年以内に起業を目指す青年に対し奨励金を交付し、起業の支援を行う。</p> <p>2. 中小企業新分野進出支援事業 16,632千円</p> <p>【目的】 中小企業の新分野進出等に伴う技術、経営改善の相談を行い、市内産業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・相談業務を(株)さがみはら創造センターに委託 ・相談内容は技術相談、経営改善指導、経理相談など (株)さがみはら産業創造センター（SIC）概要 設立 平成11年4月 概要 創業や中小企業の新分野進出の支援を目的として、地域公団、市、地域企業等の出資により設立。インキュベーター事業、産学・企業間連携事業、人材育成事業等に取組んでいる。</p> <p>3. 産学連携支援事業 16,615千円</p> <p>【目的】 市内企業と大学など研究機関との産学連携の支援を行い、市内産業の振興を図る。</p> <p>【内容】 産学連携推進アドバイザーの派遣 企業訪問により、大学研究機関との連携ニーズ等把握し、技術相談・コンサルティング等調整 産学連携セミナーの開催 市内企業の産学共同研究への意識の啓蒙普及等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	新事業創出促進事業（産業振興課分）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>地域資源ネットワーク活用事業委託 大学シズ・企業ニーズ発掘調査等 特許情報アドバイザーの設置 特許に関する相談業務等</p> <p>4. 広域連携支援事業 1,800千円 首都圏南西地域産業活性化フォーラムの開催 【目的】 地域における企業・大学・支援機関・金融機関・行政機関等が一堂に集い、中小企業等の新技術・新製品開発や新分野進出などに繋がる新たな連携のための交流の場を提供。 【内容】 相模原・町田を中心に県央・津久井地域にわたるエリアを対象に年3回開催。（事務局相模原市）</p> <p>5. コミュニティビジネス推進事業 5,000千円 【目的】 コミュニティビジネスの新たな事業機会を創出推進し、地域経済の活性化に資することを目的とする。 【内容】 以下の事項を相模原産業振興財団へ委託する</p> <p style="padding-left: 20px;">コミュニティビジネス総合相談窓口の開設準備 コミュニティビジネスHPの作成立ち上げ準備 コミュニティビジネス起業家育成塾の開催 コミュニティビジネスフォーラム開催 仮称コミュニティビジネス協議会設立準備</p> <p>6. 公共図書館ビジネス支援事業 640千円 【目的】 起業家の自立等や新事業の創出を図る。 【内容】 橋本図書館ビジネス支援コーナーを設置し、関連図書の貸出し、有料データベースによる情報提供、ビジネスカウンセリング（委託業務）等を実施。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	青年起業家育成基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例				
歳出予算額（平成17年度）	5,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市では新事業創出を重要な施策として位置付けており、市内産業の活性化を図るため、次代を担う若い世代を対象とした諸事業を展開することが肝要であると判断し、その財源を確保するための基金を平成12年4月1日に設置。</p> <p>【内容】</p> <p>基金残高 22,451,771円（H17.3.31現在）</p> <p>基金の使途 青年起業家育成事業 独自の事業プランを持ち、概ね1年以内に起業を目指す青年に対し、起業の支援を行う</p> <p>ジュニアアントレ体験事業（子ども商人体験事業） 小学生から高校生を対象に「会社を起こすことから、原料の仕入れ、商品の製造、販売、決算まで」という経済の流れや商売の仕組の疑似体験をとおして、子ども達に、「失敗を恐れず挑戦する心」「自分の考えで行動できる力」「チームワークの大切さ」「個人を評価し尊重する気持ち」「お金の大切さ」等を学んでもらうことを目的に開催。（年1回）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	情報集積促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	505千円	10千円	10千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>1. 情報集積促進事業 505千円</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業のまちネットワーク年会費負担金 ・TAMA協会年会費 ・県産業貿易振興協会負担金 ・日本貿易振興会年会費 <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	<p>1. 商工振興管理経費</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TAMA協会年会費 10千円 <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	<p>1. 情報集積促進事業</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TAMA協会年会費 10千円 <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	工業集積促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市企業立地促進資金融資要綱				
歳出予算額（平成17年度）	836,007千円	50千円	50千円	50千円	50千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内経済の活性化や雇用の創出を促進させるため、市内に新たな企業立地の促進を図る。</p> <p>【内容】 工業地保全整備事業 823,107千円 (工業集積の促進を目的とする企業立地促進資金融資制度の原資を金融機関に預託する。) ・相模原市企業立地促進資金融資制度 814,722千円 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 280千円 ・テクノ相模協同組合共有施設等補助金 2,611千円 ・グリーンピア田名協同組合共有施設等補助金 5,164千円</p> <p>テクノパイル田名企業立地推進事業 1,940千円 (田名塩田原地区(テクノパイル田名)への高度技術型企業の誘致を図る。) ・土地鑑定評価料 320千円 ・応募企業経営診断委託 600千円 ・地下水影響調査委託 800千円 ・除草作業委託料 220千円</p> <p>○企業誘致等推進事業 10,960千円 (新たな企業の誘致に向け、優良企業等の立地動向調査を行うとともに、雇用誘致数を算出するために産業連関表を作成する。)</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>	<p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	中小企業国際活動支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,283千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 経済のグローバル化に対応し、本市の友好都市であるカナダ（トロント市）をはじめとする、市内中小企業の海外展開を支援するもの。</p> <p>【内容】 事業実施 （財）相模原市産業振興財団へ委託。</p> <p>【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興に係る各種事業を行なうことにより、地域産業の健全な発展を図り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 津久井町はカナダのトレイル市と友好都市を結んでいる。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	中小企業経営安定対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業融資規則・相模原市信用保証料補助規程・相模原市中小企業融資診断員設置要綱		津久井町中小企業金融対策資金貸付要綱・津久井町中小企業設備資金利子補給金交付要綱・津久井町信用保証料補助金交付要綱	相模湖町中小企業金融対策資金貸付要綱	藤野町中小企業設備資金利子補給金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	2,455,347千円	8,539千円	2,325千円	10,212千円	428千円
歳入予算額（平成17年度）	2,333,000千円	8,000千円	0千円	10,000千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。</p> <p>【内容】 中小企業事業資金利子補給金 42,000千円 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 小企業小口資金 融資利率2.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担1.4%以内） 対象者及び融資限度額 小企業者：1,000万円 環境整備支援金 融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） 対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者：5,000万円 体質強化支援資金 融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） 対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者：5,000万円 起業支援資金 融資利率3.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担2.4%以内） 対象者及び融資限度額 これから創業する個人または創業して1年未満の中小企業者：1,000万円 中小企業事業資金融資預託金 2,333,000千円 市が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する。 対象資金 中小企業振興費、環境整備支援資金 起業支援資金、小企業小口資金、体質強化支援資金 預託先 市融資制度取扱金融機関 5 8店舗 預託期間 H17.4.1～H18.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 3.5倍</p>	<p>【目的】 中小企業が企業活動を行うための必要な資金を金融機関と協調して行い、町内中小企業の健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策事業預託金8,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する。 預託先 町融資制度取扱金融機関 3店舗 預託期間 H17.4.1～H18.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 5倍 信用保証協会保証料補助金 141千円 町制度融資を利用し、県信用保証協会または、県農業信用基金協会の保証を行った場合、支払った保証料の一部を補助する。 補助率 1/3以内 補助金額 47,000円以内 中小企業事業資金融資事務費 398千円 中小企業経営安定対策事業を実施するための出せん金 県信用保証協会出せん金</p>	<p>【目的】 町内の中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の強化を促進する。</p> <p>【内容】 津久井町中小企業金融対策資金貸付 0円 ・該当なし ・本制度は、制度内容の検討を行い、平成12年度をもって当分の間休止としている。 津久井町中小企業設備資金利子補給金1,038千円 ・中小企業者が設備投資する際に支払った利子の一部を補給。 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補給率：30%～50% 限度額：10万円～15万円 平成16年度の実績；603千円（新規9件、継続16件） 津久井町信用保証料補助金 800千円 ・設備資金の融資を受ける際、神奈川県信用保証協会及び神奈川県農業基金協会に支払った信用保証料に対して補助 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補助額：10万円を限度に全額補給 平成16年度の実績；2件 中小企業事業資金融資事務経費 487千円 ・融資診断謝礼 ・該当なし ・金融のしおり印刷製本 ・該当なし ・県信用保証協会出せん金 487千円</p>	<p>【目的】 商工業における融資金利制度の充実と利用促進を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 10,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する 対象資金 運転・設備資金 預託先 町融資制度取扱金融機関 3店舗 預託期間 H17.4.1～H18.3.31 預託金利 普通預金の金利 貸付利率 県中小企業融資制度の小企業の内、小規模企業資金の利率に連動するものとし、変動のあった時点の1ヶ月後から適用 協調倍率 5倍 県信用保証協会出損金 212千円 中小企業者の金融の円滑化に資するために、経営基盤の強化と保証能力の拡大を図る。</p>	<p>【目的】 商工業における融資金利制度の充実と利用促進を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 該当なし 藤野町中小企業設備資金利子補給金 200千円 概要；中小企業者が設備投資する際に支払った利子の一部を補給。 対象者；町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補給率；30%～50% 県信用保証協会出損金 228千円 中小企業者の金融の円滑化に資するため経営基盤の強化と保証能力の拡大を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	中小企業経営安定対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>相模原市信用保証料補助金 69,190千円 市中小企業融資制度利用者の信用保証料の負担の軽減を図るため、県信用保証協会への払込保証料の一部助成。支払われた保証料の70%以内(千円未満切り捨て)、15万円限度で補助。</p> <p>中小企業事業資金融資事務費 11,157千円 中小企業経営安定対策事業を実施するための各種事務費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資診断謝礼 ・金融のしおり印刷製本 ・県信用保証協会出せん金 <p>【電算システムの概要】 融資制度管理システム 融資事務を行っていくうえで、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	中小企業景気対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業融資制度利子補給規則・ 相模原市中小企業融資規則・ 相模原市信用保証料補助規程・ 相模原市中小企業融資診断員設置要綱・				
歳出予算額（平成17年度）	3,210,856千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,950,500千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 景気の後退で経営環境が悪化している中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。</p> <p>【内容】 景気対策特別融資利子補給金 112,005千円 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 ・景気対策特別資金 融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内） ・倒産関連防止資金 融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内） ○景気対策特別融資預託金 2,950,500千円 ○景気対策特別融資信用保証料補助金 141,610千円 ○景気対策特別資金融資事務費 96千円（融資診断員謝礼）</p> <p>【電算システムの概要】 融資制度管理システム ・融資事務を行っていくうえでの、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	相模原市産業振興財団補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	民法第34条				
歳出予算額（平成17年度）	78,740千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域産業の健全な発展及び経済の活性化を図るため、財団法人相模原市産業振興財団が実施する各種事業に対し助成するもの。</p> <p>【内容】 事業費 78,740千円 ・負担金、補助及び交付金 補助内容 事業 ・各種フェア、展示、国際経済セミナー等 ・経営向上促進事業 （国際経済交流支援事業等） ・情報提供事業 （インターネット、データベース事業、 SOHO事業、調査研究事業等） 法人管理 ・派遣、嘱託職員及び事務所管理</p> <p>【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興に係る各種事業を行なうことにより、地域産業の健全な発展を図り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	産業会館の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市 産業振興課	城山町 経済課	津久井町 産業経済課	相模湖町 総務課	藤野町 まちづくり課
根拠法令等	相模原市立産業会館条例・相模原市立産業会館条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	85,056千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市立産業会館条例及び施行規則に基づき産業会館の管理運営等の適正な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 産業会館の概要 設置目的 産業を振興し、及び市民の産業に対する理解を深める場を提供することにより、市内産業の健全な発展を図り、もって活気と賑わいのある豊かな都市の創造に寄与するために産業会館を設置。</p> <p>建物概要 名称「相模原市立産業会館」（H5年4月開館） 地上5階、地下2階 敷地面積 1,369㎡、建築面積 1,038㎡、 延床面積 4,836㎡</p> <p>施設概要 1階 多目的ホール、事務室等 2階 展示室等 3階 大・小研修室、情報センター等 4階 国際商談室、懇談室等 5階 機械室等 地下1階 O A 研修室等 地下2階 ビル管理事務室、機械室等</p> <p>管理運営 相模原商工会議所へ管理運営委託。 産業会館管理費等 ・施設賠償責任保険料 7,0千円 ・産業会館管理運営業務委託料 77,179千円 ・産業情報センター運営委託料 4,000千円</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	事業協同組合等の設立認可等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数(H16年度末現在) <li style="padding-left: 20px;">事業協同組合：54 <li style="padding-left: 20px;">企業組合：1 <li style="padding-left: 20px;">商店街振興組合：6 	<p>【目的】 県から権限移譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数（平成16年度末） <li style="padding-left: 20px;">事業協同組合：2 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲がされ根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類受理 ・ 役員変更届受理 ・ 解散届受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数 <li style="padding-left: 20px;">事業協同組合 5組合 <li style="padding-left: 20px;">企業組合 1組合 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき、事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数 <li style="padding-left: 20px;">事業協同組合：2 <li style="padding-left: 20px;">協業組合：1 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立認可事務 ・ 定款変更認可事務 ・ 決算関係書類 受理 ・ 役員変更届 受理 ・ 解散届 受理 ・ 休眠組合の整理事務 ・ 所管組合数・・・該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	工業地域等における住宅開発の指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市工業地域等における住宅開発指導要綱・				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工業系産業用地の保全及び良好な生産環境と居住環境の調和を図る。</p> <p>【内容】 良好な生産環境と居住環境の調和を図るため、工業地域及び準工業地域において、500㎡以上の住宅建築を目的とした開発行為を行おうとする場合に、自粛要請・緩衝帯設置等の指導を行っている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	工場立地法に規定する届出、勧告等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	工場立地法・	工場立地法	工場立地法	工場立地法	工場立地法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特権移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・届出をした者に対する勧告（法第9条） ・勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・実施の制限期間の短縮（法第11条） ・氏名等の変更の届出（法第12条） ・地位を承継した場合の届出（法第13条） ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特権移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・届出をした者に対する勧告（法第9条） ・勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・実施の制限期間の短縮（法第11条） ・氏名等の変更の届出（法第12条） ・地位を承継した場合の届出（法第13条） ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特権移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・届出をした者に対する勧告（法第9条） ・勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・実施の制限期間の短縮（法第11条） ・氏名等の変更の届出（法第12条） ・地位を承継した場合の届出（法第13条） ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特権移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・届出をした者に対する勧告（法第9条） ・勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・実施の制限期間の短縮（法第11条） ・氏名等の変更の届出（法第12条） ・地位を承継した場合の届出（法第13条） ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条） 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特権移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理（法第6条） ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理（法第7条） ・特定工場の変更の際の届出の受理（法第8条） ・届出をした者に対する勧告（法第9条） ・勧告に係る事項の変更命令（法第10条） ・実施の制限期間の短縮（法第11条） ・氏名等の変更の届出（法第12条） ・地位を承継した場合の届出（法第13条） ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理（工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	中小企業経営革新支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業研究開発補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	22,487千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>中小企業研究開発支援事業 19,240千円</p> <p>【目的】 中小企業が自ら行なう新製品・新技術等に関する研究開発に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の技術研究開発を促進し、中小企業の技術力向上を図る。</p> <p>【内容】 事業内容 ・対象 市内で1年以上継続して操業し、単独または共同で新技術、新製品開発等の研究開発を行っている市内中小企業者 ・補助率及び補助金額 研究開発に要する経費の1/2以内で200万円を限度 ・補助機関及び採択件数 最大2ヵ年度 / 3件程度 ・選考方法 相模原市中小企業研究開発補助金審査会にて審査を行う。</p> <p>中小企業販路開拓支援事業 3,247千円</p> <p>【目的】 市内中小企業者の販路開拓を支援するため中小企業者等が自ら開発した製品技術を展示会見本市等へ出展する際に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																		
29	各種事務事業の取扱い	経済部会																		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																		
9	商業地形成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町															
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課															
根拠法令等	相模原市商業地形成事業補助金交付要項																			
歳出予算額（平成17年度）	19,346千円																			
歳入予算額（平成17年度）	6,593千円																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活環境の向上と地域商業の振興を図るため、活気にぎわいのある商業地づくりを推進する。</p> <p>【対象】 「さがみはら産業振興ビジョン」を基本として、それぞれの地区ごとに策定した基本計画・整備計画等の整備を対象とする。</p> <p>【内容】 商店街振興計画策定補助 商店街環境整備事業補助（アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント、駐車場施設等） *「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 *任意団体の商店会が環境整備事業を行う場合には、「商店街近代化事業補助金」の補助メニューを活用する。 商店街共同施設整備補助（組合事務室等） 融資資金利子補給・信用保証料補助 まちづくり協議会の運営費補助 商業地形成事業融資制度</p> <p>【平成17年度予算額】 商店街環境整備事業補助金 9,453千円 街路灯設置20基、壁面後退部分カラー舗装整備 まちづくり協議会の運営費補助 300千円（50千円×6団体） 商業地形成事業融資預託金 6,593千円（元金収入として同額の歳入あり） 商業地再生事業 3,000千円 西門地区商業地の再生・発展を図る</p> <p>【特定財源の概要】 商業地形成事業融資預託金元金収入 6,593千円</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,464 大型小売店舗数 = 76、売場面積 = 385,950㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数0、会員数 = 538(商工会会員数) 大型小売店舗数 = 5、売場面積17,826㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街・商店連盟（4団体）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: center;">会員数</th> <th style="text-align: center;">店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野商店連盟</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td>中央商工連盟</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>串川商和会</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>鳥屋商工連合会</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </tbody> </table> <p>商店街街路灯組合 名称 中野商店街街路灯組合（70本所有） 中央街路灯組合（67本所有） 大規模小売店 3店舗 売場面積 5,211㎡</p>	名称	会員数	店舗数	中野商店連盟	18	18	中央商工連盟	69	21	串川商和会	15	15	鳥屋商工連合会	47	15	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街 名称 会員数 店舗数 与瀬商栄会 32 32 *但し、店舗数は全部で43店舗ある。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数0、会員数 = (商工会会員数) 大型小売店舗数 = なし 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>
名称	会員数	店舗数																		
中野商店連盟	18	18																		
中央商工連盟	69	21																		
串川商和会	15	15																		
鳥屋商工連合会	47	15																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	中心市街地活性化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	24千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区を市の中心商業地として位置付け、高度な都市機能の集積と活気にぎわいのある商業地づくりを推進する。</p> <p>【内容】 橋本駅周辺では、多くの来街者でにぎわう中心市街地の形成に向け、「相模原市中心市街地活性化基本計画」と商業ソフト戦略を進めるため、商工会議所が策定したTMO構想に基づき、地元事業者や住民、商工会議所等が一体となって、市街地整備や商業の活性化を推進している。</p> <p>また、平成13年度には橋本地区に次ぐ2地区目とし、相模大野地区における中心市街地活性化基本計画を策定した。</p> <p>本事業は、事業者や住民、開発関係団体、TMO、行政等の関係者を構成員として設置した「中心市街地活性化推進連絡協議会」の開催に係る会議費等の経費である。</p> <p>【平成17年度予算額】 会議開催経費（会場費、賄い） 24千円</p> <p>【参考】 中心市街地活性化基本計画の策定を今後計画している地域 = なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	商店街振興支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市商店街近代化事業補助金交付要項				
歳出予算額（平成17年度）	32,909千円		60千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商店街の近代化を図るため、商店街街路灯の電気料や共同駐車場の維持費、環境整備事業等に対し助成する。</p> <p>【対象】 商店会組織 公衆浴場</p> <p>【内容】 商店街環境整備事業補助金（アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント等） *任意団体の商店会が環境整備事業を行う場合には、「商店街近代化事業補助金」の補助メニューを活用する。 *「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。</p> <p>商店街共同駐車場整備維持補助金（賃借料の40%を補助） 商店街街路灯電気料補助金（電気料の70%を補助） 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金（購入額の30%を補助） 商店街街路灯修繕費補助金（修繕料の30%を補助） 公衆浴場設備整備費補助金（県との協調補助-県補助1/2、市補助1/4）</p> <p>【平成17年度予算額】 商店街共同駐車場整備維持補助金 7,377千円 商店街街路灯電気料補助金 21,358千円 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金 1,017千円 商店街街路灯修繕費補助金 1,253千円 公衆浴場設備整備費補助金 1,904千円</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,464 大型小売店舗数 = 76、売場面積 = 385,950㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし 借地の商店街共同駐車場の数、賃借料の概算 合計 = 8 駐車場、18,500千円 商店街街路灯の本数合計 = 約2,800基 公衆浴場の数 = 11軒</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数 = 0、会員数 538（商工会会員数） 大型小売店舗数 = 5、売場面積 = 17,826㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし 借地の商店街共同駐車場の数、借地料の概算 = 該当なし 防犯灯 1693基（環境防災課所管） 街路灯 77基 公衆浴場の数 = 該当なし</p>	<p>【目的】 商店街街路灯の維持管理費補助。</p> <p>【内容】 中野商店街街路灯組合補助金 30千円（70本所有） 中央街路灯組合 30千円（67本所有）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																					
29	各種事務事業の取扱い	経済部会																					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																					
12	商店街活性化事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																		
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課																		
根拠法令等	相模原市商店街活性化事業補助金交付要綱																						
歳出予算額（平成17年度）	29,154千円																						
歳入予算額（平成17年度）	1,200千円																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>商店街の活性化を図るため、商店街が自ら取り組むソフト事業、空き店舗活用事業、イベント事業などに対して助成する。</p> <p>【対象】</p> <p>市内商店会組織</p> <p>【内容】</p> <p>商店街ステップアップ事業補助金（ソフト事業が対象、事業費の50%を補助）</p> <p>空き店舗活用事業補助金（賃借料の30%を補助）</p> <p>商店街イベント事業補助金（イベント開催経費の一部を補助）</p> <p>アドバイザー派遣事業（商店街活動を助言する専門家を派遣）</p> <p>個店の魅力アップ講座の開催経費（商工会議所に事業委託）</p> <p>【平成17年度予算額】</p> <p>商店街ステップアップ事業補助金 5,000千円</p> <p>空き店舗活用事業補助金 10,557千円</p> <p>商店街イベント事業補助金 10,967千円</p> <p>アドバイザー派遣事業 1,680千円</p> <p>個店の魅力アップ講座の開催経費 950千円</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>空き店舗活用事業補助分として国庫補助金 1,200千円の歳入がある。</p> <p>【参考】</p> <p>商店会数 = 67、会員数 = 2,464</p> <p>新たなソフト事業実施を検討している商店街数 = 9団体</p> <p>商店街内にある空き店舗数 = 126店舗</p> <p>商店街が実施しているイベント数 = 約50イベント</p> <p>事業費が300万円を超える商店街イベント = みなはし味彩まつり300万円、高校通り夏まつり350万円、相模台夏祭り450万円、ふちのべ銀河まつり570万円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																		
			<p>【参考】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">商店街・商店連盟（4団体）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">会員数</td> <td style="text-align: center;">店舗数</td> </tr> <tr> <td>中野商店連盟</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td>中央商工連盟</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>串川商和会</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>鳥屋商工連合会</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </table>	商店街・商店連盟（4団体）			名称	会員数	店舗数	中野商店連盟	18	18	中央商工連盟	69	21	串川商和会	15	15	鳥屋商工連合会	47	15		
商店街・商店連盟（4団体）																							
名称	会員数	店舗数																					
中野商店連盟	18	18																					
中央商工連盟	69	21																					
串川商和会	15	15																					
鳥屋商工連合会	47	15																					

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	商業実態調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	4,500千円				
歳入予算額（平成17年度）	64千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>さがみはら産業振興ビジョンに基づく市内の商業振興施策に関する基礎資料及び事業者等が活用できる資料として、市内商業地における通行量調査、買物行動調査、商店経営者調査等を行う。平成17年度は、商店経営者調査と商店街調査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>来街目的、街への要望などを聞き取り調査する。調査は、商工会議所に委託する。調査報告書、概要書をそれぞれ300部作成し、商店街や関係団体に配布するほか、行政資料として販売している。</p> <p>【平成17年度予算額】</p> <p>商工会議所への委託料 4,500千円</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>調査報告書の販売として64千円の歳入あり</p> <p>【参考】</p> <p>定期的を実施している商業関係の調査 = 市内商業地における通行量調査、買物行動調査、商店経営者調査・商店街調査、来街者調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	買物公園道路維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	5,089千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原西門商店街に設置した買物公園道路（愛称：グリーンプラザさがみはら）内の街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理（光熱水費、保守点検、清掃、修繕など）</p> <p>【平成17年度予算額】 5,089千円</p> <p>【参考】 買物公園の概要 ・面積 17,550㎡ ・整備年度 S57 ・施設 - 街路灯、公衆トイレ、噴水、時計塔、モニュメント</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	商業団体育成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市商業団体等活動促進事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成17年度）	1,770千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商業団体の運営の向上と活動促進を図るため、運営費及び活動費に対し助成する。</p> <p>【内容】 法人化された商店街振興組合、商店街協同組合に対して運営費の補助を行う。 相模原市商店会連合会に対して運営費及び活動費の補助を行う。</p> <p>【平成17年度予算額】 法人化組合 900千円（設立後10年以上@50千円×15団体、10年未満@150千円×1団体） 相模原市商店会連合会 700千円（運営費50千円、活動費650千円） 商店街組織と大型店の共生フォーラム開催経費 170千円</p> <p>【参考】 法人化された商店街団体数 = 設立後10年以上15団体、10年未満1団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	新事業創出促進事業（商業観光課分）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	17,055千円				
歳入予算額（平成17年度）	3,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新規事業に進出しようとする事業者の支援や将来の産業を担う人材育成による商業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 チャレンジショップ支援事業 商業系ベンチャーの育成と商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗を使って、独創的なアイデアで新規事業や新分野に進出しようとする意欲ある事業者を支援する。店舗の改装費と賃借料の一部を奨励金として支援する。</p> <p>子ども商業体験事業 将来の産業を支える人材育成と商業の活性化を図ることを目的に、「会社を起すことから、原料の仕入れ、商品の製造、販売、決算まで」という経済の流れや商売の仕組みを楽しく疑似体験する「さがみはら子どもアントレプレナー体験事業」を開催するための経費に対して助成する。</p> <p>【平成17年度予算額】 チャレンジショップ支援事業奨励金等 14,055千円 子ども商業体験事業補助金 3,000千円</p> <p>【特定財源の概要】 子ども商業体験事業への充当分として民間からの寄付を財源とする青年起業家育成基金からの繰入金として3,000千円の歳入あり</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	市民まつり開催事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	8,980千円	2,500千円	2,000千円	500千円	1500千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ふるさとづくりの中心的行事として、市民参加による手作りのまつりである「市民まつり」を開催する。</p> <p>【内容】 相模原市民桜（若葉）まつり 昭和49年に、市制施行20周年を記念し市民のふるさとづくりをテーマに、市役所前通りの桜並木を生かしながら市民参加を中心としたまつりとして、毎年4月上旬（若葉のときは5月上旬）に、市民の手づくりによる催し物やパレードなどが2日間にわたり盛大に行われる。</p> <p>事業費（負担金） 8,980千円</p> <p>平成17年度開催内容 名称 第3回相模原市民桜まつり 開催日 平成17年4月2日（土）・3日（日） 会場 市役所さくら通り 観客数 2日間延べ 39万5千人 （平成15年度 31万5千人） （平成15年度 34万5千人） （平成14年度 38万人） （平成13年度 40万人） 参加団体数 パレード 39団体 行事 273団体（236行事） 主催 相模原市民まつり実行委員会 （構成団体…相模原市、自治会連合会、商工会議所、警察署 ほか）</p>	<p>【目的】 町民相互の協力により、地域の郷土意識を通じ、産業・文化・コミュニティ等の活動が一体となって、ふれあいの場を創り上げることにより、郷土意識の高揚を図るため「もみじまつり」を開催する。</p> <p>【内容】 もみじまつり 昭和49年に観光産業まつりとして開催され、翌50年からは、町の木であるもみじをまつりの名称にし、町内全域のまつりとして毎年10月中旬に開催。</p> <p>事業費（負担金） 2,500千円</p> <p>平成16年度開催内容 名称 第29回もみじまつり 開催日 平成16年10月17日（日） 会場 原宿公園 観客見込数 15,000人 （平成16年度観客数 15,000人） （平成15年度観客数 13,500人） （平成14年度観客数 12,000人） 参加団体数 79団体 主催 城山町もみじまつり実行委員会 （構成団体…城山町、自治会連合会、商工会、観光協会、商工経済同友会、小中学校校長会 ほか）</p>	<p>【目的】 町民相互のふれあいと産業振興を図ることを目的に「津久井やまびこ祭り」を開催する。 平成17年10月23日（日） 事業費（補助金） 2,000千円</p> <p>【内容】 平成16年度開催内容 ・開催予定日 平成16年10月24日（日） 事業費（補助金） 2,000千円</p> <p>【参考】 平成16年度開催内容 名称 第19回津久井やまびこ祭り 総事業費 3,743千円 主催 やまびこ祭り実行委員会 （津久井町商工会青年部） 事務局 津久井町商工会 開催日 平成16年10月24日（日） 来場者数 約25,000人 参加団体数 82団体 内容 各種個店、ステージ発表、フリーマーケット、室内展示など</p>	<p>ふれあい広場 【目的】 町民相互のふれあいが少なくなっている現状を踏まえて、「町民相互のふれあいの場」を提供し、また、町内産業の振興・地域PR・観光開発・特産品開発等の「まちおこし」を考えていく。</p> <p>【内容】 ・補助金 500千円 （内訳） イベント関係 52千円 ステージ関係 52千円 会場設備関係 219千円 広報関係 104千円 事務局経費 73千円</p> <p>【参考】 平成16年度開催内容 商工会が中心となり実行委員会形式で運営されている。 ・名称 第16回相模湖ふれあい広場 ・開催日 平成16年10月17日（日） ・観客数 3,000人 ・参加団体 40団体</p>	<p>【目的】 善意と友情に基づく全ての藤野町町民と各種団体、行政が一体となって創り上げる【太陽の市場】を明るく、楽しく開催することを目的とする。</p> <p>【内容】 平成17年度開催内容 ・開催予定日 平成17年10月23日（日） 事業費（補助金） 1,500千円</p> <p>【参考】 平成16年度開催内容 名称 太陽の市場2004（第23回ふじの産業まつり） 総事業費 1,500千円 主催 太陽の市場2004実行委員会 （事務局：藤野町役場産業建設部まちづくり課内） 開催日 平成16年10月24日（日） 来場者数 約12,000人 参加団体数 54団体</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	観光宣伝事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	1,595千円	420千円	175千円	1,483千円	157千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 行事会場となる相模川河川敷の整地やイベントで必要となる備品の購入、イベント打合せ会場の使用などにより観光事業の充実に図るとともに、本市観光のPRを積極的に展開する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 2 2 5 千円 ・施設使用料 7 5 0 千円 ・会場整地費用 1 8 0 千円 ・県への負担金 3 7 0 千円 ・新堀用水路を愛する会への補助金 7 0 千円 	<p>【目的】 各種新聞、旅行情報誌等のマスコミを利用し、本町の観光行事、施設の知名度を高め、観光誘客の促進を図るとともに、各種団体に負担金等を交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務費（広告料）8社 3 2 4 千円 ・県観光協会負担金 3 0 千円 ・県観光振興対策協議会負担金 3 0 千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 3 6 千円 	<p>【目的】 観光振興の遂行、及び観光宣伝の展開を図るため、各種団体に負担金等を交付。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告料 3 2 千円 ・県観光協会負担金 7 0 千円 ・県観光振興対策協議会負担金 3 0 千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 4 3 千円 	<p>【目的】 各地区で行われる観光行事・イベント等の新聞、雑誌へのPR及びガイドマップ等の作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（つり大会・写生大会） 2 1 千円 ・需用費（ガイドマップ・リーフレット等） 1, 0 3 5 千円 ・負担金補助（観光協会観光宣伝負担金及び交付金） 2 7 0 千円 ・県観光協会負担金 3 0 千円 ・県観光振興対策協議会負担金 3 0 千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 2 5 千円 <p>観光地入込観光客調査事業</p> <p>【目的】 観光宣伝事業での基礎データ作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 7 2 千円 ・町内3ヶ所（年4回）調査を実施 	<p>【目的】 各種新聞、旅行情報誌等のマスコミを利用し、本町の観光行事、施設の知名度を高め、観光誘客の促進を図るとともに、各種団体に負担金等を交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務費（広告料）3社 63千円 ・県観光協会負担金 30千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 34千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	キャンプ場管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市営キャンプ場管理運営要綱		津久井町立青野原森林総合利用施設の設置及び管理に関する規程		
歳出予算額（平成17年度）	13,554千円		153千円		
歳入予算額（平成17年度）	6,000千円		113千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内に2ヶ所あるキャンプ場（上大島・望地弁天）の管理運営事業</p> <p>【内容】 事業費 ・施設修繕料 200千円 ・電話料 150千円 ・保険料 119千円 ・委託料（市観光協会へ委託） 11,140千円 ・土地賃借料 675千円 ・管理種賃借料 1,270千円</p> <p>利用状況 平成16年度実績 ・上大島 44,421人 ・望地弁天 7,560人 平成15年度実績 ・上大島 55,530人 ・望地弁天 4,667人 平成14年度実績 ・上大島 57,376人 ・望地弁天 6,037人 平成13年度実績 ・上大島 48,815人 ・望地弁天 6,474人</p> <p>管理運営、ゴミ清掃等の委託先（相模原市観光協会に委託し、以下のとおり再委託） 上大島・・・大島観光協会 望地弁天・・・陽原白寿会</p> <p>利用者協力金制度導入 ・平成16年7月1日から（キャンプ場利用者に運営費の内、清掃費や光熱水費などの実費相当分を負担していただき、より高いサービスを提供するもの。） 協力金徴収（徴収単位を10人とし、1から10人までが1,000円、以後10人増すごとに1,000円追加。）</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市観光協会の概要 ・相模原市の観光振興を推進する団体。</p>	該当なし	<p>【目的】 町内（青野原地区）にあるオートキャンプ場の管理運営事業</p> <p>【内容】 事業費 ・火災保険料 40千円 ・土地賃付料 113千円 （青野原オートキャンプ場組合より町を經由して土地所有者へ）</p> <p>利用状況 平成16年度実績 ・利用台数 10,354台 ・利用人数 30,062人 平成15年度実績 ・利用台数 9,364台 ・利用人数 27,146人 平成14年度実績 ・利用台数 13,084台 ・利用人数 35,685人</p> <p>管理運営委託 青野原オートキャンプ場組合へ無償委託 管理内容 ・管理棟（事務室、管理室、倉庫、シャワー室） ・便所棟 ・炊事棟（炊事施設、調理施設） ・遊歩道施設（林間歩道、休憩施設、ベンチ） 利用料（通行料及び清掃料として組合が独自徴収） 通行料 ・大型1台 2,000円 ・マイクロ1台 1,000円 ・普通車1台 500円 ・バイク1台 100円 清掃料 ・大人1名 300円 ・子供1名（小学生以上） 100円</p> <p>【公共的団体の概要】 青野原オートキャンプ場組合 目的 この組合は新林業構造改革事業（昭和61年度計画指定、昭和62年度から平成3年度実施）に基づき実施した森林総合利用促進</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	キャンプ場管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>事業の趣旨を尊重し事業の成果をより発揮させ林業経営の健全な発展と林業所得の向上を図ることを目的とする。</p> <p>事業内容 青野原オートキャンプ場の利用促進、管理運営に関すること。</p> <p>役員 理事13人（内 組合長1名、副組合長2名）監事 2人</p> <p>組合員の資格</p> <p>(1) 青野原地域の居住者（但し各世帯1人を限度とする。</p> <p>(2) 青野原地域に居住し観光事業経営を希望する個人で本組合に参加しようとするもの。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	観光事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	21,532千円			3,000千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 伝統ある観光行事の保存、発展を図るとともに、市民に憩いのひとときを提供する。</p> <p>【内容】 負担金、補助金 22,025千円 (内訳) ・泳げ鯉のぼり相模川 2,640千円 ・相模の大風まつり 3,472千円 ・上溝夏祭り 3,145千円 ・相模原納涼花火大会 6,600千円 ・橋本七夕まつり 6,168千円</p> <p>泳げ鯉のぼり相模川 昭和63年に子供たちのたくましく立派な成長を願い始められ、人と人の出会いとふれあいの場の提供と子供たちに夢や想い出を与えるものとして4月29日～5月5日のゴールデンウィーク期間中に開催。相模川に5本のワイヤーを渡し約1,200匹の鯉のぼりが群泳する姿は、まさに勇壮。 ・開催日 平成17年4月29日～5月5日 ・会場 相模川高田橋上流 ・主催 泳げ鯉のぼり相模川実行委員会 (観客数 H13 41万人、H14 47万人、H15 51万人、H16 38万人、H17 55万人)</p> <p>相模の大風まつり 5月4、5日に新磯地区で行われる江戸時代から続く伝統行事で、最大で一辺の長さ8間(約14.5m)もある「相模の大風」が春風に乗り大空に舞い上がる壮観さは、まさに日本一。(昭和52年に「かながわの民俗芸能50選」、昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれ、また平成3年には関東の大風揚げ習俗として、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。) ・開催日 平成17年5月4日・5日 ・会場 新磯地区 新戸スポーツ広場 他 ・主催 相模の大風まつり実行委員会 (観客数 H13 万人、H14 7万5千人、H15 8万、H16 4万3千人、H17 11万5千人)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号23番)</p> <p>【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、古くから伝わる文化の保存や町民の郷土意識を高める。</p> <p>【内容】 小倉橋ライトアップ事業 昭和63年に小倉橋が設立50周年を迎えたのを記念して、町商工会青年部が『創ろう魅力あるふるさと城山』をテーマに小倉橋をライトアップ事業がはじまった。また、平成7年度までは、ライトアップ事業と併せて、花火大会やサマーコンサートを実施していたが、8年度以降はライトアップのみを実施。 ・開催日 平成17年7月19日～8月21日 ・会場 小倉橋下流 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>(さくらまつりフリーマーケット 4月の第1土曜日に津久井湖畔において津久井町観光協会と共催により実施する「津久井湖さくらまつり」会場において催し物の一つとして実施。 ・開催日 4月2日(土)3日(日) ・会場 津久井湖畔 水の苑地 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>きくまつりフリーマーケット 11月3日(文化の日)に城山町観光協会が実施するきくまつり会場において、催し物の一つとして実施。 ・開催日 11月3日 ・会場 川尻八幡宮 ・主催 城山町商工会青年部</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号24番)</p> <p>津久井町については、観光事業に対しての補助金は交付していません。観光協会に補助金600千円を交付し観光事業を行っています。 ・津久井湖さくらまつり事業費補助 500千円 ・観光センターまつり事業費補助 100千円</p> <p>津久井湖さくらまつり 【目的】 桜の名所である津久井湖周辺の「桜」をテーマとした「さくらまつり」を通じて観光展示や特産品販売を行うことにより、交流型観光振興を図る。</p> <p>【内容】 本年度7回目を迎えた「さくらまつり」は県立津久井湖城山公園の花の苑地・水の苑地を会場に津久井町観光協会・城山町観光協会が実行委員会を組織し、毎年4月上旬開催。地域特産物展、ステージイベント等が盛大に行われた。 ・総事業費 4,467千円 ・名称 第7回津久井湖さくらまつり ・開催日 平成16年4月3日(土)</p> <p>津久井湖観光センターまつり 【目的】 交流型観光の振興に努める。</p> <p>【内容】 ・農産物・特産物展の販売、地元芸能の披露、「津久井百景」フォトコンテスト表彰式など。 ・開催日 毎年11月23日</p>	<p>さがみ湖湖上祭分担金 3,000千円</p> <p>【目的】 昭和23年相模湖誕生とともに、湖に係属して亡くなった人々の慰霊と湖の安全を祈願する祭事として始まり、今では県内外から多くの人が訪れる夏の風物詩として、ひろく人々に楽しんでもらう。</p> <p>【内容】 ・会議費 59千円 ・宣伝費 586千円 ・準備費 234千円 ・旅費 29千円 ・事務費 59千円 ・修繕費 293千円 ・大会運営費 1,699千円 ・備品費 18千円 ・保険料 23千円</p> <p>【参考】 平成16年度概要 花火大会は、相模湖観光協会が中心となり実行委員会形式で運営されている。 ・名称 第55回さがみ湖湖上祭花火大会 ・開催日 平成16年8月1日(日) ・観客数 70,000人 ・打上げ発数 5,000発</p>	<p>該当なし</p> <p>【目的】 その他類似していると思われる参考情報</p> <p>【目的】 藤野町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、本町に根付く芸術文化事業の普及啓発をはじめ、新たな観光スポットの創出、さらには古くから伝わる郷土や文化の保存などに資するため各種取り組みを行っている。</p> <p>【内容】 ふじの里山まつり 平成16年5月、藤野への交流人口拡大を目的に発足した「ふじの里山くらぶ」の主催イベント。藤野の活性化、魅力づくり、里山づくりを日頃実践している人や、団体が多数参加し、里山=ふじの魅力をPRする。 日時 平成17年11月20日(日) 場所 県立藤野芸術の家 野 野</p> <p>主催 ふじの里山まつり実行委員会 ひまわりフェスタ(平成16年新規事業) 県最西端の町「藤野」の季節限定の新名勝である「吉野ヶ」の「ひまわり畑」を広くPRし観光集客を図るとともに、津久井町の事業に関連した新「」の導入促進なども併せて普及啓発させることを目的とする。 日時 平成17年8月 場所 吉野イベントパーク 主催 藤野町観光協会 茶摘み&手揉み茶づくり体験ツアー 町の主要地場産品である「茶」の普及啓発を図ることを目的に行う。 日時 平成17年7月2日 場所 やさか茶屋及び佐野川地区茶園 主催 やまなみ五感体験ツアー実行委員会 参加 25名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	観光事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>上溝夏祭り 7月下旬の土・日に開催される上溝に江戸末期から伝わる伝統あるまつりで、上溝商店街通りを中心に、御輿24基、山車7台が繰り出す勇壮なまつり。(昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成17年7月23日・24日 ・会場 上溝商店街通り ・主催 上溝夏祭り実行委員会 <p>(観客数 H13 34万人、H14 34万人、H15 35万人、H16 36万5千人)</p> <p>相模原納涼花火大会 昭和25年に「水郷田名」の復興を願って灯籠流しとともに花火が打ち上げられたのが始まりで、7月30日に相模川高田橋上流の河畔で打ち上げられる。打ち上げ花火、スターマインなどが夏の夜空を華麗に彩る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成17年7月30日 ・会場 相模川高田橋河畔 ・主催 相模原納涼花火大会実行委員会 <p>(観客数 H13 32万人、H14 33万人、H15 31万人、H16 31万人)</p> <p>橋本七夕まつり 昭和27年に橋本地区商店街の活性化、振興を目指して始められたもので、現在は、観光行事として地域ぐるみで行われ、8月上旬の金曜日～日曜日に橋本七夕通りを中心に色鮮やかな竹飾りが数多く並び、趣向を凝らした出し物が通りいっぱいにあふれる華やかなまつり。(昭57年に「かながわのまつり50選」に選ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成17年8月5日～7日 ・会場 橋本七夕通り 他 ・主催 橋本七夕まつり実行委員会 <p>(観客数 H13 41万人、H14 43万人、H15 32万人、H16 38万人)</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	経済部会			
29	各種事務事業の取扱い					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
23	地域活性化イベント事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会				
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
根拠法令等	商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課	まちづくり課	
歳出予算額（平成17年度）	5,555千円	405千円		400千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市観光振興計画で「地域活性化イベント事業」として位置付けられた事業の発展充実に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金合計 5,555千円 ・東林間サマーわぁ！ニバル 1,300千円 ・相模大野まんどまつり 1,480千円 ・相模ねふたカーニバル 1,480千円 ・よさこいまつり 1,295千円</p> <p>東林間サマーわぁ！ニバル 平成3年に地域の振興と交流を目的に始められた阿波踊りを中心としたまつり。地元東林間の阿波踊り連はもとより、本場徳島や高円寺、お隣の大和市などからも参加があるほか、お越しいただいた方にも飛び入り大歓迎の「にわか連」に参加して楽しんでいただくことができる。 ・開催日 平成17年8月5日（金）～7日（日） ・会場 東林間商店街通り ・主催 東林間サマーわぁ！ニバル実行委員会 (H13 11万人、H14 12万人、H15 14万5千人、H16 15万5千人)</p> <p>相模大野まんどまつり 平成2年に地域活性化と商業振興を目的に始められた地元の伝統行事「万灯」を現代風にアレンジした地域総ぐるみで行われる祭。夜景を彩るまんどパレードをはじめ、ステージイベント、屋台村、フリーマーケットなど様々な催しが公園のほか駅前や通りで開催される。 ・開催日 平成17年10月8日（土）、9日（日） ・会場 相模大野駅周辺 ・主催 相模大野まんどまつり実行委員会 (H13 29万人、H14 30万人、H15 29万人、H16 13万人)</p>	<p>【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、古くから伝わる文化の保存や町民の郷土意識を高める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び精算 405千円 ・小倉橋ライトアップ事業 135千円 ・さくらフリーマーケット 135千円 ・きくまつりフリーマーケット135千円</p> <p>小倉橋ライトアップ事業 昭和63年に小倉橋が設立50周年を迎えたのを記念して、町商工会青年部が『創ろう魅力あるふるさと城山』をテーマに小倉橋をライトアップ事業がはじまった。また、平成7年度までは、ライトアップ事業と併せて、花火大会やサマーコンサートを実施していたが、8年度以降はライトアップのみを実施。 ・開催日 平成17年7月19日～8月21日 ・会場 小倉橋下流 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>さくらまつりフリーマーケット 4月の第1土曜日に津久井湖畔において津久井町観光協会と共催により実施する「津久井湖さくらまつり」会場において催し物の一つとして実施。 ・開催日 4月2日（土）3日（日） ・会場 津久井湖畔 水の苑地 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>きくまつりフリーマーケット 11月3日（文化の日）に城山町観光協会が実施するきくまつり会場において、催し物の一つとして実施。 ・開催日 11月3日 ・会場 川尻八幡宮 ・主催 城山町商工会青年部</p>	該当なし	<p>【目的】 相模湖町のシンボルとしての湖・ダム的重要性と環境浄化を図るものとする。</p> <p>【内容】 負担金・補助金合計 400千円 ・相模湖やまなみ祭 120千円 ・小原宿本陣祭 250千円 ・相模湖ダム祭 30千円</p> <p>開催概要 相模湖やまなみ祭</p> <p>【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・開催日 例年4月29日 ・会場 県立相模湖公園 ・主催 実行委員会 事務局は町 主な構成員は神奈川県企業庁・町商工会・観光協会・ボランティア団体等</p> <p>小原宿本陣祭</p> <p>【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・開催日 例年11月3日 ・会場 小原宿本陣等 ・主催 実行委員会 構成員は、地元自治会</p> <p>相模湖ダム祭</p> <p>【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・開催日 例年「海の日」 ・会場 県立相模湖交流センター ・主催 実行委員会 事務局は、町 主な構成員は神奈川県</p>	該当なし	<p>「市民まつり開催事業」及び「観光事業補助金」と同様 その他、地域の自主的な活性化イベント「和田こいのぼり実行委員会」に60千円を補助</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	地域活性化イベント事業補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>相模のまつり相模ねぶたカーニバル 平成5年に子どもたちの思い出・ふるさとづくりをテーマに、銀河連邦共和国友好都市の秋田県能代市の協力を得て始められたまつりで今では地元の子どもの手作りで可愛い子ねぶたが多数登場するなど、光と音の幻想的なねぶたパレードが楽しめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成17年10月9日(日) ・会場 リバティ大通り(市役所周辺) ・主催 相模ねぶたカーニバル実行委員会 <p>(H13 21万人、H14 22万人、H15 23万人、H16 18万人)</p> <p>相模原よさこいRANBU! 平成11年から始められたエネルギーでエキサイティングなダンスイベント。よさこいまつりの伝統と個性的な創作ダンスの新鋭さのあふれる新しいかたちのまつりで、古淵駅前通り周辺はリズムカルな音楽と表現豊かなチームダンスの醸し出すパフォーマンスであふれる。子供からお年寄りまで、観客も一体となってイベントを盛り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成17年9月18日(日) ・会場 古淵駅前周辺 ・主催 相模原よさこいRANBU! 実行委員会 <p>(H13 5万人、H14 8万人、H15 9万人、H16 11万人)</p>			<p>庁・社会福祉協議会・ボランティア団体等</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	市観光協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	3,230千円	1,400千円	600千円		100千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 観光関係団体の指導育成を図り、各地区で実施されている地域観光行事の振興に努める。また、市営キャンプ場の管理運営を行い、市民に憩いの場を提供し、環境保全に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金合計 3,230,000円 ・観光事業費 590,000円 ・観光宣伝事業費 960,000円 ・都市型観光PR事業 1,680,000円</p> <p>【市観光協会概要】 加入団体数 43団体 会長 相模原市長 小川 勇夫 主な事業 市営キャンプ場管理運営の受託 観光協会HP（ホームページ「いい・さがみはら(e-sagamihara)」による都市型観光情報の受発信 夏季三大まつり合同ポスターの作成 各観光行事への協賛 「さがみはら観光だより」の発行（年2回） 観光写真コンテストの実施 など 補助金の推移 平成13年度 3,080千円 平成14年度 3,480千円 平成15年度 4,162千円 平成16年度 3,230千円</p>	<p>【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の内訳 （歳入） 町補助金 1,400千円 自主財源 1,750千円 計 3,150千円 （歳出） ・会議費 60千円 ・事務費 550千円 ・事業費 2,440千円 ・参加事業費 100千円 計 3,150千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入者数 81人（事業所加入も含む） 会長 会員内より選出 主な事業 観光客入込調査事業 観光宣伝事業 自主事業開催 ・さくらまつり ・本沢梅園まつり ・小倉橋灯ろう流し 各種イベントへの参加 ・さくらまつり ・もみじまつり ・城北里山まつり ・小松コスモスまつり 各種観光関係団体への助成 補助金の推移 平成14年度 1,200千円 平成15年度 1,400千円 平成16年度 1,400千円</p>	<p>【目的】 観光協会で開催している2つのイベントに対し補助を行い、交流型観光の振興に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 600千円 ・津久井湖さくらまつり事業費補助金 500千円 ・観光センターまつり事業費補助金 100千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入会員数 正会員 171名 賛助会員 21名 会長 会員内より選出 湯川 斉 主な事業 津久井湖さくらまつりの実施 津久井湖観光センターまつりの実施 観光カレンダーの作成 天体観測・自然観察教室の開催 観光DVDの作成 各観光行事への協賛 ホームページの運営・ネットTV配信 「つくい百景」フォトコンテストの実施 部会活動等の実施（推奨品部会・キャンプ場部会・農産物部会） 補助金の推移 平成13年度 700千円 平成14年度 950千円 平成15年度 600千円 平成16年度 600千円 事業費の推移 平成13年度 1,689千円 平成14年度 2,337千円 平成15年度 2,249千円 平成15年度 1,612千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 相模湖観光協会は、任意の団体で、17年度の会員数は95名です。相模湖県立公園の駐車場管理委託を県と行っており、その収入を事務局長の人員費等に充てている。</p> <p>【観光協会の概要】 役員等 会長 1名 副会長 3名 会計 1名 監事 2名 理事 22名 事務局長 1名 会員数 95名 会長 会員内より選出 所谷 嘉昭 主な事業 さがみ湖カタクリの郷 観光宣伝キャンペーン フリ大会・写生大会 さがみ湖湖上祭花火大会 ハイキングコースの整備 各慣行事への参加、協賛 など 収入状況 ・16年度収入 会費 1,253千円 駐車場受託収入 8,513千円 ・15年度収入 会費 1,330千円 駐車場受託収入 9,332千円 ・14年度収入 会費 1,338千円 駐車場受託収入 9,330千円 ・13年度収入 会費 1,351千円 駐車場受託収入 10,265千円</p>	<p>【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し、本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の内訳 （歳入） 町補助金 100千円 自主財源 1,499千円 計 1,599千円 （歳出） ・会議費 210千円 ・事務費 90千円 ・事業費 799千円 ・その他 500千円 計 1,599千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入者数 54人（事業所加入も含む） 会長 会員内より選出 主な事業 観光宣伝事業 自主事業開催 ・陣馬山ハイキング＆餅つき大会 ・ひまわりフェスタ ・親子ワカサギ釣り大会 各種イベントへの参加 各種観光関係団体への助成 補助金の推移 平成13年度 1,800千円 平成14年度 1,500千円 平成15年度 1,200千円 平成16年度 1,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	相模の大凧センター経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立相模の大凧センター条例・ 相模原市立相模の大凧センター条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	2,218千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模の大凧文化の保存・継承を図ることを目的とした相模の大凧センターの自主事業等に要する経費</p> <p>【内容】 自主事業費 2,020千円 凧マイスター謝礼 560千円 展示凧入替作業経費 57千円 特別展示開催経費 500千円 凧マイスター養成講座経費 52千円 寄贈凧写真撮影委託 100千円 指定管理者への移行経費 20千円 その他事務経費 731千円 展示事業 年間2回を予定 凧ボランティアの運営体制 ・毎週土、日曜日及び祝日に配置（半日単位） ・報酬は半日（4H） 2,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	たてしな自然の村管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立自然の村条例・ 相模原市立自然の村条例施行規則・ ・				
歳出予算額（平成17年度）	66,656千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長野県北佐久郡立科町にある、余暇利用施設「たてしな自然の村」の管理運営を行う。</p> <p>【内容】 施設概要 敷地面積 70,000㎡ ・5人用キャビン9棟 ・15人用キャビン5棟 ・テント（夏季のみ）10張 開村日 昭和59年6月1日</p> <p>使用料 5人用キャビン（1棟） 7,500円 15人用キャビン（1棟） 15,000円 テント（夏季のみ）（1張） 600円 利用率 32.1%（平成16年度実績）</p> <p>予算 本課分 2,945千円 （内2,800千円は土地賃借料） 都市整備公社委託分 63,711千円 （内7,300千円は修繕費 他は主に人件費） 利用できる人 相模原市民・在勤者・在学者で3ヶ月前から受付 平成13年4月1日から町田市の町田市民休 暇村と相互利用を実施している。 委託先（財）相模原市都市整備公社 受付 けやき会館 現地の管理作業及び食堂運営は信州リゾート へ再委託</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原市都市整備公社 公社は、相模原市の委託に基づく公共施設その 他の施設の取得、建設、管理等を行う団体。</p> <p>【参考】 13年度 12,305人利用 使用料収入 18,313千円 14年度 12,326人利用 使用料収入 18,210千円 15年度 11,478人利用 使用料収入 17,144千円 16年度 11,291人利用 使用料収入 17,024千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	相模川自然の村管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立自然の村条例・ 相模原市立自然の村条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	101,470千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民が気軽に利用できる宿泊施設「相模川自然の村」の管理運営を行う</p> <p>【内容】 施設概要 敷地面積 5,941㎡ 開村日 平成8年4月20日 施設 ・和室（9部屋） 定員 各5名 ・洋室（1部屋） 定員 2名</p> <p>利用率 74.3%（平成16年度実績）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	観光施設維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,611千円	5,527千円	1,888千円	1,630千円	2,385千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 八景の棚観光公園や当麻山無量光寺など市民の憩いの場の美化推進と利用者の利便を図る。</p> <p>【内容】 事業費 需用費 855千円 役務費 56千円 委託料 1,700千円 (内訳) ・八景の棚観光公園清掃委託(麻溝観光協会) 108千円 ・無量光寺トイレ浄化槽維持管理委託(株式会社設営研究センター) 75千円 ・水郷田名公衆トイレ清掃業務委託(社団法人相模原市シルバー人材センター) 1,277千円 ・八景の棚観光公園草刈委託(麻溝観光協会) 160千円 ・相模川河川敷(新戸河原)トイレ清掃委託(社団法人相模原市シルバー人材センター・新磯支部) 80千円</p> <p>【公共的団体の概要】 社団法人相模原市シルバー人材センター 高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。</p>	<p>【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。</p> <p>【内容】 観光便所(3カ所)の維持管理 217千円 城山登山道の草刈り倒木処理産業委託 210千円 観光施設一円費修繕 100千円 小倉橋観光便所建替工事測量・設計業務委託料 5,000千円</p>	<p>観光トイレ維持管理</p> <p>【目的】 町内の観光トイレ(7ヶ所)の維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、山岳ハイカーなどの利便に供する。</p> <p>【内容】 ・清掃業務・・・観光トイレ(7ヶ所)について、近隣の請負者へ業務委託(清掃回数約月2~3回) ・1箇所平均建築面積・・・約16.7㎡ 16年度予算 ・消耗品費 63千円 ・光熱水費 191千円 ・施設修繕料 80千円 ・手数料 122千円 ・清掃委託料 265千円 ・浄化槽保守管理委託料 62千円 ・土地借上料 25千円</p> <p>津久井湖観光センター維持管理</p> <p>【目的】 津久井町の表玄関に位置する観光センターの管理運営及びセンタートイレの清掃業務管理に対し補助を行い、誘客数の増加を図る。</p> <p>【内容】 センターの概要 ・職員 1名 ・パート 6名 ・1階 観光協会事務所・売店・トイレ ・2階 休憩室 ・年間入込み客数 153,000人 16年度予算 ・観光センター運営費補助金 1,566千円 ・火災保険料 10千円 ・警備委託料 252千円</p>	<p>観光案内所管理費 3千円</p> <p>【目的】 観光案内所(64㎡)は、相模湖観光協会と管理委託しており、協会の事務所となっている。</p> <p>【内容】 建物共済掛金 3千円 五感体験施設管理費 155千円</p> <p>【目的】 町内2ヶ所にあるポケットパーク(小公園・彫刻広場・東屋・案内看板・街灯)の管理</p> <p>【内容】 光熱水費 54千円 清掃委託料 101千円 公衆便所管理事業費 1,472千円</p> <p>【目的】 町内10ヶ所のトイレの維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、ハイカーや観光客等の利便に供する。</p> <p>【内容】 需用費 337千円(光熱水費等) 役務費 115千円(汲み取り料等) 委託料 995千円 内訳 浄化槽維持管理等 439千円 清掃委託 556千円 (10ヶ所について、生きがい事業団、近隣請け負い者へ委託している。) 使用料 25千円</p>	<p>【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。</p> <p>【内容】 観光便所(7カ所)の維持管理 1,585千円 清掃費金、電気・水道、借地料等含む</p> <p>ハイキングコース等整備事業 600千円 草刈委託町民団体公募</p> <p>観光施設一円費修繕 200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	東海・首都圏自然歩道管理受託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	
歳出予算額（平成17年度）		212千円	2,933千円	1,533千円	622千円
歳入予算額（平成17年度）		212千円	2,933千円	1,522千円	622千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）の利用者の自然保護に対する啓発及び自然歩道を安全に快適に利用できるよう、県から管理委託を受け実施。</p> <p>【内容】 自然歩道（城山高校バス停～中沢～峯の薬師～三沢峠：4.02km）の管理 ・自然歩道巡視員及び草刈り賃金 2名 212千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 自然歩道利用者の保健・休養に寄与するとともに自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、町内を通る東海・首都圏自然歩道を安全かつ快適に利用できるような管理に努め、自然歩道の定期的巡視、草刈等を実施する。</p> <p>【内容】 ・自然歩道巡視 ・自然歩道利用者に対する指導等 ・自然歩道施設の補修等 ・自然歩道草刈り</p> <p>【17年度予算】 ・共済費 16千円 ・賃金 1,149千円 ・需用費 41千円 ・委託料 1,727千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるような管理する。 （神奈川県立自然環境保全センターと委託契約）</p> <p>【内容】 巡視員2名による、巡視・草刈等。</p> <p>【17年度予算】 ・役務費 11千円 ・賃金 1,474千円 ・需用費 38千円</p> <p>東海自然歩道連絡協会負担金 10千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるような管理する。 （神奈川県立自然環境保全センターと委託契約）</p> <p>【内容】 巡視員3名による、巡視・草刈等。</p> <p>【17年度予算】 ・役務費 30千円 ・賃金 508千円 ・需用費 74千円</p> <p>東海自然歩道連絡協会負担金 10千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	道志川流域振興事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			0千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 道志川の持つ水源地としての役割を将来に向けて、内外の人々と共に守り、育てていくために、人と自然の共生する新しい里「清流の里」を統一イメージとして、流域の持つ様々な自然・文化・産業資源を活かしながら、独自の個性を持った流域文化圏の創造をめざす。</p> <p>【内容】 <流域の個性を代表する里の形成> 上流ゾーン 体験キャンプの里 中流ゾーン ふれあい鼻曲がりアユの里 下流ゾーン 学習三太の里</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い				経済部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
31	ダム対策に関すること				A協議会 B幹事会 C専門部会	
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
根拠法令等	商業観光課	政策秘書課・経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
歳出予算額（平成17年度）		50千円	50千円			
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。</p> <p>【内容】 ・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円</p>	<p>【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。</p> <p>【内容】 ・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円</p> <p>【参考】 宮ヶ瀬ダムの建設に当り、地元住民によるダム対策組織が設立されたが、平成14年度には2団体、平成16年度には1団体が解散し、いずれもその役割を地元住民による地域振興協議会が引き継いでいる。 未解決事項として、青根地区からの導水路建設に伴う21項目の要望に対する整備が課題として残っている。 その他、導水路掘削に伴う沢水、井戸の水量の減少の有無についての調査を引き続き国土交通省で実施している。</p>	該当なし	該当なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	森林ミュージアムの推進に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			45千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宮ヶ瀬ダム建設を契機に、宮ヶ瀬湖に隣接する南山・東山の広大な森林資源の総合的な活用を図る方策として策定された。内容は、エコミュージアムの考え方を基本とする、自然環境の保全と活用が調和した自然教育の拠点づくりを目指している。</p> <p>【内容】 計画の概要 南山・東山を中心とする北岸林道と東南林道に囲まれた395haのエリアを計画の対象地として、地形的・立地的特性を考慮した6つの区域（ゾーン）設定による組み立てとなっている。</p> <p>主な経過 ・平成5年（仮称）つくいふるさと村森林ミュージアム基本構想策定 ・平成6年（仮称）つくいふるさと村森林ミュージアム基本計画策定 ・平成12年 葦尾根地区森林ミュージアム推進委員会設立 ・平成13年 ゆめをえがこう ふるさと葦尾根農を活かしたまちづくり構想策定 ・平成15年 ゆめをえがこう ふるさと葦尾根農を活かしたまちづくり構想実施計画策定</p> <p>今後の計画概要 ・宿泊体験交流施設の検討 ・谷戸地区農道整備 ・谷戸地区市民農園の開園 ・丸山の公園化</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	北丹沢文化の森の推進に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			0千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 「（仮称）北丹沢文化の森」整備構想は、平成8年に策定されたものであり、丹沢大山国定公園内（青根地区）を活用した森林体験施設の一つであり、国、県、町及び地元が一体となって整備を進めることを目的としている。</p> <p>【内容】 経過 現在までに具体化している整備計画は、国道413号線から予定地に至る（仮称）北丹沢文化の森アクセス道路（以下「アクセス道路」とう。）の計画のみであり、その他（森林体験施設等の就労場の確保）については、具体的な整備内容、役割分担等は決まっていない。 その後、具体的な事業案について、「ワーキンググループ」で検討を行ってきたが、当該エリアは、北向き斜面の針葉樹林で魅力に乏しいことなどから、当該エリアでの事業化は難しいという検討結果の報告をし、了承された。</p> <p>現況 この報告後、地元の青根地域振興協議会は、緑の休暇村付近での温泉開発の可能性が見出されてきたことから、地元で温泉を掘削し、事業化の困難な当該計画に替り、拠点を「休暇村」に移して地域振興の実現を図る方向へ考え方を変えた。 平成14年度には、「休暇村」での地域振興策の中心的役割を果たす温泉利用施設の整備計画が策定された。平成16年度には完成した。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	宮ヶ瀬湖鳥居原周辺整備に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			0千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宮ヶ瀬湖の立地特性や、周辺の豊かな自然環境を活用し、首都圏民が身近に利用できる都市近郊型リゾートとして、より質の高い環境整備を図り、宿泊機能と文化・スポーツ・レクリエーション機能などを複合したリゾート地の形成を図る。</p> <p>【内容】 ・鳥居原ふれあいの館の整備（完成） ・鳥居原園地の整備（完成） ・鳥居原湖畔庭園の整備（完成） ・南山の整備（遊歩道、展望園地）（完成） ・鳥居原散策路の整備（一部完成） ・鳥居原オートキャンプ場整備</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	交流の里づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）		90千円	9,241千円	97千円	43,639千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円	9,000千円	0千円	18,610千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政と民間が一体となって円滑に推進するため、水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベント等を支援し水源地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 協議会へ負担金として支払う。 事業展開は、協議会から補助金として各イベントの実行委員会に助成される。</p> <p style="margin-left: 20px;">津久井湖さくらまつり 2,050千円 城北里山まつり 3,750千円 小松コスモスまつり 1,700千円</p> <p style="margin-left: 20px;">津久井湖さくらまつり ・開催日 4月3日 ・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」 ・主催 津久井湖さくらまつり実行委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">城北里山まつり ・開催日 6月18日 ・会場 城北・穴川地区 ・主催 城北里山まつり実行委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">小松コスモスまつり ・開催日 11月1・2日 ・会場 小松地区 ・主催 小松コスモスまつり実行委員会</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政と民間が一体となって円滑に推進するため、県及び関係7町村が水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベント等を支援し水源地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 80千円（協議会事務局：県土地水資源対策課） 協議会は、次の各イベントの実行委員会に補助金（カッコ内）を助成する。</p> <p style="margin-left: 20px;">津久井湖さくらまつり 3,300千円（2,050千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">・開催日 4月2日～3日 ・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」 ・主催 津久井湖さくらまつり実行委員会 中道志川あゆまつり 8,000千円（2,050千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">・開催日 7月10日 ・会場 青野原オートキャンプ場 ・主催 中道志川あゆまつり実行委員会 道志川合唱祭 1,405千円（2,050千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">・開催日 9月25日 ・会場 合唱館 ・主催 道志川合唱祭実行委員会 鳥屋地区ふれあい文化祭 305千円（2,050千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">・開催日 11月上旬 ・会場 鳥屋地域センター ・主催 鳥屋地区文化祭実行委員会 道志川なごやかまつり 4,050千円（2,050千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">・開催日 11月23日 ・会場 津久井町3ヶ木地内 ・主催 中央地区自治会連絡協議会・三次の里共和国</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくりの事業を行政と民間が一体となって水源地域「交流の里」推進協議会を設立し、その地域に沿うイベント等を開催し、水源地域の活性化を推進する。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 90千円（協議会事務局：県土地水資源対策課） 協議会へ負担金として支払い、事業展開は、協議会から補助金（カッコ内）として各イベントの実行委員会に助成される。 ・旅費 7千円</p> <p style="margin-left: 20px;">相模湖ファームフェスタ</p> <p>【目的】 内郷地区の酪農家を訪ねながら家畜や土とふれあい、酪農体験を通じ、水源地域の保全と活性化を促進する。</p> <p>【内容】 ・事業費 495千円（205千円） ・開催日 11月6日 ・会場 内郷地区遊び広場 ・主催 実行委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">小原宿自然体験教室</p> <p>【内容】 ・事業費 145千円（120千円） ・開催日 8月頃 ・会場 小原の郷 ・主催 実行委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">小原宿本陣見学と流木フラワーアレンジメント体験</p> <p>【内容】 ・事業費 208千円（208千円） ・開催日 8月4日 ・会場 小原の郷 ・主催 相模湖町・横浜市 ・事業費 208千円（208千円） ・開催日 8月4日 ・会場 小原の郷 ・主催 相模湖町・横浜市</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくりの事業を行政と民間が一体となって水源地域「交流の里」推進協議会を設立し、その地域に沿うイベント等を開催し、水源地域の活性化を推進する。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金（80千円）を支払う。ソフト事業（イベント開催等）の事業展開については、実行委員会に各イベントごと助成される。また、平成17年度に関しては、ハード事業（みのりの里体験交流センター整備事業）が適用されており、限度額16,200千円の補助金繰入を見込んでいる。 （負担金） 80千円 （イベント事業） 陣馬の里佐野川自然体験教室 160千円（協議会助成額120千円） 内容 「茶摘みと手揉み茶づくり体験」 場所 佐野川和田地区茶園ほか 主催 やまなみ五感体験97-実行委員会 牧野エコ・アート・レジャー 自然体験教室160千円 内容 「炭焼きアート体験教室」 場所 牧野篠原地区 主催 やまなみ五感体験97-実行委員会 上下流自治体間交流事業 210千円 内容 「芸術体験&農業体験」 会場 県立藤野芸術の家ほか 主催 やまなみ五感体験ツアー（協議会助成額170千円）</p> <p>（施設整備） みのりの里体験交流センター整備事業</p> <p>【事業目的】 佐野川和田地区は、お茶づくりを中心とした地域産業と清らかな水と豊富な緑を生かした事業展開の重要拠点としての役割が求められており、同時に県立陣馬自然公園の中心に位置し、県民の癒しの場としても注目されていることから、自然体験と人々の交流拠点の核施設として当該施設を整備する。</p> <p>【事業費】 設計監理費 3,029千円 工事費 40,000千円 内県補助金18,200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	交流の里づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>二ローネ・里山交流のつどい 2 5 5 千円 (2 0 5 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1 1 月下旬 ・会場 東京農工大学 F M 津久井 ・主催 ニローネ・里山交流のつどい実行委員会 <p>鳥居原自然体験教室 2 2 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 4 月 1 4 日、6 月 2 日、7 月 2 4 日 1 1 月 2 2 日、1 2 月 2 日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 (有)鳥居原 <p>天体観測会 2 7 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 8 月 1 1 日 ~ 1 2 日 ・会場 青根緑の休暇村センター ・主催 町観光協会 <p>中野里山自然体験教室 1 5 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1 0 月 ・会場 中野里山 ・主催 NPO 法人 里山津久井をまもる会 <p>青根自然体験教室 1 5 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1 1 月 ・会場 いやしの湯 ・主催 実行委員会 <p>ニローネ・里山自然体験教室 1 7 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1 1 月下旬 ・会場 東京農工大学 F M 津久井 ・主催 葦根地区森林ミュージアム推進委員会 <p>道志川あゆ釣り・毛ばりづくり体験教室 1 8 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 6 月 1 8 日 ・会場 青野原オートキャンプ場 ・主催 津久井町・伊勢原市 <p>陶芸・料理体験教室 1 6 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1 0 月 1 9 日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 津久井町・川崎市 <p>陶芸・料理体験教室 1 6 0 千円 (1 2 0 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 1 0 月 2 6 日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 津久井町・横浜市 <p>ハード事業整備 葦根地区自然体験交流施設実施計画 ・委託料 4, 0 0 0 千円</p> <p>財源 ・県補助 2, 0 0 0 千円 ・財産区繰入金 2, 0 0 0 千円</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 (水源地域交流の里づくり推進事業 補助金 2, 0 0 0 千円)</p>	<p>相模湖緑のダム自然体験教室</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 1 2 0 千円 (1 2 0 千円) ・開催日 平成 1 7 年 6 月 1 9 日 ・会場 若柳・嵐山の森 ・主催 実行委員会 <p>相模湖自然体験教室</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 1 5 0 千円 (1 5 0 千円) ・開催日 平成 1 7 年 8 月 8 日 ・会場 ふるさとの森・みの石滝キャン プ場 ・主催 実行委員会 	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 36	事務事業名 青野原道志川の家の管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町青野原道志川の家条例		
歳出予算額（平成17年度）			32千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 道志川流域の優れた自然環境を生かした体験と交流を通じ、地場産業の振興と併せ地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 施設概要 平成9年度まで県立津久井青年の家として運営されていたが、平成11年度津久井町に移譲され青野原道志川の家として新たな宿泊研修施設として開館した。 周囲の自然環境を生かした自然体験交流の場として、活用されていたが、平成16年度に指定管理者制度を導入し、公募したところ応募がなかったため、4月から閉鎖していた。 鶴見大学自然学校から申出があり、6月議会に指定管理者として指定、7月から運営する。</p> <p>管理運営 ・指定管理者 鶴見大学自然学校 ・委託料 なし</p> <p>運営状況（16年度実績） ・宿泊者数 2,055人 ・施設利用日数 173日</p> <p>【指定管理者の概要】 鶴見大学自然学校 目的 環境教育・自然体験活動に係る人材を育成し、それらの人材を活用していく人々に体験や学びの場を提供するとともに、地域の環境保全と地域振興を図る。</p> <p>事業 ・環境教育活動自然体験活動に関する企画及びプログラムの実施。 ・環境教育活動等に関する指導者育成事業 ・環境教育活動等に関する知識の普及及び啓発 ・環境教育活動等に関わる団体、個人のネットワークの推進及び活動の支援 ・環境教育活動等に関する調査・研究・普及等の受託事業 ・環境教育活動等に関する書籍・資料・資機材の有償配布</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 37	事務事業名 緑の休暇村センターの管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			1,663千円		
歳入予算額（平成17年度）			1,015千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 昭和54年の自然休養村事業でできた青根地区の緑の休暇村センターを中心とする施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理センター <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄骨造 2階建 640.75㎡ ・内容 宿泊室6室（61人定員）、食堂、売店 コテージ ・構造 木造 17.7㎡3棟 ・内容 定員8人×3棟=24人 テニスコート <ul style="list-style-type: none"> ・構造 マテックスコート 2面 <p>2 施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として青根地域振興協議会が行う。 <p>3 町予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 <ul style="list-style-type: none"> 町有土地建物貸付収入 988千円 トイレ光熱水費 27千円 ・歳出 <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費 27千円 火災保険料 110千円 土地借上料 1,526千円 <p>4 平成16年度の決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高 22,626千円 ・当期末処分利益 6,190千円 <p>【指定管理者の概要】 青根地域振興協議会 青根地域の振興を促進し、地域住民の生活の安定向上と福利増進をはかることを目的とする団体で、地域内各組織及び団体の連絡協調、地域振興に関する研究、緑の休暇村センターの管理運営に関する事業等を行う。 役員は会長1名、副会長2名、幹事5名、監事3名。 組織は正副自治会長等37名で構成されている。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	ふるさとの森運営・育成指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）				1,265千円	
歳入予算額（平成17年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 「相模湖自然公園ふるさとの森」の事業主体である相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合に助成するとともに、運営への協力等行なっている。</p> <p>【内容】 ・助成金 1,200千円 ・施設内建物共済掛け金等 65千円</p> <p>施設の概要 ・相模湖自然公園ふるさとの森 第2次林業構造改善事業の森林総合利用促進事業として造られた施設で、水源かん養機能、土砂の流出防止機能との調和を図りながらレクリエーションの場として開放されている、約30万㎡の敷地内に林間歩道や野鳥の森広場、イリュージョンハウスなどが置かれている。</p> <p>【公共的団体の概要】 相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合 第2次林業構造改善事業の趣旨に賛同し協力していただいた土地所有者31名(団体)による団体。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名															
29	各種事務事業の取扱い	経済部会															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク															
39	町立相模湖記念館運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町												
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課												
根拠法令等				相模湖町立相模湖記念館条例													
歳出予算額（平成17年度）				2,471千円													
歳入予算額（平成17年度）				0千円													
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町立相模湖記念館の展示物の維持管理及び借地管理等</p> <p>【内容】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>役員費</td> <td>28千円</td> <td>建物共済</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>50千円</td> <td>修理等</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1417千円</td> <td>保守点検委託</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>976千円</td> <td>用地借地料</td> </tr> </table> <p>借地料に関しては、面積割合で県と支出している。（町8.51%・県91.49%）</p> <p>委託先 財団法人相模湖周辺環境整備公社</p> <p>建物の概要 神奈川県立相模湖交流センター（3400㎡）の内2階部分を使用。 ・専用部分200㎡ ・共有（電気・機械室）18.77㎡ ・共有（上記除く）70.44㎡ ・計 289.21㎡</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模湖周辺環境整備公社 理事11名、評議員11名、監事2名で構成されており、駐車場の管理運営、相模湖記念館の管理、環境美化清掃事業を行っている団体。</p>	役員費	28千円	建物共済	需用費	50千円	修理等	委託料	1417千円	保守点検委託	使用料及び賃借料	976千円	用地借地料	該当なし
役員費	28千円	建物共済															
需用費	50千円	修理等															
委託料	1417千円	保守点検委託															
使用料及び賃借料	976千円	用地借地料															

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	自然公園法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	施設管理課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例
歳出予算額（平成17年度）			0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物、新築等行為を行う場合の許可及び届出の受理について事務処理の特例に関する条例で県より委譲されたものについて行っている。 *平成16年度受付事務件数 3件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の許可及び届出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行っている。 *平成16年度受付事務件数 2件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の許可及び届出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行っている。 *平成16年度受付事務件数 2件

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
41	フィルムコミッション事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	4,957千円				350千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の観光振興、地域振興及び地域経済の活性化を図るとともに、シティセールスの観点から映像を通して62万人都市“相模原市”を市内外に広く発信していくことを目的とする。</p> <p>【内容】 ・映画制作・ロケ撮影の誘致活動 ・ロケ撮影に伴う業務 ・各種協力要請 ・協議会の運営 ・リーフレット等の作成 ・フォーラムの開催</p> <p>【設立日】10月1日</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 藤野町の知名度向上と交流人口の拡大等による地域経済の活性化を図るため、国内外の映画、テレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・映画、テレビ、コマーシャル等の誘致 ・映画、テレビ、コマーシャル等のロケーションへの協力 ・ポスター、雑誌等の撮影への協力</p> <p>【構成】 町観光協会、町商工会、園芸ランド運営協議会、町経営者協議会、町行政委員連絡協議会、津久井地区行政センター（商工課）各代表者 教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長</p> <p>【事務局】産業建設部まちづくり課</p> <p>【経費内訳】 旅費 25,000円 燃料費 25,000円 全国FC連絡協議会 100,000円 シネマフェスティバル 200,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 42	事務事業名 温泉管理事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	やまなみ温泉
根拠法令等			津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例 津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例施行期日 を定める規則 津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例施行規則		藤野やまなみ温泉の設置及び管理に関する条例 藤野やまなみ温泉の設置及び管理に関する条例 施行規則 藤野やまなみ温泉施設整備基金条例
歳出予算額（平成17年度）			5,161千円		103,100千円
歳入予算額（平成17年度）			5,000千円		103,100千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【事業概要】 自然とふれあいながら心身のやすらぎを享受できる温泉施設。</p> <p>1. 施設内容 構造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 規模 敷地面積 4,187.73㎡ 延床面積 999.875㎡ 内容 大浴槽2、源泉浴槽2、水風呂1、サウナ2、露天風呂2、大広間、個室2、事務室、ロビー他 附帯施設 駐車場（大型2台、普通車60台）</p> <p>2. 営業時間 午前10時～午後9時 休館日・・・毎週火曜日</p> <p>3. 入館料 3時間・・・大人600円 (小学生300円) 1日・・・大人900円 (小学生500円)</p> <p>4. 運営 津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例に基づき、青根地域振興協議会が指定管理者として管理運営を行う。</p>	該当なし	<p>【事業概要】 自然とふれあいながら心身のやすらぎを享受できる温泉施設。町南部の重要な観光拠点である。</p> <p>1. 施設内容 湖の湯・・・天然温泉、水風呂、ドライサウナ 森の湯・・・天然温泉、水風呂、ウエットサウナ その他・・・食堂、売店、大広間、中広間、特別室</p> <p>2. 営業時間 午前10時～午後8時 休館日・・・毎週水曜日</p> <p>3. 入館料 3時間・・・大人600円 (小中学生300円) 1日・・・大人900円 (小中学生500円)</p> <p>4. 運営 正規職員1名、臨時職員20名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	雇用促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	職業安定法・ 市パート労働相談員設置要綱 市高齢者職業相談員設置要綱 市駐留軍関係離職者等対策協議会規則				
歳出予算額（平成17年度）	4,551千円				
歳入予算額（平成17年度）	20千円				
【事務事業の内容】	<p>雇用促進対策経費 4,370千円</p> <p>【目的】 雇用の促進及び安定を図るため、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して相談事業、啓発事業等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働相談 3,509千円 相談員：4人 場 所：市民ロビー相模大野で土、日曜日及び祝日を除く通年実施。 ・高齢者職業相談 750千円 相談員：3人 場 所：サン・エールさがみはらで土、日曜日及び祝日を除く毎日実施。 ・障害者雇用促進街頭キャンペーン 111千円 平成16年9月実施。 <p>駐留軍関係離職者等対策費 181千円</p> <p>【目的】 市内の米軍施設に従事する従業員の離職者対策の推進を図るため関係機関の相互協力により相談事業等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍関係離職者巡回職業相談 年34回実施。 サン・エールさがみはら及び南合同庁舎で実施。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	緊急雇用対策推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	42,664千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雇用情勢の改善を図るため、平成17年7月に就職支援センター（シティ・プラザはしもと）を開設し、求人情報の開拓・キャリアカウンセリング・職業紹介・求職者支援講座及び就職情報の提供を実施し、就職が困難な方々に対する支援を行う。 後継者難の伝統技能分野に就職したい意欲のある若年者を対象に、市内の技能職団体の協力を得て研修を行い、若年者の雇用促進並びに伝統技能の伝承を図るため研修費の一部負担を行う。 厳しい雇用の現状を踏まえ、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して雇用の創出、促進に向けての各種事業の実施並びに情報の提供を行う。</p> <p>【内容】 無料職業紹介事業 40,242千円 ・求職者支援講座（年24回開催予定） ・キャリアカウンセリング 年60回（毎週水曜日・第3木曜日）開催予定 ・職業紹介 伝統技能チャレンジャー事業 1,700千円 大工・左官・クリーニング等の9業種10名が概ね3箇月間職人の元で研修を行う。 就職合同面接会 722千円 ・高卒者合同就職面接会 平成17年10月頃開催予定 主催：公共職業安定所（相模原、厚木、大和、町田）、商工会議所（町田、相模原、厚木、海老名、大和）、相模原市 ・一般集団職業相談会 （さがみはら・まちだ適職フェア） 平成18年2月頃開催予定 主催：公共職業安定所（相模原、町田）、商工会議所（相模原、町田）、相模原市、（社）神奈川県経営者協会 ・県央障害者就職面接会 平成17年10月頃開催予定 主催：公共職業安定所（相模原、厚木、大和） 共催：相模原市</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	技能功労者表彰事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市技能功労者表彰要綱				
歳出予算額（平成17年度）	463千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 技能の錬磨、後進の育成等その職種の向上発展に尽くした人を表彰する。</p> <p>【内容】 表彰基準：要綱に定める技能職種に従事している市民(主に市内で技能職種に従事)で、優れた技能を持ち、後進の育成等その職種の発展に寄与し、他の模範と認められる者のうち「60歳以上で同一職種に30年以上従事した者」または「市長が特に功労顕著と認めたる者」 選考委員会：平成17年10月実施予定 表彰式：平成17年11月実施予定 表彰者数：50人</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>(参考) ・津久井町表彰条例あり。 対象者：町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	29	合併協議事項	各種事務事業の取扱い			専門部会名	経済部会
事務事業番号	11	事務事業名	勤労者福祉事業			協議ランク	A協議会 B幹事会 C専門部会
			相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課			産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市勤労者生活資金融資要綱（下記に該当） 市勤労者住宅資金利子補給要綱（下記に該当） 市中小企業退職金共済掛金補助金交付規則（下記に該当）	城山町中小企業金融対策資金貸付要綱・ 城山町中小企業退職金共済制度加入奨励補助金交付要綱			津久井町勤労者生活資金貸付規則		
歳出予算額（平成17年度）	533,978千円	17,420千円			17,000千円		
歳入予算額（平成17年度）	460,000千円	17,000千円			17,000千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市内在住勤労者の福祉増進を図るため、労働関係金融機関へ融資（住宅ローン等）のための用資金を預託する。</p> <p>市内在住勤労者の生活の安定と向上に資するため、冠婚葬祭費・医療費等の生活資金貸付として労働関係金融機関へ融資のための運用資金を預託する。</p> <p>勤労者の持家促進を図るため、勤労者が市内に自己の住宅を新築、購入若しくは増築するため労働関係金融機関から住宅資金を借り入れた場合に、その返済金に係る利子の一部を補給する。</p> <p>市内の中小企業従業員（パート含む）の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業退職金共済制度若しくは相模原商工会議所の特定退職金共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。</p> <p>【内容】</p> <p>勤労者融資預託金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託額：170,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店 ・ 預託期間：平成17年4月1日～18年3月31日 <p>勤労者生活資金融資預託金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託額：290,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店 ・ 預託期間：平成17年4月1日～18年3月31日 ・ 借入金額：10万円以上200万円まで ・ 借入利率：年利2.2%（固定） ・ 返済期間：5年以内で元利均等月賦返済（平成17年度 300件見込み） <p>勤労者住宅資金利子補給金 62,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補給率：年3%以内 ・ 補給期間：借入資金の償還開始月から48ヶ月以内 ・ 対象借入額：100万円～600万円（平成17年度 700件見込み） <p>中小企業退職金等共済掛金補助金 11,978千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補給率：被共済者数に応じて10～25% ・ 補給期間：共済契約の新規契約月から36ヶ月以内 ・ 掛金の補助対象限度額：7,000円（平成17年度 180件見込み） 	<p>【目的】</p> <p>町内在住勤労者の各種生活資金の需要に応えるため、町が一定の資金を金融機関に預託し、それぞれの金融機関の独自資金をあわせて、低利の融資を行うための運用資金を預託する。</p> <p>町内の中小企業従業員（パート含む）の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業退職金共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。</p> <p>【内容】</p> <p>勤労者融資預託金 17,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託額：17,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店・大月信用金庫、JAつくい ・ 預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・ 融資条件 限度額 100万円 利率 年利2.2% 貸付期間 5年以内（平成16年度件見込み 10件） <p>中小企業退職金等共済掛金補助金 420千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補給率：共済掛金の10%以内 ・ 補助金額：月額500円以内 ・ 補給期間：新規共済加入月から36ヶ月以内 ・ 掛金の補助対象限度額：18,000円（平成16年度70件見込み） 	<p>【目的】</p> <p>町内に在住・在勤の勤労者の福祉の増進及び健全な生活の安定に資するため、生活に必要な資金貸付として金融機関へ融資のための運用資金を預託する。</p> <p>【内容】</p> <p>勤労者融資預託金</p> <p>該当なし</p> <p>勤労者生活資金融資預託金 17,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託額：17,000千円 ・ 預託先：中央労働金庫相模原支店 ・ 預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・ 平成15年度実績：貸付件数 新規20件 貸付額 23,350千円 ・ 貸付限度額 200万円 <p>勤労者住宅資金利子補給金</p> <p>該当なし</p> <p>企業退職金等共済掛金補助金</p> <p>該当なし</p> <p>（津久井町商工会にて加入の斡旋を行っている。）</p> <p>（平成15年度実績：43件）</p>	該当なし	該当なし		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	勤労者総合福祉センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	地方自治法第244条の2第3項・ 相模原市立勤労者総合福祉センター条例・ 条例施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	61,821千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の管理を利用料金制を導入して指定管理者（財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター）により行っている。</p> <p>【内容】 相模原市立勤労者総合福祉センター管理運営委託料 53,842千円 ・施設名：相模原市立勤労者総合福祉センター ・所在地：相模原市西橋本5丁目4番地20号 ・委任先：指定管理者（財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（通称：あじさいメイツ）） 相模原勤労者総合福祉センター暫定駐車場等土地賃借料 5,275千円 土地開発公社への土地賃借料 施設賠償責任保険料 24千円 保険期間（平成18年3月8日から一年間） 指定管理者選考委員会委員謝礼 20千円 勤労者総合福祉センター維持補修費 2,660千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原中小企業勤労者福祉サービスセンター ・相模原市に在住、在勤する中小企業勤労者を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	各種労働関係団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	労働災害防止団体補助金交付要綱		津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成17年度）	2,770千円	71千円	99千円	39千円	29千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 労働祭補助金（地域連合） ・ 交付先：相模原・津久井地域連合 ・ 実施内容：第75回相模原・津久井メーデー労働祭補助金（総連合） ・ 交付先：相模地域労働組合総連合 ・ 実施内容：第75回相模地域メーデー（財）神奈川県駐労福祉センター補助金 ・ 交付先：（財）神奈川県駐労福祉センター ・ 団体の目的：県内の駐留軍関係従業員及びその離職者対策事業を行うこと ・ 事業内容：再就職相談、職業紹介・相談等 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 ・ 交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・ 団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・ 事業内容：文化・体育事業、学習会等 ・ 補助金額：1,296千円 湘北建築高等職業訓練校補助金 ・ 交付先：湘北建築高等職業訓練校 ・ 団体の目的：建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの ・ 訓練生：53人 ・ 訓練内容：学科、実技、補助金額：303千円 相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会補助金 ・ 交付先：相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会 ・ 団体の目的：労働災害防止と労働者の安全衛生知識の普及を図ること ・ 実施内容：全国安全週間相模原・津久井地区推進大会 県民のいのちとくらしを守る県民のつどい補助金 ・ 交付先：（財）県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会 ・ 団体の目的：地域社会のあり方を問い、進んで自治を創りだすこと ・ 実施内容：県民のいのちとくらしを守る県民のつどい</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 ・ 交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・ 団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・ 事業内容：文化・体育事業、学習会等 58千円 湘北建築高等職業訓練校補助金 ・ 交付先：湘北建築高等職業訓練校 ・ 団体の目的：建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの ・ 訓練内容：学科、実技 13千円</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 労働祭補助金（地域連合） 該当なし 労働祭補助金（総連合） 該当なし （財）神奈川県駐労福祉センター補助金 該当なし 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 補助額：86千円 団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・ 事業内容：文化・体育事業、学習会等 湘北建築高等職業訓練校補助金 交付先：湘北建築高等職業訓練校 補助額：13千円 団体の目的：建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの 訓練内容：学科、実技 相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会 該当なし 県民のいのちとくらしを守る県民のつどい 該当なし</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会負担金 ・ 交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・ 補助額：29千円 ・ 団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・ 事業内容：文化・体育事業、学習会等 13千円</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原津久井地域労働者福祉協議会負担金 ・ 交付先：相模原津久井地域労働者福祉協議会 ・ 補助額：29千円 ・ 団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・ 事業内容：文化・体育事業、学習会等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	89,303千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市内の中小企業勤労者の福祉向上を図るため、（財）相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（あじさいメイツ）の運営に対し助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>団体への運営費等補助金（管理費及び情報提供事業費補助）交付先（あじさいメイツ）の状況 会員加入数1,492事業所 16,079人 （平成17年4月1日現在） 平成17年度センター事業 (1)健康維持・増進事業 (2)老後生活安定事業 (3)自己啓発事業 (4)余暇活動事業 (5)財産形成事業 (6)在職中の生活安定事業 (7)相模原市立勤労者総合福祉センター管理運営事業 (8)情報提供事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	無料職業紹介事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	職業安定法・				
歳出予算額（平成17年度）	40,242千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雇用情勢の改善を図るために就職支援センターをシティ・プラザはしもとに開設し、求人情報の開拓、キャリアカウンセリング、職業紹介、求職者支援講座及び就職情報の提供を実施し、就職が困難な人（若年者、母子家庭の母親等、生活保護受給者及び障害者）に対する支援を行う。</p> <p>【内容】 ・キャリアカウンセリング 原則毎週火・木曜日 ・求職者支援講座 年24回開催予定 ・職業紹介 ・就職情報の提供 求人情報の検索等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	伝統技能チャレンジャー事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,700千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 後継者不足の伝統技能分野に就職したい意欲のある若年者を対象に、市内の技能職団体の協力を得て研修（技能の修得等）を行い、若年者の雇用促進並びに伝統技能の伝承を図るため市が研修費の一部負担を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 伝統技能分野に就職したい若年者（15歳～34歳） ・対象人数 10人程度 ・研修期間 3ヶ月 ・受入事業所 大工職、瓦葺き職、左官職、畳職、タイル職、クリーニング職及び洋菓子製造職 ・補助内容 若年者に支払われる実習報酬額の1/4（月額25,000円）を上限。 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	経営・生産対策推進会議		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱	経営対策体制整備推進事業実施要綱 農業経営・生産対策推進会議設置要綱	経営対策体制整備推進事業実施要綱	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱
歳出予算額（平成17年度）	220千円	40千円	182千円	96千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	4千円	10千円	91千円	30千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 20人 団体等 農業生産組織、農業団体関係者、流通販売組織、消費者団体の代表、学識経験者、関係行政機関、その他</p> <p>積算 ・報償費 204千円 学識経験者、大学教授 15000×1名×4回=60,000円 その他の委員 3000×12名×4回=144,000円</p> <p>・需要費 16千円 会議料 200円×20名×4回=16,000円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関や団体等の役割分担を明確にするとともに、連携計画に係る調整を行う。</p> <p>【内容】 構成員 人数 8人 団体等 学識経験者、農業委員会代表、農業経営士会代表、農業振興協議会代表、関係行政機関職員など</p> <p>積算 ・報償費 40千円 5,000円×4人×2回=40,000円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 5人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関</p> <p>積算 ・普通旅費 12千円 ・消耗品費 140千円 ・役務費 30千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 8人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関</p> <p>積算 ・普通旅費 16千円 ・消耗品費 80千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金（県補助金）</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 10人 団体等 農協・農業委員会等の農業関係機関</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	営農センター助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	6,670千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農作業の受委託等の農地利用調整、営農指導等の農業振興に関する事業を全市的に実施する農協営農センターに対し助成を行う。</p> <p>【内容】 助成事業 営農指導員設置事業 4,600千円 ・営農センターを拠点として、営農指導を積極的に展開する営農指導員の人件費を助成する。 ・指導員 8名（そ菜園芸3名、畜産3名、経営1名、緑化木1名） ・補助率 基本給の1/2以内</p> <p>遊休農地対策農作業受託オペレーター設置事業補助金 2,000千円 ・営農センターが実施する農地利用調整機能のひとつである農作業受託について、それを実施するオペレーター2名の人件費について助成する。 ・補助率 給与総額の1/2以内（2,000千円/1人上限）</p> <p>実験圃場整備事業補助金 70千円 ・営農センターが施肥技術、土壌改良のための試験研究、栽培技術などの調査研究のためにパイロット的に実施する実験圃場の整備について助成する。 ・事業内容 キュウリの接木苗導入 ・事業費 210千円 ・補助率 1/3以内</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市農業協同組合営農センター 農業経営者の営農指導、育成等を行う市農協の組織である。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	経済部会		
29	各種事務事業の取扱い	協議ランク	A協議会 B幹事会 C専門部会		
事務事業番号	事務事業名				
10	認定農業者育成事業				
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課 農業経営基盤強化促進法	経済課 農業経営基盤強化促進法	産業経済課 農業経営基盤強化促進法	産業環境課 農業経営基盤強化促進法	まちづくり課 農業経営基盤強化促進法
歳出予算額（平成17年度）	13,435千円	228千円	216千円	196千円	232千円
歳入予算額（平成17年度）	200千円	10千円	10千円	10千円	10千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成6年度策定の農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、今後本市農業の中心的役割を担っていく認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、市の認定を受けたもの）の育成に対し、助成を行う。</p> <p>【内容】 旅費 18千円 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 ・農業経営改善支援センター設置事業補助金 ・農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センター（事務局 営農センター）に対し助成を行う。 補助額 450千円 （財源：市250千円・県200千円） ・農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者が受けられるスーパーL資金の利子について、地方負担分の0.5%を県と市が同率で負担する。 予算額 900千円 ・農地流動化助成金 認定農業者への農用地の集積を促進するため、利用権の継続設置に対し助成を行う。 補助額 450千円 認定期間3年以上6年未満 6千円 認定期間6年以上 15千円 建設事業補助金 ・認定農業者育成事業補助金 認定農業者が取り組む経営改善のうち、施設、機械等の資本装備に対し助成を行う。 事業主体 認定農業者連絡会 事業費 32,488千円 補助率 1/3以内（野菜用ハウスの施設整備については4/10以内） 限度あり 補助額 11,617千円</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 111戸（内、法人 17社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 認定農業者連絡会 認定農業者相互の研鑽と連絡協調を図る団体。</p>	<p>【目的】 平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】 普通旅費 12千円 負担金、補助及び交付金 216千円 ・農業経営改善支援センター活動費負担金 ・農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。（財源：町 206千円・県 10千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 8戸（内、法人 6社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】 津久井町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）を支援する。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 ・郡農業経営改善支援センター運営負担金 ・農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センター（事務局 津久井郡農協）への負担金。 負担額 216千円 （財源：町206千円・県10千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 8戸（内、法人 4社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】 平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】 郡農業経営改善支援センター活動費負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。 ・負担金、補助及び交付金 196千円</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 3戸（内、法人 3社）</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】 郡農業経営改善支援センター活動費負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。 ・負担金、補助及び交付金 216千円 （財源：町206千円・県10千円）</p> <p>【参考】 ・認定農業者数 4戸</p> <p>【特定財源の概要】 県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	米の数量調整実施事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	米の数量調整実施要綱・要領		米の数量調整実施要綱・要領		米の数量調整実施要綱・要領
歳出予算額（平成17年度）	430千円	182千円	72千円	125千円	80千円
歳入予算額（平成17年度）	270千円	144千円	72千円	124千円	75千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消費重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 一般事務用資金 217千円 ・ 転作等現地確認謝礼 30千円 ・ 一般旅費 85千円 ・ 共通消耗品 98千円 米の数量調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・ 実施計画の取りまとめ、現地確認 ・ 県への報告 ・ 対象農家数 680戸</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 消費重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 一般事務用資金 175千円 ・ 普通旅費 7千円 米の数量調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・ 実施計画のとりまとめ、現地確認 ・ 県への報告 ・ 対象農家数 100戸程度</p> <p>【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 普通旅費 12千円 ・ 消耗品 25千円 ・ 役務費 20千円 ・ 燃料費 15千円 【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 報償費 28千円 ・ 普通旅費 5千円 ・ 消耗品 82千円 ・ 役務費 10千円 【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>	<p>【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・ 普通旅費 7千円 ・ 消耗品 35千円 ・ 燃料費 26千円 ・ 印刷製本費 2千円 ・ 通信運搬費 10千円 【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金（県補助金） ・ 定額補助</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	環境保全型農業導入支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	370千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自然環境に調和した農業体系確立のため、環境に配慮した資材の導入に対し助成する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 関連資材導入支援補助金 370千円 （補助率1/3以内）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	農産物振興対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	9,205千円	168千円	25千円	70千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野菜、果樹、花卉植木等の生産性向上、経営安定、市内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。</p> <p>【内容】 報償費 ・野菜格付審査員謝礼 240千円 （12000×20名） 負担金、補助金及び交付金 ・野菜振興対策事業補助金 6,543千円 機械、施設等の導入により新鮮かつ高品質な野菜の安定供給、生産振興を図る。 主 体 市園芸連絡協議会 事 業 薬剤、出荷用ダンボール箱、直売用袋、マルハナバチ使用栽培 事業費 19,453千円 補助率 1/3以内（施設整備は4/10以内） ・果樹振興対策事業補助金 2,300千円 防除用薬剤、資材及び生産用機会等の導入により、省力化を図るとともに、市民への高品質かつ新鮮な果実を供給し、果実生産の振興を図る。 主 体 市果実組合 事 業 薬剤、直売用袋、病害虫防除薬剤、農業用機械等 事業費 6,900千円 補助率 1/3以内</p>	<p>【目的】 野菜、花卉植木等の生産性向上、経営安定、町内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 ・茶病害虫防除対策事業補助金 75千円 町内茶生産農家が行っている病害虫防除に対し、薬剤の一部を補助し、茶の生産量の増収や品質の向上を図る。 主 体 城山茶業部（郡農協の下部団体） 事 業 薬剤 事業費 317千円 補助率 1/4以内 ・花き病害虫防除対策事業補助金 75千円 町内花き生産農家が行っている病害虫防除に対し、薬剤費の一部を補助し、花きの品質の向上を図る。 主 体 城山花き温室部会（郡農協の下部団体） 事 業 薬剤 事業費 320千円 補助率 1/4以内 ・水田共同防除事業補助金 18千円 町内米生産農家が行っている病害虫防除に対し、薬剤費の一部を補助し、水稲の品質の向上を図る。 主 体 広田水田組合、葉山島開拓事業組合 事 業 薬剤 事業費 72千円 補助率 1/4以内</p>	<p>【目的】 直売事業の指導育成及び情報交換並びに地元農産物の直売による有利販売を進め、地域農業の振興を図る。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 ・津久井郡農産物直売事業連絡協議会補助金 25千円 郡内の直売所間の情報交換、協調体制の確立、地域農業の振興 ・事務局：津久井郡農協 ・町内の会員：8直売所、56人</p> <p>【参考】 ・果樹振興対策事業補助金対象想定津久井町りんご生産組合（事務局：農協青根支所）（22名・17年度予算384,975円） 青根梅生産組合（事務局：農協青根支所）（19名・17年度予算622,484円）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・りんご及び青根梅生産組合 生産者で組織する団体。</p>	<p>観光農業推進事業 【目的】 地場農産物（加工品を含む）のブランド化と関連団体を育成し、地産地消の振興を図る。</p> <p>【内容】 ・事業主体：町特産物推進協議会 ・事業費 70千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町特産物推進協議会 生産農家、町等で組織している団体。</p>	<p>該当なし 平成16年度より「町直売所連絡協議会」への補助金を全額カット。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	農産物振興対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・相模原市果実組合補助金 122千円 果樹の栽培技術や品質改良等を組織的に行い、均一で良質な果実の生産と経営の安定を図る。</p> <p>主 体 市果実組合 事 業 優良種苗の導入、栽培技術、病害虫駆除対策の研究、販売技術研究及び講習会の開催</p> <p>事業費 122千円 補助率 定額</p> <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市園芸連絡協議会 ・生産者で組織する団体 ・市果実組合 ・生産者で組織する団体 <p>【参考】</p> <p>生産者数（市農協組合員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園 芸 197戸 ・花卉植木 57戸 ・果 実 54戸 ・養 蚕 1戸 	<p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者で組織する団体 <p>【参考】</p> <p>生産者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶 15戸 ・花 き 4戸 ・水 稲 98戸 			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	営農対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	2,401千円	804千円	50千円	60千円	1千円
歳入予算額（平成17年度）	300千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産組織の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 需要費 ・優良農業者表彰事業消耗品 45千円 （記念品、筒等）</p> <p>負担金、補助及び交付金 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 536千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。 主 体 市みどり組合連絡協議会 内 容 スズメ、カラス等の銃器による駆除事業費 1,610千円 補助率 1/3以内（県補助1/2以内） 農政課事務事業番号42番「有害鳥獣対策事業」にも掲載</p> <p>・景観草花栽培事業補助金 954千円 花と緑豊かなまちづくりを資するため、景観草花（レンゲ・コスモス等）を一定面積以上栽培した場合に助成を行う。 主 体 相模原市農協 基 準 生産緑地300㎡以上 調整区域500㎡以上 事業費 954千円 事業量 238.66a 補助率 4千円/a</p> <p>・生活改善グループ連絡会運営費補助金 126千円 平成5年度に結成された、生活改善グループ連絡会の活動に対し、助成を行うことにより、女性農業者の抱える諸問題に取り組む団体の交流強化と活動の活発化を図る。 主 体 市生活改善グループ連絡会 （加入 6団体） 内 容 各生活改善グループ間の交流・研修、バッグ・直売袋の購入 補助率 運営費補助 90千円 直売推進 36千円</p>	<p>【目的】 生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産組織の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 ・女性農業者連絡協議会助成金 60千円 平成4年度に結成された、協議会の活動に対し、助成を行うことにより、活動の活発化を図る。 主 体 町女性農業者連絡協議会 内 容 特産品の開発等 補助率 1/2以内</p> <p>・農業制度資金利子補給金 744千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 補助率 3%以内 期 間 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町女性農業者連絡協議会 農家の主婦を中心に組織する団体。</p>	<p>【目的】 農業経営の安定と農業生産力の増強のために要する近代化資金融資に対し利子補給を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。</p> <p>【内容】 ・農業近代化資金等利子補給金 50千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 ・生活グループ連絡会運営費補助金 該当なし。 H17.7現在の町内生活改善グループ 2団体</p>	<p>【目的】 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。</p> <p>【内容】 ・農業制度資金利子補給金 60千円 補助率 3%以内 期 間 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等</p>	<p>【目的】 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。</p> <p>【内容】 ・農業制度資金利子補給金 1千円</p> <p>藤野園芸ランド運営協議会 【概要】農家と都市住民の交流をはかるべく、昭和47年から50年にかけて県補助事業を受けて環境を整備。町は、園芸ランドを統括する「運営協議会」の事務局の事務を行っている。</p> <p>【内容】 総会（年1回）に係る事務 役員会（年数回・随時開催）に係る事務 会計に係る事務 その他 （観光客に対する対応、産業まつり等イベントに係る対応）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	営農対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金利子補給金 500千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 補助率 2%以内 期 間 5年間 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等 ・相模原市大沢南部営農組合補助金150千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に資する。 主 体 市大沢南部営農組合 内 容 栽培研究、直売事業等の実施 補助率 定額 ・相模原市田名西部営農組合補助金90千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に資する。 主 体 市田名西部営農組合 内 容 栽培研究、直売事業等の実施 補助率 定額 【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金） 【公共的団体の概要】 ・生活改善グループ連絡会 女性農業者の抱える諸問題に取り組む団体の交流強化と活動の活発化を図る団体。 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	農業後継者・担い手確保対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	1,818千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業後継者、新規就農者等の都市農業従事者への誘導を図り、魅力ある農業経営を実現するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 報償費 新規就農者アドバイザー派遣 320千円 新規就農者に対し、農作業指導等の支援を講ずることにより、技術向上、経営規模拡大、経営の安定化を図る。 8,000円×10回×4人=320,000円 負担金、補助及び交付金 1,498千円 援農システム整備事業補助金 1,000千円 担い手不足の農家に市民を含めた多様な就農者を斡旋するための「援農システム」を発展、拡大し、多様な農業担い手の育成・拡充を図る。 ・主体 市農協営農センター ・事業費 2,000千円 ・内容 農業研修講座(ビギナー、サポート) ・補助率 1/2以内 農業青年育成事業補助金 230千円 農業青年の健全な発展を図るとともに、農業経営の安定と生活向上を図る。 ・主体 市農協青壮年部 ・内容 各種研修会等の開催、農業理解促進活動 ・補助率 定額 新規就農者等研修奨励金 170千円 新規就農者等が一定期間、市内の先進的農家において、農業技術の会得を図るため、農業研修受入農家に対し助成する。 ・主体 研修受入農家 ・事業費 340千円(5,656円×60日) ・補助率 1/2以内 新規就農者作業オペレーター支援 98千円 新規就農者に対し農地の貸し付け、譲渡を行うために、自己の農地を整備する際に要する経費の一部を地権者に対し助成するもの。 ・補助額 37,000円/10a×20a×4名 ・補助率 1/3 20aは新規就農者1人当たりの耕作面積</p> <p>【公共的団体の概要】 ・営農センター：農業経営者の営農指導、育成等を行う市農協の組織である。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 H12～H16年度（農業従事者の増減等） ・農業後継者 0名 ・町外からの新規就農者 5名</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	地場農産物ブランド化促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	736千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地場農産物の生産を振興するため、ブランド化を進め、消費者への定着を図るとともに、相模原産の表示を明確にし、消費者・生産者双方の利益を図る。</p> <p>【内容】 協議会委員謝礼 36千円 6,000円×6名 地場農産物ブランド化キャンペーン委託 500千円 地場農産物ブランド協議会負担金 200千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・地場農産物ブランド協議会：地場農産物の普及を目的に生産・流通・消費団体と行政機関で構成委員19名</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	農産物流通対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	3,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農産物の生産出荷奨励、市場対策等農場農産物の生産拡大を図るとともに、市内流通を促進するため事業を実施する。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 3,000千円 野菜生産出荷奨励金事務取扱交付金 600千円 奨励金交付に要する出荷組合別の野菜売上等の集計事務に対する交付金 交付先 相模中央青果、神奈川青果、相模原総合青果 事業費 200千円×3市場 野菜生産出荷奨励金 1,800千円 市内3市場に出荷する野菜全品目に対し、奨励金を交付することにより、市内市場への出荷を促進し生鮮野菜の安定供給を図る。 団体数 市内8出荷組合（農協8支店） 出荷額 60,000千円 交付額 出荷額の3% 相模原市米穀小売商組合補助金 150千円 組合の内容充実や組織の強化を図るとともに、米消費の拡大を推進する。 主 体 相模原市米穀小売商組合 内 容 組合員の行う事業の改善、技術の向上、知識の普及、農業まつり等イベントへの参加 補助率 定額 農協出荷奨励金 450千円 小規模農家の育成と市内食料自給率の向上を図るため、農協を経由した市内3市場に対する出荷を奨励する。 出荷額 15,000千円 交付額 出荷額の3%</p> <p>【参考】 農家戸数 1,592戸 （内訳） 専業農家 155戸 第1種兼業農家 73戸 第2種兼業農家 1364戸</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市米穀小売商組合 市内の米穀小売商が組織する団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			<p>【参考】 町内に出荷組合はなく、また、農協を経由した出荷の実績はありませんが、野菜農家個人での出荷はあるようです。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	都市農業ふれあい事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	2,851千円			80千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民と農業者のふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する理解を深める事業に対し、助成等を行う。</p> <p>【内容】 農業めぐり農家謝礼 15,000円×3回=45,000円 学校給食を活用した食育の推進 5,000円×3名×2回×2校=60,000円 J Aまつり市長賞賞品 3,2050円×8個=26,000円 農業まつり議長賞賞品 2,750円×8個=22,000円 農業まつり補助金 1,800千円 新鮮な地場野菜の即売会や畜産共進会を実施するほか、家族で楽しめるイベントの実施など「魅力とうるおいのある都市農業をめざして」をテーマに、魅力ある「まつり」の創造を行う。 主 体 市農業まつり実行委員会 期 日 4月から11月（集中行事は、淵野辺公園で11月） 補助率 定額 さがみはら市民朝市補助金 550千円 地場産の新鮮な野菜を定期的に供給し、農家と市民の相互理解を深めるとともに、都市農業の振興を図る。 主 体 相模原市民朝市運営協議会 期 日 北部 毎月第2・4日曜日 南部 毎月第1・3日曜日 場 所 北部 市体育館前駐車場 南部 市南合同庁舎駐車場 補助率 定額 農業体験学習事業補助金 324千円 農作業を体験して、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深めることを目的とする。 主 体 相模原市農業体験学習推進協議会 内 容 募集児童 100名（小学5・6年生） 補助率 定額</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市民朝市運営協議会 生産農家等で組織する団体。</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 農政課事務事業番号41番「共進会に関すること」でJ Aまつり共進会町長賞5,000円（1点）を記載。</p>	<p>【目的】 町民に酪農家の家を訪ねてもらい家畜や土とふれあい、酪農業に対し理解を深めてもらうことを目的とし、畜産振興を図るため町と酪農部共催で開催する。</p> <p>【内容】 さがみこファームフェスタ運営費補助金 80千円 （やまなみ五湖ネットワーク事業後援事業）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	市民農園整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農地法・ 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律	農地法・ 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律		法によらない農園利用方式により開園・ 予算計上なし（町は事務、仲介のみ）	
歳出予算額（平成17年度）	7,770千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、市が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 市民農園現地確認謝礼 300千円 市民農園管理整備委託 6,270千円 新規農園の整備 市民農園駐車場土地賃借料 1,000千円 簡易トイレ借料 200千円</p> <p>【参考】 市民農園数 コミュニティ農園 2箇所 50区画（50㎡以上 / 区画） 日常の管理は、利用者で組織する管理運営委員会が行う。 レクリエーション農園 65箇所 3,165区画（20㎡以上 / 区画） 日常の管理は、市民農園運営協議会が行う。 生きがい農園 21箇所 961区画（10㎡以上 / 区画） 日常の管理は、市民農園運営協議会が行う。</p>	<p>【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、町が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 運営協議会により事業執行を行っているため、歳出予算はない。</p> <p>【参考】 市民農園数 ふれあい農園 1箇所 42区画（30㎡ / 区画） 使用料 年額6,000円 健康づくり農園 14箇所 304区画（30㎡ / 区画） 使用料 年額5,000円 農業体験農園 3箇所 82区画（50㎡以上 / 区画） 使用料 年額10,000～15,000円 使用料は、運営協議会に収入されるため、一般会計への歳入はない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 市民農園整備促進法による「グリーンファーム青野原」があるが、事務局、管理運営は全て「A津久井郡青野原支所」が行っている。 グリーンファーム青野原 198区画（30㎡・45㎡） 使用料 年額550円 / ㎡</p>	<p>【目的】 農業者以外の町民が、自ら野菜や草花を栽培することで、農業に対する理解を深めるとともに、町民の余暇活動の多様化や健康志向等に対応するため、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 農家を支援しながら町民が農作業に親しむ事業・3箇所</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	(株)神奈川食肉センター食肉流通施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	86,249千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 (株)神奈川食肉センターに対し、平成14年4月1日より稼動した食肉流通施設の整備費を助成する。</p> <p>【内容】 整備資金償還事業補助 86,249千円 債務負担行為の設定期間 平成12年度～平成27年度 限度額 1,401,000千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・(株)神奈川食肉センター 県、平塚市、相模原市及び民間の出資による安全な食肉を安定的に流通させることを目的に設立した会社。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	農道等維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	23,770千円	717千円	210千円	486千円	2,710千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 14,520千円 新堀用水路ポンプ電気料 80千円 農業用施設賠償責任保険料 40千円 委託料 12,000千円 ・農業用施設境界査定委託 4,300千円 3箇所程度の境界査定 500m ・農業用施設草刈業務委託 3,800千円 市内一円用水路 19,000㎡ ・農業用施設浚渫業務委託 3,100千円 浚渫 350m、ごみ処理 ・表示登記委託 800千円 H16年度に譲与を受けた法定外公共財産の表示登記費用 負担金 2,400千円 ・相模川左岸土地改良事業負担金 相模川左岸土地改良区が行う左岸用水路（礪部頭首工～茅ヶ崎市）の維持管理費の一部を関係市町が負担することで、用水確保と水田耕作安定に寄与するとともに、関係農家の負担軽減を図る。 組合員 3,047人 関係市町 相模原市、座間市、海老名市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市</p> <p>維持補修費 9,250千円 ポンプ、農業用取水口及び堰等の修理 3,350千円 農業用施設維持補修工事 4,900千円 農道の敷砂利 1,000千円 100㎡</p>	<p>【目的】 農業用施設（農道・用排水路・建物など）の維持補修に関する経費。</p> <p>【内容】 火災保険料 17千円 城北農業構造改善センター及び葉山島センターの火災保険料 町内一円維持補修工事費 700千円</p>	<p>【目的】 農業用施設（農道等）の維持管理・補修に関する経費。</p> <p>【内容】 農業施設維持管理事業費 210千円 工事請負費 ・農道維持管理工事（農道金原西線） 210千円</p>	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 需用費 5千円 賃借料 181千円 工事請負費 300千円</p>	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 工事請負費 2,500千円 賃借料（機械） 210千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	農道・用水路等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等	土地改良法・ 県土地改良事業等補助金交付要綱・ 地域用水環境整備事業実施要綱・ 基盤整備促進事業実施要綱				
歳出予算額（平成17年度）	148,010千円				
歳入予算額（平成17年度）	84,835千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農とみどりの整備事業及び市単独事業。 農道については、幅員が狭く、また未舗装等で農耕車の通行に支障をきたしている箇所の整備工事を行い、用排水路については通水に支障をきたしている箇所の改修工事を行う。また、新堀用水路内木道については、老朽化が進んでいるため補修工事を行う。</p> <p>【内容】 消耗品、印刷製本費 150千円 工事請負費 48,580千円 ・農道整備事業 2件 延長 225m ・水路改修工事 2件 延長 350m ・木道補修工事 1件 延長 117m</p> <p>望地区地域用水環境整備事業 平成12年度に策定した相模原市農業農村環境整備計画に基づき生態系や景観など自然環境に背理した整備を行う。 消耗品、印刷製本費 410千円 委託料 1,000千円 工事請負費 40,600千円 ・水路工 延長340m、散策路工 延長400m ・植栽工、管理施設工、修景施設工1式</p> <p>新戸地区基盤整備促進事業 幅員が狭く、未舗装で農耕車の通行に支障を来している農道の整備、また、崩壊、漏水が進み通水に支障を来している用排水路を改修する。 消耗品、印刷製本費 570千円 工事請負費 56,700千円 ・農道工 延長33m ・水路工 延長1,829m</p> <p>【特定財源の概要】 地域用水環境整備補助金等 国 47,780千円 県 17,555千円</p>	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし	農政課事務事業番号40「農とみどりの整備事業」に記載。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	農道等調査測量設計委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	5,000千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農道・水路整備実施のために調査測量設計委託を行う。</p> <p>【内容】 委託料 5,000千円 新戸地区基盤整備のための境界確定を行う。</p>	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし。	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	各種農業団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	345千円	100千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することにより、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定化に寄与する。</p> <p>【内容】 諏訪森下水組合運営事業補助金135千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 諏訪森下水組合(86戸) 対 象 電気料 補助率 電気料の1/6</p> <p>下大島用水組合運営事業補助金 210千円 用水組合の経費(電気料)を援助するとともに、相模川自然の村の建設に伴って大きくなった組合員の負担を定額補助によって軽減させ、稲作の安定化を図る。 主 体 下大島用水組合(7戸) 対 象 電気料及び組合運営費 補助率 電気料の1/6及び定額補助170千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 諏訪森下水組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体 ・ 下大島用水組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体</p>	<p>【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することにより、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定化に寄与する。</p> <p>【内容】 水田揚水補助金100千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 葉山島開拓事業組合 対 象 電気料 補助率 電気料の1/4</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 葉山島開拓事業組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	農業振興地域整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	0千円	272千円	120千円	0千円	200千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成15年度 = 用途変更 1件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施（前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定） 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域 = 731ha ・農用地区域 = 321ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成16年度 = 0件 随時変更 平成16年度 = 0件 基礎調査結果による定期変更 平成15年度に基礎調査を実施し、定期変更による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>事業費内訳 ・農業振興協議会委員報酬 167千円 ・軽微な変更及び随時変更時における意見聴取 ・委託料 105千円 農用地管理システム運用におけるデータ修正業務委託料</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 = 614.8ha ・農用地区域 = 74.2ha</p> <p>【電算システムの概要】 ・一般的な農用地管理システム</p> <p>【公共的団体の概要】 ・農業振興協議会 農業振興を目的に、農業者、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成16年度は該当なし 随時的な変更に係る事務 平成16年度は該当なし 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施（前回平成12年度、平成16年度に基礎調査、17年度に変更予定） 農業振興地域内農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域 = 2,000ha ・農用地区域 = 217ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度 = 除外 0件 基礎調査結果による定期変更 平成15年度に基礎調査を実施し、定期変更による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 = 133.00ha ・農用地区域 = 64.33ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 委託料200千円 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成16年度 = 除外 0件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施（前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定） 農業振興地域内の農用地に関する証明事務（別掲）</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域 = 2,822ha ・農用地区域 = 119ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	生産緑地に係る営農指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	生産緑地法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産緑地地区における営農に係る助言、行為の許可等を行う。</p> <p>【内容】 生産緑地地区における行為の制限に関する事務（法8条第1項） ・事前相談件数 1件（H16年度）</p> <p>生産緑地の買取申し出及び取得のあっせんに関する事務（法10条・13条） ・買取申し出に関する事務 12件（H16年度） ・取得のあっせんに関する事務 12件（H16年度） 農業委員会及び農協へあっせんの依頼を行った。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	農産物の生産、経営技術等の指導事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等</p>	<p>【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等</p> <p>平成16年度 幼稚園、小中学校給食に梅干が配食 平成16年度 幼稚園、小中学校給食に梅ジャムが配食</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	農産・園芸団体の指導及び連絡事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 営農組合(2団体) 園芸連絡協議会 養蚕連絡協議会 花卉植木連絡協議会 事務局 農協(営農センター)</p> <p>市が事務局となっている団体 団体 果実組合 事業 総会、役員会の開催 講習会、共進会の開催 組合員 40名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・営農組合(2団体) 大沢南部、田名西部の土地区画を耕作する農業者の団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 郡農産物直売事業連絡協議会 城山茶業部(郡農協の下部団体) 事務局 郡農協</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 町が事務局となっている団体 ・団体 津久井園芸特産物販売組合 事業 研修会、みつばつじ畑の維持管理 組合員 9名</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 相模湖酪農部 内郷堆肥生産組合 道志新田営農組合 千木良朝市会 千木良水田組合</p> <p>特産物推進協議会(事務局：町) ・団体 ウメ生産組合 千木良コンニャク生産組合 内郷農産物直売所 小原野菜出荷組合</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ウメ生産組合等 相模湖町での生産農家の集合団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 郡農産物直売事業連絡協議会 佐野川茶生産組合(郡農協の下部団体) 事務局 郡農協 町が事務局となっている団体 該当なし</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	水田農業推進協議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進や作物の産地づくりの推進を図る。</p> <p>【内容】 相模原市水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、市等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会 員 20名 ・構成員 用水組合、農家、消費者団体、農協、市</p> <p>【参考】 農政課事務事業番号11番の水田農業経営確立対策事業として予算化している。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、市等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する団体。</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 100戸程度</p> <p>城山町水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、町等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会 員 4名 ・構成員 水田組合、農協、町</p> <p>【公共的団体の概要】 ・城山町水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、町等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する団体。</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 約57戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし 相模湖町水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会員 20名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模湖町水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会で組織する団体。</p>	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 71戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし 藤野町地域水田農業推進協議会 農家、農協、町、農業委員会で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会員 8名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・藤野町地域水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会で組織する団体。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	農作物の病虫害防除		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	101千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供 	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供 	<p>【目的】 農作物被害を防ぐための病虫害防除。</p> <p>【内容】</p> <p>防除機利用による被害拡大防止 事業費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品 51千円 ・ 備品修繕料 50千円 	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供 	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予察情報の農家への提供 ・ 新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	土地改良事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	880千円	201千円	172千円	50千円	50千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地改良事業に関する事務の実施</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 880千円 土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進する。 会 員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供 農地の集団化の指導援助 （現在、具体的になっている土地改良に係る案件はない。）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会及び同津久井支部負担金 ・県本部 137千円 ・郡支部 33千円 普通旅費 14千円 火災保険料 17千円 （城北農業構造改善センター・葉山島センター） 土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進する。 会 員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供 農地の集団化の指導援助 （現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。）</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会及び同津久井支部負担金 ・県本部 142千円 ・郡支部 30千円 （現在、具体化されている土地改良事業の予定はなし。）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体 ・同津久井支部 津久井地域県政総合センター地域農政推進課が事務局。 構成員は4町。地域の特殊性を考慮した土地改良事業の計画推進を図り、事業の効率化等についての指導を行う。 【津久井支部事業内容】 農業先進地視察研修会の開催。（年2回） 地域農政推進課所管担当者会議の開催。</p> <p>（年1回） 【津久井支部会費及び賦課金】 ・会費 一律 20千円 ・特別賦課金 平成17年度より廃止。</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 20千円 （現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 20千円 （現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	経済部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	各種事務事業の取扱い				
33	漁業及び林業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	250千円	581千円	1,571千円	1,020千円	997千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	295千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>漁業及び林業については、日常業務の中では特段の事務はありません。</p> <p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 250千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対しての陳情、建議にすることをを行う団体。</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 40千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>神奈川県林野振興対策協議会負担金 68千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差、所得格差の是正を図る。 ・会 員 林野関係所在市町村長、学識経験者、賛助会員 ・業 務 林業構造改善事業の推進指導 入会林野整備の推進 公有林野の経営指導 造林の推進指導 山村振興事業の推進 林野問題に関する調査・研究会員並びに中央、地方の連絡提携 林野問題に関する重要な林政に関し、政府、国会並びに政党に対する建議要望</p> <p>津久井郡林業振興協議会負担金 6千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体と密接に連携し林業の振興を図る。 ・会 員 津久井郡4町、津久井地区行政センター、津久井郡森林組合 ・業 務 造林及び緑化に関すること 森林組合の強化に関すること 治山及び林道事業の推進に関すること 自然環境の保全に関すること</p> <p>津久井郡森林組合事業活動促進費補助金 172千円 津久井郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。</p>	<p>【内容】 津久井湖魚族放流事業助成金 90千円</p> <p>・目的 津久井湖に魚族等を放流し、魚族の保護育成により観光資源の増殖に努め、釣り・観光客の増加を図る。 ・補助者 津久井湖遊船協会 ・会長 本田 三部 <H16年度実績> 諏訪湖産他わかさぎ卵3,000万粒を津久井湖に放流。自主採卵作業の実施。 <H15年度実績> 諏訪湖産他わかさぎ卵9,000万粒を津久井湖に放流。自主採卵作業の実施。</p> <p>神奈川県治山林道協会負担金 546千円 ・補助者 神奈川県治山林道協会 ・会長 小澤 良明</p> <p>林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>神奈川県市町村林野振興対策協議会負担金 194千円 ・補助者 神奈川県市町村林野振興対策協議会 ・会長 天野 望</p> <p>市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差の是正を図る。 ・会 員 林野関係所在市町村長、学識経験者、賛助会員 ・業 務 林業構造改善事業の推進指導 入会林野整備の推進 公有林野の経営指導 造林の推進指導 山村振興事業の推進 林野問題に関する調査・研究会員並びに中央、地方の連絡提携 林野問題に関する重要な林政に関し、政府、国会並びに政党に対する建議要望</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金403千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること</p> <p>神奈川県市町村林野振興対策協議会負担金 92千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差の是正を図る。 ・会 員 林野関係所在市町村長、学識経験者、賛助会員 ・業 務 林業構造改善事業の推進指導 入会林野整備の推進 公有林野の経営指導 造林の推進指導 山村振興事業の推進 林野問題に関する調査・研究会員並びに中央、地方の連絡提携 林野問題に関する重要な林政に関し、政府、国会並びに政党に対する建議要望</p> <p>津久井郡森林組合補助金 266千円 津久井郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。</p> <p>津久井郡林業振興協議会負担金 9千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体と密接に連携し林業の振興を図る。 ・会 員 津久井郡4町、津久井地区行政センター、津久井郡森林組合 ・業 務 造林及び緑化に関すること 森林組合の強化に関すること 治山及び林道事業の推進に関すること 自然環境の保全に関すること</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金193千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 神奈川県市町村林野振興協議会負担金 144千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差の是正を図る。 津久井郡森林組合補助金446千円 郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。 津久井郡林業振興協議会14千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体密接に連携し林業の振興を図る。 相模湖魚族組合補助金200千円 相模湖にわかさぎの卵を放流し、自主採卵作業の実施を図る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	漁業及び林業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>枝打・除間伐推進事業補助金 295千円 川尻財産区の実施する枝打・除間伐推進事業に対し補助金を交付することにより、造林事業の推進を図る。</p> <p>【特定財源の概要】 ・神奈川県地域林業形成促進事業補助金 295千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対する陳情、建議に関するを行う団体</p>	<p>津久井郡森林組合補助金 718千円 ・補助者 津久井郡郡森林組合 ・代表理事組合長 佐藤喜美蔵</p> <p>津久井郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。</p> <p>津久井郡林業振興協議会負担金 23千円 ・補助者 津久井郡林業振興協議会 ・会 長 天野 望</p> <p>津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体と密接に連携し林業の振興を図る。 ・会 員 津久井郡4町、津久井地区行政センター、津久井郡森林組合</p> <p>・業 務 造林及び緑化に関すること 森林組合の強化に関すること 治山及び林道事業の推進に関すること 自然環境の保全に関すること</p>	<p>相模湖魚族委員会補助金 200千円 相模湖にわかさぎの卵を放流し、自主採卵作業の実施を図る。</p> <p>ワカサギ津久井湖放流補助金 40千円 津久井湖に稚魚を放流し、増殖を図ることにより観光資源の充実につとめ、釣り客等観光の増加を図る。</p> <p>道志川アユの里づくり事業費 50千円 道志川を水産観光の拠点とし、アユ資源の確保育成を図る。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対する陳情、建議に関するを行う団体</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	家畜の防疫		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・市畜産振興協会等）</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置にかかる準備事務</p> <p>BSE対策本部設置に係る準備事務</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・郡畜産振興協会等）</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（郡・町酪農振興協議会等）</p> <p>BSE感染牛発生対策 BSE緊急対策利子補給金交付の実施 町要綱により利子の80%以内で15万円が限度</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・相模湖酪農部・各農家）</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・郡畜産振興会・町酪農振興会）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	農業者年金基金法		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	市農業委員会に事務委託している。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	荒廃農地対策等活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	農業委員会事務局	農業委員会事務局	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）		146千円	0千円	104千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>荒廃農地対策等活動事業については、農政課事務事業番号9番「営農センター助成事業」、同14番「営農対策事業」等の中で実施している。</p> <p>また、遊休農地の活用事業として、市民農園を積極的に整備している。</p>	<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>「城山町環境保全に関する条例(空地の適正管理)事業の概要」</p> <p>【内容】 町内全域を調査し、空地等管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導（往復はがき）を行い、管理の推進及び管理の不良状態の解消を図る。・・・年1回(11月末)実施 県農政部・農業改良普及センター・消防本部 ・町及び調査員(農業委員)で実施 ・・・調査員は町より委託され賃金支給している</p>	<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また、周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>遊休農地（荒廃地）調査事業の概要</p> <p>【内容】 町内全域の農地を調査し、管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導（往復はがき）を行い、管理の推進及び不良状態の解消を図る。 ・・・年2回(7月、11月末)実施 県農政部・消防本部・郡農協・町及び農業委員で実施。（賃金支給なし）</p> <p>・調査結果 456筆 203,076㎡(枯草繁茂) 通報・苦情処理件数・・・H16年度0件</p> <p>遊休農地景観対策等事業の概要</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・コスモス栽培(2反) ・ひまわり植栽(景観用1反) 農業委員単独による実施 ・歳出予算 100千円(農業会議賛助金) 種代等</p>	<p>【目的】 農地の荒廃化が進行している中、農業未体験者が農業を体験することにより、作る喜びを体験し、農業の普及と荒廃地防止対策事業として行う。</p> <p>【内容】 そば栽培とそば打ち 104千円 ・報償費 14千円 ・需用費 38千円 ・役務費 5千円 ・委託料 37千円 ・使用料及び賃借料 10千円</p>	<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また、周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・ブルーベリー栽培(1,000㎡) ・ひまわり植栽(景観用1,000㎡) 農業委員単独による実施 ・歳出予算 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 38	事務事業名 林道整備事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等		神奈川県林道事業補助金交付要綱			
歳出予算額（平成17年度）		5,030千円	0千円	37千円	3,767千円
歳入予算額（平成17年度）		1,500千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 既設の林道を舗装することにより、林道通行車両の安全確保及び円滑な通行を確保し、林道機能の向上を図る。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・林道舗装工事 5,000千円 ・草刈謝礼 30千円</p> <p>路線数 1路線 所有区分 町所有</p> <p>【特定財源の概要】 ・神奈川県林道事業補助金（県補助金） （補助対象事業費：4,500千円 補助率：1/3）</p> <p>【参考】 ・路線名：中沢線 ・区分：改良 ・幅員：3.0m ・延長：193.0m（林道総延長：668.0m）</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備（舗装工事等を含む）を行う。</p> <p>【内容】 整備箇所 ・林道維持管理工事 林道寺入沢線 L=100m W=3.0m（敷砂利工）</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 11路線 ・路線延長 13,012m ・幅員 3.0m</p> <p>【特定財源等】 なし。</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備（舗装工事等を含む）を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・草刈賃金 37千円</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 12路線 ・路線延長 9,063m ・幅員 3.0m（一部2.8m・3.6mあり）</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備（舗装工事等を含む）を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・維持修繕工事（路面） 3,500千円 ・機械借上 140千円 ・草刈賃金 112千円 ・消耗品等 15千円</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 10路線 ・路線延長 11,844m ・幅員 3.0m（一部2.8mあり）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 39	事務事業名 鳥居原ふれあいの館の管理運営に関すること	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			1,680千円		
歳入予算額（平成17年度）			750千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 平成12年に宮ヶ瀬湖畔に山村振興等農林漁業特別対策事業として建設した地域農産物等活用型総合交流促進施設（直売施設、文化伝承施設）の管理運営を行う。</p> <p>【内容】 施設の概要 ・規模構造 木造平屋建 470.36㎡ ・施設内容 直売施設、文化伝承施設</p> <p>施設の管理運営 ・町条例に基づき、指定管理者として農業法人（有）鳥居原が管理運営 ・その他町予算 火災保険料 168千円 排煙窓改修工事 1,512千円</p> <p>平成16年度の決算 ・売上高 30,484千円 ・当期末処分利益 187千円 ・施設全体の売上高 145,360千円 （うち、野菜・果樹直売 43,293千円 食品加工） 45,582千円</p> <p>【指定管理者の概要】 ・農業法人（有）鳥居原 ふれあいの館を支えてきた鳥居原農林産物特産物生産販売組合を母体に平成16年11月に設立。 農林産物、加工食品の販売、飲食店の経営を目的とし、鳥居原地域の農業者を中心に38人の出資者を得てスタートした。取締役6人は全て旧組合の役員。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		
事務事業番号 40	事務事業名 農とみどりの整備事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）		13,913千円	24,302千円		400千円
歳入予算額（平成17年度）		6,500千円	9,000千円		200千円
【事務事業の内容】	<p>【参考】 農政課事務事業番号23番「農道・用水路等整備事業」に記載。</p>	<p>【目的】 葉山島字相生・下河原地区において、地元の葉山島開拓事業組合からの要望により、老朽化した用水路の補修及び改修を行うとともに、合わせて河川の氾濫を防止するため、河川を横断している用水路（サイフォン）の改修を行うもの。＜平成16年～17年の2カ年事業＞</p> <p>【内容】 事業費 13,913千円 ・サイフォン改修工事 12,000千円 L = 440m ・水路設計業務委託料 1,500千円 ・その他の経費 413千円</p>	<p>【目的及び事業地区】 荒廃農地の削減、農産物の生産性の向上を目的にその基礎となる基盤整備事業を実施する。 青山（鮎子北）地区（平成17年度完了予定。） 長竹（葎尾根）地区（平成20年度完了予定。）</p> <p>【内容】 事業費 24,302千円 工事請負費 ・農道整備事業（農道工事） 15,015千円 委託料 ・測量設計業務委託 2,601千円 公有財産購入費 ・土地購入費 5,627千円 補償補填及び賠償金 ・補償金（立木等伐採補償） 735千円 旅費、消耗品等 324千円</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金：農とみどりの整備事業費補助金</p>	該当なし	<p>【目的及び事業地区】 荒廃農地の削減、農産物の生産性の向上を目的にその基礎となる基盤整備事業を佐野川地区で実施する。</p> <p>【内容】 事業費 400千円 補助金 400千円</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金：農とみどりの整備事業費補助金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
41	共進会に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	5千円	12千円	70千円	17千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 各種の共進会は、市農業まつりの中で行ってあり、補助金として支出している。</p> <p>共進会実施品目 ・野菜 トマト、キュウリ、ナス、甘藷、大和芋 ・花卉 シクラメン ・果樹 なし、ぶどう ・畜産 乳牛、種豚、鶏卵</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ、スイートコーン、りんご、なし、くり、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償 5,000円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会</p> <p>【公共の団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、、褒賞授与式 ・事務局 郡農業振興協議会 （津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償費 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 7千円 ・普通旅費 7千円 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会 （津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>【公共の団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 10千円 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会 （津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償費 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 55千円 ・協議会負担金 25千円 ・牛運搬費 30千円 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会 （津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>【公共の団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会 （津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>J A 津久井郡農産物共進会 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協</p> <p>畜産共進会 10千円 ・普通旅費 5千円 ・役務費 2千円 ・事務局 郡畜産振興協議会 （津久井地区行政センター地域農政推進課）</p> <p>【公共の団体の概要】 ・郡農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	有害鳥獣対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	536千円	300千円	9,200千円	3,247千円	3,434千円
歳入予算額（平成17年度）	300千円	0千円	4,450千円	1,400千円	1,560千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣駆除対策事業補助金 536千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。 ・主体 市みどり組合連絡協議会 ・内容 スズメ、カラス等の銃器による駆除 ・事業費 1,610千円 ・補助率 1/3以内（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・市みどり組合連絡協議会 農業者、農協等で組織されている団体。</p> <p>【参考】 ・有害鳥獣対策事業は農政課事務番号14番「営農対策事業」の中のひとつの事業として実施している。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 いのししによる農作物への被害を防護するため、自ら電気柵または網（ネット）を購入し、設置する者に対して、購入費の一部を補助するもの。 対象者 ・本町に住所を有し、現に居住している者 ・本町内において、自ら所有または貸借により使用している土地で、農作物を生産している者。 補助対象 ・防護電気柵 ・防護ネット 補助額 ・購入費に4分の3を乗じた額 ・限度額30,000円、1,000円未満の端数は切り捨て</p> <p>【参考】 平成16年度実績 ・交付件数 14件 ・交付金額 339,000円</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 農作物被害防護事業補助金 300千円 サル、シカ、イノシシ等による農作物への被害を防護するための柵又は網の購入費の一部を補助する。 ・対象者 住民又は町内で農産物を生産している者 ・補助対象 防護電気柵、防護柵、防護網 ・補助額 防護材料及びその設置に要した費用に2分の1を乗じた額（限度額50千円） ニホンザル被害対策事業 近年、急激に被害が増大しているニホンザル被害を防ぐ。 ダムサイト群からの電波発信機を受信追尾し、人家周辺に近づいた際に爆竹等で追い払う。 ・委託料 町内一円 4ヶ月間 3,898千円 補助率 1/2（県補助1/2） 負担金、補助及び交付金 ・町鳥獣等被害対策協議会補助金 5,002千円 野生鳥獣等による農作物等への被害対策事業の円滑な実施と、今後の被害対策の迅速な対応と充実を図る。 主体 津久井町鳥獣等被害対策協議会（事務局 役場産業経済課農政係） 内容 シカ、イノシシ等の捕獲、サルの追い払い等 事業費 5,002千円 補助率 10/10（県補助1/2）</p> <p>【特定財源の概要】 ・鳥獣管理対策事業補助金（県補助金） 有害鳥獣等被害対策事業 1,250千円 特定鳥獣被害対策事業 3,200千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町鳥獣等被害対策協議会 農協、自治会、町等で組織する団体。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣駆除事業費 247千円 イノシシによる農作物の被害が増加しているため、猟友会に依頼しワナによる駆除を行っている。 ・駆除報奨費 240千円 ・看板作成費 7千円 農作物被害防止緊急対策事業費 3,000千円 猿による農作物の被害が増加しているため相模湖町野猿対策協議会を設置し、被害を事前に防除するため追い払いを行なっている。 ・協議会補助金 3,000千円（県補助1,400千円）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模湖町野猿対策協議会 農業者、自治会、猟友会、町等で組織する団体。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣等駆除事業 584千円 イノシシによる農作物の被害が増加しているため、地元猟友会に依頼しワナによる捕獲を行っている。 野猿対策協議会事業 2,850千円 野猿による農作物の被害が増加している地域を、野猿対策協議会を設置し、被害を事前に防除するため追い払いを行なっています。 協議会補助金2,300千円（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町野猿対策協議会 農業者、自治会、猟友会、町等で組織する団体。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
43	相模原市森林整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「相模原市森林整備計画」平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本市森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・市有地を含む） A=307ha ・市街化調整区域以内にある森林（0.3ha以上の面積を持つ立木地） ・緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む）内、近郊緑地保全区域内の森林 ・保安林 	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「城山町森林整備計画」平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・市有地を含む） A=802ha ・市街化調整区域以内にある森林（0.3ha以上の面積を持つ立木地） ・砂防法による砂防指定地に係る森林 ・保安林 	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「津久井町森林整備計画」平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・町有地を含む） A=9,316ha ・保安林 	<p>【内容】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「相模湖町森林整備計画」平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林（県・町有地を含む） A=2,261.5ha ・保安林 	<p>【目的】 森林法に基づき、神奈川県「地域森林計画」の対象民有林について、「市町村森林整備計画」を策定する。</p> <p>【概要】 「藤野町森林整備計画」平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。</p> <p>【計画期間】 平成15年度から平成24年度まで</p> <p>【対象となる森林】 計画対象民有林（県・町有地を含む） 5,082ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
44	神奈川県地域森林計画対象森林における届出事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課 森林法	経済課 森林法	産業経済課 森林法	産業環境課 森林法	まちづくり課 森林法
	歳出予算額（平成17年度） 歳入予算額（平成17年度）	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため県央地域県政総合センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成16年度実績 2件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成16年度実績 1件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成16年度実績 3件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成16年度実績 2件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。</p> <p>対象民有林 1ha未満 森林法に基づく伐採届出書の受理の件数 ・平成16年度実績 5件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	松くい虫の防除		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林病虫害等防除法	森林病虫害等防除法			
歳出予算額（平成17年度）	4,377千円	200千円		50千円	
歳入予算額（平成17年度）	431千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 森林病虫害防除法に基づき、県が指定した区域の松くい虫被害対策を行う。</p> <p>【内容】 松くい虫被害木調査委託 松くい虫被害木（8割以上の赤枯木）の所在、幹周等を現地調査し、防除の基礎資料とする。 予算額 1,600千円 対象区域 11ha</p> <p>松くい虫防除委託 特別伐倒駆除・・・被害木を伐倒後、搬出・破碎処理 予算額 863千円 対象区域 11ha</p> <p>【特定財源】 県補助金 補助率1/2 431千円</p> <p>松くい虫被害予防委託 松くい虫被害を予防するため、市が管理する緑地の松を対象に薬剤注入を実施する。 予算額 1,914千円</p> <p>予算額は11「緑地等維持管理事業」と重複</p>	<p>【目的】 景勝地である相模川沿い小倉橋周辺の黒松の保全を行うため地元の管理会と協力し、松くい虫被害防除のための薬剤注射を行う。</p> <p>【内容】 松くい虫防除薬剤注入委託 【町補助金】 総事業費の2/3以内</p>	該当なし	<p>【目的】 森林病虫害等防除法の区域外であるがまとまっているお寺の境内に2ヶ所に2年に1度実施する。</p> <p>【内容】 ・松くい虫防除薬剤注入委託 ・事業費 50千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
46	自然保護奨励金の委託事務に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）	150千円	40千円	260千円	241千円	354千円
歳入予算額（平成17年度）	150千円	40千円	260千円	240千円	350千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>特に事業立てはせず、歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成16年度実績 198件 特定財源 県委託金 150千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>特に事業立てはせず、歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成16年度実績 35件 特定財源 県委託金 40千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>平成16年度実績 462件 特定財源 県委託金 260千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>歳入は一般事務費に充当している。</p> <p>平成16年度実績 414件 県委託金 240千円</p>	<p>【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区（市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。）及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。</p> <p>【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神奈川県環境農政部緑政課に提出する。 なお、奨励金の交付事務は県が行う。</p> <p>平成16年度実績 798件 特定財源 県委託金 350千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
47	林地開発に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成16年度照会実績 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成16年度照会実績 1件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成16年度照会実績 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成16年度照会実績 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>森林法の規定による開発行為（土地面積1ha以上）における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。</p> <p>平成16年度照会実績 0件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
48	岩石採取に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		採石法		採石法	採石法
歳出予算額（平成17年度）		0千円		0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）		0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成16年度照会実績 1件	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成16年度照会実績0件	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答する。 平成16年度照会実績 0件

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
49	治山・治水事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）			0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）			0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【内容】</p> <p>地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。</p> <p>県において事業実施が確定した際に、必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書等を得る。</p> <p>・平成16年度要望件数 1件</p>	<p>【内容】</p> <p>地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。</p> <p>県において事業実施が確定した際に、必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書等を得る。</p>	<p>【内容】</p> <p>地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。</p> <p>また、県において事業実施が確定した際には、地域住民への説明会を開催したり、必要に応じて地権者等から承諾書等を得る。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		
事務事業番号 50	事務事業名 保安林に関すること		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			森林法		
歳出予算額（平成17年度）			0千円		
歳入予算額（平成17年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【内容】</p> <p>治山・治水事業により実施される箇所を必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書を得る。</p> <p>【平成16年度実績】 0件</p> <p>治山・治水に関する保安林事務であり一般的な保安林事務はなし。</p>	該当なし	<p>【内容】</p> <p>治山・治水事業により実施される付近を必要に応じて保安林指定する場合は、森林所有者から承諾書を得る。</p> <p>治山・治水事業は、あくまでも保安林が対象である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
51	水源の森林づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			神奈川県協力協約推進事業実施要綱 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱 神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱
歳出予算額（平成17年度）			16,540千円	2,941千円	22,425千円
歳入予算額（平成17年度）			16,540千円	2,939千円	22,425千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域（森林法第5条第1項に規定する地域 森林計画対象森林・森林所有者が県、市町村及び森林開発公団以外の森林） ・協約内容 水源林として適正な森林づくりの推進一施行地あたり、2ha以上の皆伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止 ・契約期間 主伐が完了するまで</p> <p>【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円（定額） ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める</p> <p>【平成17年度見込】 ・県からの補助金歳入 16,540千円 ・協力協約推進事業補助金 15,483千円 ・事務費 1,057千円</p> <p>【平成16年度実績】 ・県からの補助金歳入 27,292千円 ・協力協約推進事業補助金 25,835千円 ・事務費 1,457千円</p> <p>【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 28,696千円 協力協約推進事業補助金 26,936千円 需用費 1,760千円</p>	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域（森林法第5条第1項に規定する地域 森林計画対象森林・森林所有者が県、市町村及び森林開発公団以外の森林） ・協約内容 水源林として適正な森林づくりの推進一施行地あたり、2ha以上の皆伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止 ・契約期間 主伐が完了するまで</p> <p>【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円（定額） ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める</p> <p>【平成17年度見込】 ・県からの補助金歳入 2,939千円 ・協力協約推進事業補助金 2,754千円 ・事務費 187千円</p> <p>【平成16年度実績】 ・県からの補助金歳入 8,203千円 ・協力協約推進事業補助金 7,738千円 ・事務費 465千円</p> <p>【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 7,105千円 協力協約推進事業補助金 6,662千円 事務費 443千円</p>	<p>【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を行う。</p> <p>【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域（森林法第5条第1項に規定する地域 森林計画対象森林・森林所有者が県、市町村及び森林開発公団以外の森林） ・協約内容 水源林として適正な森林づくりの推進一施行地あたり、2ha以上の皆伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止 ・契約期間 主伐が完了するまで</p> <p>【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円（定額） ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める</p> <p>【平成17年度見込】 ・県からの補助金歳入 22,425千円 ・協力協約推進事業補助金 22,185千円 ・事務費 240千円</p> <p>【平成16年度実績】 ・県からの補助金歳入 15,307千円 ・協力協約推進事業補助金 14,885千円 ・事務費 422千円</p> <p>【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 9,365千円 協力協約推進事業補助金 9,121千円 事務費 244千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
52	町有林管理審議会に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	財務課	産業経済課	総務課	総務課
根拠法令等				相模湖町町有林管理審議会条例	
歳出予算額（平成17年度）				841千円	
歳入予算額（平成17年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>審議会の所掌事項 町有林の管理に関する事項の調査及び審議 町有林の処分に関する事項の調査及び審議</p> <p>組織 委員8名（会長、副会長各1）で構成。 委員は議会の同意を得て町長が任命する。 ただし、町に財産を帰属させた旧財産区の 各地域毎に同数の委員を任命しなければ ならない。</p> <p>任期 4年</p> <p>報酬 会長 年額120,000円 委員（副会長含む）103,000円</p> <p>現状 町有林と民有林の境界設定の立会い、 町有林施行計画の確認 直営による施業（下草刈など）の応援 などが主な活動内容である。 年間の実働は10日程度</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	農村環境改善センター(農村総合整備モデル事業)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)					2,918千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】 町南部地域の集会拠点として運営されている。 各種行事・イベント会場 地元特産物の開発施設 特産物を使った料理教室 各種趣味の教室 南部地域の情報発信施設

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			
事務事業番号 54	事務事業名 ふじの里山くらぶ	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）					500千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 自然との触れ合う機会が少なく、都会に暮らす方々にも昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野町に気軽に来ていただき、つくる、遊ぶ、食べる、触れる、見るなど様々な里山の暮らしを町民と共に体験していただき、心のリフレッシュとともに人と人の新しい交流（コミュニケーション）を構築することを目的としています。交流（コミュニケーション）の核となるのは「体験の共有」です。</p> <p>「ふじの里山くらぶ」はその活動を通し、藤野町の経営資源の有効活用を行い、（豊かな自然・芸術環境と活力ある産業振興の調和）を図り来町者の皆様とともに町の活性化を目的とします。その中には自然の保全、遊休地、荒廃林の有効活用、人材の発掘・教育、里山の暮らしの研究、町内ネットワークづくりなど、運営環境づくりのための各種活動が含まれています。</p> <p>【事業概要】 情報の発信と受信（情報収集、会報発行、HP管理、広報・宣伝） 各種グループ、団体とのネットワーク構築 各種体験教室の企画・実施やイベント開催 特産品の販売や商品開発サポート 会員募集 里山環境づくりと環境保全、里山文化の伝承活動 マイスターの育成 町北部地域「みのりの郷整備事業」の実施 平成17年度県直営委託事業</p> <p>【運営母体】 ふじの里山くらぶ実行委員会 ・第1分科会（里山環境保全） ・第2分科会（広報宣伝） ・第3分科会（みのりの郷企画・運営）</p> <p>【運営資金】 会員の会費、補助金・賛助金、事業収入、広告費、寄付金、その他 年会費は里山会員＜個人1200円、団体一口6000円＞、くらぶ会員＜個人1200円、団体一口6000円＞となっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会・財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
55	藤野町営産業用施設の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					藤野町営産業用施設の設置及び管理に関する条例 藤野町営産業用施設の管理及び使用規則 藤野町営産業用施設事業等分担金徴収条例
歳出予算額（平成17年度）					282千円
歳入予算額（平成17年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 発展する地域の社会情勢に対処するため、生活改善の普及、各種講習会及び地域の行政、文化活動等に使用し、住民の交流と、併せて地域の発展に資する。</p> <p>【施設概要】 篠原生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 109.00㎡ 奥牧野生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 82.60㎡ 伏馬田生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 52.88㎡ 中尾生活改善センター 開設年月日 昭和53年12月18日 延床面積（全体） 52.88㎡ 吉原生活改善センター 開設年月日 昭和54年12月17日 延床面積（全体） 52.47㎡ 沢井生活改善センター 開設年月日 昭和55年 5月13日 延床面積（全体） 132.20㎡ 菅井生活改善センター 開設年月日 昭和57年12月25日 延床面積（全体） 59.49㎡ 小津久生活改善センター 開設年月日 昭和57年12月25日 延床面積（全体） 49.57㎡ 長又生活改善センター 開設年月日 昭和57年12月25日 延床面積（全体） 29.74㎡ 馬本生活改善センター 開設年月日 昭和58年12月10日 延床面積（全体） 49.57㎡ 大久和生生活改善センター 開設年月日 昭和62年 3月28日 延床面積（全体） 82.62㎡ 新和田多目的集会施設 開設年月日 昭和63年12月14日 延床面積（全体） 44.75㎡ 小舟集会施設 開設年月日 昭和62年 3月28日 延床面積（全体） 54.53㎡ 芝田集会施設 開設年月日 昭和62年 3月28日 延床面積（全体） 54.53㎡</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会・財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
55	藤野町営産業用施設の管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>日連集会施設 開設年月日 昭和63年 3月26日 延床面積（全体） 299.38㎡</p> <p>上岩集会施設 開設年月日 昭和63年12月 日 延床面積（全体） 110.14㎡</p> <p>川上多目的集会施設 開設年月日 平成 2年 3月28日 延床面積（全体） 68.73㎡</p> <p>大川原多目的集会施設 開設年月日 平成 2年12月15日 延床面積（全体） 53.83㎡</p> <p>舟久保多目的集会施設 開設年月日 平成 3年12月24日 延床面積（全体） 46.37㎡</p> <p>綱子多目的集会施設 開設年月日 平成 4年 1月30日 延床面積（全体） 55.48㎡</p> <p>大鐘生活改善センター 開設年月日 昭和60年 3月 日 延床面積（全体） 59.49㎡</p> <p>藤野圏芸ランド野趣味覚センター 開設年月日 昭和49年 3月 日 延床面積（全体） 156.99㎡</p> <p>竹の子の里活性化センター 開設年月日 平成 4年 3月31日 延床面積（全体） 172.45㎡</p> <p>やさか茶屋 開設年月日 平成 6年 3月30日 延床面積（全体） 42.09㎡</p> <p>・各地域等と管理委託契約を締結。維持管理に係る費用は、地域が次に掲げる費用を負担。 建物の清掃及び汚物処理費 電気、水道及びガスの使用料 軽易な小破損等修繕</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	新都市農業推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農政課新都市農業推進室 構造改革特別区域法	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
歳出予算額（平成17年度）	54,612千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市新都市農業推進計画の推進</p> <p>・計画の目標 『新都市農業の創出』 地産・地発・地工・地消（商）の農業の実現 “地域で生産された農畜産物を地域で開発、加工を行い、地域で販売（商い）、消費する”農業の実現をめざす。</p> <p>【内容】 新都市農業公園拠点事業 「たな四季の里」事業 ・アグリセンター事業 < 50,138千円 > ・市民ファーマー事業 ・アグリフェア開催事業 < 500千円 > ・フラワーガーデン事業 < 1,041千円 > ・マイ、夢果樹園事業</p> <p>新都市農業公園促進事業 ・バイオマス・フロンティア事業 （資源循環型農業開拓事業） < 500千円 > ・ヤングファーマーインキュベーター事業 （若手プロ農業者育成事業） < 180千円 > ・農業マイスター事業 （農業技術専門指導者登録活用事業） ・商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業 ・アグリテクニカル&メディカル創造事業 （農業新技術開発、医療福祉分野応用事業） < 1,890千円 > ・さがみはら田園スクール事業 ・アグリセラピー事業 （農業の癒し効果活用事業）</p> <p>新都市農業公園連携事業 民間の新たな事業参入の動向に応じて促進</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	新都市農業推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>構造改革特区関連(構造改革特別区域法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用農地を活用した法人の農業参入 対象面積：市内すべての農業振興地域 731ha ・農地の権利取得の際の下限面積要件の緩和措置 (30a以上を10a以上に)を利用した個人の農業参入 対象区域：田名の新宿塩田地区の農業振興 地域の農用地区域25haのみ <p>*17年度中に法改正等により全国展開される予定</p> <p>地域再生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定された「相模原市地域再生計画」の区域 対象区域：市内全域 				